

令和7年度
包括外部監査結果報告書

<テーマ>

教育委員会が所管する
事務事業について

明石市包括外部監査人
公認会計士 本村 勲

目次

第1	外部監査の概要	4
1	外部監査の種類	4
2	選定した特定の事件（テーマ）	4
3	事件を選定した理由	4
4	監査の方法	6
5	外部監査の実施期間	8
6	外部監査の従事者	8
7	利害関係	8
8	その他	8
第2	包括外部監査対象の概要	9
1	教育委員会	9
1-1	教育委員会制度	9
1-2	明石市の教育委員会	12
2	明石市立の学校	17
3	教育関連の計画等	19
3-1	全体像	19
3-2	市全体の行政計画	22
3-3	第3期あかし教育プラン（明石市教育振興基本計画）	37
3-4	教育施設に関連する計画	39
4	教育を取り巻く環境の変化	47
4-1	出生数	47
4-2	教員の働き方改革	48
4-3	ICT	52
第3	監査結果の概要	54
1	教育企画室（総務担当）に対する監査結果の概要	54
2	教育企画室（学校管理担当）に対する総括的意見	54
3	教育企画室（青少年教育担当）に係る監査結果の概要	55
4	学校給食課に係る監査結果の概要	56
5	学校教育課に対する総括的意見	56
6	児童生徒支援課に対する総括的意見	57
7	あかし教育研修センターに対する総括的意見	59
8	明石商業高等学校事務局に対する総括的意見	59
9	明石市立の学校に係る監査結果の概要	61
9-1	備品・ICT機器の管理	61
9-2	教員の時間外管理について	61

9-3	準公金の取り扱いについて	62
第4	監査結果の詳細	64
1	教育企画室（総務担当）に対する監査結果	64
2	教育企画室（学校管理担当）に対する監査結果	68
2-1	教育企画室（学校管理担当）全般事項	68
2-2	教育企画室（学校管理担当）の事務事業	73
3	教育企画室（青少年教育担当）に対する監査結果	92
4	学校給食課に対する監査結果	120
4-1	学校給食課全般事項	120
4-2	学校給食課の事務事業	134
5	学校教育課に対する監査結果	147
5-1	学校教育課全般事項	147
5-2	学校教育課の事務事業	160
6	児童生徒支援課に対する監査結果	190
6-1	児童生徒支援課の事務事業	190
7	あかし教育研修センターに対する監査結果	215
7-1	あかし教育研修センターの事務事業	215
8	明石商業高等学校事務局に対する監査結果	220
8-1	明石商業高等学校事務局の事務事業	220
9	成果指標に対する監査結果	232
第5	学校往査の結果	241
1	往査の対象とした学校	241
2	大久保北中学校	243
2-1	概要	243
2-2	監査結果	245
3	江井島中学校	258
3-1	概要	258
3-2	監査結果	260
4	魚住中学校	272
4-1	概要	272
4-2	監査結果	275
5	沢池小学校	286
5-1	概要	286
5-2	監査結果	288
6	大久保小学校	299
6-1	概要	299

6-2	監査結果	301
7	二見北小学校	311
7-1	概要	311
7-2	監査結果	313
8	明石商業高等学校	324
8-1	概要	324
8-2	監査結果	326
9	高丘東・西小学校	338
9-1	概要	338
9-2	監査結果	340
10	学校訪問による全般的な監査結果	345
10-1	備品・ICT機器の管理	345
10-2	教員の時間外管理について	348
10-3	準公金の取り扱いについて	350
10-4	その他の手続結果について	362
	【監査結果の一覧】	364

第1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び明石市外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条の規定に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（テーマ）

（1）監査対象

教育委員会が所管する事務事業について

（2）対象期間

令和6年度（自令和6年4月1日 至令和7年3月31日）

ただし、必要に応じて過年度及び令和7年度についても監査対象とした。

3 事件を選定した理由

明石市では、全国的に人口減少・少子高齢化が進むなか、これまで「住みたい、住み続けたい」まちの推進に向けて、5つの無料化など「こどもを核としたまちづくり」を重点的に推進するとともに、明石の魅力や特性を全国に発信してきた。その結果、令和6年度まで12年連続で人口は増加しており、これは0歳から9歳及び25歳から39歳の子育て世帯の社会動態による増加が大きな要因であり、上記取組の賜物であると考えられる。

一方で、令和4年3月に策定された、最上位に位置付けられる行政計画である「あかしSDGs推進計画（明石市第6次長期総合計画）」（以下「あかしSDGs推進計画」という。）において、令和12年度の目標として、「住みやすいと思う人の割合」を100%とすることを目標として掲げている。この目標達成のためにも、転入してきた子どもを含め、すべての子どもへ質の高い教育を提供するとともに、すべての子育て世帯へ安心安全な教育環境を提供することは、非常に重要な責務であると認識している。

また、「あかしSDGs推進計画」を教育行政推進の面から具体化する個別計画である「第3期あかし教育プラン（明石市教育振興基本計画）」（以下「あかし教育プラン」という。）が、令和4年2月に策定されている。この「あかし教育プラン」の計画期間は令和12年度までの9年間であるが、現代の子どもを取り巻く環境の変化及び、国の教育振興基本計画の更新等を踏まえ、その内容について検証を行う必要があると考えられる。そこで、「あかしSDGs推進計画」の前期戦略計画の計画期間にあわせて、令和4年度から令和7年度までの4年間を終えた時点で、計画の中間見直しを行うこととされている。そのため、中間見直し前の最終年度に「あかし教育プラン」に基づく推進状況や方向性の確認を包括外部監査として行うことは、目標年次における目標達成に向けて意義を有すると考えられる。

さらに、令和6年度一般会計当初予算（教育費）は13,967,428千円であり、一般会計当初予算（126,278,554千円）の約11.1%を占め、財政に与える影響は非常に大きいものとなっている。教育は未来への投資であり、非常に重要な施策ではあるものの、地方公共団体は多種多様な市民サービスの提供が求められており、一定の予算制約が存在する。そのため、効率的に十分かつ適切な教育サービスが市民に提供されているか、という観点で予算規模の大きい教育行政を監査することは、重要であると考えられる。

上記の通り、行政計画推進、個別計画の目標達成及び財政に与える影響を総合的に考慮した結果、教育委員会が所管する事務事業について、合規性の観点に加え、経済性、効率性及び有効性の観点から検証することは大きな意義があると判断し、特定の事件（監査テーマ）として選定した。

4 監査の方法

(1) 監査の視点等

① 事業の有効性

- ・ 現在においても事業としての意義を有しているか。
- ・ 実態を踏まえて適切な計画を策定し、成果指標や目標値を設定しているか。
- ・ 社会情勢の変化に対応して、管理方針や管理手法が適切に見直されているか。
- ・ 管理運営が、各種計画の方針等に従い実施されているか。
- ・ 管理運営手法は成果指標や目標値を達成するために効果的か。
- ・ 指定管理者の業務は適切にモニタリングされているか。
- ・ 他の部署との必要な連携や情報共有が図られているか。
- ・ 公平性は確保されているか。

② 事業の経済性・効率性

- ・ 不要な管理が行われていないか。
- ・ 費用対効果の観点で業務の見直しがなされているか。
- ・ 指定管理者等外部業者の業務との重複はないか。
- ・ 指定管理者等外部業者の報告が適切に分析され、契約金額の低減努力がなされているか。
- ・ 指定管理者等外部業者の業務について、経済性、効率性に関するモニタリングができていないか。

③ 事業の合規性

- ・ 管理運営業務は、法律、条例、諸規則及び要綱などに準拠しているか。
- ・ 各種契約は、条例等に沿って行われているか。
- ・ 予算、決算数値は正しいか。
- ・ その他、事業に係る事務の執行は関連する法令等に準拠しているか。

(2) 主な監査手続

① 教育委員会が所管する事務事業の概要把握

監査テーマ全体の概要把握のため、必要な資料をもとに、教育委員会から概要の説明を受けた。また、関連法令、条例、諸規則及び要綱等を入手し、遵守すべき基準等を把握し、関連する明石市の各種計画、統計資料等を閲覧した。他の自治体等との比較を行うため、インターネットにて他自治体の情報収集を行うとともに、公表されている決算統計等各種数値に基づき分析を行った。

② 各担当課の事務事業に関する事務手続

必要な資料を入手し、各担当者へのヒアリング及び管理資料その他文書の閲覧を行い、関連法令、条例、諸規則及び要綱等への準拠性を確かめ、管理運営状況と問題点の把握を行った。

③ 現地調査

以下の日程にて現地調査を行い、実際の管理運営状況を確認するとともに、問題点の有無を確認した。

現地調査日	現地調査先
8月12日	東部給食センター
9月16日	東部給食センター
9月17日	魚住中学校
9月18日	大久保北中学校
9月24日	江井島中学校
9月29日	大久保小学校
9月30日	沢池小学校
9月30日	高丘東・西小学校
10月1日	二見北小学校
10月9日	明石商業高校
10月22日	東部給食センター
10月28日	人丸小学校
10月28日	衣川中学校
10月28日	清水幼稚園

5 外部監査の実施期間

監査対象団体及び所管課に対し、令和7年7月1日から令和8年1月23日までの期間にわたり、監査を実施した。

6 外部監査の従事者

(1) 包括外部監査人

公認会計士	本村 勲
-------	------

(2) 包括外部監査人補助者

公認会計士	大内 美香
公認会計士	福井 智士
公認会計士	三木 貴之
弁護士	中原 卓也
中小企業診断士	鈴木 文彦

7 利害関係

外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定による利害関係はない。

8 その他

(1) 金額単位等

金額については、原則として円単位で集計後に表示単位未満を切り捨てている。また、率その他報告書中の数値は、端数処理の関係で総数と内訳の合計とが一致しない場合がある。

(2) 報告書の数値等の出典

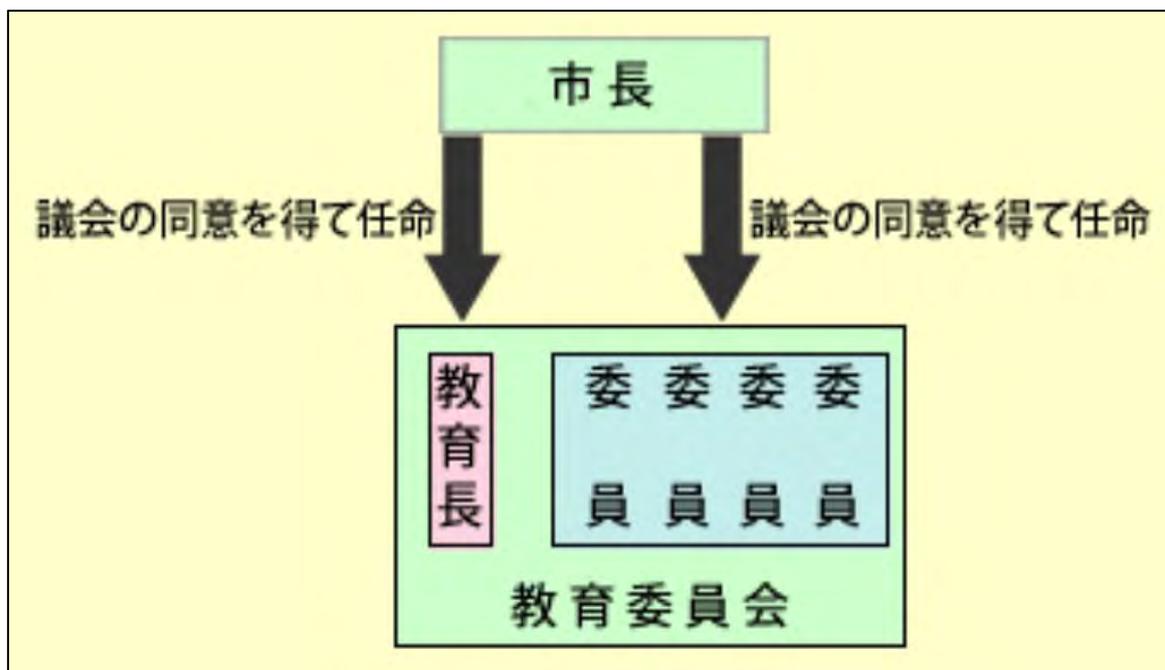
報告書の数値等について、明石市が公表している資料、あるいは監査対象とした所管課等から入手した資料を用いている場合は、原則として数値等の出典は明示していない。また、その数値・金額の正確性を保証するものではない。

第2 包括外部監査対象の概要

1 教育委員会

1-1 教育委員会制度

教育委員会は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、教育に関する事務を処理するため、市町村等に設置される合議制の執行機関である。市長が議会の同意を得て任命した教育長と委員4人で教育委員会は構成されており、学校教育、社会教育、青少年育成や文化財に関する教育行政の基本方針や計画を審議・決定する機関である。



(出典：明石市ホームページ「教育委員会紹介」)

教育長は、市長の被選挙権を有し、人格が高潔で、教育行政に関して識見を有する者から、市議会の同意を得て市長により任命されることになり、任期は3年となる。教育長は教育委員会の会議を主宰するとともに、事務処理上の責任者として教育委員会の権限に属するすべての事務を行っている。

委員は、市長の被選挙権を有し、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関して識見を有する者から、市議会の同意を得て市長により任命されることになり、任期は4年となる。なお、委員に保護者（親権を行う者及び未成年後見人）を含むことが必要である。

文部科学省において、教育委員会制度について取りまとめられており、詳細は下記のとおりである。

教育委員会制度について

1. 教育委員会制度の概要

- 教育委員会は、都道府県及び市町村等に置かれる合議制の執行機関であり、生涯学習、教育、文化、スポーツ等の幅広い施策を展開。

[教育委員会制度の意義]

①政治的中立性の確保

- ◎ 個人の精神的な価値の形成を目指して行われる教育においては、その内容は、中立公正であることは極めて重要。このため、教育行政の執行に当たっても、個人的な価値判断や特定の党派的影響力から中立性を確保することが必要。

②継続性、安定性の確保

- ◎ 教育は、子どもの健全な成長発達のため、学習期間を通じて一貫した方針の下、安定的に行われることが必要。また、教育は、結果が出るまで時間がかかり、その結果も把握しにくい特性から、学校運営の方針変更などの改革・改善は漸進的なものであることが必要。

③地域住民の意向の反映

- ◎ 教育は、地域住民にとって身近で関心の高い行政分野であり、専門家のみが担うのではなく、広く地域住民の意向を踏まえて行われることが必要。

[教育委員会制度の特性]

①首長からの独立性

- ◎ 行政委員会の一つとして、独立した機関を置き、教育行政を担当させることにより、首長への権限の集中を防止し、中立的・専門的な行政運営を担保。

②合議制

- ◎ 多様な属性を持った複数の委員による合議により、様々な意見や立場を集約した中立的な意思決定を行う。

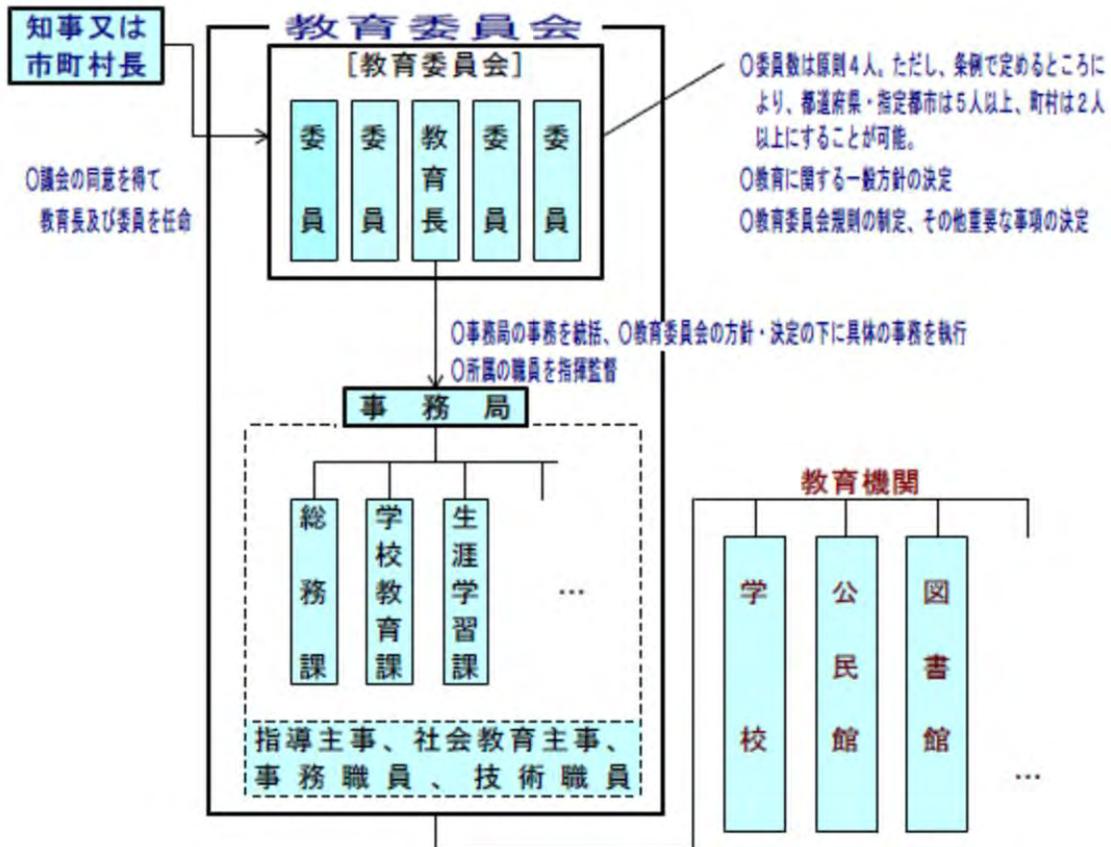
③住民による意思決定（レイマンコントロール）

- ◎ 住民が専門的な行政官で構成される事務局を指揮監督する、いわゆるレイマンコントロールの仕組みにより、専門家の判断のみによらない、広く地域住民の意向を反映した教育行政を実現。

[教育委員会制度の仕組み]

- 教育委員会は、地域の学校教育、社会教育、文化、スポーツ等に関する事務を担当する機関として、全ての都道府県及び市町村等に設置。
- 首長から独立した行政委員会としての位置付け。
- 教育委員会は、教育行政における重要事項や基本方針を決定し、それに基づいて教育長が具体の事務を執行。
- 月1～2回の定例会のほか、臨時会や非公式の協議会を開催。
- 教育長及び教育委員は、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命。任期は教育長は3年、教育委員は4年で、再任可。

《教育委員会の組織のイメージ》



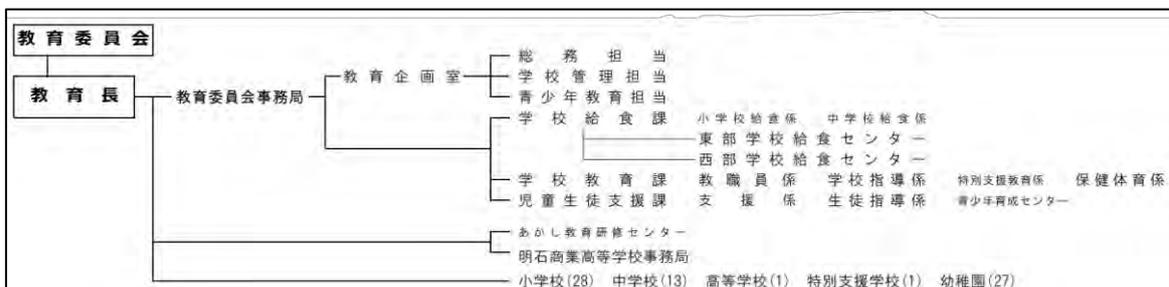
2. 教育委員会の事務	
○ 教育委員会は、地域の公共事務のうち、教育、文化、スポーツ等に関する事務を処理。	
学校教育の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の設置管理 ・教職員の人事及び研修 ・児童・生徒の就学及び学校の組織編制 ・校舎等の施設・設備の整備 ・教科書その他の教材の取扱いに関する事務の処理
生涯学習・社会教育の振興	<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習・社会教育事業の実施 公民館、図書館、博物館等の設置管理 社会教育関係団体等に対する指導、助言、援助
芸術文化の振興、文化財の保護	<ul style="list-style-type: none"> 文化財の保存、活用 文化施設の設置運営 文化事業の実施
スポーツの振興	<ul style="list-style-type: none"> 指導者の育成、確保 体育館、陸上競技場等スポーツ施設の設置運営 スポーツ事業の実施 スポーツ情報の提供

(出典：文部科学省ホームページ「教育委員会制度について」)

1-2 明石市の教育委員会

(1) 組織図

令和7年4月1日現在の明石市組織図における教育委員会の組織は下記のとおりである。



(出典：明石市ホームページ「明石市組織図」)

(2) 事務分掌

教育委員会の組織及び事務分掌は、明石市教育委員会事務局事務分掌規則に基づいており、その内容は下記のとおりである。

【組織】

室・課	係等
教育企画室	
学校給食課	小学校給食係 中学校給食係 東部学校給食センター 西部学校給食センター
学校教育課	教職員係 学校指導係 特別支援教育係 保健体育係
児童生徒支援課	支援係 生徒指導係 青少年育成センター

(出典：明石市教育委員会事務局事務分掌規則第2条)

【事務分掌】

室・課	事務
教育企画室	(1) 教育委員会の会議並びに教育長及び教育委員の秘書及び渉外に関すること。 (2) 教育行政の企画及び調整に関すること。 (3) 法令の解釈並びに条例、規則等の審査及び解釈に関すること。 (4) 文書事務及び公印に関すること。 (5) 通学区域の設定及び変更並びに明石市立学校通学区域審議会に関すること。 (6) 児童及び生徒の就学に関すること。 (7) 学級編制（幼稚園及び特別支援学級の編制を除く。）に関すること。 (8) 就学援助に関すること。 (9) 貸与型奨学金に関すること。

室・課	事務
	<p>(10) 職員(教育職職員及び調理員を除く。)の人事に関する事 (11) 職員の給与に関する事 (12) 職員(調理員を除く。)の賃金その他の勤務条件に関する事 (13) 特別職職員の報酬及び費用弁償等の制度の調査及び改善(他の所管に属するものを除く。)に関する事 (14) 職員団体(県費負担教職員の組織する職員団体を除く。)に関する事 (15) 職員の福利厚生に関する事 (16) 職員(教育職職員及び調理員を除く。)の安全衛生及び職員(教育職職員を除く。)の公務災害補償に関する事 (17) 学校予算の配分及び執行(他の所管に属するものを除く。)に関する事 (18) 学校備品の整備及び管理(他の所管に属するものを除く。)に関する事 (19) 学校の設置及び廃止並びに変更に関する事 (20) 学校の敷地の設定及び変更に関する事 (21) 学校施設・設備、敷地の営繕及び整備(他の所管に属するものを除く。)に関する事 (22) 学校施設の管理及び使用に関する事 (23) 教育施設の調査に関する事 (24) 青少年の健全育成に係る地域との連携の推進に関する事 (25) 社会教育指導者の養成及び社会教育関係団体の育成に関する事 (26) 子どもの安全を守る活動の推進及び地域との連携に関する事 (27) 少年自然の家の管理運営に関する事 (28) 子どもの読書活動推進に関する事 (29) 学校図書館の充実及び運営の支援に関する事 (30) 学校司書に関する事 (31) 事務局の庶務に関する事 (32) その他他の課の所管に属さない事項に関する事</p>
学校給食課	<p>(1) 学校給食の運営指導及び企画立案に関する事 (2) 学校給食設備等の整備及び衛生管理に関する事</p>

室・課	事務
	<ul style="list-style-type: none"> (3) 調理員の安全衛生に関すること。 (4) 調理員の人事及び賃金その他の勤務条件に関すること。 (5) 学校給食センターに関すること。 (6) 学校給食会との調整に関すること。
学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 教育職職員の人事に関すること。 (2) 教育職職員の表彰に関すること。 (3) 教育職職員の安全衛生及び公務災害補償に関すること。 (4) 県費負担教職員の組織する職員団体に関すること。 (5) 学校教育の振興に関すること。 (6) 人権教育に関すること。 (7) 教科書の採択及びその他教材等の届出に関すること。 (8) 市立高等学校入学者の選抜に関すること。 (9) 特別支援教育の振興に関すること。 (10) 特別支援学級の編制に関すること。 (11) 学校体育の振興に関すること。 (12) 学校体育施設（プールに限る。）の開放に関すること。 (13) 学校体育団体に関すること。 (14) 学校部活動の振興に関すること。 (15) 学校保健衛生の振興に関すること。 (16) 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づく健康診断に関すること。 (17) 学校安全教育に関すること。 (18) 学校の食育推進に関すること。 (19) 学校医等に関すること。 (20) 学校保健関係団体に関すること。
児童生徒支援課	<ul style="list-style-type: none"> (1) いじめに関すること。 (2) 教育相談に関すること。 (3) 長期欠席及び不登校に関すること。 (4) 生徒指導に関すること。 (5) 児童生徒支援員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーに関すること。 (6) 適応教室（もくせい教室）に関すること。 (7) 青少年の健全育成及び非行防止に関すること。

(出典：明石市教育委員会事務局事務分掌規則第3条)

(3) 財務状況

市の教育費の予算・決算の状況は下記のとおりである。

(単位：千円)

区分	令和3年度 決算額	令和4年度 決算額	令和5年度 決算額	令和6年度 決算額
教育総務費	2,083,120	3,274,893	3,135,698	3,075,356
小学校費	1,715,189	1,990,714	2,869,184	3,137,112
中学校費	819,261	984,887	1,262,167	1,382,231
高等学校費	679,667	746,196	1,385,469	768,299
幼稚園費	1,700,538	1,644,131	1,708,249	2,225,670
特別支援学校費	51,527	90,171	226,278	157,887
社会教育費	1,828,073	1,770,305	1,748,473	2,379,580
保健体育費	2,179,709	2,509,414	2,365,612	2,467,430
教育費計①	11,057,084	13,010,711	14,701,130	15,593,565
一般会計総額②	127,960,648	125,855,893	128,521,372	138,266,314
教育費率①÷②	8.60%	10.30%	11.40%	11.2%
(費用の内容)				
教育総務費	：教育委員会及び教育委員会事務局の運営に要する経費			
小学校費	：市立小学校の管理や施設整備に要する経費			
中学校費	：市立中学校の管理や施設整備に要する経費			
高等学校費	：市立高等学校の管理や施設整備に要する経費			
幼稚園費	：市立幼稚園の管理や施設整備に要する経費			
特別支援学校費	：市立特別支援学校の管理や施設整備に要する経費			
社会教育費	：社会教育活動や青少年活動に要する経費			
保健体育費	：体育、学校保健及び学校給食に要する経費			

2 明石市立の学校

明石市立の商業高等学校、特別支援学校、中学校及び小学校の状況は以下のとおりである。

【商業高等学校：令和7年5月1日現在】 1校

学校名	所在地	生徒数	学級数
明石商業高等学校	明石市魚住町長坂寺 1250	801	21

(出典：明石商業高等学校ホームページ「沿革」)

【特別支援学校：令和7年5月1日現在】 1校

学校名	所在地	児童数	学級数
明石養護学校	明石市大久保町大窪 2752 番地の1	43	19

(出典：明石市立明石養護学校 2025 年度学校要覧)

【中学校：令和7年5月1日現在】 13校

学校名	所在地	生徒数	学級数
錦城中学校	明石市上ノ丸 3 丁目 1-11	218	11
朝霧中学校	明石市大蔵谷奥 4-1	563	18
大蔵中学校	明石市西朝霧丘 4-7	598	19
衣川中学校	明石市南王子町 7-1	521	19
野々池中学校	明石市沢野 1 丁目 3-1	789	26
望海中学校	明石市西明石南町 1 丁目 1-33	766	26
大久保中学校	明石市大久保町大久保町 200	928	27
大久保北中学校	明石市大久保町大窪 2030	912	27
高丘中学校	明石市大久保町高丘 5 丁目 14	346	14
江井島中学校	明石市大久保町西島 680-5	376	14
魚住中学校	明石市魚住町清水 364	745	29
魚住東中学校	明石市魚住町金ヶ崎 1687-14	521	19
二見中学校	明石市二見町西二見 594	725	24
中学校計		8,008	273

(出典：明石市ホームページ「学校園一覧」、「教育データ」)

【小学校：令和7年5月1日現在】 28校

学校名	所在地	児童数	学級数
明石小学校	明石市山下町 12-21	539	22
松が丘小学校	明石市松が丘 3 丁目 1-1	350	15
朝霧小学校	明石市朝霧東町 1 丁目 1-40	840	30
人丸小学校	明石市東人丸町 26-29	985	34
中崎小学校	明石市中崎 1 丁目 4-1	391	15
大観小学校	明石市大明石町 2 丁目 8-30	258	16
王子小学校	明石市王子 1 丁目 1-1	443	19
林小学校	明石市林崎町 1 丁目 8-10	509	23
鳥羽小学校	明石市西明石北町 2 丁目 2-1	654	25
和坂小学校	明石市和坂 2 丁目 12-1	373	17
沢池小学校	明石市明南町 3 丁目 3-1	1,001	38
藤江小学校	明石市藤江 235	909	36
花園小学校	明石市西明石南町 1 丁目 1-10	441	19
貴崎小学校	明石市貴崎 5 丁目 5-52	212	10
大久保小学校	明石市大久保町大久保町 430	1,194	43
大久保南小学校	明石市大久保町ゆりのき通 3 丁目 1	859	35
高丘東小学校	明石市大久保町高丘 3 丁目 2	337	16
高丘西小学校	明石市大久保町高丘 7 丁目 23	449	22
山手小学校	明石市大久保町大窪 1600	1,157	41
谷八木小学校	明石市大久保町谷八木 878	659	25
江井島小学校	明石市大久保町西島 252	767	31
魚住小学校	明石市魚住町清水 570	713	31
清水小学校	明石市魚住町清水 1752-2	653	30
錦が丘小学校	明石市魚住町錦が丘 1 丁目 17-5	363	15
錦浦小学校	明石市魚住町西岡 1349	767	30
二見小学校	明石市二見町東二見 454	368	15
二見北小学校	明石市二見町福里 274	604	24
二見西小学校	明石市二見町西二見 383-34	639	25
小学校計		17,434	702

(出典：明石市ホームページ「学校園一覧」、「教育データ」)

3 教育関連の計画等

3-1 全体像

国において、平成18年12月に施行された新しい教育基本法により、教育行政における国や地方公共団体の役割分担や責務が示され、同法第17条の規定に基づき、国には、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育振興基本計画の策定が義務付けられるとともに、地方公共団体は、国の計画を参考に当該地域の実情に応じた基本計画の策定に努めることとされている。

これにより、国では平成20年7月、平成25年6月、平成30年6月に「教育振興基本計画」が第3期にわたって策定され、兵庫県でも平成21年6月、平成26年3月、平成31年2月に「ひょうご教育創造プラン（兵庫県教育基本計画）」が第3期にわたって策定されている。

市はまちづくりを総合的・計画的に推進するための指針となるために、最上位に位置付けられる行政計画として「あかしSDGs推進計画（明石市第6次長期総合計画）」（以下、「推進計画」という。）を策定しており、推進計画に基づく教育分野の個別計画として、令和4年2月に「第3期あかし教育プラン（明石市教育振興基本計画）」（以下、「教育プラン」という。）を策定している。

教育プランは教育行政推進の基本となるものとして、また、市の長期総合計画に基づく教育分野の計画として位置づけられ、教育全般についての基本理念や基本方針、施策の方向性及び施策体系を示しており、教育プランの内容に沿って教育のさまざまな取組を進めている。

また、平成27年4月1日に施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により、市長が、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとされており、市においても、市長と教育委員会で構成する総合教育会議において協議・調整の上、「明石市教育大綱」を定めていて、この大綱の基本目標や基本方針を踏まえ、教育プランを策定している。

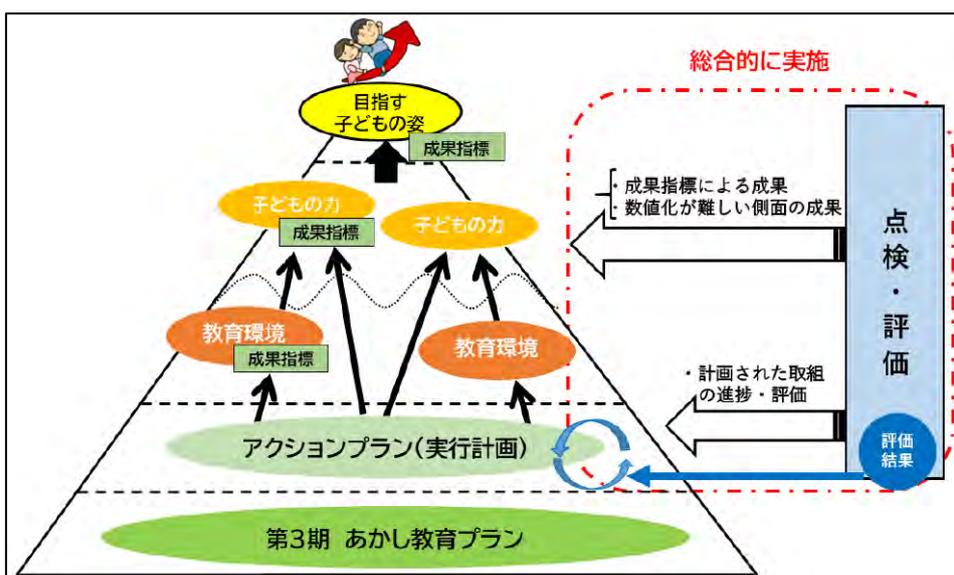
市の推進計画及び教育プランの位置づけは下記のとおりである。



（出典：第3期あかし教育プラン（明石市教育振興基本計画））

市は年度ごとの具体的な内容（事業）を明らかにするため、「アクションプラン」を毎年度定めている。アクションプランは、令和4年度から令和12年度を計画年度とする教育プランの実行計画として、社会情勢や財政状況など、教育行政を取り巻く環境や課題の変化を踏まえつつ、柔軟かつ適切に取組を推進するため、毎年度策定している。

また、アクションプランに定める具体的な取組の進捗状況について、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条の規定に基づき、「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を毎年度実施しており、教育プラン、アクションプラン及び点検・評価の関係図は下記のとおりである。



（出典：令和6年度アクションプラン）

生涯にわたっての学習、文化・スポーツの振興及び文化財に関する分野については、教育プランとは別に、「明石市生涯学習ビジョン」、「明石市スポーツ振興計画」、「明石文化芸術創生基本計画」「明石市文化財保存活用地域計画」等に基づき、施策の推進を図ることとしている。

また、乳幼児期の教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大と質的改善、子ども・子育て支援の充実に関する分野についても、教育プランとは別に、「明石市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、施策の推進を図ることとしている。そのため、教育プランの乳幼児期の教育の提供に関連する分野については、「明石市子ども・子育て支援事業計画」との整合を図りながら推進している。

国、県、市の計画等を年度別の状況は下記のとおりである。

	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030			
国	教育振興基本計画					第2期 教育振興基本計画					第3期 教育振興基本計画															
県	ひょうご教育創造プラン (兵庫県教育基本計画)					第2期 ひょうご教育創造プラン (兵庫県教育基本計画)					第3期 ひょうご教育創造プラン (兵庫県教育基本計画)															
明石市	あかし教育プラン (明石市教育振興基本計画)					第2期 あかし教育プラン※ (明石市教育振興基本計画)					第3期 あかし教育プラン (明石市教育振興基本計画)															
	明石市生涯学習ビジョン																									
	明石市スポーツ振興計画																									
	明石文化芸術創生基本計画																									
																	明石市文化財 保存活用地域計画									
										明石市子ども・子育て支援事業計画																

(出典：第3期あかし教育プラン (明石市教育振興基本計画))

3-2 市全体の行政計画

(1) 全体像

市のまちづくりを総合的・計画的に推進するための指針となるために、最上位に位置付けられる行政計画として「あかしSDGs推進計画（明石市第6次長期総合計画）」（以下、「推進計画」という。）を策定しており、市民と共有できるまちづくりの目標を定めている。

また、推進計画の方向性に基づいて、優先的に取り組む施策や各分野の主な施策を定めるため、「あかしSDGs前期・後期戦略計画（明石市まち・ひと・しごと創生総合戦略）」（以下、「戦略計画」という。）を策定している。

さらに、各分野の具体的な施策や取組を定めるため、個別計画を策定・改定している。

これら、推進計画、戦略計画及び個別計画に基づき、実施する具体的な事務事業を明らかにした実行計画を年度ごとに策定しており、毎年度、戦略計画に掲げる主な施策の取組状況、推進計画や戦略計画に掲げる数値目標の状況を検証し、次年度の実行計画に反映して、計画の着実な推進を図っている。

また、社会経済情勢の変化や国及び県の制度改正なども踏まえ、必要に応じて戦略計画や個別計画の見直しにつなげることとしている。なお、後期戦略計画は、推進計画及び前期戦略計画の推進状況を総括した上で、策定することとしている。市の行政計画の全体像は下記のとおりである。



（出典：明石市「あかしSDGs推進計画」）

各計画の計画期間は、推進計画が2022年度（令和4年度）から2030年度（令和12年度）まで、戦略計画の前期が2022年度（令和4年度）から2025年度（令和7年度）まで、後期が2026年度（令和8年度）から2030年度（令和12年度）までとなっており、実行計画は1年間となっている。

各計画の計画年数及び年度の関係は下記のとおりである。



(出典：明石市「あかしSDGs推進計画」)

(2) あかしSDGs推進計画 (明石市第6次長期総合計画)

推進計画では、2030年のあるべき姿を、「SDGs未来安心都市・明石～いつまでもすべての人にやさしいまちをみんなで～」として定めている。今後のまちづくりを進めるに当たり、下記の4つの視点からまちづくりに取り組むこととしている。

No	視点	内容
1	いつまでも (持続可能)	まちの好循環により、明るい未来につながるサステイナブル (持続可能) なまちづくりに取り組みます。
2	すべての人に (誰一人として取り残さない)	年齢・性別・国籍・障害などに関わらず、すべての人が安心を感じられるインクルーシブ (誰一人として取り残さない) なまちづくりに取り組みます。
3	やさしいまち (やさしい社会を明石から)	経済・社会・環境の統合的向上を目指し、ハード・ソフト両面から安心して暮らし続けられるやさしいまちづくりに取り組みます。
4	みんなで (パートナーシップ)	市・市民・事業者などが一丸となってみんなで目標の達成に向けて取り組みます。

(出典：明石市「あかしSDGs推進計画」)

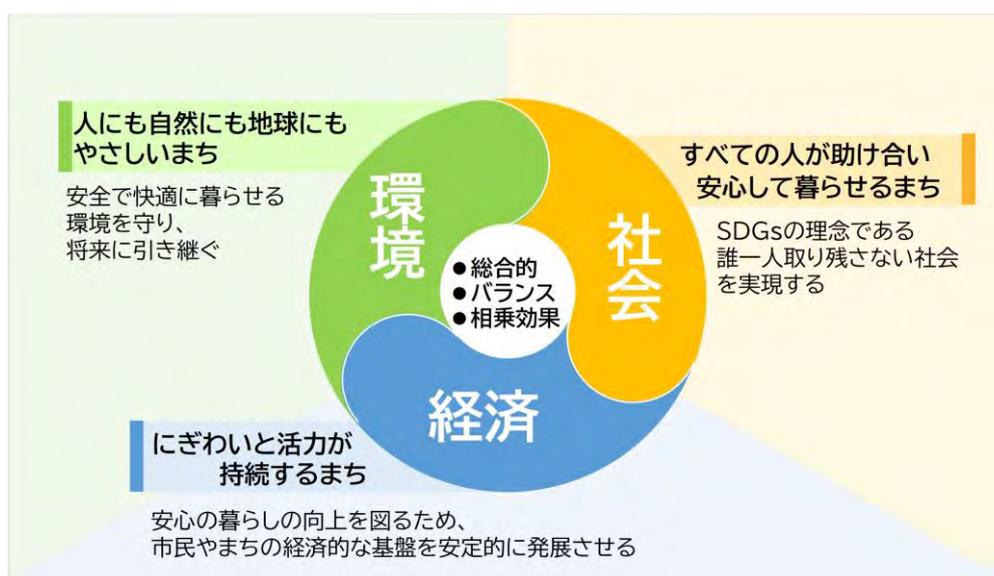
また、まちづくり全体の推進状況を計る2030年度 (令和12年度) の数値目標として、「明石のまちが住みやすいと思う人の割合100%」を目指している。

さらに、国立社会保障・人口問題研究所の2015年国勢調査に基づく明石市の人口は約28万4千人と推計されていたが、今後10年程度の間には人口30万人の維持を図るとともに、長期的にも人口減少のスピードをできるだけ緩やかにしつつ、人口構造の安定化を図るため、2030年度 (令和12年度) の人口目標として、30万人の維持を目指している。



（出典：明石市「あかし SDGs 前期戦略計画」）

目指すまちの姿の実現に向けては、SDGs の 17 の目標を包含する、経済・社会・環境の三側面のまちづくりを総合的にバランスよく取り組むこと、さらに、相乗効果を生み出せるように取り組むことで、持続可能なまちづくりを推進することとしている。このまちづくりにおける三側面の方向性として経済面では「にぎわいと活力が持続するまち」、社会面では「すべての人が助け合い安心して暮らせるまち」、環境面では「人にも自然にも地球にもやさしいまち」、の実現を目指しており、三側面の関係図は下記のとおりである。



（出典：明石市「あかし SDGs 前期戦略計画」）

(3) あかし SDGs 前期・後期戦略計画（明石市まち・ひと・しごと創生総合戦略）

戦略計画は、推進計画に基づき 2030 年（令和 12 年度）のあるべき姿「SDGs 未来安心都市・明石」の実現に向けた、まちづくりの戦略を定める中期計画となっている。

まちづくりの推進状況を計るため、基本目標として「SDGs 未来安心都市・明石」に関する数値目標を定めるほか、各施策展開に関する重要業績評価指標（KPI）を定めている。前期戦略計画では、計画期間内に達成を目指す、まちづくりの数値目標を下記のとおり設定している。

2025年度の目標

① 住みやすいと思う人の割合 95%

2019年：91.2% → 2025年：95.0% → 2030年：100%

※2030年度の目標を100%として、その中間とします。

② 総人口 30万人

2020年：303,601人 → 2025年：300,000人 → 2030年：300,000人

※2030年までの目標を30万人の維持とします。

（出典：明石市「あかし SDGs 前期戦略計画」）

前期戦略計画は、SDGs の理念を踏まえ、市民一人ひとりに寄り添い、暮らしの安心を一層高めることで、現在のまちの好循環を維持・拡大させるため、経済・社会・環境の三側面の統合的なまちづくりにつながる5つの柱を設定し、重点的な施策を展開している。5つの柱に基づく施策展開については、5つの柱がバランスよく、相互に作用して相乗効果が生まれるように取り組んでいる。また、各施策の実施に当たっても、三側面の調和を図り、一方が悪化することがないこと、さらに、一つの施策で複数の側面に対して効果をもたらすことができるように取り組んでいる。

前期戦略計画で定める5つの柱は下記のとおりである。

No	柱	内容
1	豊かな自然と共生し、暮らしの質を高める	豊かな自然と共生し、自然と調和の取れたまちづくりを進めることで、より快適で持続可能な暮らしを実現します。

No	柱	内容
2	笑顔あふれる共生社会をつくる	誰もが住み慣れた地域で自分らしく、社会の一員として生きがいを持って暮らし続けられる笑顔あふれる共生社会づくりを進めます。
3	こどもの育ちをまちのみんなで支える	将来のまちづくりの担い手であり、まちの未来であるこどもの育ちを社会全体で支えます。
4	安全・安心を支える生活基盤を強化する	市民の暮らしや経済活動を支える、持続可能で安全・安心な生活基盤を整えます。
5	まちの魅力を高め、活力と交流を生み出す	まちの宝物を生かし、更に、新たな魅力を生み出して、定住・交流人口を増やすとともに、多様な働き方を実現できる雇用環境づくりや地域経済の循環を推進し、まちの元気につなげます。

(出典：明石市「あかし SDGs 前期戦略計画」)

前期戦略計画では、施策展開の5つの柱ごとに具体的な展開の方向を下記のとおり示している。

施策展開の5つの柱		展開の方向	
柱1	豊かな自然と共生し、暮らしの質を高める	方向1	脱炭素社会の実現
		方向2	循環型社会の実現
		方向3	自然環境の保全と活用
柱2	笑顔あふれる共生社会（インクルーシブ社会）をつくる	方向1	支え合う地域づくり
		方向2	自分らしく生きることができる社会づくり
		方向3	健康・長寿の推進
柱3	こどもの育ちをまちのみんなで支える	方向1	安心して子育てができる環境の整備
		方向2	一人ひとりに応じた質の高い教育の推進
		方向3	こどもの状況に応じた適切な支援
柱4	安全・安心を支える生活基盤を強化する	方向1	防災・感染症対策の強化
		方向2	日常の安全・安心の確保
		方向3	誰もが利用しやすく安全で強靱な都市基盤の整備

施策展開の5つの柱		展開の方向	
柱5	まちの魅力を高め、 活力と交流を生み出 す	方向1	地域産業の振興
		方向2	豊かな心を育む文化・芸術の推進
		方向3	まちの魅力を生かした賑わいの創出

(出典：明石市「あかしSDGs前期戦略計画」)

上記のうち、教育施策に関係する柱3「こどもの育ちをまちのみんなで支える」について、具体的な展開の方向の内容と主な施策は下記のとおりである。

展開の方向1 安心して子育てができる環境の整備			
内容	<p>出産、子育て、教育につながる切れ目のないきめ細やかな支援を行うとともに、子育てにかかる経済的な負担を軽減するほか、子育てに対する不安の解消や仕事との両立を支援し、安心して子育てができる環境を整備します。</p> <p>とりわけ待機児童の解消に向けては、保育所等の量の確保のみならず質の向上を図るとともに、放課後児童クラブの潜在的な需要を見込み、安定的に提供できる体制を整備します。</p>		
主な施策	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てと仕事の両立のための環境整備 (保育所等待機児童の解消、幼稚園3歳児枠の拡充、保育士等の人材確保と育成、放課後児童クラブの充実、医療的ケア児等への支援など) ・子育てにかかる無料化施策等の推進 (18歳までのこども医療費無料化、中学校給食無料化、第2子以降保育料無料化、公共施設利用料無料化、おむつ定期便(生後3か月～満1歳まで)など) ・妊娠期からの切れ目のないこども・子育て支援 (妊娠・出産支援、産後ケアなど) 		
KPI	指標	現状値	目標値
	出生数	2,692人 (令和2年)	3,000人 (令和7年)

(出典：明石市「あかしSDGs前期戦略計画」)

展開の方向2 一人ひとりに応じた質の高い教育の推進			
内容	<p>明石の未来を担う子どもたちが、新しい時代に応じた教育を身につけるとともに、「豊かな心」「健やかな体」を育むことができるよう、一人ひとりに応じた質の高い教育を推進することで、持続可能な社会を形成する人材の育成を目指します。また、安全で快適な学習環境の整備を進めるほか、Society5.0時代を生きるために必要不可欠な情報リテラシーの基礎を育むICTを活用した教育を推進します。</p>		
主な施策	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校における少人数学級の拡充 ・小中一貫教育の推進 ・社会に開かれた教育課程の実現（コミュニティ・スクールの推進など） ・インクルーシブ教育システムの構築 （特別支援教育の充実（特別支援教育巡回指導の実施など）、合理的配慮の提供など） ・学校教育におけるICT化の推進 （一人一台の端末・学びと育ち支援システムの活用、学習機会の確保など） ・読み解き対話する「ことばの力」の育成 （プレゼンテーション大会・ビブリオバトルの開催など） ・学校施設及び学習環境の整備 （長期的・計画的な学校施設の整備、教育施設等の照明のLED化、エレベーター・手すり等の設置、トイレの洋式化など） ・食育の推進（小中学校給食での明石製品の提供など） ・国際社会で活躍できる力の育成 （グローバル教育の推進、持続可能な開発のための教育（ESD）の推進など） 		
KPI	指標	現状値	目標値
	授業がよくわかると答える児童生徒の割合	78.1% (2016～2021年度の平均)	85.0% (2025年度)

(出典：明石市「あかしSDGs前期戦略計画」)

展開の方向3 こどもの状況に応じた適切な支援			
内容	すべての子どもたちに対して、こどもの目線で一人ひとりに寄り添うことで、支援を必要とする子どもやその家族を、市、地域、関係団体が一体となってサポートし、地域で孤立することなく生活できるよう、社会全体で子どもを育む環境を整備します。また、アウトリーチ型の見守りを進めることで、より一層こどもの健やかな成長を支えていきます。		
主な施策	<ul style="list-style-type: none"> ・「こどもの居場所」づくりの推進 (こどもの居場所の設置、こども食堂の機能強化など) ・児童虐待防止(里親の推進、適切な一時保護の実施など) ・こどもの貧困対策(こども養育支援の充実など) ・こどもの見守り (おむつ定期便、乳児家庭全戸訪問、ヤングケアラーの早期発見・支援など) ・こどもの夢応援プロジェクトの推進 (給付型奨学金、学習・生活サポートなど) 		
KPI	指標	現状値	目標値
	こどもの居場所・気づきの拠点となるこども食堂の実施回数	541回 (令和元年度)	800回 (2025年度)

(出典：明石市「あかしSDGs前期戦略計画」)

(4) 実行計画

実行計画は、推進計画、戦略計画及び個別計画に基づいて実施する具体的な事務事業を明らかにするため、毎年度更新している。令和6年度実行計画において、戦略計画で示す施策展開の5つの柱とその取組内容、事務事業の所管課の関係のうち、教育委員会の所管する事業に関連する内容は下記のとおりである。

柱3 子どもの育ちをまちのみんなで支える

(千円)

No	項目	内容	課名、予算額								
28	医療的ケア児への切れ目ない支援 (拡充)	<p>【趣旨・目的】 医療的ケアが日常的に必要な子ども（医療的ケア児）やその家族の日常生活及び社会生活を地域全体で支えるため、医療、福祉、保健、子育て支援、教育等が連携し、切れ目ない支援体制を構築する。</p> <p>【事業の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○総合相談窓口の設置（新規） <ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児及びその家族に対する相談支援 ・兵庫県医療的ケア児支援センターをはじめとする関係機関との連絡・調整 ○関係機関等協議の場の設置（新規） <ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児の実態把握 ・個々の医療的ケア児のライフステージに応じた切れ目のない連携、情報共有の仕組みの構築 ・総合的な支援施策の検討 ・保護者同士が交流できる場の設置に向けた検討 ○医療的ケア児ハンドブック、啓発チラシの配布（新規） ○医療的ケアを実施する保育所等への支援（拡充） <ul style="list-style-type: none"> ・市と訪問看護ステーション等との委託契約に基づく看護師派遣 ・看護師を配置して医療的ケアを行った保育施設に補助金を交付（補助内容の拡充） ・対象施設 2023年度6施設→2024年度9施設（予定） ○医療的ケア児への見識を備えた「市内統括看護師」の明石養護学校への配置（1名）（拡充） <ul style="list-style-type: none"> ・市内小中特別支援学校に通学する医療的ケア児への支援を統括する看護師を配置 ・福祉局等の関係部署・機関と連携し、就学前の医療的ケア児への支援体制を整備 <p>【SDGsの目標】</p> 	<p>障害福祉課 子ども育成室 学校教育課 65,600</p> <table border="1"> <tr> <td>国・県</td> <td>42,494</td> </tr> <tr> <td>起債</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>23,106</td> </tr> </table>	国・県	42,494	起債	0	その他	0	一般	23,106
国・県	42,494										
起債	0										
その他	0										
一般	23,106										

柱3 子どもの育ちをまちのみんなで支える

(千円)

No	項目	内 容	課名、予算額								
29	不登校児童・生徒等への支援(校内フリースペースの設置) (拡充)	<p>【趣旨・目的】 児童生徒の社会的自立に向けた支援の充実を図るため、市内小中学校に「学校内の多様な居場所」となる「校内フリースペース」の設置や職員を配置することで、学校生活や学習のサポートを行う。</p> <p>【事業の内容】 ○校内フリースペースの設置 ・市内7小学校に新たに「校内フリースペース」を設置し、自分のクラスに入りづらい児童の支援を行う。 ・市内全13中学校に既に設置している「校内支援教室」について、より子どもたちが安心して過ごせる空間として整備する。 ○職員(仮称:居場所サポーター)の配置 ・「校内フリースペース」に専属の職員を配置し、個々の状況に応じた学習や生活の支援を行う。 ・学校に登校できず不登校の状態にある児童生徒に、家庭訪問や教育相談等を実施し、支援にあたる。</p> <p>【SDGsの目標】</p> 	<p>児童生徒支援課 39,936</p> <table border="1"> <tr><td>国・県</td><td>9,100</td></tr> <tr><td>起債</td><td>0</td></tr> <tr><td>その他</td><td>0</td></tr> <tr><td>一般</td><td>30,836</td></tr> </table>	国・県	9,100	起債	0	その他	0	一般	30,836
国・県	9,100										
起債	0										
その他	0										
一般	30,836										
30	こどもの居場所(トロッコ)の増設、フリースクール利用料助成制度の創設 (拡充)	<p>【趣旨・目的】 学校になじめないなど、様々な悩みを抱える子どもたちの健全な育成を図るため、学校でもない家庭でもない第三の居場所として、市内2か所目となる公設民営のこどもの居場所を開設するとともに、市内外のフリースクールへ通う子どもたちへ利用料の助成を行う。</p> <p>【事業の内容】 ○公設民営のこどもの居場所の整備(2か所目) ・利用対象者:市内在住の6~18歳の児童生徒及び保護者(定員30名予定) ・開設場所:市西部エリア(JR魚住駅周辺を予定) ・利用開始:2024年10月頃(予定) ・改修事業費:50,000千円 ・実施形態:運営業務委託(プロポーザル方式で選定) ・実施内容:子どもが安心できる空間での遊びや学習支援、子どもや保護者からの相談支援など ○フリースクール利用料助成制度の創設 ・フリースクール等に通う児童生徒の利用料の一部を助成する。 ・対象者数:約40人 ・支給金額:月額1万円(上限)×12月</p> <p>【SDGsの目標】</p> 	<p>こども育成室 児童生徒支援課 101,520</p> <table border="1"> <tr><td>国・県</td><td>19,269</td></tr> <tr><td>起債</td><td>0</td></tr> <tr><td>その他</td><td>62,400</td></tr> <tr><td>一般</td><td>19,851</td></tr> </table>	国・県	19,269	起債	0	その他	62,400	一般	19,851
国・県	19,269										
起債	0										
その他	62,400										
一般	19,851										

柱3 子どもの育ちをまちのみんなで支える

(千円)

No	項目	内容	課名、予算額								
31	<p>食材価格高騰に伴う学校給食費支援</p> <p>(継続)</p>	<p>【趣旨・目的】 食材価格の高騰に直面するなか、現行の学校給食の質や量を維持するとともに、引き続き保護者負担の軽減を図るため、学校給食食材の価格上昇相当分を公費助成する。</p> <p>【事業の内容】 ○食材価格の上昇相当分を学校給食支援事業補助金として学校給食会に補助することで、保護者に新たな負担を求めないようにする。 ・小学校：37円/1食 対象者数17,402人 ・中学校：44円/1食 対象者数 7,800人 ・実施期間：2024年度（1・2・3学期） ・事業費：180,000千円</p> <p>○財源 ・物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用</p> <p>【SDGsの目標】</p> 	<p>学校給食課 180,000</p> <table border="1"> <tr><td>国・県</td><td>180,000</td></tr> <tr><td>起債</td><td>0</td></tr> <tr><td>その他</td><td>0</td></tr> <tr><td>一般</td><td>0</td></tr> </table>	国・県	180,000	起債	0	その他	0	一般	0
国・県	180,000										
起債	0										
その他	0										
一般	0										
32	<p>学校給食における地産地消の推進と有機食材の活用</p> <p>(新規)</p>	<p>【趣旨・目的】 学校給食において、地域の産業や自然の恩恵に対する理解とふるさと明石への愛着を育み、児童生徒の自然環境への意識向上を図るなど食育を進めるため、地元産の食材や有機食材を使用した献立を提供する。</p> <p>【事業の内容】 ○「(仮称)あかし地産地消の日」や「(仮称)有機給食の日」の設定 ・生産者団体や市場関係者等と連携し、食育の生きた教材として、地元の農水産物や有機栽培の食材を使用した献立を提供する。 ・献立表等を活用し児童生徒へ広く食育の啓発を行う。</p> <p>【SDGsの目標】</p> 	<p>学校給食課 15,000</p> <table border="1"> <tr><td>国・県</td><td>15,000</td></tr> <tr><td>起債</td><td>0</td></tr> <tr><td>その他</td><td>0</td></tr> <tr><td>一般</td><td>0</td></tr> </table>	国・県	15,000	起債	0	その他	0	一般	0
国・県	15,000										
起債	0										
その他	0										
一般	0										

柱3 子どもの育ちをまちのみんなで支える

(千円)

No	項目	内 容	課名、予算額								
41	民間プールを活用した水泳授業の試行実施 (新規)	<p>【趣旨・目的】 学校プール施設の現状を踏まえ、効果的な水泳授業の実施を図るため、民間プールを活用した水泳授業を試行実施し、こどもたちにとって安全で効果的な水泳授業のあり方を検討する。</p> <p>【事業の内容】 ○対象モデル校 ・谷八木小学校 ○実施内容 ・民間プール施設を活用し、インストラクターによる水泳の実技指導 ・各学年5回(10コマ)実施 ・貸切バスによる送迎 ○試行実施の確認点 ・民間委託による児童の泳力向上 ・学習指導要領に沿った水泳指導の実施 ・学校から民間プールまでの移動手段及び移動時の安全確保等</p> <p>【SDGsの目標】</p>   	<p>学校教育課 6,300</p> <table border="1"> <tr><td>国・県</td><td>0</td></tr> <tr><td>起 債</td><td>0</td></tr> <tr><td>その他</td><td>0</td></tr> <tr><td>一般</td><td>6,300</td></tr> </table>	国・県	0	起 債	0	その他	0	一般	6,300
国・県	0										
起 債	0										
その他	0										
一般	6,300										
42	部活動の地域移行に向けた取組 (拡充)	<p>【趣旨・目的】 生徒が良い環境でスポーツや文化に親しむことができる機会を確保するため、中学校における休日部活動の地域移行に向け、生徒のニーズを踏まえたスポーツや文化活動の体制整備を進める。</p> <p>【事業の内容】 ○モデル事業の実施 <実施競技> ・剣道 <実施内容> ・2校程度の剣道部に対し、休日に指導者を派遣 ・休日に全中学校を対象とした合同練習の実施 ○部活動の地域移行に向けた体制整備の検討 ・検討会議の開催 <検討事項> ・専門性の高い指導者の確保 ・施設の確保や保護者負担のあり方 ・モデル事業の効果検証 等</p> <p>【SDGsの目標】</p>   	<p>学校教育課 3,961</p> <table border="1"> <tr><td>国・県</td><td>0</td></tr> <tr><td>起 債</td><td>0</td></tr> <tr><td>その他</td><td>0</td></tr> <tr><td>一般</td><td>3,961</td></tr> </table>	国・県	0	起 債	0	その他	0	一般	3,961
国・県	0										
起 債	0										
その他	0										
一般	3,961										

柱3 子どもの育ちをまちのみんなで支える

			(千円)								
No	項目	内 容	課名、予算額								
43	明石商業高等学校福祉科の開設 (継続)	<p>【趣旨・目的】 福祉のまちづくりの一環として、今後、ますます必要とされる福祉分野の知識・技術の学習を通じ、資質や能力を身に付けた生徒が、介護福祉士の国家資格を取得し福祉分野へ就職することはもとより、福祉系・医療系の大学等に進学し更なるスキルアップを目指すなど、生徒の自己実現を促進し、将来についての可能性を広げることを目指し、市立明石商業高等学校に福祉科を開設する。</p> <p>【事業の内容】 高校卒業時に介護福祉士国家資格試験の受験資格の取得ができる福祉科の教育課程を実施する。 ○開設時期 ・2024年4月 ○生徒数定員 ・1学年40名</p> <p>【SDGsの目標】</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>3 すべての人に 健康と福祉を</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>4 質の高い教育を みんなに</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>17 パートナーシップで 目標を達成しよう</p> </div> </div>	<p>明石商業高校 事務局</p> <p style="text-align: right;">3,936</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr><td>国・県</td><td style="text-align: right;">0</td></tr> <tr><td>起 債</td><td style="text-align: right;">0</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">0</td></tr> <tr><td>一般</td><td style="text-align: right;">3,936</td></tr> </table>	国・県	0	起 債	0	その他	0	一般	3,936
国・県	0										
起 債	0										
その他	0										
一般	3,936										

柱 5 まちの魅力を高め、活力と交流を生み出す

(千円)

No	項目	内 容	課名、予算額								
60	本のまち明石の取組 (拡充)	<p>【趣旨・目的】 障害の有無や年齢等に関わらず、いつでも、どこでも、だれでも本に親しみ、読書を楽しむことができるよう、新たな図書館の設置に向けた取組や読書バリアフリー環境の整備を行うなど、ハード・ソフトの両面から「本のまちづくり」を推進する。</p> <p>【事業の内容】 ○新たな図書館機能の整備 ＜西明石地区＞ （仮称）西明石地域交流センター内に、図書館機能を整備するため、レイアウトや什器・備品、図書購入計画等の具体的な取組を進める。 ・開館時期：2026年（予定） ※予算はNo.68西明石地区活性化に向けた取組に計上 ＜大久保地区＞ 大久保駅周辺市有地の利活用に向けた取組の中で、図書館機能の導入について検討する。 ※予算はNo.69大久保駅周辺市有地の利活用に向けた取組に計上 ＜二見地区＞ イトーヨーカドー明石店内への（仮称）二見図書館の整備に向けた取組を進める。 ・開館時期：2025年春頃 ・面積：576.88㎡ ・蔵書冊数：約3万冊 ・概算整備費：約2.5億円（うち図書費0.7億円） ・運営費：約0.8億円/年 ※予算は、2024年6月議会にて提案予定 ○明石市立図書館における座席予約システムの導入 図書館内の学習可能な座席を対象に、館外からでも予約が可能なシステムを導入する。 ・導入時期：2024年夏頃 ○明石市立西部図書館開館25周年イベントの実施 ・実施時期：2024年11月（予定）</p> <p>（主な継続事業） ○移動図書館車の巡回 ○ブックスタート・ブックセカンドの実施 ○あかし保育絵本土の養成 ○補助制度によるブックスポットの更なる拡充 ○市立図書館・学校図書館における読書バリアフリー環境整備 ○子どもに伝えたい「本」感動大賞の実施</p> <p>【SDGsの目標】</p> 	<p>本のまち推進課 企画・調整室 教育企画室 569,743</p> <table border="1"> <tr> <td>国・県</td> <td>922</td> </tr> <tr> <td>起 債</td> <td>170,500</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>3,150</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>395,171</td> </tr> </table>	国・県	922	起 債	170,500	その他	3,150	一般	395,171
国・県	922										
起 債	170,500										
その他	3,150										
一般	395,171										

(出典：明石市「2024年度（令和6年度）実行計画」)

3-3 第3期あかし教育プラン（明石市教育振興基本計画）

平成23年3月に「あかし教育プラン（明石市教育振興基本計画）」を、平成28年3月に「第2期あかし教育プラン（明石市教育振興基本計画）」を策定し、第2期あかし教育プランでは「ふるさと明石から未来にはばたく子どもを育てる～たくましく心豊かな人づくり～」を基本理念に、教育施策の推進に取り組み、令和3年度末に6年間の計画期間が終了した。

この間、少子高齢化やグローバル化、高度情報化などが一層進展するほか、新型コロナウイルス感染症の蔓延により、密集を避けるなどの新しい生活様式が求められるなどの社会情勢のもと、GIGAスクール構想の推進をはじめ、小学校における英語の教科化、プログラミング教育の必修化、少人数教育の推進、大学入試制度改革など、教育を取り巻く環境も大きく変化した。

また、貧富の差の拡大、資源の枯渇、気候変動による大規模災害の発生などを受け、平成27年9月には、国連サミットにおいて、持続可能な開発目標（SDGs）が採択されており、その中で質の高い教育をすべての人に提供すべきことがうたわれている。

こうした新たな教育課題にも的確に対応していくため、計画期間を令和4年度から令和12年度までの9年間として、市は教育プランを策定した。

教育プランは、教育委員会事務局が策定した素案に対し、適宜、教育委員による協議を行うほか、校長会など関係機関に適宜意見聴取を行うとともに、策定アドバイザーである学識経験者2名が助言し、教育プランの計画案を作成した。その後、計画案について市議会への報告及び市民意見の公募等を行い、これらを踏まえ、教育委員会において教育プランとして計画を令和4年2月に策定した。

教育プランの基本目標を「やさしさ・創造力・自分らしさを未来へ～「SDGs 未来安心都市・明石」の担い手づくり～」とし、基本目標を実現するため、子どもが身につけるべき資質・能力・態度を整理し、教育プランに掲げる各方策に総合的に取り組むことで、子どもに5つのちからを育むこととしている。

5つのちからを育むために、5つの基本方針、9つの基本的な方策を掲げており、今後9年間において主に下記の項目に取り組んでいくこととしている。

第4章 第5章 体系図

【基本目標】

やさしさ・創造力・自分らしさを未来へ～「SDGs未来安心都市・明石」の担い手づくり～

【育む5つのちから】

5つのちからを活用して持続可能な社会の担い手となる

①多様化する社会を生き抜けるちから	②自分の行動や考え方を客観的に見つめるちから	③夢を描き、自律的に学びに向かうちから	④共に学ぶことの楽しさを知り、それを継続するちから	⑤たくましく、健やかに生きるちから
-------------------	------------------------	---------------------	---------------------------	-------------------

方策の総合的な取り組みにより必要な力を育む

※ SDGs関連方策

基本方針 (教育の役割)		基本的な方策			
(1)正しい知識・技能と学びの方法の習得を支援する (2)生涯にわたる学びの基礎を作る (3)子どもの視点で学びを構成する (4)子どもたちの自律的な学びのための環境を整える (5)働きがいのある学校づくりに向けた取組を進めるとともに、子どもに向き合う時間を充実させて、教育の質を高める	すべての方策において教育の役割を常に意識する	テーマ1 子どもの学びの支援	方策1 学校教育・就学前教育を着実に推進する	1-1 授業の質的向上、個別最適な学びと協働的な学びの実現 1-2 特別活動の充実 1-3 特別支援教育の推進※ 1-4 道徳教育・人権教育・平和教育の推進※ 1-5 就学前教育の充実	
			方策2 新しい時代に対応した明石らしい教育を推進する	2-1 グローバル教育の推進 2-2 ふるさと教育及び文化・芸術教育の推進 2-3 情報教育の推進 2-4 持続可能な開発のための教育（ESD）の推進※ 2-5 教科横断的な学びと「ことばの力」を高める活動の充実 2-6 主権者教育の推進	
			方策3 子どもの自主的で深い学びを支援する	3-1 自主的な学びへの支援 3-2 子どもの読書活動の推進 3-3 学習機会の創出	
			方策4 生涯にわたり健康に活躍できる体づくりを支援する	4-1 基礎的体力の育成 4-2 正しい生活習慣への支援 4-3 自分の心と体の理解の促進※	
			テーマ2 子どもの成長・発達 の過程への支援	方策5 自発的かつ主体的な成長・発達の過程を支援する	5-1 計画的な生徒指導の充実と校則の見直し 5-2 子どもの非行・虐待の未然防止、早期発見、早期対応 5-3 教育相談の推進 5-4 いじめ対策の推進※ 5-5 キャリア教育の推進
			テーマ3 教育環境 の整備	方策6 教育体制の充実	6-1 カリキュラムマネジメントの実施と学校の組織力の強化 6-2 地域・家庭・学校の連携と協働による社会に開かれた教育課程の実現※ 6-3 校種間の連携と円滑な接続 6-4 教職員の資質向上 6-5 少人数教育の推進 6-6 子育て支援の推進 6-7 放課後の子どもの居場所づくり
			方策7 子どもに 向き合う時間を 充実、深化させる	7-1 事務の効率化と学校行事、事務の精選 7-2 改善事例の共有と全市的展開	
			方策8 安全・安心な 学習環境を整える	8-1 学校の安全性の向上 8-2 快適で、ありのままの自分でいられる学校環境の整備※ 8-3 ICT環境の整備 8-4 安全教育・防災教育	
			方策9 学びの機会を 保障する	9-1 不登校対策の推進※ 9-2 多様な学びの機会の保障※ 9-3 家庭環境に応じた支援※	

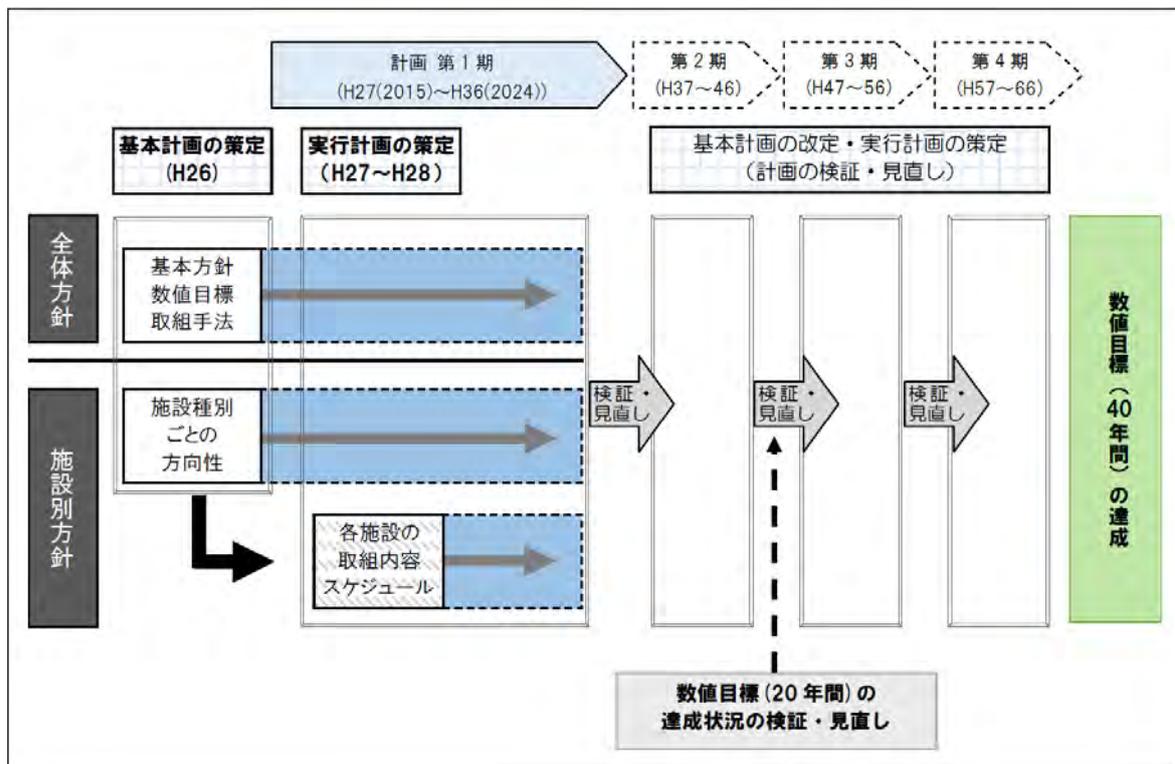
(出典：第3期あかし教育プラン（明石市教育振興基本計画）)

3-4 教育施設に関連する計画

(1) 明石市公共施設配置適正化実行計画

市の保有する公共施設について、大規模改修や建替え（更新）を多く見据え、公共施設配置適正化についての基本的な取組方針を定めた「明石市公共施設配置適正化基本計画」（以下、「施設基本計画」という。）を策定し、取り組みを具体的に進めていくため、「明石市公共施設配置適正化実行計画」（以下、「施設実行計画」という。）を策定している。

施設実行計画は、基本計画と一体の計画として10年を1期とし、施設基本計画で定める40年間及び20年間の数値目標の達成に向けて、検証・見直しを行いながら、下記のとおり4期に分けて策定していくこととしている。

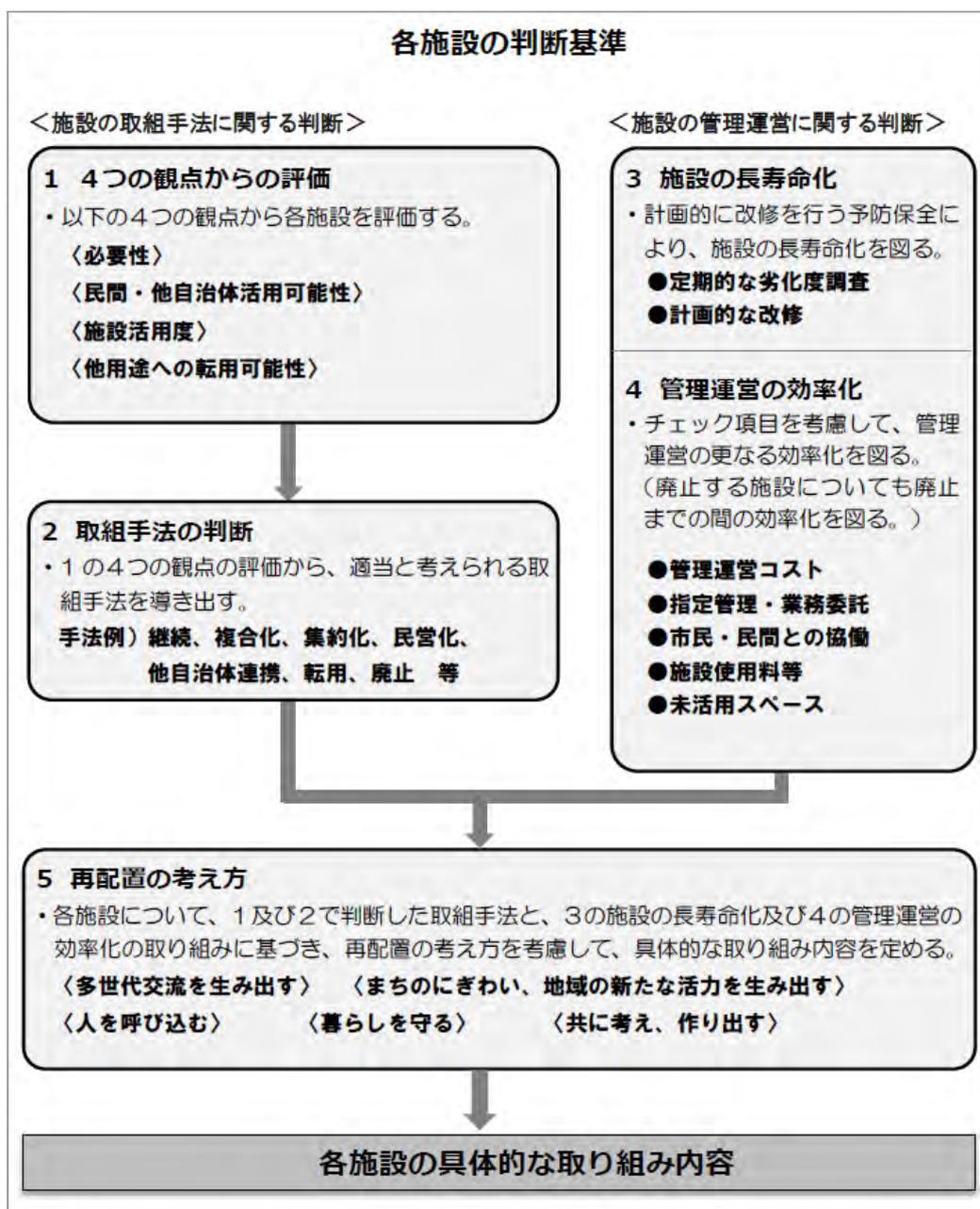


(出典：明石市公共施設配置適正化実行計画)

施設基本計画で定めた施設総量を40年間で30%縮減、20年間で15%縮減の目標に向けて、施設実行計画では、10年間で施設総量を概ね3%縮減することを目標としていたが、実績としては2.1%の増加となった。この目標に関しては、「[指摘-1] 明石市公共施設配置適正化実行計画に基づく各施設の具

体的な取組内容やスケジュールを定めた計画の未策定について」及び「[指摘－2] 明石市公共施設配置適正化実行計画の変更について」参照のこと。

各施設の具体的な取り組み内容については、多くの市民の理解が得られるよう、客観的・合理的な基準に基づき判断する必要があるため、下記の判断基準に従って取り組み内容を定めることとしている。



(出典：明石市公共施設配置適正化実行計画)

施設実行計画では、社会情勢、施設の設置目的や保有量、劣化度、利用実態等を踏まえて、さらなる有効活用等が見込まれる施設について、施設ごとに、実行計画期間中（令和6年度まで）の具体的な取り組み方策等を示しており、小学校及び中学校の状況は下記のとおりである。

小学校	
施設の概要	義務教育のうち初等教育を実施しており、市内に28校設置されています。
取り組み方策	<ul style="list-style-type: none"> ◆子どもの良好な教育環境としては、一定の学校規模を確保することが望ましく、地域コミュニティ等にも配慮しつつ、通学区域の変更や調整区域の設定等「明石市立小・中学校の適正規模等に関する基準」に従って、以下の取り組みを進める。 ◆「小規模校（11学級以下）」については、9学級以下の場合及び10～11学級で地域住民、保護者等の要望がある場合、学校規模の適正化に向けた対策を検討し、必要な対策を講じる。 ◆現時点で全学年の半数で単学級となっている大観小学校（9学級）は、今後の児童数の推移を見ながら、早期に検討を進める。 ◆「過大規模校（31学級以上）」及び「大規模校（25～30学級）」については、普通教室の不足が予想される場合、学校規模の適正化に向けた対策を検討し、必要な対策を講じる。 ◆余裕教室は放課後児童クラブや他目的への積極的な活用を推進する。 ◆小中一貫教育の推進のなかで、施設のあり方を検討する。
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ■少子化の影響を受けて、多くの学校で児童数は減少し、3校（大観・王子・貴崎）が小規模校となっている一方、住宅開発等により児童数が増加する学校も存在し、1校（大久保）が過大規模校となっている。 ■平成37年度時点の人口推計では、小規模校が4校（大観・王子・貴崎・高丘東）、過大規模校が1校（大久保）になると見込まれており、児童の良好な教育環境を確保するため、学校規模の適正化が課題となっている。 ■現在の児童数は、ピークである昭和56年度の半数程度となっているが、学校数は、昭和56年度以降、2校増加している。 ■多くの学校で余裕教室が増加しており、保有教室に占める割合が半数を超える学校もある。

小学校										
	<p>■放課後児童クラブ、小学校区コミセン等との複合施設となっている。</p> <p>■すべての学校で耐震性はあるものの、昭和40年代から50年代に整備された学校が多く老朽化が進んでおり、維持管理にかかるコストが増加している。</p>									
具体的な取り組み内容	<p>①子どもの良好な教育環境としては、一定の学校規模を確保することが望ましく、地域コミュニティ等にも配慮しつつ、教育委員会が策定した通学区域の変更や調整区域の設定等「明石市立小・中学校の適正規模等に関する基準」に従って、以下の取り組みを進める。</p> <p>②「小規模校（11学級以下）」については、9学級以下の場合及び10～11学級で地域住民、保護者等の要望がある場合、学校規模の適正化に向けた対策を検討し、必要な対策を講じる。</p> <p>③現時点で全学年の半数で単学級となっている大観小学校（9学級）は、今後の児童数の推移を見ながら、学校規模の適正化に向けた対策について早期に検討を進める。</p> <p>④「過大規模校（31学級以上）」及び「大規模校（25～30学級）」については、普通教室の不足が予想される場合、学校規模の適正化に向けた対策を検討し、必要な対策を講じる。</p> <p>⑤過大規模校は、将来的には児童数の減少が見込まれるため、仮設校舎の設置や通学区域の変更など学校の状況に応じた対策を検討、実施する。</p> <p>⑥教育環境に配慮しながら、余裕教室は放課後児童クラブや他目的への積極的な活用を推進する。</p> <p>⑦平成28年度からの小中一貫教育モデル校の取組状況を検証しながら、施設配置のあり方について検討する。</p>									
取り組みスケジュール	施設名	取り組み方策	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36
	小学校	○小規模校、過大規模校及び大規模校は、適正化方策を検討・実施	適正化方策を検討し、必要な際には対策を実施				→			
		○余裕教室は放課後児童クラブなどへの積極的な活用を推進	順次、余裕教室の活用拡大				→			
		○小中一貫教育の施設のあり方を検討	→							

(出典：明石市公共施設配置適正化実行計画)

中学校	
施設の概要	義務教育のうち前期中等教育を実施しており、市内に 13 校設置されています。
取り組み方策	<p>◆子どもの良好な教育環境としては、一定の学校規模を確保することが望ましく、地域コミュニティ等にも配慮しつつ、通学区域の変更や調整区域の設定等「明石市立小・中学校の適正規模等に関する基準」に従って、以下の取り組みを進める。</p> <p>◆「小規模校（8 学級以下）」については、単学級となる学年が発生し、地域住民、保護者等の要望がある場合、学校規模の適正化に向けた対策を検討する。</p> <p>◆余裕教室は他目的への積極的な活用を推進する。</p> <p>◆小中一貫教育の推進のなかで、施設のあり方を検討する。</p>
現状と課題	<p>■少子化の影響を受け、多くの学校で生徒数は減少し、1 校（錦城）が小規模校となっている一方、住宅開発等により生徒数が増加する学校も存在している。</p> <p>■平成 37 年度時点の人口推計では、1 校（錦城）が小規模校になると見込まれており、生徒の良好な教育環境を確保するため、学校の規模の適正化が課題となっている。</p> <p>■現在の生徒数は、ピーク時の昭和 61 年度の半数程度となっているが、学校数は、昭和 61 年度以降、1 校増加している。</p> <p>■多くの学校で余裕教室が増加しており、保有教室に占める割合が半数を超える学校もある。</p> <p>■中学校区コミセンとの複合施設となっている。</p> <p>■すべての学校で耐震性はあるものの、昭和 40 年代から 50 年代に整備された学校が多く老朽化が進んでおり、維持管理にかかるコストが増加している。</p>
具体的な取り組み内容	<p>①子どもの良好な教育環境としては、一定の学校規模を確保することが望ましく、地域コミュニティ等にも配慮しつつ、教育委員会が策定した通学区域の変更や調整区域の設定等「明石市立小・中学校の適正規模等に関する基準」に従って、以下の取り組みを進める。</p> <p>②「小規模校（8 学級以下）」については、単学級となる学年が発生し、地域住民、保護者等の要望がある場合、学校規模の適正化に向けた対策を検討する。</p> <p>③教育環境に配慮しながら、余裕教室は他目的への積極的な活用を推進する。</p>

中学校										
④平成 28 年度からの小中一貫教育モデル校の取組状況を検証しながら、施設配置のあり方について検討する。										
取 組 み ス ケ ジ ュー ル	施設名	取組み方策	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36
	中学校	○小規模校は、適正化方策を検討	適正化方策の検討							
		○余裕教室の他目的への積極的な活用を推進	順次、余裕教室の活用拡大							
		○小中一貫教育の施設のあり方を検討								

(出典：明石市公共施設配置適正化実行計画)

(2) 明石市立学校施設長寿命化計画

市の学校施設は、1960 年前後に建設した校舎等もあり、1965 年から 1984 年にかけて児童・生徒の急増期に建築された校舎が多く存在している。1985 年以降も分離新設校の建設等もあり、今後、大規模な改修や建替えといった多額の費用が生じることが見込まれるため、長寿命化を図りながら適正な維持管理によるトータルコストの縮減や予算の平準化を図るとともに、学校施設に求められる機能を確保することが求められている。中長期的な視点から財政負担の軽減を考慮し、また、教育環境の質的向上の観点もあわせて効果的、効率的な施設・設備の整備を図ることを目的として、市は「明石市立学校施設長寿命化計画」を策定した。

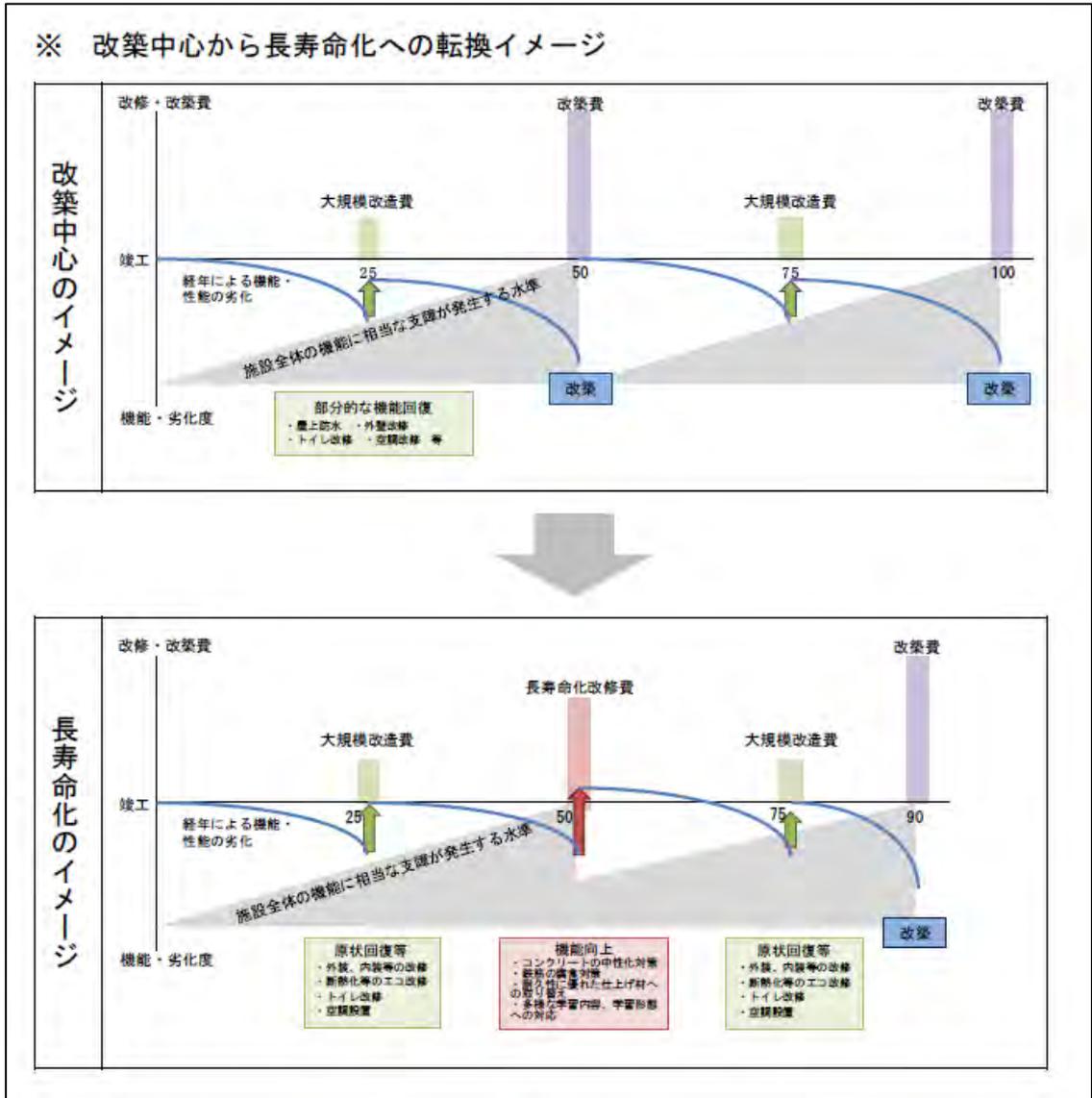
明石市立学校施設長寿命化計画に係る「基本方針」、基本方針に基づく個別・具体的な計画を「整備計画」と定め、基本方針の期間を、第 1 期は令和 2 年度から令和 6 年度の 5 年間とし、第 2 期から第 4 期は各 10 年間とし、整備計画については 5 年毎の見直しを行うこととしている。

学校施設の実態から、長寿命化計画の基本方針を下記のとおり定めている。

基本方針 1	改築から長寿命化へ	建物の使用年数を延長し、長期的な維持・管理等に係るトータルコストを縮減するとともに、改築時期の分散により予算を平準化します。
基本方針 2	安全・安心に学べる学校へ	児童・生徒や職員が、安全安心に学校生活を送れるよう、施設の整備、保全を行います。また、学習形態の変化に応じた環境の整備を図ります。

基本方針 3	みんなの学校へ	余裕教室を活用し多様な施設との複合化などにより有効活用します。また、安全性や利用しやすさに配慮し、防災機能の充実など、学校施設を多機能化します。
--------	---------	--

(出典：明石市立学校施設長寿命化計画)



(出典：明石市立学校施設長寿命化計画)

(3) 明石市公立学校等施設整備計画

市は学校施設等の改築、耐震補強、大規模改造等の工事を行うにあたり、国の補助金である学校施設環境改善交付金を活用している。

補助金の交付を受けるためには、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第12条第2項及び第3項に基づき、施設整備計画を策定し公表する必要がある、学校施設環境改善交付金要綱第8に基づき、施設整備期間の終了時に計画目標の達成状況等について事後評価を行い、評価結果を公表する必要があります。

市が公表する施設整備計画及び事後評価結果は下記のとおりである。

【令和6年度の施設整備計画（学校ごと）】

学校等の名称	目標	整備方針				事業全体の整備面積等 【負担金事業を含む】		事業全体の概算工事費 【負担金事業を含む】		事業実施 年度 (予定)
		事業単位	建物 区分	構造 区分	全事業期間 (契約～完成)	(㎡、箇所 等)	うち、補助 対象面積等	(千円)	うち、対象内実 工事費 (千円)	
貴崎小学校	(2)	大規模改造(バリアフリー)保有2000㎡	校	S	R7.3～R7.3	50	50	130,116	130,116	令和6年度
錦が丘小学校	(2)	大規模改造(バリアフリー)保有2000㎡	校	S	R7.3～R7.3	50	50	115,495	115,495	令和6年度
高丘東小学校	(2)	大規模改造(バリアフリー)保有2000㎡	校	S	R7.3～R7.3	50	50	108,944	108,944	令和6年度
錦城中学校	(2)	大規模改造(特別防犯)	校	-	R7.3～R7.3	1	1	1,500	1,500	令和6年度
大蔵中学校	(2)	大規模改造(特別防犯)	校	-	R7.3～R7.3	1	1	1,500	1,500	令和6年度
衣川中学校	(2)	大規模改造(特別防犯)	校	-	R7.3～R7.3	1	1	1,500	1,500	令和6年度
望海中学校	(2)	大規模改造(特別防犯)	校	-	R7.3～R7.3	1	1	1,500	1,500	令和6年度
大久保中学校	(2)	大規模改造(特別防犯)	校	-	R7.3～R7.3	1	1	1,500	1,500	令和6年度
魚住中学校	(2)	大規模改造(特別防犯)	校	-	R7.3～R7.3	1	1	1,500	1,500	令和6年度
二見中学校	(2)	大規模改造(特別防犯)	校	-	R7.3～R7.3	1	1	1,500	1,500	令和6年度
朝霧中学校	(2)	大規模改造(特別防犯)	校	-	R7.3～R7.3	1	1	1,500	1,500	令和6年度
高丘中学校	(2)	大規模改造(特別防犯)	校	-	R7.3～R7.3	1	1	1,500	1,500	令和6年度
野々池中学校	(2)	大規模改造(特別防犯)	校	-	R7.3～R7.3	1	1	1,500	1,500	令和6年度
江井島中学校	(2)	大規模改造(特別防犯)	校	-	R7.3～R7.3	1	1	1,500	1,500	令和6年度
魚住東中学校	(2)	大規模改造(特別防犯)	校	-	R7.3～R7.3	1	1	1,500	1,500	令和6年度
大久保北中学校	(2)	大規模改造(特別防犯)	校	-	R7.3～R7.3	1	1	1,500	1,500	令和6年度
林小学校	(2)	大規模改造(トイレ)	校	-	R7.3～R7.3	182	182	70,000	70,000	令和6年度
花園小学校	(2)	大規模改造(トイレ)	校	-	R7.3～R7.3	133	133	70,000	70,000	令和6年度
山手小学校	(2)	大規模改造(トイレ)	校	-	R7.3～R7.3	133	133	70,000	70,000	令和6年度
江井島小学校	(2)	防災機能強化	校	-	R7.3～R7.3	1	1	113,200	113,200	令和6年度
中崎小学校	(2)	防災機能強化	校	-	R7.3～R7.3	1	1	125,700	125,700	令和6年度
衣川中学校	(2)	大規模改造(トイレ)	校	-	R7.3～R7.3	143	143	70,000	70,000	令和6年度
魚住中学校	(2)	防災機能強化	校	-	R7.3～R7.3	1	1	114,900	114,900	令和6年度
朝霧中学校	(2)	防災機能強化	校	-	R7.3～R7.3	1	1	77,185	77,185	令和6年度
大久保北中学校	(2)	大規模改造(トイレ)	校	-	R7.3～R7.3	102	102	70,000	70,000	令和6年度

(出典：明石市公立学校等施設整備計画)

4 教育を取り巻く環境の変化

4-1 出生数

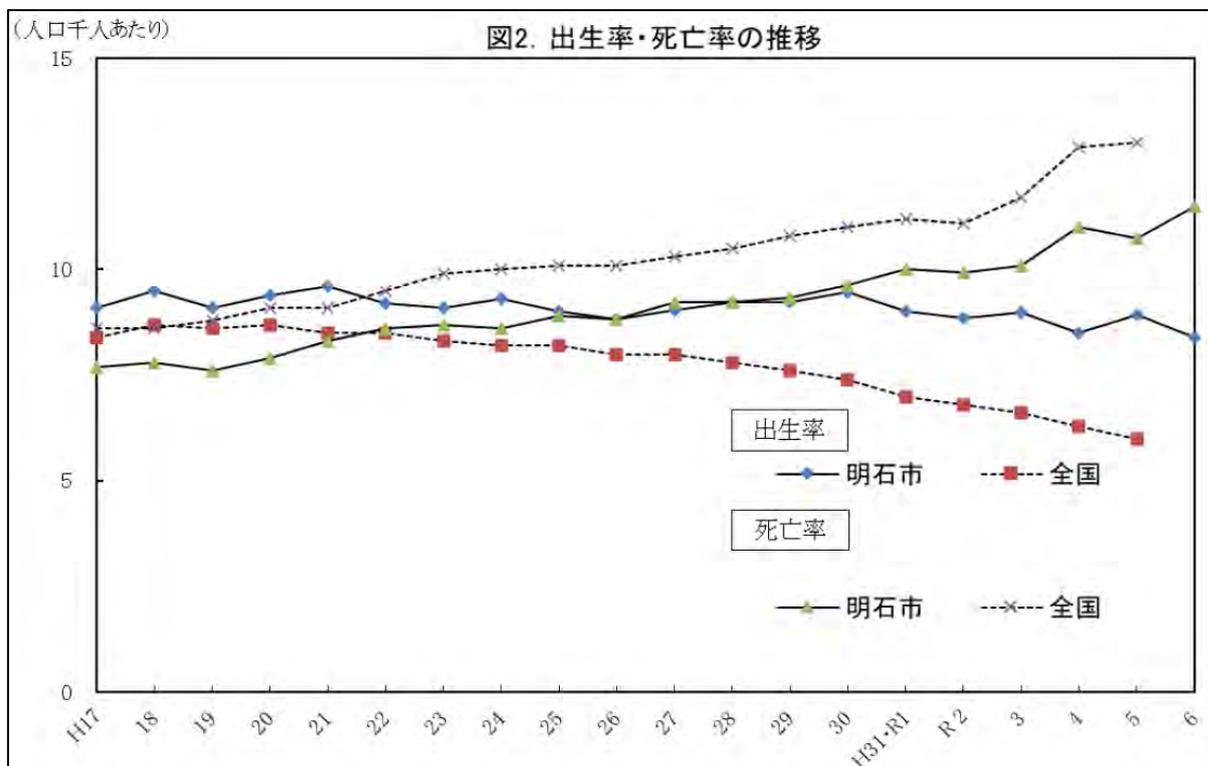
少子化は全国的な問題となっており、国の人口動態調査によると、令和6年の出生数は686,061人で、令和5年の727,288人より41,227人減少している。明石市も令和6年は2,562人で、令和5年の2,732人より170人減少しているものの、直近10年間の出生数はほぼ横ばい状態となっており、平成27年から令和6年までの出生数は下記のとおりである。

(単位：人)

年次	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
出生数	2,652	2,713	2,730	2,819	2,696	2,692	2,734	2,596	2,732	2,562

(出典：人口の動き（令和6年中の人口動態）)

また、市と全国の出生率の推移は下記のとおりである。



(出典：人口の動き（令和6年中の人口動態）)

4-2 教員の働き方改革

公立学校の教員勤務実態調査（平成28年度）の集計において、看過できない教師の勤務実態が明らかとなったため、文部科学省では、教師のこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに、その人間性や創造性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようにすることを目的として、学校における働き方改革を進めていくこととなった。

文部科学省として、教員の働き方について取り組むことが重要と考える方策は下記のとおりである。

1. 勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方の推進
 - (1) 勤務時間管理の徹底と勤務時間の上限に関するガイドラインに係る取組
 - 労働法制上、校長や服務監督権者である教育委員会の責務である教職員の勤務時間管理の徹底
 - ICTの活用やタイムカードなどにより勤務時間を客観的に把握・集計するシステムの構築
 - 文部科学省が策定した「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を踏まえた取組の推進等
 - (2) 適正な勤務時間の設定
 - 児童生徒等の登下校時刻や部活動等について、教職員の勤務時間を考慮した時間の設定・周知
 - 早朝や夜間等に勤務せざるを得ない場合における勤務時間の割り振り等適正な措置の徹底
 - 教職員が確実に休日確保するため、週休日の振替期間の延長や学校閉庁日の設定等の工夫の実施
 - 緊急時の連絡方法を確保した上での、留守番電話の設置やメールによる連絡対応等の体制整備等
 - (3) 労働安全衛生管理の徹底
 - 労働安全衛生法に義務付けられた労働安全衛生管理体制の整備の徹底
 - 全ての学校におけるストレスチェックの適切な実施（文部科学省としても実施状況の調査・公表を予定）
 - (4) 研修・人事評価等を活用した教職員の意識改革及び学校評価等
 - 管理職の登用の際のマネジメント能力の適正な評価

- 管理職のマネジメント向上や、教職員の勤務時間を意識した働き方の浸透のための研修の充実
- 管理職以外の教職員も含め、働き方改革の観点も踏まえた人事評価の実施
- 学校評価や教育委員会の自己点検・評価の活用

2. 学校及び教師が担う業務の明確化・適正化

(1) 基本的な考え方

- 教育委員会は、域内の学校における働き方改革に係る方針・計画等を示し、自ら学校現場に課している業務負担を見直すこと。また、地域社会と学校の連携の起点・つなぎ役として前面に立ち、所管の学校において何を重視し、どのように時間配分を行うかについて地域社会に理解されるような取組を積極的に行うこと。
- 学校運営協議会等の場において保護者や地域住民等の理解・協力を得られるよう議論を深め、適切な役割分担を進めること。また、文部科学省の支援も活用しつつ、地方公共団体や教育委員会が、学校以外で業務を担う受け皿の整備を進めること。

(2) 業務の役割分担・適正化のために教育委員会等が取り組むべき方策

- 業務改善方針・計画等の策定及び業務削減目標の設定やフォローアップを通じたPDCAサイクルの構築
- 学校や地域で発生した業務の仕分けを実施し、他の主体への対応の要請、教師以外の担い手の確保、業務のスクラップ・アンド・ビルドにより負担を軽減。文部科学省からのメッセージを活用しつつ、必要性の低い業務を思い切って廃止。
- これまで学校・教師が担ってきた14の業務の在り方に関する考え方
- 「チームとしての学校」として、事務職員に加え、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育を支援する専門スタッフ、部活動支援員、スクール・サポート・スタッフ等の外部人材の参画・確保や研修等の実施
- 児童生徒等の命と安全を守るため、法的整理を踏まえた役割分担・連携、トラブル発生時の教育委員会の積極的な学校支援、スクールロイヤー等の配置等、児童生徒等を取り巻く問題についての支援体制の構築
- 福祉部局・警察等関係機関との連携・協力体制の構築
- 文部科学省の組織再編を参考に、教育委員会において、教職員の業務量を一元的に俯瞰・調整する体制の構築

- ICT や OA 機器の積極的な導入・更新を通じた業務効率化や、教師の研修の整理・精選

(3) 業務の役割分担・適正化のために各学校が取り組むべき方策

- 学校の重点目標や経営方針の明確化、教職員間で削減する業務を洗い出す機会の設定
- 校長による、一部の教職員への業務の偏りを防ぐ校内の分担の見直しや、校長自らの権限と責任による、学校の伝統として続いているが必ずしも適切と言えない又は本来は家庭や地域社会が担うべき業務（夏休み期間の高温時のプール指導、早朝等所定の勤務時間外に行う練習の指導、行事の過剰な準備等）の大胆な削減
- 文部科学省からのメッセージを活用した保護者や地域住民等との情報共有

(4) 学校が作成する計画等の見直し

- 個別の指導計画・教育支援計画等について、複数の教師が協力して作成し共有化するなどの取組の推進
- 計画等の統合・整理・合理化、新たな課題に対する既存の各種計画の見直しの範囲内での対応

(5) 教師の働き方改革に配慮した教育課程の編成・実施

- 標準授業時数を大きく上回った授業時数を計画している場合における指導体制の整備状況を踏まえた精査

3. 学校の組織運営体制の在り方

(1) 服務監督権者である教育委員会から所管の学校に対する取組の促進及び支援

- 校内の委員会等の合同設置や構成員の統一などを通じた業務効率化、校務分掌の包括的・系統的なグループ分け
- 業務の偏りの平準化のため、状況に応じた校務分掌の在り方の適時柔軟な見直し
- 主幹教諭等のミドルリーダーの活躍促進。単なる持ち回りでなく、校長が適材適所で主任を命じることの徹底。
- 管理職等の声がけや、教材の共有等による若手教師の支援
- 事務職員の専門性を生かせるよう、事務職員の校務運営への参画の一層の拡大

(2) 各教育委員会における取組の推進

- 時間を軸にした総合的な学校組織マネジメントの確立に向けた、管理職に求められる能力の明確化、育成及び的確な評価
- 指導主事等による働き方改革の観点からのアドバイスの実施
- 庶務事務システムの導入や共同学校事務室の設置・活用などを通じた事務職員の質の向上や学校事務の適正化と効率的な処理、事務機能の強化
- 学校が多様な主体との連携や人材の確保を行うに当たり、学校の求めに応じて人材を配置するための人材バンクの整備

4. 学校における働き方改革の確実な実施のための仕組みの確立とフォローアップ等

- 各教育委員会において、学校における働き方改革の方針を策定し、定期的に教育委員会会議や総合教育会議で議論することによる首長や他の行政部局との共通理解の促進、各学校の取組の進展状況を踏まえた必要な施策の推進

(出典：文部科学省「学校における働き方改革に関する取組の徹底について(通知)」)

文部科学省が実施する令和6年度の教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査の結果は下記のとおりである。

学校	45 時間以下	45 時間超 ～80 時間以下	80 時間超
小学校	75.2%	23.2%	1.6%
中学校	57.5%	34.4%	8.1%
高等学校	71.8%	22.5%	5.7%
特別支援学校	91.6%	7.9%	0.5%

(出典：文部科学省「令和6年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査【結果概要】」)

4-3 ICT

明石市立の小・中・養護学校においては、令和3年度より児童生徒一人一台のタブレット端末を導入し、教育のICT化を進めている。市の1人1台端末の利活用に係る計画による市のICTの状況は下記のとおりである。

1. 1人1台端末を始めとするICT環境によって実現を目指す学びの姿

高速通信ネットワークを活用した「1人1台端末」のICT環境を合わせて活用することで、全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現を目指す。

特に、デジタルの優位性を生かし、個の学びを集団で共有したり、多様な考えを知ったりする場面を設定することで、個別の学びと協働的な学びを往復させ、学びの質の向上を目指す。

2. GIGA第1期の総括

本市は令和2年度に国のGIGAスクール構想を踏まえ、1人1台端末を整備した。学習支援ソフトやデジタルドリル等の導入・研修を行い、端末を日常的に活用するようになっていく。また、令和4年度から端末の家庭への持ち帰りを実施し、家庭学習においても端末を活用するようになった。

これらの取組の結果、全国学力・学習状況調査において「授業でタブレットなどのICT機器をほぼ毎日使用した割合」が少しずつ高くなり、ICTが児童生徒にも「学びの道具」として定着しつつある。

3. 1人1台端末の利活用方策

令和7年度に予定している1人1台端末の更新を控えて、項目1で述べた1人1台端末を始めとするICT環境によって目指す学びの姿を実現するために、以下の方策で利活用を推進する。

(1) 1人1台端末の積極的活用を進めるために

① 教職員研修

オンラインや訪問研修で、操作や教科等の学びを深める活用につなげられる研修を実施する。また、研修動画や資料をライブラリ化していつでも閲覧・活用できるようにする。

② 教員主体のICTを活用した授業実践研修講座の支援

現場の教員が、主体的にICTを活用した授業実践の開発を行うことを支援し、教員同士が学び合う機会を通してICT活用スキルの向上や定着、底上げを行う。また、活用実践成果を市内で共有する。

③ 学校 ICT 支援員の派遣

ICT 機器に関する研修や授業の補助、支援をする。

④ 担当者会支援

教科の中で ICT 機器を効果的に活用できるよう、担当者会を支援する。

⑤ 学びの保障について

端末の整備・更新により、児童生徒向けの 1 人 1 台端末環境を引き続き維持するとともに、ネットワーク環境を整備し、児童生徒の学びを止めない学習環境を構築し、より一層の有効活用に取り組む。

(2) 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実のために

① 高速通信ネットワーク環境の整備

学級数が増加しても安定して授業が行える環境整備を目指す。

② 全普通教室へ整備した常設型大型提示装置の活用

資料や連絡事項等を映し、情報を「視覚化」「共有化」していくことで、学習内容の理解促進や見通しをもって生活を送れる環境づくりにつなげていく。

③ デジタルドリルの活用

子どもたちの習熟度や学習状況を把握し、個に応じた学習支援につなげていく。

(出典：1 人 1 台端末の利活用に係る計画)

第3 監査結果の概要

1 教育企画室（総務担当）に対する監査結果の概要

教育企画室（総務担当）に対して監査を実施した結果、意見1件を記載している。「[意見-1] あかし教育プランに掲げられている成果の把握について」では、「第3期 あかし教育プラン」の目標値として設定されている項目について、一部児童への質問調査項目から除かれている等の事実があった。この点、意図的に質問項目を変えることで、目標の達成不達成のコントロールが可能となってしまう点や、「第3期 あかし教育プラン」で当初は目標値として設定された指標がいつの間にか「参考指標」に変更される可能性がある点に触れ、望ましくはないと意見している。

2 教育企画室（学校管理担当）に対する総括的意見

教育企画室（学校管理担当）に対して監査を実施した結果、各事務事業の成果指標や目標値について指摘事項7件、意見11件を記載している。

このうち、小・中学校の施設整備に関する計画について、「明石市公共施設配置適正化実行計画」、「明石市立学校施設長寿命化計画」、「明石市公立学校等施設整備計画」、「施設保全ガイドライン」などの計画に対して「[意見-3] 学校施設整備についてのマスター計画の策定について」に記載のとおり、一部計画の内容について整合性が無い状況となっているため、小・中学校の施設整備に関するマスター計画を策定されたいと意見している。

次に、学校園運営支援事業について、「[指摘-4] のびのびパスポートの配付数量の確認について」に記載のとおり、金銭的価値のあるのびのびパスポートについて43枚の所在が不明となっている事例があったが、適正な管理体制を構築することが必要であると指摘している。

さらに、小・中・特別支援学校施設整備事業について、「[指摘-7] 必要な修繕工事の実施について」に記載のとおり、施設保全ガイドラインで計画している施設の保全まで手がまわらず、応急処置の工事が散見された。実際に、訪問した学校において雨漏りの発生や、校舎の外壁のコンクリートの剥離、屋根のない渡り廊下、阪神・淡路大震災で生じた壁や廊下のひび割れなど、いたるところで施設の不備が見受けられた。施設保全ガイドラインで計画している工事については最低限予算を確保するとともに、雨漏りやコンクリートの剥離など施設の不備が発生しないように対応する必要があると指摘している。

3 教育企画室（青少年教育担当）に係る監査結果の概要

教育企画室（青少年教育担当）に対して監査を実施した結果、指摘事項3件、意見9件を記載している。

社会教育団体振興事業では、その中のPTA研修事業について、「[意見-14] 事業の必要性及び今後の事業の在り方に関する検討について」の中で、幼稚園や小学校、中学校、養護学校の単位で単位PTAが設置されているが、その活動は縮小傾向にあり、PTA自体の解散も散見されている状況を踏まえ、将来に向けて今まで通りのやり方で事業を継続させるのが有効性、経済性、効率性の3Eの観点から適切であるかについては十分な検討が必要であるとして、現在のPTA及び将来見込まれるPTAの状況、また、人権教育の補助をPTAに担わせる必要性もふまえ、当該事業の必要性及び今後の在り方について検討されたいとしている。

また、子どもの読書活動推進事業では、「[意見-15] 学校図書館間及び市立図書館との交流について」で、システムの共通化など多額の予算が必要なハード面の取り組みのみならず、例えば、各学校や市立図書館の司書が定期的に集まり、各学校や市立図書館の特別な取り組みを共有することなど、ソフト面からもより積極的な学校図書館間及び市立図書館との交流を促進するような取り組みを推進されたいと意見している。

さらに、「[指摘-8] 学校図書館における蔵書点検について」では、明石市立学校園物品取扱要領に記載されている、蔵書点検が一部実施されていない学校を明示したうえで、学校図書館の果たすべき役割を適切に果たしつつ、実務面を考慮した実行可能性にも配慮したうえで、現在の明石市立学校園物品取扱要領のとおり、毎年蔵書点検を実施するか、もしくは現在の実行可能性を考慮した明石市立学校園物品取扱要領への改訂を行うか、適切な対応が求められるとしている。

青少年活動促進事業に関しては、「[指摘-9] 勤労青年活動育成対策事業の今後の在り方について」で、明石青少年連絡協議会と随意契約を締結している事実を示し、明石市からの委託金の多くが事業実施のための委託金ではなく、実質的に当該団体への運営費補助金であると考えられるとしている。また、そもそもの事業目的や業務委託の成果の把握の観点からも、勤労青年活動育成対策事業自体の今後の在り方について十分に検討する必要があると指摘している。

また、「[意見-19] 明石スカウト活動補助金について」や、「[意見-20] 明石レクリエーション協会活動補助金について」で、補助金の対象者を明石スカウト本部や明石レクリエーション協会に限定している事実を示し、事業の趣旨

を果たすことのできる団体であれば広く補助を受けることができるよう、改善すべきであると意見している。

4 学校給食課に係る監査結果の概要

学校給食課に対して監査を実施した結果、各事務事業の成果指標や目標値について指摘事項1件、意見9件を記載している。

「[意見-23] 学校給食会の解散について」では、明石市の学校給食業務に関して大きな役割を果たしている明石市学校給食会をはじめ、公益財団法人兵庫県スポーツ協会、一般社団法人明石給食食材提供協会及び明石市学校給食協力組合を紹介した上で、「[指摘-11] 学校給食事業に関する業務委託契約の不存在について」で業務委託契約の不存在を指摘し、「[意見-22] 学校給食会の業務内容について」で、明石市学校給食会の実施している業務について問題点を意見した上で、現状を改善する最適の方法として、学校給食会を解散し、一部必要な業務を教育委員会等他の組織で引き継いだ上で、適切な学校給食業務への取り組みを進められたいとしている。

また、「[意見-30] 小学校給食調理業務に関する今後の方針の適切な検討について」では、児童数の将来推移予測、現時点の小学校調理施設の老朽化の状況を踏まえ、維持修繕コスト、衛生・安全対策に対するコストや、調理業務の外部委託のコスト、自校調理の持続可能性を脅かす課題顕在化の状況等に基づき、自校調理の将来コストを推計する必要があるとしている。一方で、既存の2つの給食センターの有効活用を念頭に、共同調理によるセンター化に関するコストを把握し、この両コストを比較することで、食育の視点での教育的意義を重視するのか、効率的な給食サービスの提供を重視するのかという、小学校給食調理業務の今後の方針に関する判断を行うべきであるとしている。

5 学校教育課に対する総括的意見

学校教育課に対して監査を実施した結果、各事務事業の成果指標や目標値について指摘事項13件、意見9件を記載している。

学校における働き方改革について、「[指摘-12] 在校等時間の正確な把握と目標の設定について」において、現在正確に把握できていない在校等時間について「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」に沿って、正確な在校等時間を把握すべきであることを意見している。その上で、「[意見-

31] 働き方改革の確実な推進について」により、働き方改革の施策について、網羅的、具体的に目標値を定め、PDCAを進めることにより、学校における働き方改革を確実に進めるように求めている。

また、学校教育課において多数行われている、校長や教員を相手方とする内部委託や、形式的には学校運営協議会やPTA等の学校関連団体の代表者を委託契約の相手方としているものの実質的には学校が管理運営している関連団体への委託事業について、法的な面も含めて問題点を指摘している。「[指摘-13] 委託料に関する予算消化について」において、委託料を全額使い切るため、事業とは直接関係のない物品を購入しているケースが見られたため、市は委託料が事業に照らして適切に使用されていること、また、無関係の支出が確認された場合は適切に返還を求めるよう指摘している。「[指摘-14] 委託業務に係る領収書及び決算報告書について」においては、各補助主体に決算報告をする必要があることから、取引先に対して、実際の取引とは異なる証憑（領収書）の発行を依頼することは、会計処理上、適切ではなく、第三者から疑念を抱かれるような事務処理を改めるよう指摘している。その他、「[指摘-20] 補助金で購入した物品について」で、市は補助金から購入した物品の取り扱いを見直すとともに、市の財産として適切に管理する事などを指摘している。

6 児童生徒支援課に対する総括的意見

児童生徒支援課に対して監査を実施した結果、各事務事業の成果指標や目標値について指摘事項15件、意見8件を記載している。

このうち、学校園指導事業について、「[意見-40] 生徒指導研究指定の実施対象について」にて、過去からの慣例にそって中学校のみを生徒指導研究指定の対象とし続けているが、問題行動が起り始める小学生に対しても生徒指導を適切に実施するべきであり、生徒指導研究指定に小学校も含めることが望まれることを意見している。また、明石市内の全小学校、中学校、養護学校及び高等学校に対して不登校対策と生徒指導を委託している事業に対して、「[指摘-25] 委託事業の見直しについて」にて、当該委託事業が実質的な各学校に対する運営費補助となっている事実を記載し、実態に即さない委託費の支出は適切でなく、支給形態の変更を含めた当該事業の見直しを検討する必要があることを指摘した。その上で、「[指摘-26] 委託費予算の固定化について」、「[指摘-27] 委託費の使い切りについて」、「[指摘-28] 購入品の管理について」、「[指摘-29] 購入金額の妥当性の確認について」、「[指摘-30] 切手の管理、

報告について」、「[指摘-31] 報告書に添付される領収書について」、「[指摘-32] 委託費としての支出内容について」にて、実際に委託先である学校に訪問し、備品の管理状況等を確認した結果を踏まえ、具体的な問題点を指摘している。

次に、不登校対策事業について、「[意見-41] 居場所サポーターの配置について」にて、全中学校での配置を優先したため、全小学校の半数で設置が未完了の状態である事実を記載し、今後の居場所サポーターの配置においては、児童数のみでなく、問題行動件数や不登校児童の数も考慮して優先的に配置する小学校を検討されたいと意見している。また、「[意見-42] 校内フリースペースの設置について」及び、「[意見-43] 校内フリースペースの設置場所について」において、今後の校内フリースペースの設置においては、既に設置が完了している小学校、中学校から意見を聴取し、今まで以上に安全、安心かつ快適な施設を設置できるように工夫されたいこと、校内フリースペースの設置場所として図書室や他の特別教室の一部転用についても検討されたいと意見するとともに、「[意見-44] 支援先リーフレットの作成及び周知について」にて、リーフレットの情報自体をHPに掲載するなどの工夫を検討されたいと意見している。

また、いじめ対策事業について、「[意見-45] ネットいじめネットトラブル防止研修会の実施について」にて、研修会の開催方法が各学校任せになっており、学校によって参加率が大きく異なる事実を記載し、全児童生徒が同じ研修を公平に受けることができる方法を検討することが望まれること、「[意見-46] 明石こどもサミットの開催について」にて、サミット開催後の対応については、各学校任せになっているため、児童生徒支援課の主導により、サミットの内容を広く共有できる環境を整えることが望まれることを意見している。

また、教育相談事業について、「[意見-47] 明石市スクールソーシャルワーカーの対応状況について」にて、スクールソーシャルワーカーが相談を受けた事案については、個別の評価シートを作成し、記録・保存されているが、当該資料を活用した全体での傾向分析等が行われていない事実を記載し、情報を整理し、共通する課題、増加傾向にある課題等を研修テーマとして活用することを検討されたいと意見している。

さらに、青少年健全育成事業について、「[指摘-33] 明石市青少年補導委員会と地区青少年愛護協議会での活動重複について」にて委託事業の一部が他の事業と重複しており、予算の見直しを検討する必要があると指摘するとともに、学校園指導事業の不登校対策と生徒指導を委託している事業と同様に

「[指摘-34] 委託事業の見直しについて」にて、当該委託事業が実質的な各地区青少年愛護協議会に対する運営費補助となっている事実を記載し、実態に

即さない委託費の支出は適切でなく、支給形態の変更を含めた当該事業の見直しを検討する必要があることを指摘した。その上で、「[指摘－35] 委託費の使い切りについて」、「[指摘－36] 備品の管理について」、「[指摘－37] 切手の管理、報告について」、「[指摘－38] 報告書に添付される領収書について」、「[指摘－39] 委託費としての支出内容について」にて、実際に現場に訪問し、委託費により購入された備品の活用状況を確認した結果も踏まえ、具体的な問題点を指摘している。

7 あかし教育研修センターに対する総括的意見

あかし教育研修センターに対して監査を実施した結果、各事務事業の成果指標や目標値について、意見2件を記載している。

このうち、学校通信運営事業について、「[意見－48] 学校情報通信機器運用事業の管轄について」にて、GIGA スクール構想の実現に向けた取組について、小学校・中学校・養護学校を対象としており、高等学校における GIGA 構想の実現に向けた取組については市立明石商業高等学校事務局の管轄となっており、GIGA 構想に関する事業について、ICT 環境の整備という専門性の高い分野に携わる人員を集約することで、個人の技量向上と組織としてのノウハウ・経験等が蓄積されることで、当該事業の更なる効率化も期待できるため、あかし教育研修センターで一括して実施することの可否についても検討されたいと意見している。

次に、教育研究事業について、「[意見－49] スーパーバイザー等講師派遣事業について」に記載のとおり、派遣要請のない学校園については、派遣要請がない理由や問題・いじめ件数などの現状を把握し、その状況に応じて適切な研修内容に関するアドバイスや適任なスーパーバイザーを紹介することが望まれると意見している。

8 明石商業高等学校事務局に対する総括的意見

明石商業高等学校事務局に対して監査を実施した結果、各事務事業の成果指標や目標値について指摘事項1件、意見8件を記載している。

このうち、明石商業高等学校運営事業について、「[意見－50] 外部講師の採用基準について」に記載のとおり、現状の採点基準は無意味に合格最低点が低すぎるので、合格最低点の引き上げや項目単位で最低点を複数とった者は採用

しないなどの基準をおりこんだ採点基準の改正が望まれることを意見している。また、外部講師に関しては、「[意見-51] 外部講師への謝礼金について」にて、外部講師の謝礼金計算にあたり、その時間数は1月につき12時間を上限とすることが定められているが、外部講師が実際に何時間程度、部活動に関与しているかを把握し、上限時間の見直しを定期的に検討することが望まれることを意見している。

次に、明石商業高等学校福祉科運営事業について、「[意見-52] 福祉科の今後について」にて、福祉科創設時には定員を超える志願者があり、福祉に関心を持つ生徒が少なくないことがうかがえるので、福祉科を創設した趣旨が児童・生徒に伝わるように各小・中学校で福祉や介護に関する啓蒙活動を継続的に実施することに努められたいこと、今後の応募人員や退学者の状況を見守りつつ、市民から望まれる福祉科のあり方についても継続的に検討を行うことが望まれることを意見している。その上で、そのためには、明石市の福祉施設及び福祉科の生徒の双方にとってメリットのある取組を後押しするような成果指標を事業の運営目標とし設定すべきであることを「[意見-53] 事業の運営目標について」にて意見するとともに、明石市立明石商業高等学校福祉科創設検討会での見込みと現状との乖離を踏まえた今後の取組について「[指摘-40] 応募人員について」、「[意見-54] 退学者について」にて指摘、意見している。

また、明石商業高等学校施設整備事業について、「[意見-55] 特別教室への空調設備の設置について」及び、「[意見-56] 体育館1階への空調設備の設置について」にて、被服室、体育館1階に空調設備が設置されていない事実を記載し、生徒の体調面の課題も懸念されるため、必要に応じて空調設備の設置について予算要求することを検討されたいと意見している。また、「[意見-57] 今後の施設整備計画について」において、現状の施設整備計画では、新たな空調設備を設置するためには、第2キュービクルの改修工事がまず必要であり、空調設備の設置が令和10年度以降になる可能性がある事実を記載し、生徒の健康面等を考慮し、必要な空調設備が早期に整備されるように予算等を見直し、早急にキュービクルの改修等に取り組み始めることが望まれると意見している。

9 明石市立の学校に係る監査結果の概要

生徒・児童数や校舎の建設年度等を参考に、往査する学校を選定した。往査した学校は、中学校3校（大久保北中学校、江井島中学校、魚住中学校）、小学校3校（沢池小学校、大久保小学校、二見北小学校）と、商業高等学校1校（明石商業高等学校）の合計7校である。

9-1 備品・ICT機器の管理

備品・ICT機器に対する監査結果の一覧は下記のとおりである。

備品について学校が主体的に現物を確認する意識が乏しく、その結果として現物のない備品・ICT機器や備品ラベルが未貼付になっているなど、管理状況は適切とは言えないため、管理方法等を見直したうえで適切な備品等の管理体制を構築されたい。

監査結果	大久保北中学校	江井島中学校	魚住中学校	沢池小学校	大久保小学校	二見北小学校	明石商業高等学校
現物なし（備品）	指摘		指摘	指摘	指摘		指摘
現物なし（ICT機器）			指摘				指摘
備品ラベル未貼付	指摘	指摘	指摘	指摘		指摘	指摘
未使用の備品・ICT機器	意見	指摘			指摘	意見	
現物確認の未実施	意見	指摘	意見	指摘	指摘	指摘	
台帳の配置場所の相違		意見				指摘	
ICT機器の設置場所の相違					意見	意見	

9-2 教員の時間外管理について

教員の時間外管理に対する監査結果の一覧は下記のとおりである。

教員の出退勤の時間について正確に把握できていないなど、働き方改革の前提となる時間外従事時間の集計ができていないため、まずは正確な時間を集計し、働き方改革につなげられたい。

監査結果	大久保北中学校	江井島中学校	魚住中学校	沢池小学校	大久保小学校	二見北小学校	明石商業高等学校
出退勤ボタンの押し忘れ		指摘	指摘		指摘	指摘	
週休日の出退勤時間の把握	指摘	指摘	指摘	指摘	指摘	指摘	
直行直帰の時間の把握						指摘	
出退勤時間の正確な把握							指摘
時間外の多い教員への面談	意見	意見	意見				意見
出退勤システムの未利用			意見	意見			
働き方改革の検討							意見

9-3 準公金の取り扱いについて

各学校が管理する準公金に対する監査結果の一覧は下記のとおりである。

部活動に関して徴収した現金について準公金として取り扱っていないことや、出納簿が未作成になっているなど、準公金の不適切な管理状況が見受けられた。

監査結果	大久保北中学校	江井島中学校	魚住中学校	沢池小学校	大久保小学校	二見北小学校	明石商業高等学校
部活動費の取り扱い	指摘	指摘	指摘				指摘
特別支援学級の取り扱い					指摘		
不要なキャッシュカード		指摘					
年度の違う予算執行	指摘					指摘	
年度未付近の購入				指摘		指摘	
出納簿の未作成	指摘		指摘				
領収書の原本保管		指摘					

立替金の取り扱い		指摘	指摘				
切手の購入		指摘	指摘		指摘		
過剰な予備費予算の計上	指摘	指摘					指摘
請求書と支払額の相違	指摘			指摘			
テント代の取り扱い					指摘		
先生用サービス品				指摘			
学校徴収金の金額見直し							指摘
不要な学年費の徴収							指摘
同窓会会計の必要性検討	意見	意見					
予算額の適切な見積り					意見		
修学旅行の業者選定				意見			
飲食費						意見	

この点、「第5 学校往査の結果 10 学校訪問による全般的な監査結果 10-3 準公金の取り扱いについて」において、教育委員会全体として準公金の取り扱いについて見直されたい点について言及している。

「[指摘-111] 準公金取扱マニュアルの充実について」において、マニュアルの記載内容は簡素化されており、必要十分な情報や管理方法が記載されていないことから修正すべき記載内容を掲載しているため、適宜参照されたい。なおマニュアルの修正の際に「[意見-89] 準公金の管理方法の効率化について」で記載のとおり教職員の業務の効率化についても言及すべき点を意見している。

また、「[指摘-112] 教育委員会による準公金の積極的な把握について」において、教育委員会で各学校の準公金について一覧表を作成するなど網羅的な準公金の把握を積極的に行うことが必要である旨を指摘している。

さらに、「[指摘-113] 準公金と公費の区分の明確化について」において、学校によって準公金と公費の区分が相違している点が見受けられたことについて、公費と準公金で支出する範囲を明確にすることが必要である点について指摘している。

第4 監査結果の詳細

1 教育企画室（総務担当）に対する監査結果

(1) 教育委員会運営事業

事務事業名		事業所管課
教育委員会運営事業		教育委員会事務局 教育企画室総務担当
事業の目的		
教育委員会の意思決定機関である教育委員会会議において活発な議論が行われ、適切な判断による意思決定を行う。教育委員会会議の成果や教育委員の活動を市民に広く認知する。		
成果指標①		
指標名	考え方・定義・式	単位
教育委員会傍聴者数	教育委員会会議への市民 関心度、教育委員会傍聴 者延べ人数	人
令和5年度実績	令和6年度目標	令和6年度実績
21	20	41
成果指標②		
指標名	考え方・定義・式	単位
教育委員会ホームページ アクセス数	教育行政への市民関心度	回
令和5年度実績	令和6年度目標	令和6年度実績
— ※無料解析ツールの仕様 変更により数値取得でき ず	135,000	119,000 ※無料解析ツールでアク セス数が拾えた期間をベ ースに算出。
令和6年度事業費	当初予算（千円）	決算（千円）
報酬	8,247	8,246
旅費	35	12
交際費	140	128
需用費	10	8
合計	8,432	8,394

人件費（参考値）	12,660	12,660
総事業費（参考値）	21,092	21,054

（出典：令和6年度及び令和7年度「事務事業点検シート」）

地方公共団体は、国の計画を参考に、地域の実情に応じた基本計画の策定に努めることとされており、兵庫県では、平成21年6月、平成26年3月、令和元年2月に「ひょうご教育創造プラン（兵庫県教育基本計画）」が第3期にわたって策定されている。明石市においても、平成23年3月に「あかし教育プラン（明石市教育振興基本計画）」を、平成28年3月に「第2期あかし教育プラン（明石市教育振興基本計画）」を策定し、第2期プランでは「ふるさと明石から未来にはばたく子どもを育てる～たくましく心豊かな人づくり～」を基本理念に、教育施策の推進に取り組み、令和3年度末で6年間の計画期間の終了を迎えた。

この間、少子高齢化やグローバル化、高度情報化などが一層進展するほか、新型コロナウイルス感染症の蔓延により、密集を避けるなどの新しい生活様式が求められるなどの社会情勢のもと、GIGAスクール構想の推進をはじめ、小学校における英語の教科化、プログラミング教育の必修化、少人数教育の推進、大学入試制度改革など、教育を取り巻く環境も大きく変化している。

また、貧富の差の拡大、資源の枯渇、気候変動による大規模災害の発生などを受け、平成27年9月には、国連サミットにおいて持続可能な開発目標（SDGs）が採択されており、その中で質の高い教育をすべての人に提供すべきことがうたわれている。

こうした新たな教育課題にも的確に対応していくため、明石市は令和4年2月に「第3期あかし教育プラン（明石市教育振興基本計画）」（以下「あかし教育プラン」という。）を策定している。

このあかし教育プランの、「第6章 計画の推進のために」の、「3 成果目標」において、当該プランを着実に推進し、このプランに記載されている「基本目標」を実現できるよう、以下のとおり「育む5つのちから」に沿って計画全体を通じた成果指標を設定し、「第3期あかし教育プラン」の期間内における平均値が「第2期あかし教育プラン」の期間内における平均値を上回ることを目標としている。

指 標		現状 (%) (第2期プラン平均)
「自分にはよいところがある」と答える児童生徒の割合	小6	81.6
	中3	75.5

多様化する社会を 生き抜けるちから	「先生は、あなたのよいところを認めてくれている」と答える 児童生徒の割合	小6	84.3
		中3	71.5
	「難しいことでも、失敗を恐れなくて挑戦している」と答える 児童生徒の割合	小6	75.7
		中3	67.2
	「ものごとを最後までやり遂げて、うれしかったことがある」 と答える児童生徒の割合	小6	92.7
		中3	91.6
	「5年生まで[1、2年生のとき]に受けた授業では、課題の解 決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいた」と答える 児童生徒の割合	小6	77.0
		中3	83.5
	「5年生まで[1、2年生のとき]に受けた授業で、自分の考え を発表する機会では、自分の考えがうまく伝わるよう、資料や 文章、話の組み立てなどを工夫して発表していた」と答える児 童生徒の割合	小6	62.8
		中3	65.0
自分の行動や考え 方を客観的に見つ	「授業で学んだことを他の学習に生かしている」と答える児童 生徒の割合	小6	83.4
		中3	72.6
夢を描き、自律的 に学びに向かうち	「将来の夢や目標を持っている」と答える児童生徒の割合	小6	86.0
		中3	70.4
夢を描き、自律的 に学びに向かうち から	「家で自分で計画を立てて勉強をしている」と答える児童生徒 の割合	小6	65.4
		中3	55.4
	「人の役に立つ人間になりたい」と答える児童生徒の割合	小6	95.3
		中3	93.0
	「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがあ る」と答える児童生徒の割合	小6	51.9
		中3	39.8
共に学ぶことの楽 しさを知り、それ を継続することが できるちから	「学級みんなで話し合っ決めてことなどに協力して取り組 み、うれしかったことがある」と答える児童生徒の割合	小6	87.6
		中3	84.3
	「学級の友達と[生徒]の間で話し合う活動を通じて、自分の考 えを深めたり、広げたりすることができている」と答える児童 生徒の割合	小6	73.6
		中3	69.5
	「学校に行くのは楽しい」と答える児童生徒の割合	小6	89.7
		中3	86.3
たくましく、健や かに生きるちから	「朝食を毎日食べている」と答える児童生徒の割合	小6	96.2
		中3	94.3
	「毎日、同じくらいの時刻に寝ている」と答える児童生徒の割合	小6	81.4
		中3	80.5
	「毎日、同じくらいに時刻に起きている」と答える児童生徒の 割合	小6	91.4
		中3	93.9

※いずれも第3期プランの平均が第2期プランの平均を上回ることを目標とします

(出典：あかし教育プランより抜粋)

[意見－1] あかし教育プランに掲げられている成果の把握について

あかし教育プランに掲げられている成果の把握するために実施した「令和6年度全国学力・学習状況調査 児童質問調査（小学校第6学年）」を確認したところ、教育プランの目標値として設定されている「難しいことでも、失敗を恐れなくて挑戦している」や、「ものごとを最後までやり遂げて、うれしかったことがある」その他多くの項目について、児童への質問調査項目からは除かれていた。

その理由を確認したところ、「児童質問紙調査については、国は定点観測を行うため、質問項目は毎年度同じ項目を用いることを原則としているが、時代の状況にあわせ、若干のマイナーチェンジを行っている」とのことであった。そのため、「年度によっては、昨年度まで実施されていた質問を取りやめることがある」とのことであった。

また、「数年経つと質問項目が復活することもあるため、単年度質問項目がなくなったからといって、直ちに指標を見直すことはないが、質問項目が消え、別の項目に置き換わったと確認できる場合は、当該別の項目を新たな指標として採用し、旧来の消えた指標については、「参考指標」としてその数値を掲載することでプラン上は対応している」とのことであった。

また、「毎年度実施されない可能性もふまえ、教育プランにおける最終的な指標の到達については、プラン期間中の平均値を用いることにし、プラン中に計測がされない年度があっても対応できるように工夫している」とのことであった。

しかしながら、上記のような状況だと、意図的に質問項目を変えることで、目標の達成不達成のコントロールが可能となってしまう。また、あかし教育プランで当初は目標値として設定された指標がいつの間にか「参考指標」に変更されることとなり、望ましくはない。

そのため、当初のあかし教育プランに記載されている指標については継続的に質問を行い、時代の状況に合わせたマイナーチェンジについては、別の質問項目を設定するなどの対応で補うことが望まれる。

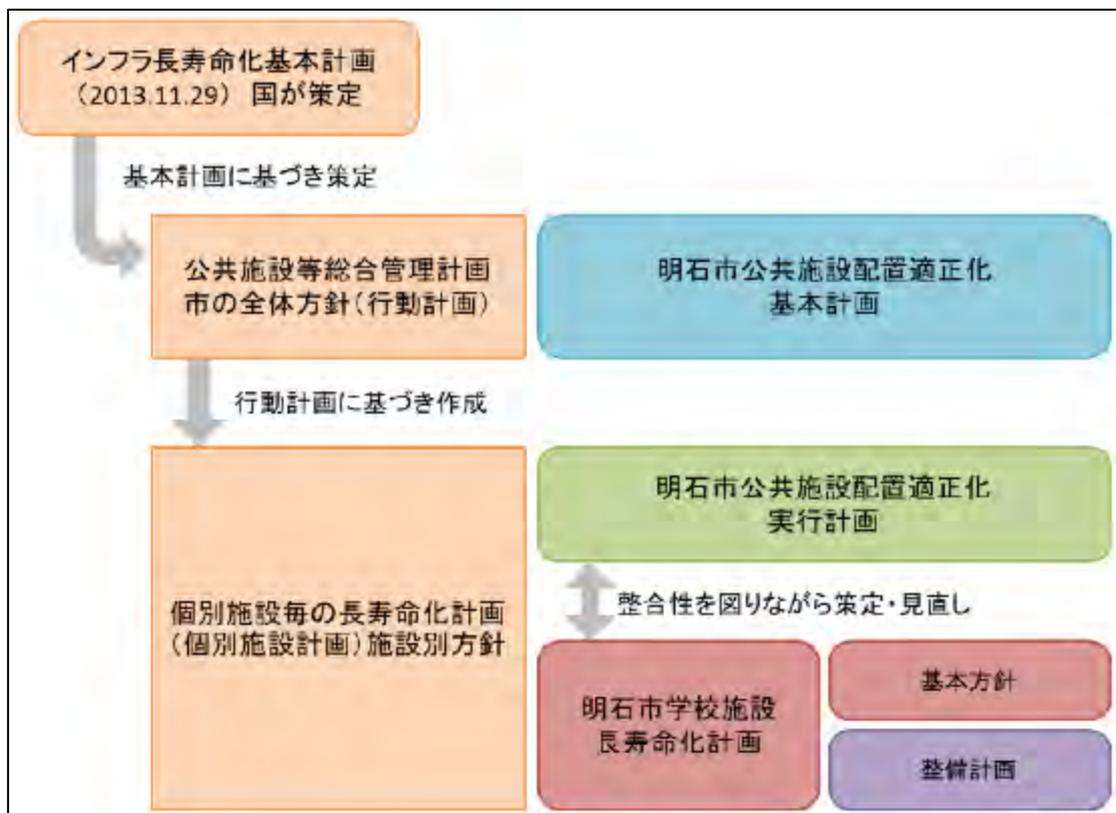
2 教育企画室（学校管理担当）に対する監査結果

2-1 教育企画室（学校管理担当）全般事項

（1）教育企画室（学校管理担当）が所管する計画

市は学校施設に関して具体的な対応方針を定める計画として、公共施設配置適正化の基本的な取組方針を示した「明石市公共施設配置適正化基本計画」に基づき、「明石市学校施設長寿命化計画」を個別施設計画に位置づけている。

また、明石市学校施設長寿命化計画について「基本方針」、基本方針に基づく個別・具体的な計画を「整備計画」と定めており、市が策定する計画の関係は下記のとおりである。



(出典：明石市立学校施設長寿命化計画)

なお、学校施設の修繕について平成30年度から教育委員会とは別の総務局財務室財務担当の施設包括管理担当に引き継がれ、学校施設の長寿命化のための計画については市全体の施設について定める「施設保全ガイドライン」に含まれている。

〔指摘－１〕明石市公共施設配置適正化実行計画に基づく各施設の具体的な取組内容やスケジュールを定めた計画の未策定について

市は明石市公共施設配置適正化基本計画を平成 27 年 3 月に策定し、平成 27 年度から 10 年間に關する明石市公共施設配置適正化実行計画を策定している。そこでは 40 年間で施設総量を 30%縮減することを最終目標とし、実行計画期間の 10 年間で施設総量を概ね 3 %縮減することを目標としている。

当該目標を達成するために施設種別ごとの方向性や取組スケジュールまでを実行計画で示しており、各施設の具体的な取組については施設を管理する所管課に委ねられているが、教育委員会事務局において小・中学校の各施設の対応内容を具体的に記載した計画を策定していなかった。

なお、令和 2 年 3 月に明石市立学校施設長寿命化計画を策定しており、当該計画が明石市公共施設配置適正化実行計画の個別計画としての位置づけとなっているが、それぞれの計画の目的は施設総量の縮減と長寿命化といった相違した内容となっている。

明石市公共施設配置適正化実行計画の目的に沿った各施設の具体的な取組内容やスケジュールを定めた計画を策定することが必要である。

〔指摘－２〕明石市公共施設配置適正化実行計画の変更について

明石市公共施設配置適正化実行計画において、「市民との意見交換や、今後の社会情勢や市民ニーズの変化等を踏まえて、必要があれば、計画期間内であっても計画の内容を見直していきます。」と記載されている。

市は明石市公共施設配置適正化実行計画を平成 27 年度に策定しており、その上位計画である「財政健全化推進計画」において、財政危機にある市財政を健全化するため、10 年間で「収支均衡」、「115 億円の赤字解消」、「基金 80 億円の保持」を目標に掲げているため、「公共施設配置適正化計画」も「施設総量を 10 年間で 3 %減（実行計画）、40 年間で 30%減（基本計画）」と厳しい目標を設定している。

しかし、明石市公共施設配置適正化実行計画の策定後に市は「子育て支援を中心としたまちづくり」に注力し、子育て世帯の取り込みに成功した結果、税収や基金が増額し、別の形で財政の健全化が図られたため、明石市公共施設配置適正化実行計画に掲げる「施設総量を 10 年間で 3 %減（実行計画）、40 年間で 30%減（基本計画）」の厳しい目標を達成する必要性が乏しくなったが、学校施設の目標設定を変更する等の対応を図っていなかった。

社会情勢が変化し、達成すべき目標を変更する必要性が生じた際には、目標を変更するとともに、変更した旨を公表する必要がある。なお、当該指摘への

対応については、現在市が取り組んでいる次期公共施設配置適正化計画の見直しの中で対応することが考えられる。

[意見－2] 明石市立学校施設長寿命化計画の整備計画について

明石市立学校施設長寿命化計画において、「基本方針」、基本方針に基づく個別・具体的な計画を「整備計画」と定めることとしている。

この点、整備計画を確認したところ、明石市立学校施設長寿命化計画の第7章に記載の長寿命化の整備計画としており、記載内容の全文は下記のとおりである。

第7章 長寿命化の整備計画

1 基本的な考え方

学校施設の整備を進めるにあたっては、過去の工事实績や築年数、老朽状況の評価等を考慮し、整備計画を策定します。なお、事業の実施にあたっては、棟単位での整備を基本とします。

また、全ての学校施設で一律に改修周期を設定するのではなく、学校施設の老朽化状況を把握した上で、限られた財源を有効に活用しながら、部位改修や大規模改造を選択することで、事業費の平準化が図れるように計画します。

2 改修等の優先順位

学校の立地条件や利用条件等により、同時期に建築された学校施設であっても老朽化状況は異なります。施設の劣化状況や築年数等に応じて順位付けを行っていく必要があります。

劣化状況や改修履歴等を総合的に判断した上で、長寿命化改修、大規模改造、部位修繕など適切な改修方法を選択し、財源措置等を考慮しながら実施します。

なお、部分的な劣化状況が著しく進行し、緊急を要する施設については、部位修繕や緊急修繕を図ります。

3 今後5年間の整備計画

従来から実施しているトイレの改修やエレベーターの設置については、今後も継続して優先順位の高い施設から順次、整備していきます。

より実効性のある計画とするためには、「第4章 学校施設等の老朽化の実態」において維持、更新コストを試算した結果を基に、改修事業の選別を行うとともに、財政面を考慮し、改修事業費の平準化を行います。

(出典：明石市立学校施設長寿命化計画)

上記は基本方針を定めたものにすぎず、整備計画とは言えないため、具体的な整備計画を定めることが望まれる。

[指摘－3] 「明石市立学校施設長寿命化計画」及び「施設保全ガイドライン」の実効性の確保について

「明石市立学校施設長寿命化計画」と「施設保全ガイドライン」については施設の長寿命化を見据えた計画となっており、長期的な視点で施設を維持するために保全工事等を行うことを主眼に置いている。

上記の計画及びガイドラインでは施設の老朽化の状況について調査し、施設の長寿命化のために必要となる保全工事を洗い出し、補修について優先順位をつけて対応している。しかしながら、学校施設では実際に雨漏りなどが起こっており、その復旧のための緊急工事を実施するなど、被害が発生してから応急処置をしている状況である。

実際に、校舎の老朽化の状況について訪問した学校で拝見したところ、雨漏りについては訪問した7校中4校で見受けられた。また、校舎のコンクリートが剥離している点やカビの生えた武道館など、学校施設として対応が必要と考えられる事例が多く見受けられた。

「明石市立学校施設長寿命化計画」と「施設保全ガイドライン」で洗い出した保全工事を適宜適切に実行することで、学校施設として対応が必要と考えられる状況を改善し、児童・生徒のために適切な教育環境を整える必要がある。

[意見－3] 学校施設整備についてのマスター計画の策定について

市は小・中学校の学校施設の整備に関する計画について、「明石市公共施設配置適正化実行計画」、「明石市立学校施設長寿命化計画」、「明石市公立学校等施設整備計画」、「施設保全ガイドライン」などを策定している。

上記について、「明石市立学校施設長寿命化計画」と「施設保全ガイドライン」については親和性があるものの、その他の計画について上位計画の目的に沿って作成しているだけであり、結果的に策定したそれぞれの計画の内容は整合性が無い状況となっている。

原因は小・中学校の学校施設の整備に関するマスター計画が策定されていない点が挙げられる。マスター計画があれば、当該内容に沿った計画を随時策定できるため、他の計画を策定する際の基本の考え方を示すことができる。

今後、将来の子どもの人口推移を見据えたうえで、学校施設の整備のためのマスター計画を策定することが望まれる。

2-2 教育企画室（学校管理担当）の事務事業

(1) 学校園運営支援事業

事務事業名		事業所管課
学校園運営支援事業		教育委員会事務局 教育企画室学校管理担当
事業の目的		
小・中・養護学校全体にかかる経費を本事業に集約し、予算執行の効率的な運用を図ることを目的としている。		
成果指標		
指標名	考え方・定義・式	単位
なし		
令和6年度事業費	当初予算（千円）	決算（千円）
旅費	50	29
需用費	620	463
役務費	19	16
委託料	3,200	2,716
負担金補助及び交付金	3,330	3,406
合計	7,219	6,630
人件費（参考値）	1,495	1,495
総事業費（参考値）	8,714	8,125

（出典：令和6年度及び令和7年度「事務事業点検シート」）

学校園運営支援事業は小・中・養護学校全体にかかる経費を集約し、予算執行の効率的な運用を図ることを目的としている事業である。当該事業において、学校園等における産業廃棄物処理の委託や、学校管理下で発生する事故に備えて全国市長会の学校災害賠償補償保険への加入、のびのびパスポートを小学生・中学生に配付する等の業務を行っている。

のびのびパスポートとは、明石市及び近隣市町等が天文科学館や博物館等の教育関連施設を相互に小学生・中学生へ無料で開放しており、パスポートを提示すれば小学生・中学生が無料で施設に入場することができる。当該パスポートは学校を通じて、年度ごとに全児童・生徒に配付している。

のびのびパスポートにより無料で利用することのできる施設数は令和7年7月18日時点で86施設あり、利用できる施設の状況は下記のとおりである。

府県	市	施設数	対象施設
兵庫県	神戸市	30	美術館、動物園、文学館、科学館、他
	芦屋市	6	美術博物館、谷崎潤一郎記念館、他
	西宮市	3	美術館、笹倉鉄平ちいさな絵画館、他
	宝塚市	5	手塚治虫記念館、文化芸術センター、他
	三田市	4	有馬富士自然学習センター、他
	三木市	3	堀光美術館、みき歴史資料館、他
	丹波篠山市	5	歴史美術館、篠山城大書院、他
	明石市	2	天文科学館、文化博物館
	淡路市	2	北淡歴史民俗資料館、中浜稔猫美術館
	洲本市	1	淡路文化史料館
	南あわじ市	2	滝川記念美術館玉青館、他
大阪府	堺市	7	博物館、鉄炮鍛冶屋敷、他
	岸和田市	3	岸和田城、だんじり会館、他
	泉佐野市	3	歴史館いずみさの、ふるさと町屋館、他
和歌山県	海南市	1	黒沢ハイランド・黒沢牧場
	紀の川市	1	青洲の里 春林軒
徳島県	徳島市	6	徳島城博物館、阿波おどり会館、他
	鳴門市	2	ドイツ館、賀川豊彦記念館
合計		86	

(出典：神戸市ホームページ「のびのびパスポート」より抜粋)

[指摘－4] のびのびパスポートの配付数量の確認について

のびのびパスポートは年度当初の新学期が始まる時に教育委員会から各学校に対して児童・生徒数に5%程度の予備分を含めた枚数を配付している。このうち、ある学校に対してのびのびパスポートを450部配付し、学校も同部数を受領したことを確認していたが、児童に配付する前には407枚しか確認できなかったため、教育委員会は学校に対して追加で40枚を配付していた。

上記について43枚ののびのびパスポートの所在が不明となっているが、その理由は不明となっており、その後の検索でも見つからなかったとのことである。

のびのびパスポートは明石市だけでなく他の府県も含めると86の教育施設を無料で利用できるパスポートとなっており、金銭的価値のあるものである。実際に、インターネット上において1枚300円から500円で売買取引されている。

る事例も見受けられる。このような金銭的価値があるのびのびパスポートについて、43枚も所在不明となるような現状の管理体制は適切ではない。

よって、今後は配付数量の受取の確認と出納帳の作成、残数について教育委員会に返還するといった適正な管理体制を構築することが必要である。

[意見－4] のびのびパスポートの発注先の選定方法について

のびのびパスポートを令和6年度に小学校用19,070部と中学校用8,570部を発注しているが、発注先の業者は特命随意契約となっていた。

市が業者を特命随意契約で選定している理由は、著作権の関係で複数業者が印刷に関わることを避けることと、のびのびパスポートの印刷最大数（配付数）となる神戸市（のびのびパスポートの実施主体）が競争入札で決定した印刷業者と同じ業者を選定することで印刷の効率化及び費用面においてスケールメリットを期待できることとしている。

しかし、著作権については契約等でリスクを最小限とすることが可能であると考えられ、また発注数量の全数を1者で印刷し、下請け業者等も利用しないこと条件として印刷業者を選定すれば、複数業者が印刷することもなくなる。著作権の流出を懸念するのであれば印刷業者の著作権管理についての統制状況を確認する必要があるが、特命随意契約で選定する業者の著作権管理の状況まで確認していない。

また、スケールメリットがとれる理由としては、神戸市が発注している業者と同じであることを理由としているが、神戸市が発注している単価と同額かそれよりも安い金額になっているか確認しておらず、また他の業者から参考見積を徴取する等の価格調査をしていないため、選定先の業者が費用面において一番有利な条件になっているかわからない。

今後、のびのびパスポートの印刷業者を選定する際には他の印刷業者からも見積書入手する等、経済性の確認を図ることが必要である。なお、前述の児童・生徒用ののびのびパスポートとは別に、教員等が利用する学校保管用ののびのびパスポートも同じ理由で印刷業者を特命随意契約で締結しているため、同様に他の印刷業者から見積書入手する等、経済性の確認を図る点について留意することが望まれる。

[意見－5] のびのびパスポートの利用実績の把握について

のびのびパスポートの利用状況について市は把握していなかった。

把握していない理由は、のびのびパスポートは他市との共同事業であることや、無料の対象となる施設に対して市はなんら入場料を補てんしていないためであった。

のびのびパスポートは兵庫県下だけでなく、大阪府、京都府、和歌山県、徳島県も含めた 86 の教育施設を無料で入場できるものである。そのため、明石市内の児童・生徒がどれだけの利用状況であったのか、または無料の対象となっている明石市の施設の入場者数のうちどれだけののびのびパスポートを利用していたのかを把握することにより、市内の他の教育施設をのびのびパスポートで無料入場できる対象に追加するかを検討することが可能となるため、のびのびパスポートの利用実績の把握は教育施策上において重要と考えられる。

まずは、市内の無料施設のうちどれだけの児童・生徒がのびのびパスポートを利用したのかの実績を把握するとともに、のびのびパスポートを配付した明石市の児童・生徒の利用状況について確認することが望まれる。また、のびのびパスポートを利用している他の自治体に対してものびのびパスポートの利用実績も把握することを促すことについても検討することが望まれる。

[意見－6] 学校用のびのびパスポートの表紙について

学校用ののびのびパスポートの表紙に明石市の無料で利用できる天文科学館と文化博物館以外の施設である明石海浜プールが掲載されていた。

のびのびパスポートについては前述した明石市以外の自治体も含めて 86 の施設を無料で利用することができるものではあるが、各自治体で詳細な記載情報や表紙の写真が異なっており、明石市の学校用ののびのびパスポートの表紙には明石海浜プールが採用されていたが、明石海浜プールはのびのびパスポートを利用して無料で入場できる施設として紹介されていないため、当該施設の掲載は相応しくないと考えられる。

この点、明石市内在住の小中学生はのびのびパスポートを提示すれば明石海浜プールを無料で利用することが可能となっているため、のびのびパスポートの利用と関係のない施設とは言えないかもしれないが、明石市在住であっても中学生は対象とはなっておらず、また他の自治体の児童・生徒にも関係のない施設であることから、のびのびパスポートの表紙に掲載されているとのびのびパスポートの全保有者が無料で利用する施設と誤解する可能性もある。

今後、のびのびパスポートの全利用者が利用することができる施設等を表紙の写真に採用するなどにより、無用な混乱を避けることが望まれる。

(2) 学校美化・緑化推進事業

事務事業名		事業所管課
学校美化・緑化推進事業		教育委員会事務局 教育企画室学校管理担当
事業の目的		
明石市立小学校・中学校・養護学校の児童・生徒・教職員・保護者、地域住民それぞれの学校が、参画と協働の理念に基づき「学校・家庭・地域社会の連携」を目指し、教職員、児童、生徒だけでなく保護者、地域の方々の協力のもとに、施設の改善・美化・緑化を自ら行い、快適な教育環境の維持管理に寄与するとともに、学校内外での愛校心の醸成を図る。		
成果指標		
指標名	考え方・定義・式	単位
美化活動の実施回数	学校美化活動の実施回数 の向上	回
令和5年度実績	令和6年度目標	令和6年度実績
266	270	248
令和6年度事業費	当初予算（千円）	決算（千円）
需用費	5,700	4,511
合計	5,700	4,511
人件費（参考値）	2,195	2,195
総事業費（参考値）	7,895	6,706

（出典：令和6年度及び令和7年度「事務事業点検シート」）

学校美化・緑化推進事業は明石市立小学校・中学校・養護学校の児童・生徒・教職員・保護者、地域住民それぞれの学校が、参画と協働の理念に基づき「学校・家庭・地域社会の連携」を目指し、教職員、児童、生徒だけでなく保護者、地域の人との協力のもとに、施設の改善・美化・緑化を自ら行い、快適な教育環境の維持管理に寄与するとともに、学校内外での愛校心の醸成を図ることを目的とする事業である。

参画と協働の理念のもと地域や保護者に参加してもらい、学校の教育環境の改善のため、施設の清掃・小修繕、花壇整備、校庭の芝生化等に取り組んでいる。限られた予算のなかで、業者に発注するのではなく、作業道具や材料の購入のみで児童・生徒・職員・保護者・地域の人で取り組むことで、よりきめ細やかに教育環境の改善や維持管理ができるとともに、学校と家庭、地域の連携の強化が図られていると市は考え、事業を実施している。

[意見－7] 児童・生徒・教職員・用務員以外の参加者について

令和6年度に実施した学校美化に関する活動は169件、学校緑化に関する活動は97件となっており、合計266件となっている。このうち学校美化に関する実施報告書を閲覧した結果、学校美化に関する169件の報告書のうち、児童・生徒・教職員・用務員以外の者が参加している活動は4件しかなく、約2%程度の低い割合となっていた。

当該事業は「教職員、児童、生徒だけでなく保護者、地域の方々の協力のもとに、施設の改善・美化・緑化を自ら行い、快適な教育環境の維持管理に寄与するとともに、学校内外での愛校心の醸成を図る。」ことを目的としており、学校美化等のみを達成するだけではなく、児童・生徒・教職員・用務員以外の参加者ととも学校内外での愛校心の醸成を図ることが重要となっているが、学外の参加者が少ない状況は、事業の目的が果たされているとは言い難い状況である。特に、新型コロナウイルス感染症以降ボランティアや保護者と美化活動する回数が減っているとのことであった。

今後、学校美化・緑化の活動について、児童・生徒・教職員・用務員以外の参加者がともに活動できるような企画を検討することが望まれる。

[意見－8] 学校美化活動の定義について

学校美化活動の報告内容を確認したところ、児童・生徒が給食後に実施する清掃活動や用務員の清掃業務についても学校美化活動に含まれていた。

児童・生徒や用務員が学校を清掃することは、通常の学内行事・業務として取り扱われるべきであり、このような活動を学校美化活動に含めるのであれば、年間授業日数を200日と仮定し、明石市立の小・中・特別支援学校数の42校を乗じた8,400回を学校美化活動とする計算結果となるが、令和6年度の実績数は報告書による報告件数のみを学校美化活動として集計しているため、169件の実施結果となっている。

当該事業における学校美化活動と通常の学校での児童・生徒による清掃活動や用務員等の職員の清掃業務を区別せずに把握している点が問題であるため、学校美化活動を明確に区別するために定義化するなどの検討が望まれる。

(3) 小・中・特別支援学校管理運営事業

事務事業名		事業所管課
小学校管理運営事業		教育委員会事務局 教育企画室学校管理担当
事業の目的		
明石市立小学校（28校）において教育課程を実施するための必要な経費を負担し、義務教育を円滑に実施する。		
成果指標①		
指標名	考え方・定義・式	単位
電気使用量	金額が多額であり、削減の効果が見込まれる。また、地球環境への影響の面からも削減が求められている。	K w h
令和5年度実績	令和6年度目標	令和6年度実績
4,033,330	4,000,000以下	4,443,300
成果指標②		
指標名	考え方・定義・式	単位
水道使用量	金額が多額であり、削減の効果が見込まれるため、経費節減の指標とする。	m ³
令和5年度実績	令和6年度目標	令和6年度実績
326,326	320,000以下	312,902
令和6年度事業費	当初予算（千円）	決算（千円）
需用費（教材・用紙・文房具等の消耗品、印刷製本、修繕費、教員用指導書費）	91,972	98,436
需用費（電気料金）	138,000	148,655
需用費（水道料金）	205,000	179,090
使用料及び賃借料	4,513	4,353
備品購入費	43,990	42,586
その他	112,835	103,443
合計	596,310	576,563
人件費（参考値）	379,800	379,800
総事業費（参考値）	976,110	956,363

（出典：令和6年度及び令和7年度「事務事業点検シート」）

事務事業名		事業所管課
中学校管理運営事業		教育委員会事務局 教育企画室学校管理担当
事業の目的		
明石市立中学校（13校）において教育課程を実施するための必要な経費を負担し、義務教育を円滑に実施する。		
成果指標①		
指標名	考え方・定義・式	単位
電気使用量	令和7年度については、空調機を体育館に設置することで増加が見込まれるが、地球環境への影響の面からも削減が求められている。	Kwh
令和5年度実績	令和6年度目標	令和6年度実績
2,058,564	2,000,000以下	2,136,075
成果指標②		
指標名	考え方・定義・式	単位
水道使用量	金額が多額であり、削減の効果が見込まれるため、経費節減の指標とする。	m ³
令和5年度実績	令和6年度目標	令和6年度実績
73,738	72,000以下	84,871
令和6年度事業費	当初予算（千円）	決算（千円）
需用費（教材・用紙・文房具等の消耗品、印刷製本、修繕費、教員用指導書費）	40,031	94,712
需用費（電気料金）	66,000	64,391
需用費（水道料金）	58,000	53,642
使用料及び賃借料	3,701	2,900
備品購入費	28,230	28,050
その他	33,621	32,825
合計	229,583	276,520
人件費（参考値）	155,525	155,525
総事業費（参考値）	385,108	432,045

（出典：令和6年度及び令和7年度「事務事業点検シート」）

事務事業名		事業所管課
特別支援学校管理運営事業		教育委員会事務局 教育企画室学校管理担当
事業の目的		
明石市立明石養護学校において教育課程を実施するための必要な経費を負担し、義務教育を円滑に実施する。		
成果指標①		
指標名	考え方・定義・式	単位
電気使用量	金額が多額であり、削減の効果が見込まれる。また、地球環境への影響の面からも削減が求められている。	K w h
令和5年度実績	令和6年度目標	令和6年度実績
128,356	120,000 以下	160,055
成果指標②		
指標名	考え方・定義・式	単位
水道使用量	金額が多額であり、削減の効果が見込まれるため、経費節減の指標とする。	m ³
令和5年度実績	令和6年度目標	令和6年度実績
3,266	3,000 以下	3,422
令和6年度事業費	当初予算 (千円)	決算 (千円)
需用費 (教材・用紙・文房具等の消耗品、修繕費)	1,495	1,453
需用費 (電気料金)	5,000	4,767
需用費 (都市ガス料金)	2,200	1,490
需用費 (水道料金)	2,100	1,970
備品購入費	1,000	975
その他	848	665
合計	12,643	11,320
人件費 (参考値)	13,940	13,940
総事業費 (参考値)	26,583	25,260

(出典：令和6年度及び令和7年度「事務事業点検シート」)

小学校管理運営事業及び中学校管理運営事業、特別支援学校管理運営事業の3事業（以下、「小・中・特別支援学校管理運営事業」という。）は、明石市立小学校28校、中学校13校、特別支援学校1校において教育課程を実施するための必要な経費を負担し、義務教育を円滑に実施することを事業の目的としている。

当事業において実施している内容は下記のとおりである。

【事業内容】

- ・各学校に学校の規模に応じて予算を配当し、学校で必要な物品を購入
- ・各学校で共通して購入する備品の一括購入
- ・教科書改訂に伴う、教科書指導書の一括購入
- ・増加した普通教室・特別支援教室の備品・消耗品の購入
- ・光熱水費、NHK受信料の支払
- ・寄附物品等の受納 ほか

[指摘－5] 学校の備品管理について

明石市立学校園物品取扱要領において「備品がなくなっていないか、壊れていないか、年1回必ず備品点検を行うこととします。」と記載されており、学校では年に1回の備品の現物を確認しているはずであるが、教育委員会は各学校における実施結果を報告させておらず、各学校の実施状況を把握できていなかった。

この点、学校訪問した7校における備品の管理状況は「第5 学校往査の監査の結果」に記載のとおり、備品の現物が確認できない事例や備品ラベルの未貼付などの多くの不備が見受けられたことから、学校が主体的に備品を管理する体制は不十分と言わざるを得ない。

今後、学校が実施した備品確認の結果を教育委員会が取りまとめるとともに、実施結果の正確性を検証するため、学校の実施結果から教育委員会担当者が抜き取り検査を実施するなどにより、備品を適切に管理することが必要である。

[指摘－6] 理科教育振興費国庫補助金の備品購入の際の検収者について

理科教育振興費国庫補助金で備品を購入した際の納品書に検収者が押印しているが、和坂小、高丘西小、谷八木小などの複数校が受領した納品書について、学校の教職員が押印しておらず、教育委員会の教育企画室（学校管理担当）の職員が押印していた。

上記の教育企画室（学校管理担当）の職員は各学校に行って検収しているわけではなく、各学校で検収した者に対して検収状況について問合せし、問題がないと報告を受けた場合に教育企画室（学校管理担当）の職員が納品書に検収印を押印していた。

学校財務事務の手引きによると、検収事務について「契約に基づいて納入された物件について、品質・規格・性能・数量が契約内容に適合しているかどうかを検査確認することで、校長又は教頭が押印する」と記載されている。しかし、理科教育振興費国庫補助金で購入した場合の納品書については教育委員会の担当者が検収確認することを兵庫県から求められるため、学校財務事務の手引きの検収事務とは異なり、教育企画室（学校管理担当）の職員が検収印を押印していた。

検収事務は実際の検収した者が品質等に問題ないと判断した場合に検収印を押印するものであり、他の者が確認した報告を受けて検収印を押印すべきではないため、検収した者が押印する必要がある。

(4) 小・中・特別支援学校施設維持補修事業

事務事業名		事業所管課
小学校施設維持補修事業		教育委員会事務局 教育企画室学校管理担当
事業の目的		
市立小学校の施設の補修、維持管理を適切に行い、安全で良好な教育環境を維持していく。		
成果指標		
指標名	考え方・定義・式	単位
なし		
令和6年度事業費	当初予算 (千円)	決算 (千円)
需用費	1,650	1,643
委託料	7,440	7,383
合計	9,090	9,026
人件費 (参考値)	3,880	3,880
総事業費 (参考値)	12,970	12,906

(出典：令和6年度及び令和7年度「事務事業点検シート」)

事務事業名		事業所管課
中学校施設維持補修事業		教育委員会事務局 教育企画室学校管理担当
事業の目的		
市立中学校の施設・設備の維持管理を適切に行い、安全で良好な教育環境を維持していく。		
成果指標		
指標名	考え方・定義・式	単位
なし		
令和6年度事業費	当初予算 (千円)	決算 (千円)
需用費	900	890
委託料	4,800	4,112
合計	5,700	5,002
人件費 (参考値)	3,195	3,195
総事業費 (参考値)	8,895	8,197

(出典：令和6年度及び令和7年度「事務事業点検シート」)

事務事業名		事業所管課
特別支援学校施設維持補修事業		教育委員会事務局 教育企画室学校管理担当
事業の目的		
養護学校の施設・設備の維持管理を適切に行いながら、安全で良好な教育環境を維持していく。		
成果指標		
指標名	考え方・定義・式	単位
なし		
令和6年度事業費	当初予算（千円）	決算（千円）
需用費	40	0
委託料	240	192
合計	280	192
人件費（参考値）	2,280	2,280
総事業費（参考値）	2,560	2,472

（出典：令和6年度及び令和7年度「事務事業点検シート」）

小学校施設維持補修事業及び中学校施設維持補修事業、特別支援学校施設維持補修事業の3事業（以下、「小・中・特別支援学校施設維持補修事業」という。）は、市立小学校、中学校、特別支援学校の施設の補修、維持管理を適切に行い、安全で良好な教育環境を維持していくことを目的とする事業である。

修繕業務については、平成30年度から総務局財務室財務担当の施設包括管理担当に引き継がれたため、修繕業務を業者に発注する業務は総務局財務室財務担当の施設包括管理担当が行っており、教育企画室（学校管理担当）は営繕用資材を提供しているという点で区別されている。また、教育環境を整備するために樹木剪定の業務を行っている。

なお、今後の修繕・工事を計画的に進めていくために総務局財務室財務担当の施設包括管理担当と連携しながら児童・生徒の安全確保や安全環境の保全を図っていくこととしている。

[意見－9] 用務員業務の事業区分について

学校の用務員は学校内において施設の修理・修繕や樹木・花壇の手入れなどの業務を行っているが、当該業務で必要とする資材等について小・中・特別支援学校施設維持補修事業として購入するのか、前述した学校美化・緑化推進事業として購入するのかについては明確に区分していなかった。

営繕用資材の購入例として、校舎の塗料がはがれた壁を塗るための塗料の購入や、雑巾をかけるためのフックを壁に設置するための材料の購入、音楽室等の老朽化したフロアマットの取り換えの材料を購入しているなどが見受けられる。

上記の購入の際に学校美化報告書の提出があった場合は学校美化・緑化推進事業として予算が執行されることになるが、当該報告書がない場合は小・中・特別支援学校施設維持補修事業として予算が執行されることになる。報告書の有無で事業区分が相違し、予算の執行額が変わることは問題として認識すべきである。

用務員の業務については小・中・特別支援学校施設維持補修事業として予算執行することに統一するなどの整理が望まれる。

(5) 小・中・特別支援学校施設整備事業

事務事業名		事業所管課
小学校施設整備事業		教育委員会事務局 教育企画室学校管理担当
事業の目的		
市立小学校の施設・設備を計画的に更新・整備し、機能維持・改善を図りながら安全性を確保する。		
成果指標		
指標名	考え方・定義・式	単位
エレベーター整備率	エレベーター設置済学校数／全学校数	%
令和5年度実績	令和6年度目標	令和6年度実績
78	100	89
令和6年度事業費	当初予算（千円）	決算（千円）
需用費	25,000	50,933
委託料	59,400	15,088
使用料及び賃借料	71,903	71,903
工事請負費	753,900	729,387
負担金補助及び交付金	8,256	8,256
合計	918,459	875,567
人件費（参考値）	10,600	10,600
総事業費（参考値）	929,059	886,167

（出典：令和6年度及び令和7年度「事務事業点検シート」）

事務事業名		事業所管課
中学校施設整備事業		教育委員会事務局 教育企画室学校管理担当
事業の目的		
市立中学校の施設・設備を計画的に更新・整備を行い、機能維持・改善を図りながら安全性を確保する。		
成果指標		
指標名	考え方・定義・式	単位
なし		
令和6年度事業費	当初予算（千円）	決算（千円）
需用費	19,000	18,496

委託料	28,600	12,166
使用料及び賃借料	37,290	37,290
工事請負費	188,900	216,801
合計	273,790	284,753
人件費（参考値）	9,790	9,790
総事業費（参考値）	283,580	294,543

（出典：令和6年度及び令和7年度「事務事業点検シート」）

事務事業名		事業所管課
特別支援学校施設整備事業		教育委員会事務局 教育企画室学校管理担当
事業の目的		
養護学校の施設・設備を計画的に更新・整備を行い、機能維持・改善を図りながら安全性を確保する。		
成果指標		
指標名	考え方・定義・式	単位
なし		
令和6年度事業費	当初予算（千円）	決算（千円）
工事請負費	2,000	1,847
合計	2,000	1,847
人件費（参考値）	1,355	1,355
総事業費（参考値）	3,355	3,202

（出典：令和6年度及び令和7年度「事務事業点検シート」）

小学校施設整備事業及び中学校施設整備事業、特別支援学校施設整備事業の3事業（以下、「小・中・特別支援学校施設整備事業」という。）は、市立小学校、中学校、特別支援学校の施設・設備を計画的に更新・整備し、機能維持・改善を図りながら安全性を確保することを目的とする事業である。

具体的な事業内容は下記のとおりである。

【事業内容】

- ・修繕業務の実施（屋上防水修繕等）
- ・改修・整備に係る調査、設計の実施（エレベーター棟設置工事実施設計委託、便所改修工事実施設計委託等）
- ・改修・整備工事の実施（エレベーター棟設置工事、便所改修工事、渡り廊下改修工事、外壁改修工事等）
- ・適切な学習環境の整備（プレハブ校舎棟の賃借等）
- ・負担金（水道直圧化改修工事による水道分担金の増分等）

[指摘－7] 必要な修繕工事の実施について

事業の目的として「学校の施設・設備を計画的に更新・整備し、機能維持・改善を図りながら安全性を確保する。」とあり、トイレの改修状況一覧や施設保全ガイドライン、建物改修履歴等を参考に、学校施設の整備のための費用を予算化し、計画的に整備を進めているとのことであるが、施設保全ガイドラインで計画している施設の保全まで手がまわらず、応急処置の工事が散見される。

この結果、訪問した学校において雨漏りの発生や、校舎の外壁のコンクリートの剥離、屋根のない渡り廊下、阪神・淡路大震災で生じた壁や廊下のひび割れなど、いたるところで施設の不備が見受けられた。

このような不備のある校舎が多く存在することから、雨漏りがひどくなった場合などについては緊急修繕工事などを随時行っており、この場合は国の補助金や交付税措置が得られないため、市の単費での執行となることから経済性の観点でも市は損失を被っている。

今後、施設保全ガイドラインで計画している工事については最低限予算を確保するとともに、雨漏りやコンクリートの剥離など施設の不備が発生しないように対応する必要がある。

[意見－10] 設計業務の不落について

令和6年度の設計業務において入札不調が多く見受けられた。

市は入札不調した際に設計事務所に対してヒアリングしており、入札不調が多い主な原因は、設計事務所での人材不足であると分析している。特に設備の機械分野で設計ができる人材が不足していることから、入札に参加しない業者や、参加しても設計額が予定価格を大幅に上回る応札額になるとのことであった。

設計業務で不落が生じると、その後の工事の発注をすることができず、工事完了時期が遅くなる原因となる。

予定価格の設定や入札事務を所管する課は市長事務部局で実施しており、教育委員会は所管していないが、市長事務部局と連携し、早期に業者選定されるように促すことが望まれる。

(6) 学校保健管理事業

事務事業名		事業所管課
学校保健管理事業		教育委員会事務局 教育企画室学校管理担当
事業の目的		
明石市立小学校・中学校・養護学校における児童・生徒・教職員の健康診断・健康相談・保健指導・救急措置に関する保健室の環境を整備し、心身の健康の保持増進を図る。		
成果指標		
指標名	考え方・定義・式	単位
なし		
令和6年度事業費	当初予算（千円）	決算（千円）
需用費	5,299	3,872
役務費	823	726
備品購入費	4,715	3,457
合計	10,837	8,055
人件費（参考値）	4,470	4,470
総事業費（参考値）	15,307	12,525

（出典：令和6年度及び令和7年度「事務事業点検シート」）

学校保健管理事業は、明石市立小学校・中学校・特別支援学校における児童・生徒・教職員の健康診断・健康相談・保健指導・救急措置に関する保健室の環境を整備し、心身の健康の保持増進を図ることを目的としており、学校保健安全法に基づく学校保健活動に必要な事業である。

当該事業は、保健室の消耗品・医薬品・備品の購入やオージオメーターの定期検査の実施などを行っている。

[意見-11] 重症化を防止した事例の活用について

令和6年度において、養護教諭が携帯用酸素スプレーを使用したことで児童・生徒の重症化を防止した事例があったものの、教育企画室（学校管理担当）は保健室に対して重症化を防止した事例の報告を求めていなかった。

重症化を防止した事例は他の学校においても参考情報となるため、重症化防止事例を収集し、活用することが望まれる。

[意見-12] 学校現場における検収時の押印について

市発注の当該事業の納品書において検収印が押印されていなかった。

学校財務事務の手引きによると、学校における検収作業は下記のとおり、学校の管理職者である校長または教頭が押印することが必要である。

検収・・・・・・・・契約に基づいて納入された物件について、品質・規格・性能・数量が契約内容に適合しているかどうかを検査確認することで、校長又は教頭が押印します。
--

（出典：明石市教育委員会事務局「学校財務事務の手引き」）

そのため、本来であれば検収時に校長又は教頭の押印が必要である一方で、各学校の教頭の超勤時間は極めて多く、令和6年度の出退勤システムの月平均超過時間は約60時間となっており、このような状況で本当に検収時の押印が必要なのか疑問が生じる。この点、市及び教育委員会事務局においては検収時に押印まで求めておらず、学校現場だけは押印を求める趣旨について疑問であり、学校現場での押印作業を削減することについて検討することが望まれる。

3 教育企画室（青少年教育担当）に対する監査結果

(1) みんなで子どもの安全を守る運動事業

事務事業名		事業所管課
みんなで子どもの安全を守る運動事業		教育委員会事務局 教育企画室青少年教育担当
事業の目的		
小学校、中学校、養護学校、幼稚園の児童、生徒、園児 地域ぐるみの子どもの安全対策を推進し、子どもたちにとって安全・安心な環境を確保する。		
成果指標①		
指標名	考え方・定義・式	単位
幼児児童生徒1人に対する見守り登録件数	より多くの保護者やスクールガード等に不審者情報メールを受信してもらうことで不審者に対する関心が高まり、犯罪への抑止力となるため、指標とする。	件
令和5年度実績	令和6年度目標	令和6年度実績
1.03	1.03	1.03
成果指標②		
指標名	考え方・定義・式	単位
スクールガード登録者数	スクールガード登録者数を、保護者や地域の人々の子どもの安全に対する意識の向上、並びに学校を含め安全な地域づくりにつながる指標とする。	人
令和5年度実績	令和6年度目標	令和6年度実績
4,029	3,300	3,259
令和6年度事業費	当初予算（千円）	決算（千円）
報償費	30	0
需用費	2,034	2,327
委託料	486	379
使用料及び賃借料	1,561	1,331
負担金補助及び交付金	2,100	2,100

合計	6,211	6,137
人件費（参考値）	14,085	14,085
総事業費（参考値）	20,296	20,222

（出典：令和6年度及び令和7年度「事務事業点検シート」）

明石市では、地域、学校及び行政の連携による子どもの安全を確保するための活動を推進することを目的として、以下の事業を実施する校区スクールガード実施団体に対して10万円を限度として補助金を交付している。

- ① 登下校時間帯における通学路上の見守り活動事業
- ② 学校教育活動時間帯における学校敷地内及び周辺の見守り活動事業
- ③ その他子どもの安全に関する活動として市長が適当と認める事業

また、明石市スクールガード活動補助金交付要綱第16条に以下の記述がある。

（精算等）

第16条 市長は、前条の規定による補助金の交付の後、補助事業実績報告書の提出があったときは、その内容を審査の上、精算を行うものとする。2 前項の規定にかかわらず、補助事業者は、当該年度の決算において余剰金が生じたときは、補助金繰越協議書（様式第13号）により市長と協議し、当該年度に交付された補助金の額の50パーセント以内の額を翌年度に繰越しすることができる。ただし、繰越し可能な金額を超える余剰金については、この限りでない。

（出典：明石市スクールガード活動補助金交付要綱より抜粋）

そこで、補助金繰越協議書（様式第13号）により繰越理由を確認したところ、繰越の理由として、「2023年度の補助金の残金を、2024年度補助金と合わせ、熱中症対策用のファン付きベストを必要枚数一括で購入したため」と記載されていた。

ここで、補助金の適正執行に関して、総務省から発出されている「補助事業等の適正執行に関する手引き」に以下の記載がある。

やむを得ない理由で申請書に記載した完了予定日を超えて工事期間の延長が必要になった場合は、補助金等交付要綱に基づき事故報告書を総務大臣（総合通信局経由）に提出し、その指示を受けなければならない。また、工事期間の延長が年度を跨ぐ場合も同様であるが、予算の繰越を伴うことから、繰越・翌債手続が必要となり、財務大臣の承認や国会の議決によって認められるものであることから、会計年度独立の原則を踏まえ、基本的には年度内に終了する計画の策定と事業実施が必要である。

（総務省「補助事業等の適正執行に関する手引き」より抜粋（下線監査人）

また、国の予算の根幹を定める財政法においても、補助金の翌年度への繰越（繰越明許費）が「災害等不測の事態」や「やむを得ない事由」に限定されている（財政法第43条、44条）。

[意見-13] スクールガードあかし活動補助金に関する繰越規定について

上記の「補助事業等の適正執行に関する手引き」や、財政法における補助金の補助金の翌年度への繰越（繰越明許費）が「災害等不測の事態」や「やむを得ない事由」に限定されている通り、補助金の繰越は極めて例外的な措置と考えられる。この補助金に関する原則的な考え方を踏まえると、現在の明石市スクールガード活動補助金に関する繰越は例外的な取り扱いとして相応しくないと考えられる。

よって、このような場合については残額の返還を受けるべきである。また、当該補助金にかかわらず、同様に繰越を認めている補助金についても取り扱いを改められたい。

(2) 社会教育団体振興事業

事務事業名		事業所管課
社会教育団体振興事業		教育委員会事務局 教育企画室青少年教育担当
事業の目的		
社会教育団体である各PTAにおいて、子どもたちの健全な育成を目的とした社会教育活動を推進するため、リーダーの資質向上とともに、地域での取り組みの活性化を図る。		
成果指標		
指標名	考え方・定義・式	単位
なし		
令和6年度事業費	当初予算（千円）	決算（千円）
旅費	50	8
需用費	185	151
委託料	1,521	981
使用料及び賃借料	160	119
負担金補助及び交付金	16	0
合計	1,932	1,259
人件費（参考値）	10,485	10,485
総事業費（参考値）	12,417	11,744

（出典：令和6年度及び令和7年度「事務事業点検シート」）

当該事業では、人権教育やPTA活動に対する研修等を明石市連合PTAに委託して実施している。主な実施内容は以下のとおりである。

- ① 人権教育リーダー研修会（年2回実施）
- ② 実践発表会
- ③ 部会（TSUDO Iカフェ）（年3回実施）
各単位PTAの情報交換、担当校園長から助言・指導
- ③ 単位PTA人権教育等研修会
研修会、講演会、ビデオ学習会、福祉体験学習会等

この事業に関連する「PTA研修事業」の令和6年度実施結果報告書を確認したところ、以下のような「収支決算書」及び「委託料決算明細一覧」が確認された。

令和6年度 P T A研修等活動事業 「収支決算書」

○ 収入の部

項 目	金 額	内 容
市 委 託 金	1, 4 5 5, 0 0 0円	市委託金
計	1, 4 5 5, 0 0 0円	

○ 支出の部

項 目	金 額	内 容
単 位 P T A 研 修 費	5 4 0、1 5 4円	中学校 1校 15,000円 小養護学校17校 240,154円 幼稚園 19園 285,000円 詳細は別紙3 参照
連 合 P T A 研 修 費	3 7 5, 0 0 0円	需用費 240,004円 役務費 1,516円 使用料及び賃借料 133,480円 詳細は別紙4・別紙5 参照
市への返還	5 3 9, 8 4 6円	活動休止・縮小等のため、明石市への返還 ※詳細は別紙3 「委託料決算明細一覧」参照
合 計	1, 4 5 5, 0 0 0円	

令和6年度 「委託料決算明細一覧」

コード		報償費	旅費	需用費	役員費	使用料及び賃借料	その他	支出額	返還額	計	備考
1	101 連合PTA	0	0	240,004	1,516	133,480	0	375,000	0	375,000	
2	102 錦城中学校	0	0	0	0	0	0	0	15,000	15,000	辞退
3	103 朝霧中学校	0	0	0	0	0	0	0	15,000	15,000	辞退
4	104 大蔵中学校	0	0	0	0	0	0	0	15,000	15,000	辞退
5	105 衣川中学校	0	0	0	0	0	0	0	15,000	15,000	辞退
6	106 野々池中学校	0	0	0	0	0	0	0	15,000	15,000	辞退
7	107 望海中学校	0	0	0	0	0	0	0	15,000	15,000	辞退
8	108 大久保中学校	0	0	0	0	0	0	0	15,000	15,000	辞退
9	109 大久保北中学校	0	0	0	0	0	0	0	15,000	15,000	辞退
10	110 高丘中学校	0	15,000	0	0	0	0	15,000	0	15,000	1
11	111 江井島中学校	0	0	0	0	0	0	0	15,000	15,000	辞退
12	112 魚住中学校	0	0	0	0	0	0	0	15,000	15,000	辞退
13	113 魚住東中学校	0	0	0	0	0	0	0	15,000	15,000	辞退
14	113 二見中学校	0	0	0	0	0	0	0	15,000	15,000	辞退
15	201 明石小学校	15,000	0	0	0	0	0	15,000	0	15,000	2
16	202 松が丘小学校	0	0	0	0	0	0	0	15,000	15,000	辞退
17	203 朝霧小学校	0	0	0	0	0	0	0	15,000	15,000	辞退
18	204 人丸小学校	0	0	15,000	0	0	0	15,000	0	15,000	3
19	205 中崎小学校	0	0	0	0	0	0	0	15,000	15,000	辞退
20	206 大観小学校	0	0	15,000	0	0	0	15,000	0	15,000	4
21	207 王子小学校	0	0	0	0	0	0	0	15,000	15,000	辞退
22	208 林小学校	0	0	0	0	0	0	0	15,000	15,000	辞退
23	209 鳥羽小学校	0	0	0	0	0	0	0	15,000	15,000	辞退
24	210 和坂小学校	0	0	0	0	0	0	0	15,000	15,000	辞退
25	211 沢池小学校	0	0	15,000	0	0	0	15,000	0	15,000	5
26	212 藤江小学校	0	0	15,000	0	0	0	15,000	0	15,000	6
27	213 花園小学校	0	0	15,000	0	0	0	15,000	0	15,000	7
28	214 貴崎小学校	0	0	15,000	0	0	0	15,000	0	15,000	8
29	215 大久保小学校	0	0	0	0	0	0	0	15,000	15,000	辞退
30	216 大久保南小学校	0	0	0	0	0	0	0	15,000	15,000	辞退
31	217 高丘東小学校	0	0	0	0	0	0	0	15,000	15,000	辞退
32	218 高丘西小学校	0	0	0	0	0	0	0	15,000	15,000	辞退
33	219 山手小学校	0	0	0	0	0	0	0	15,000	15,000	辞退
34	220 谷八木小学校	0	0	15,000	0	0	0	15,000	0	15,000	9
35	221 江井島小学校	0	0	0	0	0	0	0	15,000	15,000	辞退
36	222 魚住小学校	0	0	0	154	0	0	154	14,846	15,000	10
37	223 清水小学校	0	0	0	0	15,000	0	15,000	0	15,000	11
38	224 錦が丘小学校	0	0	0	0	15,000	0	15,000	0	15,000	12
39	225 錦浦小学校	0	0	0	0	0	0	0	15,000	15,000	辞退
40	226 二見小学校	0	0	14,539	461	0	0	15,000	0	15,000	13
41	227 二見北小学校	0	0	15,000	0	0	0	15,000	0	15,000	14
42	228 二見西小学校	0	0	15,000	0	0	0	15,000	0	15,000	15
43	229 明石養護学校	0	0	15,000	0	0	0	15,000	0	15,000	16
44	230 神戸大学附属小学校	0	0	15,000	0	0	0	15,000	0	15,000	17
45	231 神戸大学附属特別支援学校	0	4,040	10,960	0	0	0	15,000	0	15,000	18
46	301 播陽幼稚園	0	0	0	0	15,000	0	15,000	0	15,000	19
47	302 明石幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	15,000	15,000	辞退
48	303 松が丘幼稚園	0	0	15,000	0	0	0	15,000	0	15,000	20
49	304 朝霧幼稚園	0	0	15,000	0	0	0	15,000	0	15,000	21
50	305 人丸幼稚園	0	0	14,729	0	271	0	15,000	0	15,000	22
51	306 大観幼稚園	15,000	0	0	0	0	0	15,000	0	15,000	23
52	307 王子幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	15,000	15,000	辞退
53	308 林幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	15,000	15,000	辞退
54	309 鳥羽幼稚園	0	0	15,000	0	0	0	15,000	0	15,000	24
55	310 和坂幼稚園	0	15,000	0	0	0	0	15,000	0	15,000	25
56	311 沢池幼稚園	15,000	0	0	0	0	0	15,000	0	15,000	26
57	312 藤江幼稚園	0	0	15,000	0	0	0	15,000	0	15,000	27
58	313 花園幼稚園	13,000	0	2,000	0	0	0	15,000	0	15,000	28
59	314 貴崎幼稚園	0	0	15,000	0	0	0	15,000	0	15,000	29
60	315 大久保幼稚園	0	2,400	6,291	6,309	0	0	15,000	0	15,000	30
61	316 大久保南幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	15,000	15,000	辞退
62	317 高丘東幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	15,000	15,000	辞退
63	318 高丘西幼稚園	0	0	15,000	0	0	0	15,000	0	15,000	31
64	319 山手幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	15,000	15,000	辞退
65	320 谷八木幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	15,000	15,000	辞退
66	321 江井島幼稚園	0	0	15,000	0	0	0	15,000	0	15,000	32
67	322 魚住幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	15,000	15,000	辞退
68	323 清水幼稚園	0	0	0	0	15,000	0	15,000	0	15,000	33
69	324 錦が丘幼稚園	0	0	15,000	0	0	0	15,000	0	15,000	34
70	325 錦浦幼稚園	0	0	15,000	0	0	0	15,000	0	15,000	35
71	326 二見北幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	15,000	15,000	辞退
72	327 二見西幼稚園	0	0	15,000	0	0	0	15,000	0	15,000	36
73	328 神戸大学附属幼稚園	0	0	15,000	0	0	0	15,000	0	15,000	37
	計	58,000	36,440	618,523	8,440	193,751	0	915,154	539,846	1,455,000	

(出典：令和6年度 PTA 研修等活動事業完了にともなう報告について)

[意見-14] 事業の必要性及び今後の事業の在り方に関する検討について

「収支決算書」に記載のとおり、市委託金 1,455,000 円のうち、539,846 円が市へ返還されている。これは、「委託料決算明細一覧」に記載のとおり、72 の単位 PTA のうち、約半分の 35 の単位 PTA が辞退したことによるものである（単位 PTA あたり 15,000 円）。

明石市では、幼稚園や小学校、中学校、養護学校の単位で単位 PTA が設置されているが、その活動は縮小傾向にあり、PTA 自体の解散も散見される。

このような状況において、当初人権教育を PTA 活動で補う趣旨で始まった当該事業について、将来に向けて今まで通りのやり方で事業を継続させるのが有効性、経済性、効率性の 3E の観点から適切であるかについては十分な検討が必要である。

また、辞退していない単位 PTA に対する 15,000 円の委託金について、単位 PTA においてどのような経費として支出されているかは「委託料決算明細一覧」で確認できる。しかしながら、その支出が本当に人権教育のために活用された支出なのかについては確認できておらず、その確認も非常に困難である。

よって、現在の PTA 及び将来見込まれる PTA の状況、また、人権教育の補助を PTA に担わせる必要性及び支出の適切性確認が困難である点も踏まえ、当該事業の必要性及び今後の在り方について検討されたい。

(3) 子どもの読書活動推進事業

事務事業名		事業所管課
子どもの読書活動推進事業		教育委員会事務局 教育企画室青少年教育担当
事業の目的		
すべての子どもと子どもの読書活動を推進支援する者を対象として、読書の楽しさや魅力を伝えるとともに、子どもが自ら読書に親しみ、読書習慣が身につけられるよう、積極的にそのための環境の整備を推進する。		
成果指標①		
指標名	考え方・定義・式	単位
学校図書館における貸出人数（割合）	学校図書館の活用状況を見る指標として貸出人数÷生徒数＝貸出を受けた児童生徒の割合	%
令和5年度実績	令和6年度目標	令和6年度実績
小3 99.8%	100	小3 100.0%
小5 93.9%		小5 92.2%
中2 21.6%		中2 31.8%
成果指標②		
指標名	考え方・定義・式	単位
学校図書館における貸出冊数（1人当たり）	自ら図書を手にする習慣が定着していることの指数として学校図書館の年間貸出冊数÷生徒数＝1人当たりの貸出冊数	冊
令和5年度実績	令和6年度目標	令和6年度実績
小 31.0冊	600,000	小 28.1冊
中 5.9冊		中 5.7冊
令和6年度事業費	当初予算（千円）	決算（千円）
報償費	100	0
需用費	22,610	22,470
使用料及び賃借料	2,839	2,789
備品購入費	400	399
その他	136	89
合計	26,085	25,747

人件費（参考値）	45,085	45,085
総事業費（参考値）	71,170	70,832

（出典：令和6年度及び令和7年度「事務事業点検シート」）

学校図書館間及び市立図書館との交流についてヒアリングを実施したところ、学校図書館の選書に関して市立図書館司書に行ってもら（図書館つっちゃい隊）のほか、除籍本（リサイクル本）を相互利用しているとのことであった。

また、児童生徒の読書活動推進支援の観点から、最も高次元の交流・連携と考えられるのは、学校図書館システムと市立図書館システムの共通化により、学校図書館から他の学校図書館や市立図書館の蔵書にアクセスでき、様々な本に触れあえる機会を広げることであるが、この点、システムの共通化について確認したところ、以下のような回答を得た。

ご指摘のとおり、システムを統一すれば一体的な蔵書検索が可能になるなど、一定のメリットがあると考えられます。しかしながら、市立図書館はオンプレミスによる共通のサーバーで情報が一元管理されている一方、学校図書館は学校ごとにローカル管理されており、これを統一するためにはネットワーク機器等の整備に多額のコストが発生する問題があります。システムを統一することにより、市立図書館と学校、又は学校間で図書を流動的に利用することができないか過去に検討したことはありますが、図書の運搬方法や学校の蔵書管理の独自性、さらに費用対効果を考慮し、実現には至っておりません。

[意見-15] 学校図書館間及び市立図書館との交流について

上記回答のとおり、システムの共通化に関しては一定の設備投資が必要であり、図書の流動的な活用の観点や費用対効果の観点等も含めると現時点では難しいとも考えられる。

一方で、学校図書館間、市立図書館との交流・連携に関しては、ハード面のみならず、ソフトの面での交流・連携も可能である。例えば、各学校や市立図書館の司書が定期的集まり、各学校や市立図書館の特別な取り組みを共有することなども考えられる。こうした取り組みにより、現時点での設備を前提として、子どもの読書活動を推進する施策を全学校へ展開することが可能になり、さらに、その過程で生まれる活発な議論は、新たなより積極的な取り組みのきっかけとなる可能性もある。

よって、ハード面のみならず、ソフト面からもより積極的な学校図書館間及び市立図書館との交流を促進するような取り組みを推進されたい。

学校図書館の根幹をなす重要な資産である図書の管理は、学校図書館の重要な役割であると考えられる。ここで、明石市立学校園物品取扱要領では、図書について、以下のとおり定めている。

4 書籍

六法全書など毎年度改訂版の発行される書籍又は1万円未満の書籍（加除式のものを除く。）は消耗品とする。ただし、図書館等で貸出用、閲覧用の図書については備品とする。

☆備品の点検

備品がなくなっていないか、壊れていないか、年1回必ず備品点検を行うこととします。

（出典：明石市立学校園物品取扱要領より抜粋）

上記のとおり、学校図書館における図書は、備品にあたり、年1回必ず備品点検を行う必要がある。

これを踏まえ、各学校図書館での備品点検（蔵書点検）の実施状況を確認したところ、下記のような状況であった。

③ 104.1 学校図書館蔵書点検実施状況一覧

青少年教育担当 2025/9/11

学 校 名	R01	R02	R03	R04	R05	R06
1 明石小学校	○	○	○	×	○	○
2 松が丘小学校	○	×	○	○	○	○
3 朝霧小学校	×	×	×	○	○	○
4 人丸小学校	○	×	×	○	○	○
5 中崎小学校	×	○	×	×	○	×
6 大観小学校	×	×	○	○	○	○
7 王子小学校	×	×	×	○	○	○
8 林小学校	○	○	○	○	○	○
9 鳥羽小学校	○	×	×	○	○	○
10 和坂小学校	○	○	×	○	○	○
11 沢池小学校	○	×	×	×	○	○
12 藤江小学校	×	×	×	○	○	○
13 花園小学校	×	○	×	×	○	○
14 貴崎小学校	×	○	×	×	○	○
15 大久保小学校	×	○	×	○	○	×
16 大久保南小学校	×	○	×	×	○	○
17 高丘東小学校	○	○	○	×	○	○
18 高丘西小学校	×	○	○	×	○	○
19 山手小学校	○	×	×	○	○	○
20 谷八木小学校	○	○	○	○	○	×
21 江井島小学校	○	○	×	×	○	○
22 魚住小学校	×	○	×	○	○	○
23 清水小学校	×	×	×	×	○	○
24 錦が丘小学校	×	×	○	○	○	○
25 錦浦小学校	×	×	○	○	○	○
26 二見小学校	×	×	×	○	○	○
27 二見北小学校	○	×	×	○	○	○
28 二見西小学校	×	○	○	○	○	×
1 錦城中学校	○	×	×	○	○	○
2 朝霧中学校	—	○	○	×	○	×
3 大蔵中学校	×	×	×	○	○	○
4 衣川中学校	○	×	×	○	○	○
5 野々池中学校	○	×	○	×	○	×
6 望海中学校	—	○	×	○	○	○
7 大久保中学校	○	×	×	○	○	×
8 大久保北中学校	○	○	×	×	○	○
9 高丘中学校	○	○	○	○	○	○
10 江井島中学校	○	×	×	×	×	○
11 魚住中学校	○	×	×	○	○	○
12 魚住東中学校	○	×	×	○	○	×
13 二見中学校	○	×	×	○	○	○
1 明石養護学校	—	—	—	—	○	×

○：蔵書点検を実施した

×：蔵書点検を実施せず

—：不明

[指摘－8] 学校図書館における蔵書点検について

上記のとおり、直近6年間で毎年蔵書点検を実施している学校園はなく、直近6年間で1回しか実施していない学校園もあった。

学校図書館は、児童生徒の知的活動を増進し、人間形成や情操を養う上で、学校教育上重要な役割を担っている。特に、今日、社会の情報化が進展する中で、多くの情報の中から児童生徒が自ら必要な情報を収集・選択し、活用する能力を育てることが求められている一方で、児童生徒の読書離れが指摘されており、学校図書館の果たす役割が一層大きなものとなっている。

このような中で、学校図書館の根幹をなす図書の点検が適切に実施できていない点は非常に問題である。一方で、学校司書の不足や、時間確保の困難性といった実務面の問題も考えられる。

そのため、現在の明石市立学校園物品取扱要領のとおり毎年蔵書点検を徹底させるか、もしくは現在の実行可能性を考慮し、明石市立学校園物品取扱要領を改訂（例えば、ローテーションによる蔵書点検を定める等）するなどの対応が考えられる。

上記を踏まえ、学校図書館の果たすべき役割を適切に果たしつつ、実務面を考慮した実行可能性にも配慮したうえで、適切な対応が求められる。

(4) 学校・家庭・地域の連携協力推進事業

事務事業名		事業所管課
学校・家庭・地域の連携協力推進事業		教育委員会事務局 教育企画室青少年教育担当
事業の目的		
地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えるために、地域学校協働活動（学校支援活動、放課後子ども教室、地域未来塾）を実施する。		
成果指標①		
指標名	考え方・定義・式	単位
「わくわく地域未来塾」参加者満足度	「わくわく地域未来塾」参加者の満足度を事業成果の指標とする。	%
令和5年度実績	令和6年度目標	令和6年度実績
73	85	73
成果指標②		
指標名	考え方・定義・式	単位
「放課後子ども教室」実施校数	「放課後子ども教室」の実施校数を事業成果の指標とする。	校
令和5年度実績	令和6年度目標	令和6年度実績
14	16	12
令和6年度事業費	当初予算（千円）	決算（千円）
報償費	12,618	10,410
旅費	704	792
需用費	500	495
役務費	150	92
委託料	1,603	1,475
使用料及び賃借料	50	29
合計	15,625	13,293
人件費（参考値）	11,862	11,862
総事業費（参考値）	27,487	25,155

（出典：令和6年度及び令和7年度「事務事業点検シート」）

【意見-16】 事務事業点検シートの成果指標の実績について

事務事業点検シート上、当該事業の成果指標として、「わくわく地域未来塾参加者満足度」が成果指標として設定されている。令和5年度の満足度は「73%」で、この満足度は年度末に参加児童に対してアンケート調査を行うことで把握している、とのことであった。そこで、このアンケート調査結果に基づく「73%」の算出過程について確認したところ、以下のような回答を得た。

児童アンケート集計 (令和6年度)

【設問1~6】 【ア:はい イ:いいえ ウ:どちらでもない エ:その他】
 【設問7】 【ア:勉強がしなかったから イ:家の人にすすめられたから ウ:学校の先生にすすめられたから エ:友だちといっしょだから オ:その他(複数回答あり)】

校 区	参加者数	設問	回答率	【設問1】 わくわく地域未来塾に楽しく参加できましたか。					【設問2】 国語の勉強に自分から進んでとりくめるようになりましたか。					【設問3】 漢字の力がついたと思いますか。					【設問4】 算数の勉強に自分から進んでとりくめるようになりましたか。					【設問5】 計算の力がついたと思いますか。					【設問6】 先生はわかりやすく教えてくれましたか。					【設問7】 「わくわく地域未来塾」に参加した理由を教えてください。				
				ア	イ	ウ	エ	オ	ア	イ	ウ	エ	オ	ア	イ	ウ	エ	オ	ア	イ	ウ	エ	オ	ア	イ	ウ	エ	オ	ア	イ	ウ	エ	オ					
				数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数					
白石	9	8	89%	6	0	2	0	0	7	1	0	0	6	2	0	0	7	0	1	0	7	0	1	0	7	1	0	0	7	0	1	0	3	5	0	0	2	
緑霧	9	8	89%	8	0	0	0	0	6	0	2	0	8	0	0	0	7	0	1	0	8	0	0	0	8	0	0	0	8	0	0	8	5	7	1	2	0	
人丸	18	13	72%	11	1	1	0	0	8	1	6	0	5	3	2	0	8	1	4	0	13	3	0	0	13	0	0	0	13	0	0	0	3	11	0	3	0	
中野	7	7	100%	7	0	0	0	0	6	0	1	0	6	0	1	0	6	1	0	0	6	1	0	0	6	1	1	1	1	5	0	2	0	2	0			
大観A	12	11	92%	10	0	1	0	0	10	1	0	0	9	0	2	0	8	2	0	1	8	0	3	0	10	0	1	0	5	5	0	2	5	0	2	0		
大観B	11	11	100%	10	0	1	0	0	10	0	1	0	10	1	0	0	7	1	3	0	9	1	1	0	10	1	0	0	6	8	1	2	1	1	7	0		
王子	14	13	93%	12	0	0	0	0	12	0	1	0	10	3	0	0	11	0	2	0	11	2	0	0	13	0	0	0	7	11	1	7	0	0				
林	14	13	93%	12	0	1	0	0	11	0	2	0	10	3	0	0	10	0	3	3	9	4	0	0	12	1	0	0	9	8	1	10	0	0				
和友	10	9	90%	7	0	2	0	0	9	2	1	0	7	2	0	0	6	1	2	0	8	0	1	0	9	0	0	0	3	7	0	2	2	0				
尺達	18	17	94%	17	0	1	0	0	13	2	3	0	16	0	1	1	9	3	4	1	14	1	2	0	17	0	0	0	9	11	1	8	0	0				
藤江A	16	15	94%	10	1	4	0	0	10	1	4	0	11	2	2	0	8	4	3	0	7	4	4	0	10	0	5	0	5	13	0	10	1	0				
藤江B	11	9	82%	8	0	1	0	0	8	0	1	0	8	2	0	2	6	1	0	2	8	1	0	0	9	0	0	0	2	5	1	4	3	0				
花巻	11	10	91%	6	1	3	0	0	6	2	1	1	7	2	0	0	5	3	2	0	5	3	2	0	8	0	1	1	2	8	0	3	0	0				
貴船	8	8	100%	4	0	4	0	0	7	1	0	0	4	4	0	0	3	3	1	1	5	3	0	0	5	0	3	0	2	3	7	1	0	0				
大久保A	13	12	92%	11	0	1	0	0	10	0	2	0	11	1	0	0	10	1	1	0	11	0	1	0	11	1	0	0	7	8	2	5	0	0				
大久保B	11	8	73%	8	0	0	0	0	6	0	2	0	5	2	1	0	5	0	3	0	4	2	2	0	7	0	1	0	5	5	0	3	1	0				
大久保南	22	21	95%	19	2	0	0	0	19	1	1	0	18	3	0	0	19	1	1	0	17	3	1	0	19	1	0	1	12	14	0	4	3	0				
高田東	6	5	83%	5	0	0	0	0	4	0	1	0	5	0	0	0	4	0	1	0	5	0	0	0	6	0	0	0	3	3	1	4	0	0				
高田西	5	4	80%	1	2	1	0	0	1	1	2	0	1	1	2	0	2	1	1	0	3	0	0	1	3	1	0	0	0	3	0	2	1	0				
山手A	15	15	100%	10	1	4	0	0	10	4	1	0	11	3	1	0	8	4	3	0	8	6	1	0	13	1	1	0	3	11	1	5	1	0				
山手B	11	9	82%	7	0	2	0	0	6	1	1	1	5	1	2	0	6	3	0	0	6	1	0	1	6	0	1	2	5	0	5	2	0					
谷八木	7	7	100%	7	0	0	0	0	6	1	1	0	4	2	1	0	4	2	1	0	3	3	1	0	5	1	1	0	3	3	0	1	0	0				
江井島	31	22	71%	20	0	2	0	0	18	1	3	0	19	2	1	0	13	4	5	0	16	2	4	1	21	1	0	0	9	12	2	7	4	0				
魚住	19	19	100%	11	1	1	0	0	10	1	2	0	10	3	0	0	12	0	1	0	12	1	0	0	12	1	0	1	10	8	1	6	0	0				
瀧水	6	3	50%	3	0	0	0	0	2	0	1	0	3	0	0	0	2	1	0	0	1	1	1	0	2	1	0	0	1	2	0	0	0	0				
錦が丘	8	8	100%	7	0	1	0	0	7	1	0	0	8	0	0	0	7	0	1	0	7	0	1	0	7	0	1	0	3	3	0	4	2	0				
藤瀬	16	15	94%	15	0	0	0	0	14	1	0	0	13	2	0	0	12	1	2	0	13	2	0	0	15	0	0	0	6	10	0	6	1	0				
二見	10	10	100%	6	0	4	0	0	7	2	1	0	7	2	1	0	6	2	2	0	5	2	3	0	6	1	3	0	6	6	1	3	0	0				
二見北	15	15	100%	13	0	2	0	0	7	4	4	0	9	5	1	0	11	3	1	0	11	4	0	0	14	1	0	0	4	11	1	4	3	0				
二見西	7	7	100%	7	0	0	0	0	6	0	1	0	5	2	0	0	5	1	1	0	6	1	0	0	7	0	0	0	1	6	0	1	1	0				
合 計	304	326		279	9	39	0	0	250	29	46	2	249	52	22	3	225	45	51	6	247	52	28	3	290	12	21	13	138	212	18	125	35	0				
				比率	89%	3%	12%	0%	77%	9%	14%	1%	76%	16%	7%	1%	69%	14%	16%	2%	75%	16%	9%	1%	89%	4%	6%	4%	42%	65%	6%	38%	11%	0%				

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
279	250	249	225	247	290	138
9	29	52	45	52	12	212
39	46	22	51	28	21	18
0	2	3	8	3	13	35

【2024(第)年度「アクションプラン」の成果指標として「わくわく地域未来塾」に参加して学習意欲が向上したと答える児童生徒の割合】
 【設問2】はい・・・250/326人=77%
 【設問4】はい・・・225/326人=69%
 【集計】475/652人=72.8%≒73%

この右下に記載がある通り、【設問2】国語の勉強に自分から進んでとりくめるようになりましたか。と、【設問4】算数の勉強に自分から進んでとりくめるようになりましたか。の「はい」の回答割合から「73%」を算出しているとのことであった。

しかし、この数値は「アクションプラン」に記載されている指標である「わくわく地域未来塾に参加して学習意欲が向上したと答える児童生徒の割合」を算出するものであり、事務事業評価シートの「参加者満足度」とは異なるものである。

現在のアンケート項目では参加者満足度として最も適切であると考えられるのは【設問1】わくわく地域未来塾に楽しく参加できましたか、であると考えられるため、今後は、事務事業点検シートの成果指標の実績を適切に集計されたい。

明石市では、地域と学校が協働して地域全体で子どもたちの成長を支えていく「地域学校協働活動」を推進している。その一環として、教員OBや地域住民・学生等のボランティアによる学習支援員の協力により、子どもたちの学習の遅れを防ぎ学習習慣が定着することを目的とした算数・国語の学習教室、「わくわく地域未来塾」を開催している。

対象は、学習内容が量的にも質的にも多く複雑になり、授業の理解が不十分になりやすい時期である小学校3年生としており、教室は、夏休み以降の土曜日、小学校コミュニティセンター等を会場に、年間25回程度実施している。

令和6年度のわくわく未来塾の校区別出席者数等の一覧は次のとおりであった。

校区	参加者数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	延べ出席者数	出席率(%)	実施回数	学習支援員延べ出席者数
		7/	7/	8/	8/	8/	9/	9/	9/	9/	10/	10/	10/	10/	11/	11/	11/	11/	12/	12/	12/	1/	1/	2/	2/	2/	2/	3/				
01.明石	9	6	5	6	7	0	9	6	9	0	8	0	8	7	6	8	0	7	9	8	7	7	9	0	6	8	9	8	163	82	22	100
03.朝霧	9	7	7	7	0	0	9	8	9	7	5	7	0	0	6	0	7	7	7	6	7	0	8	8	6	7	8	0	143	79	20	86
04.人丸	18	15	16	13	15	0	15	16	15	15	12	0	0	0	15	12	0	15	0	15	14	14	12	0	12	13	15	13	282	78	20	121
05.中崎	7	4	5	5	6	0	6	7	4	7	7	5	3	5	6	0	5	7	5	6	6	6	5	6	0	6	2	7	131	78	24	149
06.大観	23	19	17	14	21	0	18	19	13	16	16	13	18	0	14	19	0	0	15	16	16	17	18	17	14	16	17	17	380	72	23	178
07.王子	14	13	7	9	11	0	14	11	13	10	11	11	12	11	0	11	10	13	13	11	0	11	11	12	11	13	13	11	273	81	24	85
08.林	14	0	14	12	12	0	10	11	13	12	10	9	0	11	12	0	12	14	13	11	10	14	9	0	13	11	8	13	254	82	22	110
10.和坂	10	9	5	8	0	0	6	8	7	5	7	6	9	0	8	7	8	8	8	6	3	9	9	8	0	5	8	9	166	72	23	100
11.沢池	18	13	14	14	16	0	15	15	14	13	15	16	13	16	13	0	17	15	16	15	16	15	16	15	0	16	15	17	360	83	24	140
12.藤江	27	22	0	20	15	0	23	20	23	17	17	17	17	20	0	21	20	18	15	21	19	21	24	24	0	24	18	24	460	74	23	216
13.花園	11	10	10	10	10	0	10	9	10	9	0	0	10	7	0	9	10	8	8	8	10	0	11	8	8	7	9	9	200	83	22	168
14.貴崎	8	8	6	7	7	0	6	5	5	5	4	4	7	5	4	0	6	7	6	6	7	4	7	0	4	7	4	137	71	24	80	
15.大久保	23	19	16	20	19	0	15	16	20	15	15	15	21	0	15	16	0	17	14	18	20	20	16	0	15	16	12	16	386	73	23	220
16.大久保南	22	19	0	17	17	0	17	14	17	16	18	16	13	17	16	19	15	15	17	17	17	16	19	17	0	0	18	20	387	76	23	170
17.高丘東	6	4	4	2	4	0	4	5	6	5	5	5	4	0	5	4	5	6	6	6	2	5	5	3	0	5	0	5	105	76	23	70
18.高丘西	5	4	4	3	4	0	4	3	5	0	4	0	4	0	0	3	2	0	3	5	4	3	4	4	0	0	4	3	70	74	19	71
19.山手	25	18	16	21	21	0	0	19	19	20	20	19	21	19	18	0	20	24	16	19	21	20	0	22	16	24	21	434	79	22	161	
20.谷八木	7	0	5	6	6	0	7	7	5	7	7	5	7	0	0	0	0	6	6	5	7	6	6	7	0	7	6	7	125	89	20	105
21.江井島	30	22	21	0	23	0	26	26	25	25	21	21	17	19	0	19	0	24	20	18	20	0	25	0	23	23	21	462	73	21	167	
22.魚住	13	11	9	8	10	0	11	12	9	10	8	10	0	12	8	0	12	0	8	12	9	12	9	8	0	10	4	12	214	75	22	95
23.清水	6	5	5	5	6	0	4	4	3	5	5	5	0	5	5	4	4	5	2	0	3	5	3	0	5	5	4	3	100	72	23	107
24.錦が丘	8	8	7	6	5	0	8	7	7	6	7	7	8	6	0	6	6	6	7	7	3	6	5	6	0	8	7	8	157	82	24	88
25.錦浦	16	14	15	13	15	0	15	13	16	13	13	11	13	15	13	11	0	16	9	12	13	0	11	14	0	15	14	15	309	84	23	99
26.二見	10	7	6	8	0	0	8	8	7	7	4	6	5	6	9	0	10	8	0	9	9	0	9	0	7	6	9	0	148	74	20	70
27.二見北	15	14	12	0	13	0	12	14	13	13	9	13	11	0	11	0	0	0	12	12	0	14	15	10	0	11	13	10	232	81	19	104
28.二見西	7	6	4	5	4	0	5	7	5	4	7	0	3	5	6	0	4	4	4	6	5	4	7	5	0	5	5	5	115	71	23	65
全校区出席者数		277	230	239	267	0	277	271	292	261	255	222	222	188	191	187	153	246	247	272	246	230	293	172	146	259	270	280	6,193	77	576	3125
参加者数	361	340	312	316	332	0	336	336	361	347	350	311	301	245	259	253	195	305	333	355	332	285	361	218	200	334	355	342				
出席率(%)		81	74	76	80	-	82	81	81	75	73	71	74	77	74	74	78	81	74	77	74	81	81	79	73	78	76	82				

※「参加者数」は、出力時点の数値。出席率は全期間、現時点の参加者数で計算しているため、出力日により多少の変動がある。

上記のとおり、中崎、高丘西、清水の3つの校区で延べ出席者数よりも延べ学習支援員の方が多いう状況が確認された。

その原因について確認したところ「出来る限り児童数に見合った人数の学習支援員を配置できるように取り組んでおります。しかし、学習支援員の中には別の校区に変更となる事に難色を示す方も多く、そのような方のご参加をお断りすることはボランティアという性質上、非常に困難です。」とのことであつた。

た。一方で、児童の募集について「全ての実施校区の3年生に対し、小学校を介して募集案内のチラシを配布し、明石市のホームページでも広報しております。また、学校から各児童にチラシを配布する際には、各学級担任から児童に対して本事業の趣旨についての説明をおこない、児童本人に対しても積極的に参加するように呼びかけをおこなっております。他方、教室の学習内容につきましても、学習プリントを地域コーディネーター（元教員）が作成し、各教室に配布していることに加え、参加児童が時間を持て余すなどのケースに対応するため、脳トレーニングのような好奇心を駆り立てる追加の学習プリントを用意するなど、教室の充実にも取り組んでおります。」とのことであった。

延べ出席者数よりも延べ学習支援員の方が多い状況は、参加者数が少ない校区で見られる傾向ではあるが、一方で、参加者が比較的少ないながらも効率的に学習支援員を配置できている校区も見られる。また、この集計表の元データとして、各回の参加者数や学習支援員のデータは入手しているものの、そのデータを集計・分析して、効率的に実施できているであろう校区の取り組みを把握することは行っていないとのことであった。

[意見-17] わくわく地域未来塾の出席者数と学習支援員数について

上記回答のとおり、ボランティアという性質上、参加を断りづらいという実情も理解できる。一方で、1回（約1.5時間）あたり2,000円の謝礼を支払っており、その点市民の税金で負担している点を考慮すべきである。また、参加者を増やすための市の取り組みには理解を示すが、全校区出席者数合計は、令和4年度：6,945人、令和5年度：6,667人、令和6年度：6,193人と減少傾向である。このような中で、生徒数に応じた適切な学習支援員の配置が重要である。

上記を踏まえ、明石市はわくわく未来塾への参加生徒を増加させるための適切な取り組みを実施するとともに、各回の生徒数と学習支援員の配置状況を適宜適切に分析し、効率的に運営できている校区の取り組みを横展開すること等により、参加生徒数に応じた適切な学習支援員配置への取り組みを実施されたい。

(5) 青少年活動施設管理運営事業

事務事業名		事業所管課
青少年活動施設管理運営事業		教育委員会事務局 教育企画室青少年教育担当
事業の目的		
仲間づくりと心身の健全育成を図るための子ども広場について、安全な広場を確保するとともに安全点検や施設の整備・充実を図る。		
成果指標		
指標名	考え方・定義・式	単位
なし		
令和6年度事業費	当初予算（千円）	決算（千円）
需用費	52	50
委託料	97	71
合計	149	121
人件費（参考値）	2,511	2,511
総事業費（参考値）	2,660	2,632

（出典：令和6年度及び令和7年度「事務事業点検シート」）

この事業は子ども広場の施設整備に関する安全点検や施設の整備・充実を図る事業であり、実質的には外部業者と子ども広場遊具等点検業務委託契約を締結することが主な業務内容である。

[意見-18] 子ども広場遊具等点検業務委託の随意契約について

監査人が外部業者との子ども広場遊具等点検業務委託契約書等を確認したところ随意契約であり、その随意契約理由としては、以下のとおりであった。

本件業務は、メーカーが不明又は現存しない遊具を含む小規模な点検業務であり、業務の受託に応じる明石市登録業者が他にいないため、また、当該業者は学校施設内の遊具の設置業者であり、学校遊具のメーカー一点検業務と時期を合わせて発注を行うことにより、金額面においても有利となることが見込まれるため、随意契約を行おうとするもの。

(出典：一者随意契約理由書より抜粋)

上記随契理由のうち、前段について、登録業者を増やす努力をすれば登録業者は増えると考えられるため、随契理由としては弱い。また、後段についても、あくまで見込みであり、これを随意契約の理由とすべきではない。

よって、子ども広場遊具等点検業務委託契約について、随意契約での業者選定を見直す必要があると考えられる。

(6) 青少年活動促進事業

事務事業名		事業所管課
青少年活動促進事業		教育委員会事務局 教育企画室青少年教育担当
事業の目的		
青少年の主体的な活動を促進するため、青少年団体の活動リーダー養成、活動啓発、支援を行い、青少年の健全育成を図る。		
成果指標		
指標名	考え方・定義・式	単位
なし		
令和6年度事業費	当初予算（千円）	決算（千円）
委託料	625	225
負担金補助及び交付金	220	120
合計	845	345
人件費（参考値）	1,512	1,512
総事業費（参考値）	2,357	1,857

（出典：令和6年度及び令和7年度「事務事業点検シート」）

① 勤労青年活動育成事業

青少年活動促進事業の中に勤労青年活動育成事業がある。この事業は、明石市内の勤労青年を中心とした青年活動の啓発・啓蒙ならびにサークル・グループ等の団体活動を助長し、活性化を図るため、勤労青年団体の活動促進・団体相互の連絡調整並びに交流・団体指導者の研修に関する事業について業務委託を行うものであり、明石青少年連絡協議会と随意契約を締結している。この契約に基づく収支決算書及び実施状況報告書は以下のとおりである。

令和6年度勤労青年活動育成対策事業収支決算書及び実施状況報告書

【収支決算書】

(収入の部)

項目	金額(円)	摘要
委託金	225,000	明石市から
繰越金	143,129	
受取利息	563	
合計	368,692	

(支出の部)

項目	金額(円)	摘要
借料費	168,000	事務所・駐車場賃借料
光熱費	186	電気代
事務費	10,000	コピー代、通信費、振込手数料、鍵
広報費	33,000	ホームページ管理・更新費
事業費	32,450	事業・研修等
交際費	10,000	会員団体新年会登録料
繰越金	115,056	
合計	368,692	

【実施状況報告書】

実施日	事業の名称	内容
5月28日	第1回理事会	令和7年の方針について
7月29日	第2回理事会	青連協まつり、王子フェスタについて
9月24日	第3回理事会	餅つき事業について
11月26日	第4回理事会	餅つき事業について
12月1日	西新町商店街共同事業	ライトアップに伴う餅つきイベント
1月28日	第5回理事会	報告、次年度方針について
4月15日	総会	

(出典：令和6年度勤労青年活動育成対策事業について（報告）より抜粋)

〔指摘－9〕 勤労青年活動育成対策事業の今後の在り方について

上記のとおり、明石市からの委託金225,000円のうち168,000円は事務所・駐車場賃借料として使用されており、その他の支出も事務所運営のための経費として使用していると考えられる。そのため、この委託金は事業実施のための委託金ではなく、実質的に明石青少年連絡協議会への運営費補助金であると考えられる。また、ホームページ管理・更新費として33,000円計上されている

が、ホームページが確認できなかった。このような状況を踏まえヒアリングを実施したところ、コロナ禍以降実質的に同団体の活動は止まっており、解散の話も出ているとのことであった。

現在の状況を踏まえ、従来通り特定の団体への実質的な運営費補助を、(随意)委託契約に基づく委託金として支払い続けることは適切ではない。一方で、形式的に事業の実施を前提とした業務委託契約として契約を継続させるとしても、「勤労青年を中心とした団体活動を助長し、活性化が図られる」といった、そもそもの事業目的に照らして、業務委託の成果が適切に把握できないのであれば、事業の継続について見直しの必要がある。

上記を踏まえ、明石青少年連絡協議会との随意契約の是非のみならず、勤労青年活動育成対策事業自体の今後の在り方について十分に検討する必要がある。

② 子ども会育成活動事業

青少年活動促進事業の中に含まれる事業として、「子ども会育成活動事業」があり、当該事業について令和6年度事務事業点検シートに以下の記述がある。

2 子ども会育成活動事業

(1) 実施方法

単位子ども会に委託

(2) 活動内容

文化活動やスポーツ活動が経験できる場の提供等

(出典：令和6年度 事務事業点検シートより抜粋)

そこで、当該事業について、単位子ども会との委託契約書等を資料依頼したところ、以下の回答を得た。

明石市連合子ども会育成連絡協議会が令和4年度末に解散したことに伴い、令和5年度以降は「子ども会育成活動事業委託」を実施しておりません。そのため、委託事業にかかる、決裁書、契約書、完了報告書は作成しておりません。

これを踏まえ、当該事業について令和5年度以降も予算や事務事業点検シートに反映させている理由について確認したところ、「活動を再開するかもしれ

ないから予算だけは取っておいた」とのことであった。また、令和6年度の予算は40万円であった。

[指摘-10] 子ども会育成活動事業の見直しについて

上記のとおり、実体のない事業に関して予算をとることは適切ではなく、事業自体について、終了も含め見直しをする必要がある。

③ 明石スカウト活動事業

青少年活動促進事業の中に含まれる事業として「明石スカウト活動事業」があり、当該事業について令和6年度事務事業点検シートに以下の記述がある。

4 スカウト活動事業

講習会・訓練・キャンプ、クリーンアップなどのグループ活動、野外活動、社会奉仕活動を通じて、豊かな心を育み、自主性、社会性、積極性、想像力を養う事業を実施する明石スカウト本部への活動助成

(出典：令和6年度 事務事業点検シートより抜粋)

そこで、監査人がこの事業の「明石スカウト活動補助金交付要領」を確認したところ、以下の記述があった。

(趣旨)

第1条 この要領は、青少年の健全育成を推進することを目的として、明石スカウト本部に対して補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、明石スカウト本部とする。

(出典：令和6年度明石スカウト活動補助金交付要領より抜粋)

ここで、監査人が、明石スカウト活動補助金は、明石スカウト本部のみに対する補助金とされているが、他団体で補助対象となる活動を実施している団体があったとしても補助金は出せないのか、という点について確認したところ、以下の回答を得た。

明石スカウト本部の上部団体である、ボーイスカウト日本連盟については、戦前から活動の歴史を持ち、我が国においても「社会教育関係団体」として取り扱ってきた団体であります。本市においても、それらの歴史、実績等から、明石スカウト本部を社会教育法における社会教育関係団体と捉え、「明石スカウト活動補助金交付要領」を定めたうえ、補助金を交付しております。そのため、仮に他団体で同様の活動をおこなうことがあっても、その事実のみをもって補助金を交付できるということではありません。

[意見-19] 明石スカウト活動補助金について

明石市のスカウト活動事業は、明石市の青少年が「講習会・訓練・キャンプ、クリーンアップなどのグループ活動、野外活動、社会奉仕活動を通じて、豊かな心を育み、自主性、社会性、積極性、想像力を養うこと」が目的であり、その実施主体については明石スカウト本部に限定する必要はないものと考えられる。また、市の回答は、歴史があることが条件であるかのような内容であり、現代のように環境変化が著しい状況において、歴史を前提とするのではなく、実績を重視し、広く青少年の活動を支援できる団体への補助することは、長期的・安定的な事業継続に資すると考えられる。

よって、補助金の交付対象者を、明石スカウト本部に限定するのではなく、目的に沿った事業を実施している団体とされたい。

④ 明石レクリエーション事業

青少年活動促進事業の中に含まれる事業として「明石レクリエーション活動事業」があり、当該事業について令和6年度事務事業点検シートに以下の記述がある。

3 青少年の集い事業

青少年を対象に、レクリエーション活動を通じた余暇の活用、仲間づくり、体力づくりを図る事業を実施する明石レクリエーション協会への活動助成

令和4年度 0事業 令和5年度 0事業 令和6年度 5事業（見込）

（出典：令和6年度 事務事業点検シートより抜粋）

そこで、監査人がこの事業の「明石レクリエーション協会活動補助金交付要領」を確認したところ、以下の記述があった。

(趣旨)

第1条 この要領は、青少年の健全育成を推進することを目的として、明石レクリエーション協会に対して補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、明石レクリエーション協会とする。

(出典：令和6年度明石レクリエーション協会活動補助金交付要領より抜粋)

ここで、監査人が、明石レクリエーション協会活動補助金は、明石レクリエーション協会のみに対する補助金とされているが、他団体で補助対象となる活動を実施している団体があったとしても補助金は出せないのか、という点について確認したところ、以下の回答を得た。

明石レクリエーション協会については、昭和45年に設立された団体であり、過去には明石市において、市が運営していたキャンプ場の整備、運営を担い、キャンプ活動を通じて青少年活動の促進支援に尽力してきた歴史を持つ団体であります。それらの活動実績を踏まえ、本市では明石レクリエーション協会を社会教育法における社会教育関係団体と捉え、「明石レクリエーション協会活動補助金交付要領」を定めたうえ、補助金を交付しています。そのため、仮に他団体で同様の活動をおこなうことがあっても、その事実のみをもって補助金を交付できるということではありません。

[意見-20] 明石レクリエーション協会活動補助金について

明石レクリエーション活動事業は、「青少年を対象に、レクリエーション活動を通じた余暇の活用、仲間づくり、体力づくりを図る事業」の実施が一番の目的であり、その実施主体については明石レクリエーション協会に限定する必要はないはずである。また、市の回答は、歴史があることが条件であるかのような内容であり、現代のように環境変化が著しい状況において、歴史を前提とするのではなく、実績を重視し、広く青少年の活動を支援できる団体への補助を可能とすることは、長期的・安定的な事業継続に資すると考えられる。また、令和4年度と令和5年度は事業実施がなく、この点からも補助金の交付対象者を明石レクリエーション協会に限定する意義が見いだせない。

よって、補助金の交付対象者を、明石レクリエーション協会に限定するのではなく、目的に沿った事業を実施している団体とされたい。

(7) 少年自然の家運営事業

事務事業名		事業所管課
少年自然の家運営事業		教育委員会事務局 教育企画室青少年教育担当
事業の目的		
少年自然の家体育館等の施設利用者受入れ及び日帰りの野外活動等の事業を展開することにより、心身ともに健全な青少年の育成を図る。		
成果指標①		
指標名	考え方・定義・式	単位
少年自然の家利用者数	少年自然の家の年間利用者総数を施設運営の指標とする。	人
令和5年度実績	令和6年度目標	令和6年度実績
30,439	40,000	36,455
成果指標②		
指標名	考え方・定義・式	単位
顧客満足度	利用者アンケート調査の総合評価における「大変満足」や「満足」を高めることを事業実施の指標とする。	%
令和5年度実績	令和6年度目標	令和6年度実績
95	95	97
令和6年度事業費	当初予算(千円)	決算(千円)
需用費	4,800	4,350
役務費	200	140
委託料	21,402	21,299
使用料及び賃借料	208	208
備品購入費	663	474
負担金補助及び交付金	6	6
合計	27,279	26,477
人件費(参考値)	6,345	6,345
総事業費(参考値)	33,624	32,822

(出典：令和6年度及び令和7年度「事務事業点検シート」)

少年自然の家の管理運営については、令和3年度から令和7年度まで随意契約にて特定の業者と業務委託契約を締結しているが、その令和7年度の随意契約理由は以下のとおりである。

1 案件名

令和7年度明石市立少年自然の家管理運営業務委託
(一部省略)

3 随意契約理由

本案件は、明石市立少年自然の家（以下「少年自然の家」という。）の施設及び設備の維持管理、物品の管理などの管理に関する業務と、利用者の受入れ事業、自然体験活動等を行う自主事業などの運営に関する業務を包括的に委託するものである。

少年自然の家は、令和元年に明石市財政健全化推進協議会において施設廃止の方針が決定し、その後、公共施設担当が主となり施設の跡地活用について検討が進められているところであるが、施設廃止時期の見通しが立たないことから、競争入札による業者選定等の手続きを計画的に実施することが困難であり、毎年、年度末の状況を見て暫定的に単年度契約により施設運営を延長している状況が続いている。

今年度においても、現時点で未だ跡地活用の方針が定まっていないため、次年度以降も期間未定で管理運営を継続する必要性が生じた。

契約の相手方である業者は、平成30年度から令和2年度まで指定管理者として、また、令和3年度以降は本案件受託者として、少年自然の家の管理運営を行っている実績から、業務開始までの短期間に必要な人材及び物的な準備を整え、的確に業務遂行することが可能な唯一の業者である。

かかる状況から、本案件は競争入札に適しないものであるため、当該業者と一者随意契約を行うものである。

(出典：随意契約理由書より抜粋)

また、以下の追加説明を受けた。

少年自然の家の管理運営については、施設及び設備に関する業務だけでなく、野外活動や海プログラムなどの自主事業の開催や、リーダーの養成（学生がボランティアとして自主事業に参加し、野外活動に関するノウハウや危機管理について学ぶ機会の醸成）など、自然に親しむことを通じて、こころ豊かな青少年を育成する事業の展開を要求しています。そのため、単なる施設管理業務とは性質の異なるものとなっております。通常このような施設の維持管理運営業者の選定には、複数年契約を提示し、現業者との引き継ぎ期間を考慮した条件で公募することが通例ですが、当施設については、既に廃止が決まった施設であることから、2ヵ年以上先のスケジュールが見通せず、令和3年度以降はそれまでの指定管理業者であった現受託業者のみが、単年度契約に応じる事ができ、施設の維持管理および野外活動に関するノウハウを持った業者であると判断し契約してきました。しかし、5年以上も同様の状況が継続していることから、これまでの契約方法を見直す時期であると認識しており、令和8年度以降は1者随契での業者選定の見直しを検討しています。

[意見-21] 管理運営業務の随意契約について

上記追加説明のとおり、令和3年度当初は複数年先の見通しが立たなかった点を踏まえ、随意契約の締結に一定の理由は認められると考えられる。しかしながら、現時点において既に5年以上が経過し、その根拠も薄れてきていると考えられる。

また、「明石市民間提案制度運用指針」に基づき、「少年自然の家の跡地活用」というテーマで、2025（令和7）年度明石市民間提案制度の募集を行ったものの提案はなく、民間提案を再募集するか否かも含め、今後の対応は未定とのことである。

よって、上記追加説明のとおり、令和8年度以降は1者随意契約での業者選定の見直しが必要があると考えられる。

4 学校給食課に対する監査結果

4-1 学校給食課全般事項

(1) 学校給食に関する概要

<小学校・特別支援学校>

食育の推進を目的として、成長期にある児童に栄養バランスのとれた安全・安心な昼食を提供している。

実施形態は、小学校はA・B2パターンでの献立、特別支援学校は独自献立で、週5日間の完全給食の各校単独調理方式にて実施している。

<中学校>

成長期にある中学生に栄養バランスのとれた安全・安心な昼食を提供するとともに、食育を推進することを目的に、平成28年9月からモデル3校（大蔵・高丘・魚住中学校）で、平成30年4月18日から全13中学校で給食を実施している。

実施形態は、A・B2パターンでの献立、週5日間の完全給食で、平成28年6月に西部学校給食センター（最大調理能力3,000食/日）、平成30年1月に東部学校給食センター（最大調理能力7,000食/日）が完成し、平成30年4月18日から、両センターにより全13中学校への給食を提供している。

<中学校給食費の完全無償化>

1. 事業の趣旨・目的

明石市では、こどもの夢と心身の健やかな成長を社会全体で応援する取組の一環として、特に教育費の負担が大きい中学生のいる世帯について負担軽減を図ることで、子育て支援及び教育環境の充実に資することを目的として、下記のとおり明石市中学校 給食無償化事業を実施している。

2. 事業の概要

保護者が負担する学校給食費を市が補助することで無償化している。

3. 開始時期

令和2年4月から

4. 対象者

明石市立中学校又は明石市立養護学校（中学部）に在籍している生徒

※ 所得制限なし。

※ 生活保護世帯や就学援助世帯については、既に学校給食費が全額支給されている。

※ 特別支援教育就学奨励費を受給されている場合で、学校給食費

自己負担分がある場合は、本事業の対象となる。

(令和7年5月1日現在)

	小学校	特別支援学校	中学校
学校数 (うち民間委託)	28校(22校)	1校(1校)	13校(2センターとも委託)
対象児童生徒数	17,425人	43人	7,954人
年間給食実施回数	185回	182回	180回
調理員数	262人	5人	63人
栄養教諭	18人	1人	5人
献立	2パターン	独自献立	2パターン
調理	各校単独	単独	2センター

(出典：入手資料より監査人作成)

明石市の給食提供に関連する業者等については、以下のとおり様々な団体が関連している。

【明石市学校給食会】

明石市学校給食会（以下、「学校給食会」という）は、学校給食法の趣旨に基づき、明石市立学校の学校給食事業の充実発展とその運営の円滑適正を図るため、昭和45年4月に創設された任意団体である。

① 歴史

- 明石市における学校給食は、昭和22年1月に藤江小学校、4月に人丸小学校でそれぞれ補食給食が提供されたのが始まりである。
- その後、昭和25年以降に学校給食が急速に全国に拡大していく中で、本市の8小学校（王子・林・大観・花園・鳥羽・江井島・谷八木・錦浦）においても、昭和26年4月から昭和28年4月にかけて、順次学校給食が開始された。
- 昭和29年には「学校給食法」が制定されたことにより、学校給食の普及が進むこととなり、既存の小学校のうち、残りの5小学校においても、昭和30年4月から昭和33年4月にかけて学校給食が開始されることになった。また、昭和43年には、小学校学習指導要領が改正され、

学校給食は「特別活動」の中の「学級指導」として位置づけられることになった。

- このような中で学校給食が普及し、学校給食の食事内容の充実向上や学校給食用物資需給体制の必要性がクローズアップされるようになり、献立作成・物資購入・調理等を各校単独で実施する形態では、安価で適切な栄養の摂取を目的とする学校給食の役割を十分に果たせないことが問題視されるようになってきた。
- このため、全小学校（当時 17 校）の統一献立の作成や物資の一括購入・配送を行うことにより、問題の解決を図り、明石市立学校の学校給食事業の充実発展とその運営の円滑、適正化を図る目的とする組織として、昭和 45 年 4 月に学校給食会を設立し、現在に至っているものである。
- 平成 28 年 9 月から中学校のモデル校 3 校（大蔵・高丘・魚住）でセンター方式により学校給食を先行開始した。これにともない、明石市学校給食会の理事会及び会計は小学校部門と中学校部門に区分して運営することとした。
- 平成 30 年 4 月から残りの 10 中学校でも学校給食の実施を開始し、中学校全校（13 校）での実施が実現した。（現在、28 小学校及び 1 特別支援学校・13 中学校で学校給食を実施）

② 体制

学校給食会は、連合 PTA 代表者、給食実施学校関係者及び教育委員会事務局給食関係者によって組織されている。なお、理事会及び会計は小学校部門と中学校部門でそれぞれ運営されている。

○役員

- (1) 理事長（明石市教育局長） 1 名
- (2) 副理事長（校長会会長） 2 名【小学校 1・中学校 1】
- (3) 専務理事（理事長が任命） 1 名
- (4) 常任理事（給食実施学校長のうちから選出されたもの及び教育委員会事務局給食担当課長）
8 名【小学校 4・中学校 4】
- (5) 理事（給食実施学校長及び明石市連合 P. T. A 役員 2 名）
34 名【小学校 24・中学校 10】
- (6) 監事（理事会推薦者） 3 名【小学校 2・中学校 1】

○事務局

事務長 2 名、任期付事務員 4 名

③ 業務概要

- 1 学校給食用物資の調達及び供給並びに支払
- 2 給食費の受領及び資金管理
- 3 学校給食実施上、必要な調査及び研究
- 4 上記のほか、給食会の目的を達成するために必要な事業

上記のとおり、明石市の学校給食に関する大きな役割を果たしているものの、明石市教育委員会との契約関係はない。

【公益財団法人兵庫県スポーツ協会】

公益財団法人兵庫県スポーツ協会（以下、「スポーツ協会」という。）は、広範なスポーツ振興業務の一環として、「学校給食物資の供給及び食育支援事業」を重要な柱として担っている公益財団法人である。

「学校給食物資の供給及び食育支援事業」では、学校給食に必要な物資を、安全、良質、かつ安定した価格で供給することを使命としている。

- ・主食の供給
パンや米飯の主食を年間通して安定的に供給している。
特に米は、兵庫県産米を100%使用し、地元産米を優先した供給に努めている。
- ・県産品活用
県産米を使用した米粉パンや、平成23年度から供給が始まった県産小麦粉を使用したパンの導入を促進している。
- ・品質と安全性の確保
ショートニングや砂糖などは、近畿ブロック学校給食会と共同購入することで、良質かつ低廉な価格での供給を実現している。
また、残留農薬検査、DNA鑑定、カドミウム分析等の食品検査を実施し、安全・安心な物資を提供している。
緊急時（自然災害等）においても供給体制が確立しているため、安定した価格での購入や、災害時の供給継続が可能である点が大きなメリットである。
- ・食育支援
物資の供給に加えて、学校現場での地産地消や食に関する教育を支援している。

学校給食会との契約関係は、主食の米、パンについて、一手に調達提供するような包括的な委託契約はなく、個別に「学校給食用米飯売買契約」及び「学校給食用パン売買契約」が締結されている。

【一般社団法人明石給食食材提供協会】

一般社団法人明石給食食材提供協会（以下、「提供協会」という。）の設立は平成 28 年で、明石市が中学校給食を新たに開始するにあたり、学校給食で使用する食材を効率的かつ安定的に供給し、明石産や近郊産の食材を積極的に活用する体制を整備するために設立された。明石市公設地方卸売市場管理センターが中心となり、JA あかし、JA 兵庫南（農業協同組合）や、兵庫県漁業協同組合連合会、明石浦漁協をはじめとする複数の漁業協同組合など、地元の農水産業に関わる組織が協力して設立された経緯がある。

主な業務は、中学校給食をはじめ、保育園や事業所への給食食材の納品である。

1. 食材の供給と取扱品目

主要な取引先：学校給食、保育園、事業所

取扱品目：青果物、水産物、加工品、その他調味料類など

2. 地産地消の推進と食育支援

- ・ 地元産食材の調達：野菜などの生鮮食料品については、出来る限り明石産や近郊産の調達に努めている。
- ・ 食育の日の献立提供：毎月 19 日の「食育の日」に合わせて、地元食材を活用した献立を提供するなど、地産地消を推進している。
- ・ 無償提供の協力：明石鯛など、地元の特産品を中学校給食に無償提供する取り組みにも協力している。

学校給食会との契約関係は、中学校給食に関して、青果、水産物、加工品、その他調味料などについて一手に調達・提供する「明石市中学校給食食材等供給業務委託契約」が締結されている。

【明石市学校給食協力組合】

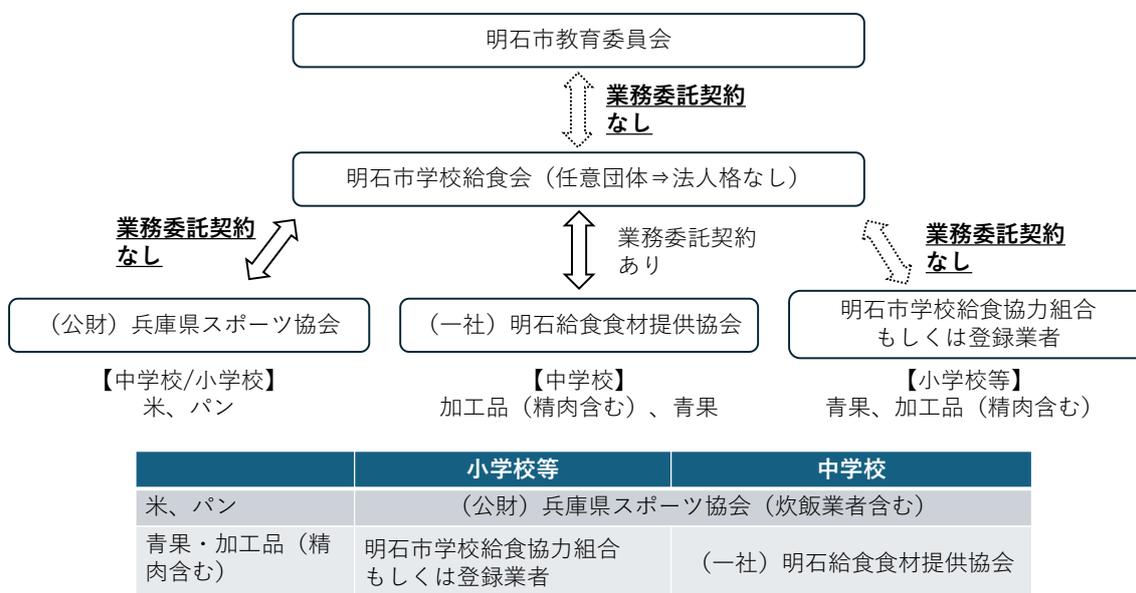
明石市学校給食協力組合（以下、「協力組合」という。）は、明石市内の学校給食施設に対し、安全で質の高い食材の安定供給を担う団体の一つである。明石市公設卸売市場内に拠点を置いており、提供協会と同じ住所である。

役割としては、地元の流通経路に深く関わる組織として、学校給食で使用する食材の調達と納品を担い、給食提供体制を支える役割を果たしている。

業務としては、主に学校給食向けに食材を提供しているが、保育園や事業所への納品も業務範囲としている。取扱品目としては、青果物、水産物、加工品、その他調味料類など、給食に必要な多岐にわたる品目を取り扱っており、安定した供給ルートを有している。

学校給食会との契約関係はないが、ヒアリングによると、小学校等給食に関する青果について一手に調達・提供しているとのことであった。

上記のとおり、明石市の学校給食事業に関しては様々な業者が関連しており、図示すると以下のとおりである。



（出典：監査人作成）

[指摘-11] 学校給食事業に関する業務委託契約の不存在について

上記のとおり、小学校及び特別支援学校の学校給食事業について、明石市教育委員会と学校給食会との間に業務委託契約が存在しない。また、学校給食会と、小学校等の米、パンや青果等の調達を担っているスポーツ協会及び協力組合との間にも業務委託契約がない。

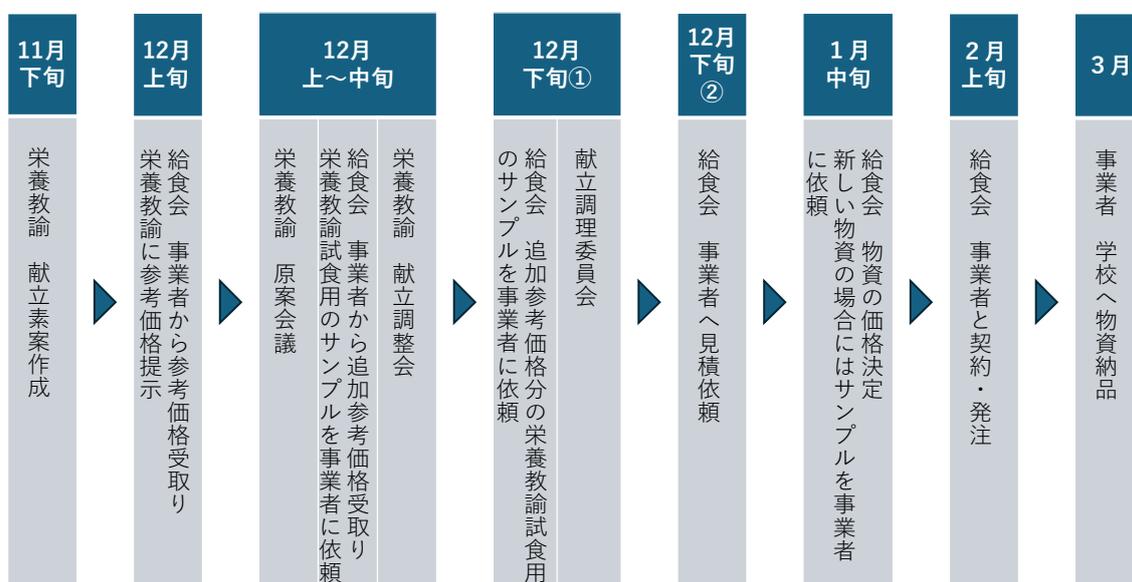
この点、登録業者として遵守する基準を設けているとのことであるが、法的な契約が存在しない以上、教育委員会が学校給食会を、学校給食会が協力組合

をコントロールすることが難しく、食中毒や健康被害等、学校給食業務に関して何かしらの問題が生じた際の責任の所在も不明確となる。

対応としては、契約の締結も考えられるが、「[意見-23] 学校給食会の解散について」に記載しているとおり、学校給食会を解散したうえで、適切な選定手続きを経た業者と業務委託契約を締結する必要がある。

(2) 小学校物資調達の概要

現在、学校給食会が実施している小学校給食（3月実施）に係る物資調達の流れは以下の通りである。



(出典：提出資料より監査人作成)

上記フローは年末年始を挟むので4か月前からスタートしているが、通常月は、約3か月前から業務が始まるとのことである。

12月上旬の栄養教諭に対する参考価格の提示は、3か月後（調達時）の食材単価のみならず、1食あたりの単価（上限）も含めて提示される。これらの単価を考慮して栄養教諭により献立原案が作成され、献立調整会等を経て、各校の校長や調理員も含まれる献立調理委員会で献立の決定がなされる。この献立の決定を受けて、給食会は業者への見積依頼、価格決定、契約、発注といった事務作業を実施している。

また、学校給食会の直近2期の決算状況は以下のとおりであった。

(単位：円)

	令和4年度			令和5年度		
	小学校等	中学校	合計	小学校等	中学校	合計
収入決算額 (A)	1,013,886,371	462,672,092	1,476,558,463	1,080,328,358	479,339,026	1,559,667,384
(内、繰越金) (C)	34,360,128	21,121,115	55,481,243	40,374,634	20,204,214	60,578,848
支出決算額 (B)	973,511,737	442,467,878	1,415,979,615	1,043,656,865	459,042,549	1,502,699,414
(内、人件費)	18,379,720	10,371,951	28,751,671	20,363,000	11,376,976	31,739,976
収支差引額 (A-B)	40,374,634	20,204,214	60,578,848	36,671,493	20,296,477	56,967,970
参考：繰越金なし (A-C-B)	6,014,506	-916,901	5,097,605	-3,703,141	92,263	-3,610,878

(出典：提供資料より監査人作成)

上記のとおり、繰越金を除外すると、概ね収支が同額となるように予算が組まれており、人件費は例年約3,000万円程度計上している。

また、学校給食会が、小学校等では協力組合、中学校では提供協会などの業者を活用することによる、経済的かつ効率的な調達の実施を確認するため、以下の小学校等と中学校における各食材の調達単価の月次推移（令和6年度）を入手した。

令和6年度 精肉価格 小学校等・中学校 価格比較

(円/kg)

		4月	5月	6月	7月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
豚肉 (薄切り)	小学校等	1,458.0	1,458.0	1,458.0	1,458.0	1,458.0	1,458.0	1,458.0	1,458.0	1,604.0	1,604.0	1,604.0
	中学校	1,500.0	1,500.0	1,500.0	1,500.0	1,500.0	1,500.0	1,500.0	1,500.0	1,550.0	1,550.0	1,550.0
	差	▲ 42.0	▲ 42.0	▲ 42.0	▲ 42.0	▲ 42.0	▲ 42.0	▲ 42.0	▲ 42.0	54.0	54.0	54.0
鶏肉もも 皮つき	小学校等	1,350.0	1,350.0	1,340.0	1,330.0	1,350.0	1,360.0	1,380.0	1,420.0	1,450.0	1,470.0	1,480.0
	中学校	1,476.7	1,455.0	1,440.0	1,440.0	1,460.0	1,460.0	1,480.0	1,540.0	1,530.0	1,540.0	
	差	▲ 126.7	▲ 105.0	▲ 100.0	▲ 110.0	▲ 110.0	▲ 100.0	▲ 100.0	▲ 120.0	▲ 80.0	▲ 70.0	
鶏肉むね 皮つき	小学校等	860.0	860.0	860.0	860.0	870.0	880.0	880.0	890.0	900.0	910.0	910.0
	中学校	950.0	950.0	940.0	940.0		950.0	963.3	960.0	970.0	988.3	
	差	▲ 90.0	▲ 90.0	▲ 80.0	▲ 80.0		▲ 70.0	▲ 83.3	▲ 70.0	▲ 70.0	▲ 78.3	

		4月	5月	6月	7月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
にんじん	小学校等	295.0	310.0	349.0	380.0	390.0	375.0	390.0	380.0	380.0	400.0	410.0
	中学校	365.0	400.0	315.0	350.0	270.0	293.3	276.7	405.0	416.7	363.3	350.0
	差	▲ 70	▲ 90	34	30	120	82	113	▲ 25	▲ 37	37	60
玉ねぎ	小学校等	390	317	305	195	314	354	285	295	300	315	355
	中学校	250.0	250.0	235.0	315.0	252.5	233.3	226.7	250.0	300.0	300.0	310.0
	差	140.0	67.0	70.0	▲ 120.0	61.5	120.7	58.3	45.0	0.0	15.0	45.0
じゃがいも	小学校等	335	400	350	370	520	489	405	405	400	450	450
	中学校	500.0	475.0	465.0	530.0	395.0	256.7	253.3	260.0	336.7	440.0	455.0
	差	▲ 165.0	▲ 75.0	▲ 115.0	▲ 160.0	125.0	232.3	151.7	145.0	63.3	10.0	▲ 5.0
キャベツ	小学校等	334	314	318	416	350	350	325	350	400	460	563
	中学校	210.0	255.0	295.0	220.0	192.5	213.3	283.3	350.0	393.3	416.7	360.0
	差	124.0	59.0	23.0	196.0	157.5	136.7	41.7	0.0	6.7	43.3	203.0
はくさい	小学校等	347	341	334	400	375	375	375	400	400	438	500
	中学校	305.0	255.0	255.0	180.0	272.5	270.0	286.7	290.0	326.7	393.3	410.0
	差	42.0	86.0	79.0	220.0	102.5	105.0	88.3	110.0	73.3	44.7	90.0

上記を見ると、精肉についてはほとんどの月で小学校等の調達単価の方が安い。一方で、青果に関しては小学校等の調達単価の方が高い。この原因について学校給食会担当者に確認したところ、青果については小学校等（29校）では配送費用がかかることをその理由と説明を受けたが、精肉に関する単価の差異については明確な回答を得ることはできなかった。

また、価格差について、特に主要5野菜の価格差が大きい（10月のじゃがいもは47.5%）。これらの価格差は、小学校等は協力組合、中学校は提供協会から調達していることが原因と考えられるが、その原因把握は行われていない。

さらに、例えば、全く同じ生産者のにんじんを仕入れていても、小学校等は協力組合、中学校は提供協会から調達しているため、調達単価が異なることもあるとのことであった。

[意見-22] 学校給食会の業務内容について

上記のとおり、学校給食会の主要な業務である学校給食用物資の調達及び供給に関して、実質的にどのような食材がどれだけ必要かを判断・決定しているのは学校であり、学校給食会は、学校から食数の報告を受け、それに基づき契約・発注を行っているのみである。また、献立作成の決定への積極的な関与、食育や地産地消の観点からその決定に影響を与えるような取り組みを行うべきだが、学校給食会の現在の業務には含まれていない。

さらに、繰越金を除外すると、概ね収支が同額となるように予算が組まれており、人件費は例年約3,000万円程度計上している。これは、実質的に食材調

達業務に係る契約事務を市とは別の外部業者へ委託するコストとして年間3,000万円かかっていると考えることができる。そのため、仮にこれを明石市内部（市長部局、教育委員会含む）で実施し、適正な人員配置を実現できれば、このコストを削減することができる可能性がある。

また、単価のコントロールや、柔軟に委託業者を変えることなどによって、調達コストの低減を図るような取り組みをしているわけでもない。

さらに、契約も存在しないため、教育委員会として業務執行が適切に実施されているかの確認を契約等の法的根拠に基づき実施することができず、学校給食会のガバナンスに任せるほかない状況となっている。その結果、徴収・管理の効率化や透明性確保の観点から大きな課題があると考えられる。

よって、「[意見-23] 学校給食会の解散について」に記載しているとおり、学校給食会を解散し、一部必要な業務を教育委員会等他の組織で引き継いだ上で、適切な学校給食業務への取り組みを進めることが望ましい。

（3）学校給食会の意義

一般的に、学校給食会の存在意義は以下のとおりである。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">① 学校給食用物資の安定供給と品質確保
各学校に対し、統一価格で安全・安心な食材を安定的に供給する仕組みを提供する。これにより、個々の学校の事務負担を減らし、学校給食の実施を支える。② 食育の推進
栄養教諭や学校栄養職員と連携し、給食を通じた食に関する指導（食育）を支援する。具体的には、望ましい食習慣の形成、食品の安全性についての理解、食べ物への感謝の心の育成などを目的とした様々な取り組みを行う。③ 学校給食の普及充実に係る事業
調理員の技術講習会の実施、広報紙・献立集の発行、学校給食関係団体への助成などを通じて、学校給食全体の質の向上と普及啓発を図る。④ 衛生管理の支援
安全な給食を提供できるよう、学校給食衛生管理基準に基づいた衛生管理に関する情報提供や研修を行い、食中毒などの事故防止に努める。⑤ 共同購入によるコスト削減
大量の物資を一括で共同購入することで、食材費を抑える。 |
|---|

そもそも、学校給食会が全国で普及したのは、当時、戦後の食糧不足の中、支援物資や国からの配給物資を一括して受け入れ、各学校へ安定的・効率的に供給するという重要な役割があったためであるが、今はもうその役割はなく、近隣都市では、令和3年に尼崎市学校給食協会は解散、令和4年に（一財）姫路市学校給食会は閉鎖している。

一方で、明石市学校給食会の意義について市からは次のような意見を聴取した。

貴見における学校給食会の意義について、現在の明石市では、一部機能が他の主体（栄養教諭、委託業者、取りまとめ業者など）に分担されていることは事実です。しかしながら、給食会の最も重要な機能は「コーディネート機能」であり、この機能が失われれば、明石市の学校給食運営全体が破綻するリスクがあります。学校給食会は、仕入れを取りまとめる業者（スポーツ協会等）と各学校・給食センターの間に入り、献立の変更、供給量の微調整、突発的な事故対応を行っています。この調整機能がなければ、個々の学校が業者と個別に調整する必要が生じ、事務負担が増加します。

[意見-23] 学校給食会の解散について

上記の学校給食会の一般的な存在意義について、明石市の学校給食会に当てはめると、①と⑤について、実質的に供給しているのはスポーツ協会等をはじめとする（仕入先を取りまとめる）取りまとめ業者であり、学校給食会が学校と業者を繋いでいる面もあるものの、学校給食会自体がその実質的な役割を担っているわけではない。また、②の食育の推進について積極的に取り組んでいるわけではない。③については、実質的に各学校の栄養教諭が中心になって取り組んでおり、④の衛生管理については、各校の栄養教諭や給食センターでの調理業務の外部委託業者によって実施されている。このように、現在の明石市において、学校給食会の実質的な存在意義は非常に薄れており、学校給食会を存続させるべきではなく、解散を検討すべきである。

さらに、令和7年11月13日には、自民、日本維新の会、公明党の3党が、令和8年（2026年）4月から実施を目指す小学校の給食無償化を巡り、公立小を対象とし、保護者の所得にかかわらず一律で支援する案を軸に検討に入ったと報道された。報道によると、自治体に対して予算補助する形式が浮上しており、給食費の保護者負担軽減を通じて子育て支援に取り組むと関係者が明らかにした。

この国の方向性を踏まえると、学校給食に関する社会の関心が増大することが予想され、地方公共団体の学校給食に関する取り組みや3Eの観点から適切な事業運営に関する説明責任の履行が求められる機会の増加が想定される。この新たな国の方針への対応の観点からも、現状の学校給食会を存続させるべきではなく、早期に解散を検討すべきである。

一方で、明石市学校給食会の意義について市が主張するように「コーディネート機能」は重要であると考えられるため、当該機能の維持は必要であると考ええる。

上記より、学校給食会を解散し、一部必要な業務を教育委員会等他の組織で引き継いだ上で、適切な学校給食業務への取り組みを進められたい。

(4) 学校給食費の徴収について

学校給食費の徴収に関しては、文部科学省から「学校給食費の公会計化等の取組の一層の推進について（通知）」（令和5年8月31日）発出されている。これは、「学校給食費の徴収・管理については、基本的には学校・教師の本来的な業務ではなく「学校以外が担うべき業務」であり、地方公共団体が担っていくべきである。」としている。また、「仮に、学校が担わざるを得ない場合であっても、地域や学校の実情に応じて事務職員等に業務移譲すべきであり、教師の業務とすることは適切ではない。」としている。また、「特に学校給食費については、「公会計化及び地方公共団体による徴収を基本とすべき」とされ、可能な限り学校給食費の公会計化¹を推進すべきとした通知である。

この通知の中で、「学校給食費の徴収・管理について、学校や教職員ではなく、地方公共団体の業務として実施している自治体は519自治体（34.8%）に留まっており、公会計化等の実施に向けた準備・検討を行っている自治体も454自治体（30.4%）あるが、実施予定年度を未定としている自治体や、そもそも実施に向けた準備・検討を行っていないと回答した自治体もあり、学校給食費の徴収や未納者への督促等の事務が学校や教職員の負担となっている状況が生じている。」としつつ、下記のとおり、学校給食費の公会計化等の実施を予定していない自治体（令和4年度）を明示しており（明石市も記載）、その公会計化等を強く推進しているところである。

¹ 学校給食費を地方公共団体の会計に組み入れる「公会計制度」を採用し、歳入歳出予算に組み入れること。

【学校給食費の公会計化等の実施を予定していない自治体（令和4年度）】

24	三重県	13	三重県、川越町、津市、松阪市、多気町、明和町、玉城町、大紀町、南伊勢町、度会町、伊賀市、尾鷲市、熊野市
25	滋賀県	2	滋賀県、東近江市
26	京都府	7	京都府、城陽市、木津川市、宇治田原町、精華町、綾部市、宮津市
27	大阪府	14	和泉市、守口市、富田林市、岬町、忠岡町、摂津市、枚方市、柏原市、河内長野市、熊取町、羽曳野市、藤井寺市、柏原市学校給食組合、豊能町、阪南市
28	兵庫県	4	兵庫県、明石市、赤穂市、佐用町
29	奈良県	15	奈良県、五條市、宇陀市、平群町、三郷町、斑鳩町、高取町、明日香村、王寺町、広陵町、河合町、大淀町、天川村、川上村、東吉野村
30	和歌山県	5	和歌山県、有田川町、印南町、御坊市、日高川町中学校組合、串本町
31	鳥取県	7	鳥取県、三朝町、八頭町、岩美町、日吉津村、日野町、湯梨浜町
32	島根県	5	島根県、益田市、川本町、江津市、飯南町
33	岡山県	5	岡山県、倉敷市、和気町、新庄村、矢掛町
34	広島県	6	竹原市、坂町、大崎上島町、神石高原町、三次市、庄原市
35	山口県	4	山口県、周防大島町、平生町、萩市
36	徳島県	11	徳島県、上勝町、佐那河内村、勝浦町、吉野川市、松茂町、板野町、海陽町、牟岐町、美波町、阿波市
37	香川県	6	香川県、直島町、宇多津町、坂出市、東かがわ市、土庄町
38	愛媛県	9	愛媛県、伊予市、八幡浜市、愛南町、東温市、松前町、松野町、砥部町、鬼北町
39	高知県	4	高知県、安田町、日高村、佐川町学校組合、馬路村
40	福岡県	26	大牟田市、久留米市、豊前市、中間市、筑紫野市、春日市、うきは市、糸島市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、鞍手町、筑前町、大刀洗町、大木町、広川町、添田町、大任町、吉富町、上毛町、築上町、東峰村、吉富町外一市中学校組合
41	佐賀県	11	佐賀県、佐賀市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市、吉野ヶ里町、有田町
42	長崎県	8	島原市、西海市、雲仙市、南島原市、時津町、川棚町、波佐見町、新上五島町
43	熊本県	9	阿蘇市、和水町、長洲町、高森町、御船町、嘉島町、山都町、錦町、球磨村
44	大分県	5	大分県、中津市、姫島村、由布市、臼杵市
45	宮崎県	15	綾町、国富町、西都市、高鍋町、西米良村、川南町、三股町、小林市、えびの市、高原町、延岡市、門川町、椎葉村、高千穂町、五ヶ瀬町
46	鹿児島県	14	鹿児島県、日置市、指宿市、南九州市、阿久根市、出水市、さつま町、湧水町、垂水市、大崎町、東串良町、西之表市、中種子町、屋久島町
47	沖縄県	6	沖縄県、読谷村、沖縄市、中城村、浦添市、座間味村

※令和4年度学校給食費に係る公会計化等の推進状況調査において、公会計化等の「実施を予定していない」と回答した自治体。

※公会計化等の実施を予定していないが、徴収・管理に係る教員の負担軽減策を講じている自治体を含む。

(出典：学校給食費の徴収・管理に係る公会計化等の推進について（通知）より抜粋)

また、上記通知において、公会計化等の必要性について、以下のとおり示している。

1. 学校給食費の徴収・管理に係る公会計化等の必要性について

○学校給食法（昭和29年法律第160号）に基づく学校給食の実施者は、学校の設置者であり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法

律第 162 号) 第 21 条第 11 号の規定により、教育委員会が学校給食に関する事務を管理・執行することとされていること

○ 学校の設置者が責任を有する学校給食の実施に関し、保護者から徴収する学校給食費については、徴収・管理の効率化や透明性の確保の観点からも、公会計により取り扱い、学校給食の実施に必要な食材費を歳出予算に計上して支出するとともに、保護者から徴収する学校給食費についても歳入予算として計上することが適切であること

(出典：学校給食費の徴収・管理に係る公会計化等の推進について (通知より抜粋)

[意見-24] 学校給食費の公会計化等に関する検討について

明石市においては、現在、各学校が徴収した給食費を学校給食会が取りまとめ、明石市とは別組織である学校給食会の決算の収入に含められている。これは、学校給食会を準公金の取扱い組織 (PTA 等) と同様の立ち位置と考えていると思われるが、給食費が、任意団体であり、明石市 (教育委員会) と何らの契約関係もない学校給食会の決算に含められてしまっているという歪な状況となっており、早急な改善が必要である。

また、「[意見-22] 学校給食会の業務内容について」で記載しているとおり、業務委託契約が存在しないため、業務執行の適切性について学校給食会のガバナンスに任せるほかない状況となっている。これはまさに、上記「1. 学校給食費の徴収・管理に係る公会計化等の必要性について」に記載されている、徴収・管理の効率化や透明性の確保の観点から大きな問題である。

そのため、「[意見-23] 学校給食会の解散について」に記載のとおり、学校給食会を解散し、一部必要な業務を教育委員会等他の組織で引き継いだ上で、学校給食費を明石市の会計に組み入れる公会計化に関する検討が望まれる。

4-2 学校給食課の事務事業

(1) 小学校等給食一般運営事業

事務事業名		事業所管課
小学校等給食一般運営事業		教育委員会事務局 学校給食課
事業の目的		
栄養バランスのとれた安全・安心な給食を安定して提供するとともに、児童が食事に関する正しい知識を習得できるよう食育の活きた教材として給食を提供する。		
成果指標		
指標名	考え方・定義・式	単位
小学校給食における地産地消	「食べよう兵庫の食材」の日（月1回）の実施のほか兵庫県産食材の使用に努める。	回数
令和5年度実績	令和6年度目標	令和6年度実績
11	11	11
令和6年度事業費	当初予算（千円）	決算（千円）
需用費	2,153	1,186
委託料	608,052	604,798
使用料及び賃借料	450	320
負担金補助及び交付金	21,845	16,650
扶助費	93,000	86,271
その他	595	562
合計	726,095	709,787
人件費（参考値）	111,460	111,460
総事業費（参考値）	837,555	821,247

（出典：令和6年度及び令和7年度「事務事業点検シート」）

【学校給食費】

＜小学校・特別支援学校＞

学校給食の運営にかかる経費は、学校給食法により、調理員の人件費、給食施設・設備の購入・修繕費を学校の設置者である明石市が負担し、その他の費用（食材料費や調理にかかる光熱水費等）を保護者が負担することと定められ

ている。

明石市では、保護者の負担軽減のため、給食費としては食材料費相当額のみを、保護者負担としている。

	小学校	特別支援学校
給食費（月額）	4,340 円	4,400 円

上記のとおり、月額の給食費について、小学校よりも特別支援学校の方が 60 円高い。その理由について確認したところ、以下のような回答を得た。

食材の調達は、学校給食会が一元的に行っている。小学校 28 校は統一献立を採用しており、同一の食材を大量に購入することにより、費用の低減を図っている。一方、養護学校は独自献立を採用しており、調達する食材が少量過ぎるため、基本的に食材単価が小学校と比べて高くなっている。そのため、月額の給食費を高めに設定している。

ちなみに、コロナ禍前までは、養護学校の栄養教諭が近隣のスーパーなどから食材を購入していたという経緯もあるが、現在は学校給食会を通じて見積りを行い、費用の低減に努めている。

<その他参考>

○養護学校では、個別の食事を用意する必要がある。具体的には、障害の状況によって、咀嚼や嚥下が困難な児童生徒がいるため、食事の形態の工夫（普通食、粥食、やわらか食、刻み食、ペースト食、ミキサー食（胃ろう注入用）、エネルギー制限食など）を行う必要がある。

○養護学校では、学校行事や通学状況などにより、給食の年間実施回数は小学校に比べて少なくなっている。

※小学校 185 回　養護学校 182 回

[意見-25] 特別支援学校給食費が小学校給食費よりも 60 円高い理由について

上記のとおり、給食費としては食材料費相当額のみを保護者負担としており、食材の調達ロットが少ないことや、コロナ禍前の調達状況、食事の形態の工夫及び給食の実施回数などが、単価が高い理由とこのことである。また、嚥下機能が低下した児童・生徒が誤嚥せず、安全に給食が摂取できるよう、きざみ

食やミキサー食、とろみ剤の使用により単価が高く計算されているとの説明を受けた。

しかしながら、これらはいくまで、原価が高くなる理由としては考えられるものの、給食費として60円高く設定し、徴収する理由としては十分ではない。

また、「[意見-23] 学校給食会の解散について」に記載されているとおり、令和8年（2026年）4月から実施を目指す小学校の給食無償化においては、自治体に対して予算補助する形式が浮上しており、国からの予算補助で足りない額を市が負担する可能性がある観点からも、原価計算は必要であるといえる。

よって、適切な説明責任を果たす観点から、給食費の設定金額及び小学校よりも特別支援学校の方が60円高い理由について原価計算に基づく明確な根拠を把握されたい。

小学校及び特別支援学校の給食調理業務について、民間委託を行っている学校は下記表に記載のとおり、23校（小学校22校、特別支援学校1校）ある。この民間委託業者の選定については、プロポーザル方式²が採用されている。委託業者の推移は以下のとおりである。

² 業務委託先を選定する際、価格だけでなく提案内容、技術力、実績などを総合的に評価する方式。指定業者から事業内容に関する企画提案書（プロポーザル）を提出してもらい、最も優れた提案をした企業を契約相手として選定する方式

No.	学校名	契約年度																											
		H14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31 R1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
1	明石養護	A社			A社			A社			A社																		
		●6社指名 ●応募5社			●随意契約			●12社指名 ●応募3社			●応募1社																		
2	江井島小	B社			B社			B社			B社																		
		●8社指名 ●応募5社			●11社指名 ●応募5社			●12社指名 ●応募2社			●応募1社																		
3	山手小	C社			C社			C社			C社																		
		●13社指名 ●応募13社			●12社指名 ●応募6社			●12社指名 ●応募1社			●応募2社																		
4	二見小	C社			C社			C社			D社																		
		●10社指名 ●応募10社			●10社指名 ●応募6社			●12社指名 ●応募1社			●応募2社																		
5	二見北小	B社			B社			B社			B社																		
		●10社指名 ●応募5社			●10社指名 ●2社応募			●12社指名 ●応募1社			●応募1社																		
6	錦浦小	C社			C社			C社																					
		●10社指名 ●応募7社			●10社指名 ●5社応募			●応募1社																					
7	魚住小	B社			B社			B社																					
		不明			●12社指名 ●応募2社			●応募1社																					
8	沢池小	A社			A社			A社																					
		不明			●12社指名 ●応募2社			●応募1社																					
9	花園小	D社			D社			D社																					
		●11社指名 ●応募10社			●12社指名 ●応募2社			●応募1社																					
10	藤江小	C社			C社			C社																					
		●11社指名 ●応募8社			●12社指名 ●応募2社			●応募1社																					
11	大久保小	E社			E社			E社																					
		●12社指名 ●応募8社			●12社指名 ●応募1社			●応募3社																					
12	清水小	C社			C社			C社																					
		●12社指名 ●応募9社			●12社指名 ●応募1社			●応募2社																					
13	人丸小	D社			D社			D社																					
		●10社指名 ●応募9社			●12社指名 ●応募1社			●応募2社																					
14	大久保南小	B社			B社			B社																					
		●10社指名 ●応募7社			●12社指名 ●応募1社			●応募1社																					
15	二見西小	B社			B社																								
		●10社指名 ●応募8社			●応募1社																								
16	朝霧小	D社			D社																								
		●12社指名 ●応募4社			●応募1社																								
17	錦が丘小	D社			D社																								
		●12社指名 ●応募5社			●応募1社																								
18	鳥羽小	B社			B社																								
		●12社指名 ●応募4社			●応募1社																								
19	林小	A社			F社																								
		●12社指名 ●応募4社			●応募3社																								
20	明石小	D社			D社																								
		●12社指名 ●応募2社			●応募1社																								
21	谷八木小	G社																											
		●応募3社																											
22	和坂小	D社																											
		●応募3社																											
23	王子小	D社																											
		●応募3社																											

(出典：明石市提供資料より監査人加工)

上記のとおり、直近年度の委託業者の選定に際して、プロポーザルに応募した法人が1社のみの学校が、23校中14校と多数を占めていた。特に、初年度以外の学校（20校）でみると、そのうち14校で応募が1社に留まり、結果としてその業者に外部委託が決定している。

プロポーザル方式の最大のメリットは、価格だけでなく、事業者の技術力や企画力、実績などを総合的に評価して、複数の応募者の中から最適な委託先を選定できることが最大のメリットである。また、過度な価格競争を避けられるため、事業者側は利益率を確保しやすく、発注者側も高い品質のサービスを期待できるという利点もある。一方で、複数者による応募がなされない場合には、前任担当業者が継続契約を締結することとなりやすく、既述のプロポーザル方式の最大のメリットが発揮されない可能性がある点には留意が必要である。

この点、複数者による応募を得、プロポーザル方式のメリットを享受するため、市としては、公募条件の緩和、市場調査の実施、利益確保への配慮、個別的な働きかけなど、様々な取り組みを積極的に実施しているとのことであった。

〔意見－26〕 給食調理業務民間委託校のプロポーザルについて

明石市の小学校及び特別支援学校の給食調理業務について、上記民間委託業者の推移状況を見ると、外部委託業者が学校ごとで固定化される傾向がみられ、プロポーザル方式のメリットを享受しづらい状況にあると考えられる。

この大きな要因の一つに、給食調理業務特有の人材確保の難しさがあると考えられる。人材確保が容易にできれば、外部委託業者も他の小学校のプロポーザルへの応募が考えられるものの、人材不足、特に調理業務といった専門的な経験を有する人材の確保は難しい状況にあるともいえる。

一方で、明石市の小学校及び特別支援学校の給食調理業務を実施している業者は一定数おり、選定対象となる学校で次年度以降業務を担うことができる業者は一定数いると考えられる。そのため、プロポーザル方式のメリットを享受するための更なる工夫や取り組みは可能ではあると考えられる。

よって、今後外部委託業者の選定にあたっては、より多くの業者に応募してもらえるような工夫や取り組みをより積極的に行われたい。

上記の小学校及び特別支援学校の給食調理業務について、仕様書を確認したところ、以下の記述があった。

6 業務従事者、業務責任者等

(1) 業務従事者

- ① 委託業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）は、最も繁忙な時間帯には、以下に掲げる人数以上とすること。業務従事者のうち、以下に掲げる人数以上は、業務時間のすべてに従事する者（以下「常勤者」という。）とし、そのうち1名は栄養士の資格を有する者（以下「栄養士」という。）とすること。なお、業務従事者のうち、業務遂行上の受託者としての責任を負うべき者（以下「業務責任者」という。）を含む2名以上は、大量調理施設（厚生労働省の「大量調理施設衛生管理マニュアル」が適用される調理施設をいう。）における学校等での調理業務の経験を3年以上有する者であることとする。また、栄養士を除く常勤者は、調理師有資格者であることとする。

学校名	繁忙な時間帯に従事する業務従事者数	業務従事者のうち常勤者数
〇〇小学校	8名以上	3名
〇〇小学校	9名以上	4名
〇〇小学校	8名以上	3名

- ② 業務従事者を配置するにあたっては、各小学校に在籍する児童の保護者を充てないこと。
- ③ 受託者は初年度の給食開始までの間においては、業務従事者に対し、特記仕様書に定める事前研修を実施しなければならない。
- ④ 上記③に規定する研修の実施に要する費用は受託者の負担とする。

(出典：〇〇小学校給食調理業務委託共通仕様書より抜粋)

上記仕様書を確認し、①表中の「業務従事者のうち常勤者数」について、実際の業務の中で満たせていることをどのように把握しているかを確認したところ、以下の業務完了報告書で報告を受けているとのことであった。

日付	曜日	献立名又は業務内容	調理数	従事者数	入退出時刻	特記事項	学校確認(チェック)		
							校長	教頭	栄養教職員
17	水	ごはん、牛乳 竹輪の磯香揚げ、立田うどん	584	10	8:00 ~ 17:00		<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
18	木	豚丼(ごはん・豚丼の具) 牛乳 トマト	582	10	8:00 ~ 17:00		<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
19	金	パン、牛乳、ミートソース、ポテト	582	10	8:00 ~ 17:00		<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
22	月	ごはん、牛乳、鶏の唐揚げ トマトソース、わかめ、わかめ、わかめ	583	10	8:00 ~ 17:00		<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
23	火	パン、牛乳、 春野菜のクリームスープ、じゃがいも	582	9	8:00 ~ 17:00		<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
24	水	ごはん、マーボー豆腐、牛乳 おでんの具の煮物	583	10	8:00 ~ 17:00		<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
25	木	ごはん、牛乳、閉寮夜 春野菜のクリームスープ	582	10	8:00 ~ 17:00		<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
26	金	パン、牛乳、ドリアカレー ソース、トマトソース	583	10	8:00 ~ 17:00		<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
30	火	ごはん、牛乳、豚肉野菜炒め たまごスープ	582	10	8:00 ~ 17:00		<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
					: ~ :		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
					: ~ :		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
					: ~ :		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

(出典：業務完了報告書より抜粋)

[意見-27] 給食調理業務における常勤者数の確認について

上記フォームでは「業務従事者のうち常勤者数」の記載がなく、実際に仕様書記載の常勤者数が業務していたかがわからない。

そのため、業務完了報告書のフォームを変更し、業務従事者のうち常勤者数を記載するよう改善されたい。

また、仕様書②の「業務従事者を配置するにあたっては、各小学校に在籍する児童の保護者を充てないこと」を満たしているかをどのように確認しているかをヒアリングしたところ、外部委託業者が各学校で最初に業務従事するタイミングで口頭により確認しているのみで、外部委託業者がその確認を行っていることを、明石市として確認は行っていないとのことであった。一方で、外部委託業者からは下記の業務従事者届出書を事前に入手しているとのことであった。

明石市教育委員会様

受託者

業務従事者届出書

このことについて、下記のとおり報告します。

記

学校名	学校
-----	----

1 業務従事者

氏名	性別	年齢	住所	電話	資格の種類	勤務区分	経験 [※]
					調理師・管理栄養士・栄養士・無	常勤・非常勤	
					調理師・管理栄養士・栄養士・無	常勤・非常勤	
					調理師・管理栄養士・栄養士・無	常勤・非常勤	
					調理師・管理栄養士・栄養士・無	常勤・非常勤	
					調理師・管理栄養士・栄養士・無	常勤・非常勤	
					調理師・管理栄養士・栄養士・無	常勤・非常勤	
					調理師・管理栄養士・栄養士・無	常勤・非常勤	
					調理師・管理栄養士・栄養士・無	常勤・非常勤	
					調理師・管理栄養士・栄養士・無	常勤・非常勤	
					調理師・管理栄養士・栄養士・無	常勤・非常勤	
					調理師・管理栄養士・栄養士・無	常勤・非常勤	
					調理師・管理栄養士・栄養士・無	常勤・非常勤	

※ シフト勤務者（業務従事者のうち、出勤日が週4日以下の者）の有無 有・無

2 代替者

氏名	性別	年齢	住所	電話	資格の種類	勤務区分	経験 [※]
					調理師・管理栄養士・栄養士・無	常勤・非常勤	
					調理師・管理栄養士・栄養士・無	常勤・非常勤	
					調理師・管理栄養士・栄養士・無	常勤・非常勤	
					調理師・管理栄養士・栄養士・無	常勤・非常勤	
					調理師・管理栄養士・栄養士・無	常勤・非常勤	

3 上記業務従事者のうち各責任者については、次のとおりです。

- (1) 業務責任者
- (2) 業務責任者代理者
- (3) 仕様書6(4)に規定した栄養士
- (4) 食品衛生責任者

4 添付書類：履歴書・健康診断書(写)・細菌検査報告書(写)・調理師免許(写)・栄養士免許(写)

※ 「経験」欄には、仕様書6-(1)-①後段の「学校等での調理業務の経験を3年以上有する者」に「○」印を入れる

(出典：明石市学校給食調理業務委託仕様書 様式集より抜粋)

[意見-28] 業務従事者の確認について

業務従事者届出書の事前入手だと、各学校に在籍する児童の保護者が業務従事者に含まれていないことを確認できていないこととなり、問題がある。

よって、業務従事者届出書のフォームを変更し、全ての業務従事者が、在籍する児童の保護者ではないこと確認できるよう、改善されたい。

小学校及び特別支援学校の給食調理業務について、上記仕様書や契約書に従った業務実施がなされていることを市として確認するために、毎年小学校給食調理業務民間委託の検証を実施し、全民間委託業者へ評価結果を通知しているとのことであった。そこで、この評価結果を確認したところ、以下のような改善を必要とする評価が見られた。

受託会社	〇〇株式会社
施設名	〇〇学校
<p>【学校 総合評価】</p> <p>エリアマネージャーが給食室に来訪することはあるが、学校長や栄養教諭に挨拶もなく、話をしたことがない。業務委託仕様書にも規定されている事項であり、何か問題が生じてからでは遅いため、必ず話を聞きに来て欲しい。</p> <p>【市（所管課） 総合評価】</p> <p>フライヤーの洗浄について、昨年から何度も指摘しているにもかかわらず、作業終了後すぐに油抜き作業を行っていると同った。マニュアルでは作業終了後の午後に行うとの記載があり、高温の油を扱うのは非常に危険で、重大な事故に繋がりがねないので、早急に改善すべきである。</p>	

受託会社	〇〇株式会社
施設名	〇〇学校
<p>【学校 総合評価】</p> <p>業務責任者1名に大きな負担がかかっていることについては、以前から引き続いており、改善が図られていない。不測の事態に備えて、組織としてカバーすることができるかどうか、リスク管理上、甚だ疑問が残る。</p> <p>【市（所管課） 総合評価】</p>	

会社からの支援がほとんど行われていないように感じる。代替要員を派遣する際に事務職や営業職の人ではなく、調理現場の経験がある方を必ず派遣していただきたい。家事以外での調理経験がない事務職の方が代替要員として派遣されても、現場としての負担が増えるだけである。

(出典：業務評価結果通知より監査人抜粋)

これら改善を必要とする評価について、その後の改善をどのように確認しているかをヒアリングしたところ、この評価内容の改善は文書では確認しておらず、翌年度も同様に委託の検証を実施し、その評価結果の通知をもって確認しているとのことであった。また、その改善がなされていなかったとしても同様の内容が業務評価結果通知に記載されるのみで、それに関する罰則もないとのことであった。

[意見-29] 評価結果通知の評価結果に対する改善状況の確認について

業務評価結果通知の趣旨は、委託業者への指摘内容の改善を促し、合規性及び3Eの観点からより良いサービスを市民へ提供することに他ならない。現在の体制では委託業者に積極的な改善を促すことはできず、制度として十分ではなく、早急な改善が必要である。

よって、小学校及び特別支援学校の給食調理業務に関する学校給食調理業務民間委託の評価結果について、早期に各委託会社の改善を確実なものとするための体制構築が望まれる。

明石市では、小学校給食においては各校での調理（自校調理方式）で、中学校給食に関しては2か所の給食センターによる調理（共同調理方式）を採用している。

全国の公立小学校及び中学校における調理方式の統計については、文部科学省から、令和5年度学校給食実施状況等調査の表番号7「都道府県調理方式別学校給食実施状況（公立小・中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程）数）」において示されており、その表を一部監査人が加工したものが下記のとおりである。

都道府県調理方式別学校給食実施状況（公立小・中学校数）

令和5年5月1日現在

都道府県名	小学校						中学校							
	学校数	単独調理場方式	百分比	共同調理場方式	百分比	その他調理方式	百分比	学校数	単独調理場方式	百分比	共同調理場方式	百分比	その他調理方式	百分比
1 北海道	924	310	33.5	609	65.9	5	0.5	531	133	25.0	396	74.6	2	0.4
2 青森県	243	28	11.5	215	88.5	-	-	138	13	9.4	125	90.6	-	-
3 岩手県	268	37	13.8	231	86.2	-	-	132	2	1.5	130	98.5	-	-
4 宮城県	347	91	26.2	256	73.8	-	-	188	30	16.0	157	83.5	1	0.5
5 秋田県	172	42	24.4	130	75.6	-	-	101	23	22.8	78	77.2	-	-
6 山形県	219	89	40.6	130	59.4	-	-	91	24	26.4	55	60.4	12	13.2
7 福島県	380	153	40.3	227	59.7	-	-	202	39	19.3	162	80.2	1	0.5
8 茨城県	441	92	20.9	345	78.2	4	0.9	211	28	13.3	171	81.0	12	5.7
9 栃木県	333	138	41.4	184	55.3	11	3.3	143	49	34.3	88	61.5	6	4.2
10 群馬県	298	77	25.8	217	72.8	4	1.3	149	38	25.5	108	72.5	3	2.0
11 埼玉県	794	376	47.4	402	50.6	16	2.0	409	144	35.2	254	62.1	11	2.7
12 千葉県	744	392	52.7	350	47.0	2	0.3	360	133	36.9	224	62.2	3	0.8
13 東京都	1,259	1,044	82.9	210	16.7	5	0.4	603	367	60.9	156	25.9	80	13.3
14 神奈川県	845	739	87.5	106	12.5	-	-	367	11	3.0	136	37.1	220	59.9
15 新潟県	431	214	49.7	217	50.3	-	-	221	76	34.4	118	53.4	27	12.2
16 富山県	174	118	67.8	56	32.2	-	-	73	28	38.4	45	61.6	-	-
17 石川県	198	81	40.9	117	59.1	-	-	81	25	30.9	52	64.2	4	4.9
18 福井県	183	104	56.8	78	42.6	1	0.5	73	23	31.5	37	50.7	13	17.8
19 山梨県	165	36	21.8	129	78.2	-	-	78	8	10.3	59	75.6	11	14.1
20 長野県	346	118	34.1	228	65.9	-	-	176	53	30.1	123	69.9	-	-
21 岐阜県	348	73	21.0	275	79.0	-	-	170	34	20.0	136	80.0	-	-
22 静岡県	482	199	41.3	283	58.7	-	-	253	79	31.2	174	68.8	-	-
23 愛知県	958	370	38.6	588	61.4	-	-	408	44	10.8	256	62.7	108	26.5
24 三重県	340	231	67.9	109	32.1	-	-	143	18	12.6	113	79.0	12	8.4
25 滋賀県	217	36	16.6	181	83.4	-	-	92	7	7.6	85	92.4	-	-
26 京都府	347	259	74.6	84	24.2	4	1.2	131	19	14.5	40	30.5	72	55.0
27 大阪府	957	729	76.2	220	23.0	8	0.8	446	191	42.8	73	16.4	182	40.8
28 兵庫県	722	403	55.8	319	44.2	-	-	328	41	12.5	204	62.2	83	25.3
29 奈良県	180	104	57.8	76	42.2	-	-	92	42	45.7	50	54.3	-	-
30 和歌山県	228	106	46.5	113	49.6	9	3.9	109	34	31.2	53	48.6	22	20.2
近畿2府4県	2,651	1,637	61.8%	993	37.5%	21	0.8%	1,198	334	27.9%	505	42.2%	359	30.0%
31 鳥取県	113	3	2.7	110	97.3	-	-	50	1	2.0	49	98.0	-	-
32 島根県	194	2	1.0	192	99.0	-	-	90	1	1.1	89	98.9	-	-
33 岡山県	365	135	37.0	230	63.0	-	-	145	39	26.9	106	73.1	-	-
34 広島県	441	215	48.8	204	46.3	22	5.0	225	22	9.8	121	53.8	82	36.4
35 山口県	271	86	31.7	185	68.3	-	-	139	26	18.7	112	80.6	1	0.7
36 徳島県	162	46	28.4	116	71.6	-	-	79	20	25.3	57	72.2	2	2.5
37 香川県	150	32	21.3	118	78.7	-	-	63	8	12.7	55	87.3	-	-
38 愛媛県	268	60	22.4	208	77.6	-	-	123	10	8.1	113	91.9	-	-
39 高知県	181	68	37.6	113	62.4	-	-	88	12	13.6	76	86.4	-	-
40 福岡県	697	579	83.1	118	16.9	-	-	305	144	47.2	143	46.9	18	5.9
41 佐賀県	159	61	38.4	96	60.4	2	1.3	66	17	25.8	43	65.2	6	9.1
42 長崎県	307	80	26.1	226	73.6	1	0.3	161	27	16.8	125	77.6	9	5.6
43 熊本県	326	134	41.1	192	58.9	-	-	158	26	16.5	132	83.5	-	-
44 大分県	245	65	26.5	180	73.5	-	-	113	1	0.9	112	99.1	-	-
45 宮崎県	224	61	27.2	163	72.8	-	-	118	20	16.9	98	83.1	-	-
46 鹿児島県	479	78	16.3	401	83.7	-	-	201	36	17.9	165	82.1	-	-
47 沖縄県	256	28	10.9	228	89.1	-	-	139	17	12.2	121	87.1	1	0.7
全国計	18,381	8,522	46.4	9,765	53.1	94	0.5	8,762	2,183	24.9	5,575	63.6	1,004	11.5

（出典：令和5年度学校給食実施状況等調査の表番号7「都道府県調理方式別学校給食実施状況（公立小・中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程）数）」を一部監査人が加工）

小学校給食調理業務の全国的な潮流として、都市部においては自校調理割合が未だ高いが、地方は比較的共同調理化が進んでいる状況である。

近畿2府4県でみると未だ自校調理の方が多い。これは、近畿圏、特に都市部では、古くから学校給食が実施されており、戦後の復興期などに学校ごとに給食室（自校調理施設）が整備されてきた歴史的経緯が考えられる。

また、一度整備された自校調理施設は、その後も地域住民や学校関係者の「温かい給食」を求める強い声に支えられ、改修や部分的な維持が優先されてきた可能性がある。さらに、大阪府や兵庫県などの都市部では、学校が密集しているため、共同調理場を整備する場合の用地確保が困難であり、配送ルートが複雑になり、共同調理のメリットが出にくいことなども考えられる。また、歴史・文化的な背景が強い地域では、「食育」の観点から、給食室が身近にある自校調理の教育的効果を重視し、維持されてきた側面も考えられる。

このような理由により、自校調理が維持されている一方で、自校調理には以下のように、将来的に持続可能性を脅かす3つの深刻な課題が存在しているといえる。

(ア) 財政面や効率性に関する課題

多くの自校調理施設は建設から相当な年数が経過しており、老朽化が進行している。HACCP（ハサップ）³などの厳格な衛生基準を満たすための設備投資や、施設の大規模改修・建て替え費用が、学校ごとに個別にかかるため、財政負担が非常に大きい。

また、学校ごとに調理を行うため、共同調理場のような規模の経済性によるコスト削減効果が得られにくい。また、余剰スペースの問題（少子化の影響）少子化による学校の統廃合や児童数の減少が進むと、給食室の調理能力が過剰となり、学校の敷地内に持つ調理施設が非効率な遊休スペースとなってしまう可能性も考えられる。

(イ) 人材確保と労働環境の課題

学校給食の現場は全国的に、特に正規職員の調理員確保が困難な状況にある。自校調理方式では、各学校に調理員を配置する必要があるため、人手不足の影響を直接的かつ強く受ける。また、自校調理方式では、調理員が少数で対応することが多く、労働負担が大きくなりがちであり、共同調理場のような最新の設備が導入されにくく、調理員の作業環境の改善が遅れる傾向がある。

³ Hazard Analysis and Critical Control Point の略語。食品の製造・調理工程において、安全な製品を作るための衛生管理の手法をいう。従来の最終製品の抜き取り検査に頼るのではなく、製造工程全体を通じて、危害の原因となる要因を特定し、それを除去・防止するための重要な管理ポイントを継続的に監視・記録する予防的なシステムである。

さらに、調理員が各学校に分散配置されるため、調理技術やノウハウの共有や指導が難しく、調理員の育成や技術の標準化が進みにくいという側面もある。

(ウ) 衛生管理の課題

各学校の設備や調理員の習熟度にばらつきがあるため、調理から配膳までのプロセスにおける衛生管理を全校で均一に、高いレベルで維持・標準化することが難しいという課題がある。また、前述の通り、個々の学校給食室への最新鋭の衛生設備の導入は、コスト面から見込みにくい。

[意見-30] 小学校給食調理業務に関する今後の方針の適切な検討について

上記記載のとおり、自校調理の維持に関しては、食育の視点から大きな教育的意義がある一方で、持続可能性を脅かす3つの深刻な課題があり、その維持のためには一定のリスクを負うとともに、財源の確保も必要となるため、将来的にどちらの調理方式を採用するのかについては、慎重に判断する必要がある。

この調理方式に関する判断は、食育の視点での教育的意義を重視するのか、効率的な給食サービスの提供を重視するのかという点である。つまり、自校調理を維持した場合の将来的なコストと、共同調理へ変更した場合の将来的なコストとの差額を、食育へのコストとした上で、このコストをどの程度許容するかという判断に基づき行われるべきである。

上記を前提に、まずは、児童数の将来推移予測、現時点の小学校調理施設の老朽化の状況を踏まえ、維持修繕コスト、衛生・安全対策に対するコストや、調理業務の外部委託のコスト、自校調理の持続可能性を脅かす課題顕在化の状況等に基づき、自校調理の将来コストを推計する必要がある。一方で、既存の2つの給食センターの有効活用を念頭に、共同調理によるセンター化に関するコストの把握も必要である。そして、この2つのコストを比較し、食育の視点での教育的意義を重視するのか、効率的な給食サービスの提供を重視するのかという判断を行うべきである。

上記を踏まえ、小学校給食調理業務に関する今後の方針を適切に検討されたい。

5 学校教育課に対する監査結果

5-1 学校教育課全般事項

(1) 学校における働き方改革

明石市では、教育振興基本計画「第3期 あかし教育プラン」の中で、教員の多忙化解消に向けた「教育環境の整備」を重点項目に設定しており、「学校園以外の組織との連携も含めて、学校園の組織力を高めるとともに、教職員の多忙化解消に取り組み、子どもに向き合う時間を充実させます。」と明記されている。

働き方改革への対応として「統合型校務支援システムの導入」、「ペーパーレス化」、「定時退勤日の導入」などを実施してきた。また、特に負担の大きい部活動については、スポーツ庁と文化庁が推進する「部活動の地域展開」の一環として、休日部活動の地域展開モデル事業などの取り組みを進めている。

しかし、これらの取り組みを実施してもなお、教育現場等でのヒアリングからは依然として厳しい状況が続いていることが確認されている。

① 在校等時間

学校における働き方改革の最も大きな課題として、教職員の過酷な長時労働⁴があげられる。

こうした状況の大きな要因の一つとして挙げられるのが、1971年に制定された「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（以下、「給特法」という）である。

この給特法によると、教職員には、原則として時間外勤務手当や休日勤務手当を支給しないと規定されている⁵。また、時間外勤務を命じられる業務は、以下のいわゆる「超勤4項目」に限定された。

- 生徒の実習に関する業務
- 学校行事に関する業務
- 教職員会議に関する業務
- 非常災害その他緊急やむを得ない場合の業務

したがって、負担の大きい部活動の指導などは上記の4項目に該当せず、職務命令によるものではなく、教員の「自発的・自主的」な業務として整理され

⁴ OECDの国際教員指導環境調査（TALIS）によると、日本の教員の仕事時間は世界で最も長いという結果が出ている。

⁵ 代わりに、給料月額額の4%に相当する額を教職調整額として一律に支給するとしている。

てきた。しかし、「自主的・自発的」とはいうものの、実際には断ることが難しい状況にあり、無給の超過勤務として教員に強いる構造を生み出し、「定額働かせ放題」という批判の根拠となってきた。

こうした状況を踏まえて、文部科学省は「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインの運用に係るQ&A」が公表され、この「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」では、原則として1ヶ月の時間外在校等時間については「45時間以内」、1年間の時間外在校等時間については「360時間以内」が上限であると、明示された。

下記はガイドラインのQ&Aにおいて説明されているガイドラインの趣旨に係る文章の抜粋である。

公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインの運用に係るQ & A

問1 本ガイドラインは、どのような趣旨で策定されたものか。

- 平成30年7月に公布された働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律により、民間企業等については、いわゆる36協定による時間外労働の上限規制が新たに規定されました。
- このような労働法制の転換を踏まえ、国家公務員については、人事院規則において超過勤務命令の上限時間が新たに規定され、地方公務員については、国の人事院規則を踏まえ、各地方公共団体において、超過勤務命令の上限時間を条例や規則等で定めることとなりました。
- 公立学校の教師も地方公務員ですので、こうした条例や規則等の対象となるものと考えられます。ただし、公立学校の教師には公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下、「給特法」という。）が適用され、所定の勤務時間外に超過勤務命令に基づいて業務を行うのはいわゆる「超勤4項目」に関する業務の場合のみとされていますので、それ以外の業務は、この条例や規則等の対象とはなりません。
- 給特法の仕組みにより、所定の勤務時間外に行われる「超勤4項目」以外の業務は教師が自らの判断で自発的に勤務しているものと整理され、この時間については勤務時間管理の対象にはならないという誤解が生じているのも事実です。また、勤務時間を管理するという意識が希薄化し、長時間勤務につながったり、適切な公務災害認定が妨げられる事態が生じたりしているとの指摘もあります。
- しかしながら、「超勤4項目」以外であっても、校務として行うものについては、超過勤務命令に基づくものではないものの、学校教育に必要な業務として勤務していることに変わりありません。そして、教員勤務実態調査の結果によると、教師の長時間勤務の実態が改めて判明した中で、所定の勤務時間外に行っている業務としては「超勤4項目」に関する業務以外のものがほとんどであることが明らかとなっています。
- 本ガイドラインはこうした状況も踏まえ、「超勤4項目」以外の業務も含めて、しっかりと勤務時間管理を行うことが、学校における働き方改革を進めるために不可欠なことから、上記の条例や規則等では対象とはならない、「超勤4項目」以外の業務のための時間についても「在校等時間」として勤務時間管理の対象にすることを明確にした上で、その上限の目安時間を示すこととしたものです。

（文科省「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインの運用に係るQ & A」より抜粋）

これまで時間外勤務手当等の支給がなかったため、管理すべき勤務時間について明確な定義が存在しなかったが、このガイドラインで教員の実際の勤務時間を客観的に把握し上限時間を守るための管理指標として「在校等時間」という概念が整理された。

勤務時間や在校等時間の定義は以下の Q&A に記載のとおりである。

【「在校等時間」の定義等について】

問2 「勤務時間」の概念について、本ガイドライン上の「勤務時間」すなわち「在校等時間」は、労働基準法上の「労働時間」とは異なるのか。

- 「勤務時間」という言葉の意味は、使用する文脈によって、「働いた時間」を一般的に指している場合や、「始業時間から終業時間までの所定の時間」を指している場合、特定の法令上の「勤務時間」を指している場合など様々な場合が考えられますので、その定義をしっかりと確認する必要があります。
- 地方公務員法上の「勤務時間」は、基本的には労働基準法上の「労働時間」と同義であると考えられますが、厚生労働省が作成した「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」によれば、労働基準法における「労働時間」とは、使用者の指揮命令下に置かれている時間とされています。
このことから、教師に関しては、校務であったとしても、使用者からの指示に基づかず、所定の勤務時間外にいわゆる「超勤4項目」に該当するもの以外の業務を教師の自発的な判断により行った時間は、労働基準法上の「労働時間」には含まれないものと考えられます。
- 一方、本ガイドラインにおける「勤務時間」の考え方は、「超勤4項目」以外の業務が長時間化している実態も踏まえ、「超勤4項目」に該当するものとして超過勤務を命じられた業務以外も含めて、教師が校内に在校している時間及び校外での勤務の時間を外形的に把握した上で合算し、そこから休憩時間及び業務外の時間を除いたものを「在校等時間」とした上で、上限の目安を導入しようとするものであり、労働基準法上の「労働時間」とは異なるものです。

（文科省「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインの運用に係るQ&A」より抜粋）

この中で、ガイドラインで定める勤務時間の上限は、「超勤4項目」業務以外も含めた「在校等時間」であることが明確に提示された。

一方で、ガイドラインに対して、アクションプラン「テーマ3-方策7 子どもに向き合う時間を充実、深化させる」の中で、「在校等時間」ではなく「超過勤務時間」を計画最終年度の令和12年度までに、小学校で28時間、中学校で38時間となることを目標値として設定している。

今年度アクションプランの成果指標（現状値及び目標値）						
項目		現状値及び目標値				
		計面前 2021年度末	2023年度末	2024年度末	2025年度末	計画最終年 2030年度末
		現状値	現状値	現状値(※)	目標値	目標値
学校として、業務改善に取り組んでいると答える教員の割合【参考指標】	小	70%	— (未実施)	— (未実施)		80%以上
	中	70%	— (未実施)	— (未実施)		80%以上
ICTを活用した校務の効率化（事務の軽減）に取り組んでいると答える教員の割合	小	— (未実施)	92.8%	100%	100%	100%
	中	— (未実施)	100%	92.3%	95.0%	100%
教職員の超過勤務時間（月平均）	小	28.8時間	31.3時間	30.5時間	33.0時間	28.0時間
	中	46.6時間	42.9時間	40.5時間	40.0時間	38.0時間
教職員定時通勤日の完全実施をしている学校の割合	小	70%	85.7%	90%	90%	100%
	中	40%	76.9%	46.2%	80%	100%

（参考：令和7年度アクションプランより抜粋）

〔指摘－12〕 在校等時間の正確な把握と目標の設定について

ガイドラインでは上限として設定、管理すべき対象は明確に「在校等時間」としている。対して市が設定している目標値は「超過勤務時間」である。「第5 学校往査の結果」で後述するとおり、現状学校では土日等の週休日の部活動にかかる出退勤の把握がされていない等、ガイドラインに即した「在校等時間」の把握・管理は行われていない。

市はアクションプランの目標値はガイドラインに沿った「在校等時間」とすべきである。そのためにも適切に「在校等時間」を把握する必要がある。

② 学校における働き方改革の主な取組

下記は兵庫県教育長及び県内市町教育長が発出した教職員の働き方改革に対する「共同メッセージ」の中の「学校における働き方改革の主な取組」の項目である。

学校における働き方改革の主な取組*

* 取組の導入時期や進め方は各市町・学校によって異なることがあります。

教職員の意識改革	<ul style="list-style-type: none"> ・ワーク・ライフ・バランスの推進 ・学校全体で、「定時退勤日」「ノー会議デー」「ノー部活デー」の実施 ・「業務改善プロジェクトチーム」の検討
業務の整理とマネジメント	<ul style="list-style-type: none"> ・「学校・教師が担う業務に係る3分類[※]」に基づく、14取組の徹底 <div style="border: 1px solid gray; background-color: #f0f0f0; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="font-size: x-small; margin: 0;">※ 3分類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的には学校以外が担うべき業務 ・ 学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務 ・ 教師の業務だが負担軽減が可能な業務 </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 部活動の「ガイドライン」に基づく、部活動の休業日・活動時間の遵守 (週当たり2日以上以上の休業日。平日2時間、休業日3時間程度の活動時間)
ICT活用による業務の効率化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員会議等、各種会議資料のペーパーレス化 ・ ICT活用のための校内研修の開催 ・ 欠席連絡アプリやアンケート、配布物のデジタル化、デジタル採点システム等のICTの積極的な活用
「チーム学校」としての業務改善	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「業務改善プロジェクトチーム」の検討 ・ 県立学校業務支援員、スクール・サポート・スタッフ、不登校児童生徒支援員、地域ボランティア等の外部人材の積極的な活用
制度・仕組みの見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 標準授業時数を大幅に上回る教育課程の編成の見直し ・ チーム担任制や交換授業の実施等の指導体制の工夫 ・ 学校行事・校時表・校内会議等の前例踏襲や慣習の見直し ・ 教育委員会による各種調査・照会業務・行事・会議等の精選・見直し ・ 中学校における休日の部活動の地域展開（地域移行・地域連携）の推進
執務環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5S活動「整理・整頓・清掃・清潔・躰（習慣づけ）」 ・ ハラスメントのない職場環境づくり

保護者や地域の皆様には、多くの学校で、登下校の見守りや清掃活動など様々な活動にご理解・ご協力をいただいております。子どもたちの未来のため、今後も引き続き、学校の活動へ力をお貸しいただきますようよろしくお願いします。

[意見-31] 働き方改革の確実な推進について

明石市においても働き方改革への対応として ICT の活用等行われてきた。その一方で、「学校における働き方改革の主な取組」の項目に対して未だ達成できていない施策も存在する。

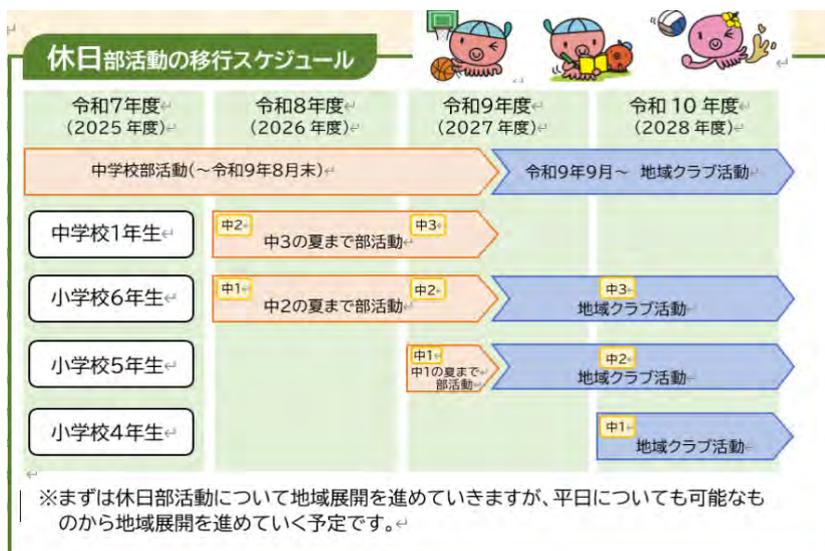
第3期あかし教育プランに対するアクションプラン「テーマ3-方策7 子どもに向き合う時間を充実、深化させる」の中で、一部の取り組みに対しては働き方改革に対する成果指標（現状値及び目標値）が定められているが、現状でどのような取り組みを行い、どのような状況にあり、今後何を目標とするのか、網羅的・具体的に把握できていない。

市はより網羅的、具体的に目標値を定め、PDCAを進めることにより、学校における働き方改革を確実に進めるようにされたい。

(2) 部活動の地域展開

スポーツ庁及び文化庁は「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（令和4年12月）において、令和5年度以降、休日の部活動を段階的に学校教育から切り離し、地域のスポーツ活動に移行するという方策を示している。

明石市では令和9年8月末で休日の学校における部活動は終了し、令和9年9月からは休日部活動の地域展開（地域クラブ活動）へと移行する方針としている。また可能な限り休日だけではなく平日の部活動も地域展開することを目標としている。



(3) 委託契約

学校教育課では完全な第三者への委託のほかに、校長や教員を相手方とする内部委託⁶（以下、「内部委託」という）、形式的には学校運営協議会やPTA等の学校関連団体の代表者を相手方とする委託（以下、「関連団体委託」という）が存在している。関連団体委託についても形式的には学校関連団体の代表者を契約相手としているものの、実質的には学校が管理しているケースがほとんどである。いずれも随意契約である。

それぞれの令和6年度の委託契約は下記のとおりである。

委託事業名称	契約先	支出額
明石市「トライやる・ウィーク」推進事業委託	各中学校区「トライやる・ウィーク」推進委員会 会長	14,506,000
明石市立小・中・養護学校書初展等委託事業	明石市立小学校書写研究会 会長	70,000
明石市立小・中学校読書感想作品コンクール委託	明石市立小・中学校学校図書館教育研究会 会長	412,000
明石市立中・特別支援学校進路指導事業委託	明石市立中・特別支援学校進路指導研究会 会長	635,000
明石市立幼・小・中学校教科（体育科）研究事業委託	明石市立幼・小・中学校教科（体育科）研究協議会 会長	300,000
明石市薬物乱用防止教育・エイズ教育（性教育）等研究事業委託	明石市薬物乱用防止教育エイズ教育（性教育）等推進協議会 会長	40,000
明石市立小・養護学校教科・総合・特別支援教育研究事業委託	明石市立小・養護学校教科・総合・特別支援教育研究協議会 会長	160,000
明石市立小学校人権・道徳教育研究事業委託	明石市立小学校人権・道徳教育研究協議会 会長	160,000
明石市小学校体験活動事業委託	明石市小学校体験活動事業推進委員会 会長	28,018,000
明石市中学校美術部合同展委託事業	明石市中学校美術科研究会 部長	90,000
明石市中学校連合音楽会委託	明石市中学校音楽教育研究会 会長	400,000

⁶ 実質的には教員の集まりである任意団体への委託であるが、市では法人格のない任意団体とは契約を結ぶことができないため、その代表者である校長との契約という形式を取っている。

委託事業名称	契約先	支出額
明石市立中学校教科・総合研究事業委託	明石市立中学校教科・総合研究協議会 会長	160,000
明石市立中学校道徳教育研究事業委託	明石市立中学校道徳教育研究協議会 会長	160,000
2024年度明石市肢体不自由児療育キャンプ事業委託	明石市肢体不自由教育研究会 会長	150,000
「心のバリアフリー」推進事業委託	心のバリアフリー推進事業実行委員会 会長	390,000
あかしっ子元気・体力アップ推進事業委託	あかしっ子元気・体力アップ推進事業実行委員会 会長	731,000
明石市「トライやる・ウィーク」推進事業委託	明石市「トライやる・ウィーク」推進協議会 会長	200,000
明石市学校保健推進事業委託	明石市学校保健会 会長	260,000
明石市中学校区少年クラブ育成事業委託	各中学校区「少年クラブ振興会」会長	8,260,000

内部委託に関しては業務効率の点から、直営で実施せず内部委託契約としていたとのことであるが、後述のような多数の問題点がある。

また、関連団体への委託に関しても、形式的には学校の関連団体の代表者との契約となっているが、実質的には学校が管理しており、内部委託と同様の論点が存在している。

① 委託料について

上記の委託契約における委託料は原則、事業開始時に一括で前払されている。以下のような問題点がある。

[指摘-13] 委託料に関する予算消化について

各委託契約において、委託業務終了後に委託料に余剰金がある場合は清算し、市に返還することが求められている。しかし、上表の全ての委託契約において、清算及び返還された委託料はなく、前払いされた委託料は全額が完全に使用されており、予算を1円単位まで完全に消化しようとする意図が見られる。

学校視察時に状況を確認したところ、無理に委託事業とは直接関係のない物品を購入するなどして予算を消化していることが確認された。

市は委託料が事業に照らして適切に使用されていることを確認すべきである。また、無関係の支出が確認された場合は適切に返還を求める必要がある。

[指摘-14] 委託業務に係る領収書及び決算報告書について

各委託事業の受託者は契約によって、業務終了後に決算報告書（もしくは収支決算書）や事業報告書の提出が求められている。また、委託料の使用について領収書を保管するように、市より指導されている。

決算報告書を作成する際、学校では、各補助主体に報告をする必要があることから、取引先に対して、補助者毎に領収書を分割して発行することや、「[指摘-21] 利息の取り扱いについて」で記載しているとおり、利息は決算報告に含めないようにとの教育委員会からの指示を受け、実際の取引額とは異なる金額の領収書を発行することを依頼する場合もあるとのことであった。しかしこうした行為は、会計処理上、適切ではなく、第三者から疑念を抱かれるような事務処理を改める必要がある。

[指摘-15] 委託先での支出のルールについて

委託契約書や仕様書において、委託先で委託料を支出する際のルールが定められていない。そのため、学校が市の公費として直接物品を購入する場合は、見積書の徴収や、購入の適切性を確認した証憑を残すことなどが求められるのに対して、委託料から購入する場合は、見積りを取る必要もなく、購入の適切性を確認する証憑を残すこともなく、委託先が自由に使用できる状況⁷となっている。

委託契約書または仕様書において、委託先での支出のルールについて明確に定め、さらに後日その支出の適切性について市が確認できるような仕組みが必要である。

⁷ 例えばスポーツ器具やモニターなどを購入する際、公費から購入する場合は「学校財務事務の手引き」より複数の見積書の徴収が求められているが、委託料で購入した場合は求められない。実際、提出されている領収書と購入内容を確認すると、明らかに定価とされる価額の2倍以上の金額の領収書が発行されており、購入の適切性に疑義があるものが見受けられた。

購入金額による事務処理の違い（物品の購入の場合）

購入金額（税込）	学校購入の可否	見積書の要否
5万円未満	可	不要※
5万円以上10万円以下	可	2者以上必要
10万円を超える	不可（財務室契約担当による契約により購入）	

※購入金額は請求書1件あたりの金額です。（1品の金額が5万円以下でも、購入の合計金額が5万円以上の場合は、2者以上の見積書提出が必要です。）

※5万円未満の場合も、可能な限り2者以上の見積を取るよう努めてください。

※物品購入以外では、学校への配当予算の範囲内においては、10万円を超えても財務室契約担当における契約とはなりません。執行額が5万円以上である場合は、見積合せが必要となります。（30万円以上の執行は請書等の文書作成も必要となるため、必ず教育企画室学校管理担当へご相談ください。）

※計画的・効率的な発注に努めてください

市が物品を購入する財源は公金（税金）であるため、地方公共団体の物品購入については、地方公共団体に最も有利な価格（良いものを少しでも安く）で実施されることが必要とされます。そこで、①公平性（同じ業者ばかりで購入しない）、②競争性（明石市契約規則第21条「市長は随意契約によろうとするときは、原則として2人以上の者から見積書を徴さなければならない」）、③経済性（計画的にまとめて発注）を念頭に予算の執行を進めてください。

※請求書は押印省略可になりましたが、見積書に関しては従来通り 押印など記載条件の変更はございません。

確認の上、添付・送付をよろしくお願いいたします。

（参考：学校財務事務の手引きより抜粋）

[指摘-16] 適切性を確認するための証憑について

各委託契約では「帳簿を備え、委託事業の経理を明らかにすること」が求められている。一方で、帳簿の適切性を裏付ける要件として、領収書さえあれば、根拠証憑は十分だという認識がある。しかし領収書だけでは合計額しか判明しないため、「何を、いくらで、いくつ購入したのか」、その適切性が判断できないケースが見受けられた。

市が委託事業の経理の適切性を確認するためには、領収書のみでは判断できない場合には、市は支出の適切性が確認できるような証憑を残すよう指導する必要がある。

[意見－32] 委託契約の管理について

文部科学省は、教師が「教師でなければできない業務」に専念できるよう、学校や教師が担う必要のない業務を明確化した「学校・教師が担う業務に係る3分類」という指針を策定しており、金銭管理や事務処理などは教師が行う必要のないものと判断できる。

一方で、現在、内部委託や関連団体への委託については、ほとんどの委託事業で予算、出納、決算報告等の一連の事務処理が、教頭や教員、部活動の顧問などが行っており、働き方改革推進の妨げになっているものと考えられる。

市は委託業務における管理体制も検討し、可能な限り、学校、教員等の負担にならないよう管理体制を検討されたい。

[指摘－17] 前渡資金から生じた預金利息の取り扱いについて

内部委託や関連団体への委託では、委託業務開始時に前渡資金として一括で資金を支払われている。そのため、委託先で委託費が口座に入金されてから実際に支出されるまでの間、預金利息収入が発生する。この預金利息について、委託契約上の取り扱いが明確ではなく、慣習により決算報告書に記載されておらず、決算報告書上は発生していないことになっている。また、受け取った利息は、帳簿外で現金で保管されているケース、預金利息分の資金について所在がわからなくなっているケースなどが見受けられた。

委託費の取り扱いから生じた預金利息は市に帰属するものと考えられる。委託費から生じた預金利息は返還するように委託契約で定め、事業終了後に返還させる必要がある。

② 物品の管理

現在の委託契約では委託料から購入した物品等についての取り扱いの規定がないため、各学校、各委託事業で対応が異なっている。

[指摘－18] 委託契約で購入した物品の帰属について

現在の委託契約では委託料から購入した物品等についての取り扱いの規定がないため、物品の帰属が市にあるのか任意団体にあるのか、またその管理をどこでどのように行っていくのか、不明確な状況にある。

委託料から物品を購入した場合には、帰属先は市となる事を明確にすべきであり、また、委託事業終了時には市へ現物寄附を求め、他の市の財産と同様に物品管理すべきである。

市は委託契約を見直すとともに、委託料で購入した物品に関しても適切に管理する必要がある。

なお、市はこうした委託契約について、令和8年度より下記●となっている事業については、委託という形式を廃止し、市の直営での運営へ移行することである。

委託事業名称	廃止決定
明石市「トライやる・ウィーク」推進事業委託	
明石市立小・中・養護学校書初展等委託事業	●
明石市立小・中学校読書感想作品コンクール委託	●
明石市立中・特別支援学校進路指導事業委託	
明石市立幼・小・中学校教科(体育科)研究事業委託	●
明石市薬物乱用防止教育・エイズ教育(性教育)等研究事業委託	
明石市立小・養護学校教科・総合・特別支援教育研究事業委託	●
明石市立小学校人権・道徳教育研究事業委託	●
明石市小学校体験活動事業委託	
明石市中学校美術部合同展委託事業	●
明石市中学校連合音楽会委託	
明石市立中学校教科・総合研究事業委託	●
明石市立中学校道徳教育研究事業委託	●
明石市肢体不自由児療育キャンプ事業委託	●
「心のバリアフリー」推進事業委託	
あかしっ子元気・体力アップ推進事業委託	●
明石市「トライやる・ウィーク」推進事業委託	
明石市学校保健推進事業委託	●
明石市中学校区少年クラブ育成事業委託	

しかし、直接市が支払う形式への移行が難しいとされた委託契約においても、先述のような問題が多数残る。また他市では、こうした内部委託をせずに業務を行っていることがほとんどであるため、どうしても委託を通して業務を行わなければならない合理的な理由はないものと考えられる。市はこうした委託業務の在り方についての検討及び対応する必要である。

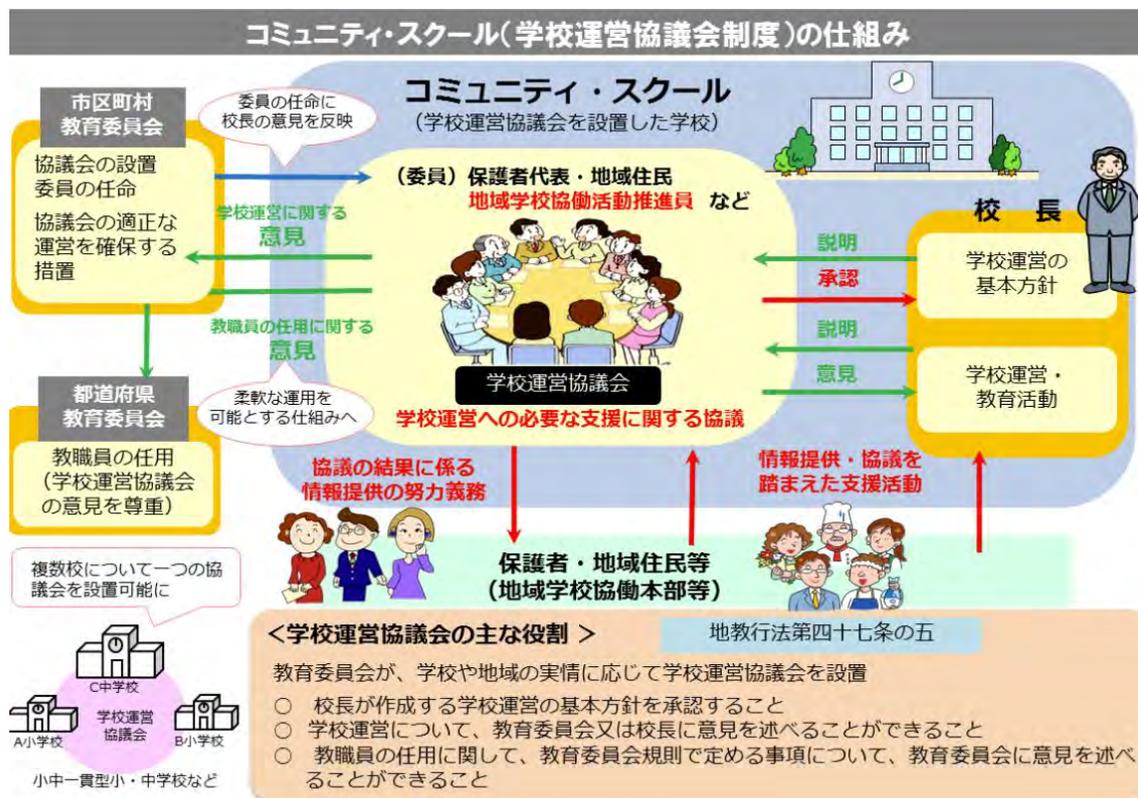
5-2 学校教育課の事務事業

(1) 学力向上推進事業

事務事業名		事業所管課
学力向上推進事業		教育委員会事務局 学校教育課
事業の目的		
あかし教育プランの柱の一つである「子どもの学びと育ちをまちのみんなで支える」に基づき、教員OBや地域住民等の人材や兵庫県教育委員会の事業である、「地域人材を活用したひょうご学び支援事業」を活用し、中学生の学力向上を図る。また、対話を通して学校・地域・家庭が連携しながら、子どもたちの学びが未来へつながるものとなるよう、各校におけるコミュニティ・スクールの推進を支援する。		
成果指標		
指標名	考え方・定義・式	単位
数学・英語応援団参加人数	数学・英語応援団に参加した中学生の人数	人
令和5年度実績	令和6年度目標	令和6年度実績
265	325	336
令和6年度事業費	当初予算（千円）	決算（千円）
報償費	3,120	2,170
旅費	100	116
委託料	16,170	15,942
使用料及び賃借料	100	75
負担金補助及び交付金	4,100	4,100
合計	23,590	22,403
人件費（参考値）	173,580	173,580
総事業費（参考値）	197,170	195,983

市の教育の基本方針、「地域ぐるみで子どもの健やかな育ちを支える活動の推進」に基づき、教員OBや地域住民等の人材を活用し、児童生徒の基礎学力向上を図ることを目的とした事業であり、「数学・英語応援団」「小中一貫教育校外国語教育派遣事業」「コミュニティ・スクールの推進」などを行っている事業である。

このうちコミュニティ・スクールとは、学校運営協議会を設置し、保護者や地域住民が学校運営に参画する「地域とともにある学校」づくりの仕組みであり、文科省が押し進めている制度である。



明石市では令和元年度から市内全小学校で、令和2年度から市内全中学校に学校評議員制度に代わり学校運営協議会制度を導入し、コミュニティ・スクールを設置している。また、CSコーディネーターを中心に、取組を視察し、それぞれの学校の状況をコミスクだより等を通じて啓発している。

コミュニティ・スクールは全国的に活動の形骸化が課題としてあげられることが多い。その要因としては、委員の負担や連絡網の不備、活動資金の不足、校長との連携不足、制度の浸透や成果の不明確さ、保護者や地域一般教員の関心の低さなどがあげられる。

[意見-33] 補助金の効果測定について

明石市ではコミュニティ・スクール活動補助金として、各学校へ要綱で定める上限である10万円を一律に補助しているが、報告書を確認したところ活発に活動している学校もあれば、年2～3回の会議のみの活動といった学校も見受けられた。

補助金である限り、市は補助金額に見合う効果が認められるか、補助事業の有効性を確認する義務がある。適切に効果測定を行い、活動に見合った補助額に見直されたい。

[指摘-19] 補助金の使用状況について

要綱では「市長は、補助事業実績報告書を受領したときは、その内容を審査の上精算を行い、その結果、補助金の交付額が実支出額を上回るときは、その差額を返還させるものとする。」とされているが、これまで活動が少ない学校であっても返還された実績はない。こうした学校の決算報告を確認したところ、学校運営協議会の会議だけでは使いきれないほどの多数のプリンタトナーや用紙、文具等の購入、印刷費等が見受けられた。

要綱によると補助金を使用できる範囲は下記のとおり直接学校運営協議会に関するものに限られる。

(補助金の対象事業)

第3条 市長は、次の各号のいずれかに該当する事業について、補助金を交付することができる。

- (1) 学校運営協議会の運営
- (2) 学校運営協議会主催行事の実施
- (3) コミュニティ・スクールの推進
- (4) その他、市長が認めるもの

市は補助金が補助対象以外の事業に使用されていないことを確認しなければならない。また補助目的外で使用されている場合は適時に返還を求める必要がある。

[指摘-20] 補助金で購入した物品について

決算報告を確認したところ、当該補助金から学校やコミュニティセンター（市民生活局コミュニティ・生涯学習課管轄）の物品を購入しているケースが見受けられた。現在、補助金から学校やコミュニティセンターの物品等を購入した際の取り扱いの規定がないため、帰属先や管理状況が不明確な状況にある。補助金から学校の物品を購入した場合は寄附受けするなどして市の帰属とすることを明確にすべきである。また、コミュニティ・スクールの活動について、コミュニティセンターの協力のもと行われることもあるため、当該補助金からコミュニティセンターの物品を購入することを否定するわけではないが、購入後の帰属・管理については、コミュニティセンターを管轄する市民生活局コミュニティ・生涯学習課と協議のうえ、コミュニティセンターへ移管する必要がある。

市は補助金から購入した物品の取り扱いを見直すとともに、市の財産として適切に管理する必要がある。

[指摘-21] 利息の取り扱いについて

視察した学校において預け入れていた銀行口座より9円利息が発生していたが、学校の管理担当者によると過去に教育委員会より決算報告には利息を含めないようにという指示があったため、出納簿に計上されていなかった。各学校においても過去より同様に処理していたと考えられ、特に市へ返還もされていない事から、出納や決算の報告外で任意に処理されてきたと考えられる。

市は利息の取り扱いについて、補助金に充当出来るのか、返還を求めるのかについて、交付要領で明確にするとともに、適切に報告させ確認する必要がある。

[指摘-22] 領収書について

先述の出納簿に計上されていない9円の利息について、行方を確認したところ、出納簿では5,000円の経費支出と記帳されていた取引について、実際は5,009円の支出であったとのことであり、既に取引先に支払済であると説明を受けた。しかし、当該支出に関する証憑が残っておらず、適正に支出しているのか否か、検証することはできなかった。

この一連の処理は「[指摘-14] 委託業務に係る領収書及び決算報告書について」と同様、取引の実態と異なる金額で領収書を取引先から受領するという慣習に基づくものである。こうした行為は、会計処理上、適切ではなく、出納簿、決算報告についても真実の数値を載せるよう、市は指導する必要がある。

(2) 学校園指導事業

事務事業名		事業所管課
学校園指導事業		教育委員会事務局 学校教育課
事業の目的		
明石市立幼・小・中学校の園児・児童・生徒の学習意欲向上や自己実現に向けた支援を行うとともに、教職員の資質向上を図る。		
成果指標		
指標名	考え方・定義・式	単位
明石っ子造形展及び書初め展の来場者数	明石っ子造形展（市内幼・こども園・小・中・特別支援学校在籍園児・児童・生徒の作品展）及び書初め展（市内小・中・特別支援学校在籍児童生徒の作品展）に来場した人数	人
令和5年度実績	令和6年度目標	令和6年度実績
8,234	5,000	11,867
令和6年度事業費	当初予算（千円）	決算（千円）
報償費	1,512	801
旅費	2,011	674
需用費	561	559
委託料	2,600	2,255
その他	206	290
合計	6,890	4,579
人件費（参考値）	37,862	37,862
総事業費（参考値）	44,752	42,441

学校園指導事業では、教科書用図書の調査研究や明石っ子造形展及び書初め展の開催、進路指導に係る郵送費等を内部委託する予算を計上している。

なお、中・特別支援学校進路指導事業委託、小・中・養護学校書初展等委託事業、小・中学校読書感想作品コンクール委託については、実質市が行う委託契約の問題点等として「5-1（3）委託契約」を参照のこと。

[意見-34] 手土産について

学校園指導事業の予算から2件、交際費（手土産代）として支出が発生している。市の説明によると外部の教授や医師へ選定委員会の委員長等の委嘱の際に手土産を持参しているとのことであるが、この委員に対しては別途報酬が支払われており、報酬とは別に交際費として手土産を支出する必要性および合理性が認められない。

さらに、市が所管する多数の委員会等の中で、特定の2件の委員委嘱のみに手土産が必要であるとする理由は、他の委員との公平性の観点からも問題がある。

市は手土産の必要性について再検討されたい。

(3) 小学校教育振興事業

事務事業名		事業所管課
小学校教育振興事業		教育委員会事務局 学校教育課
事業の目的		
研究指定や各種研究会に参加することにより、教職員の資質向上を図るとともに、外国語指導助手(ALT)を小学校に派遣し、小学校外国語・外国語活動が円滑に進められるよう教員を支援し、児童の外国語への興味・関心・意欲を高める。また、医療的ケア児に対して看護師を配置することで、対象の児童が安心して学校生活を送れるようにする。		
成果指標		
指標名	考え方・定義・式	単位
外国語指導助手(ALT)の派遣が児童の外国語に対する関心・意欲を引き出しているか	アンケート結果で「児童・生徒はALTの授業を楽しみにしていますか」という問いに対して「非常に楽しみにしている」「楽しみにしている」と答えた割合	%
令和5年度実績	令和6年度目標	令和6年度実績
85	85	83
令和6年度事業費	当初予算(千円)	決算(千円)
報償費	50	0
需用費	10	0
役務費	5	0
委託料	76,635	70,292
負担金補助及び交付金	1,760	1,622
合計	78,460	71,914
人件費(参考値)	9,330	9,330
総事業費(参考値)	87,790	81,244

なお、小・養護学校教科・総合・特別支援教育研究事業委託については、実質市が行う委託契約の問題点等として「5-1(3)委託契約」を参照のこと。

(4) 小学校体験活動事業

事務事業名		事業所管課
小学校体験活動事業		教育委員会事務局 学校教育課
事業の目的		
明石市立小学校3年生、5年生の児童を対象に、環境体験事業（3年生）と自然学校推進事業（5年生）を通して、命の大切さを発展的に学ぶ機会を設けるとともに、自分で考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する力を育むなど、「生きる力」を育成する。		
成果指標①		
指標名	考え方・定義・式	単位
環境体験事業参加児童数	環境体験事業に参加した小学校3年児童数	人
令和5年度実績	令和6年度目標	令和6年度実績
2,774	2,785	2,796
成果指標②		
指標名	考え方・定義・式	単位
自然学校参加児童数	自然学校に参加した小学校5年児童数	人
令和5年度実績	令和6年度目標	令和6年度実績
2,756	2,657	2,662
令和6年度事業費	当初予算（千円）	決算（千円）
報償費	20,500	18,718
委託料	28,603	28,018
合計	49,103	46,736
人件費（参考値）	5,302	5,302
総事業費（参考値）	54,405	52,038

（出典：令和6年度及び令和7年度「事務事業点検シート」）

なお、小学校体験活動事業委託については、実質市が行う委託契約の問題点等として「5-1（3）委託契約」を参照のこと。

[意見-35] 過去の意見の改善状況について

令和元年度の包括外部監査報告書（テーマ：委託契約に関する事務の執行について）において下記のような意見が出されている。

32. 教育委員会 事務局 学校教育課 (P153)	平成 30 年度明石市小学校体験活動事業委託		
	① 金銭の管理の観点からは、委託料の支出先を委員会とする意義が不明である。また委員会の活動内容を見直し、体験活動のさらなる活性化のため、委員会の定期開催等によるモニタリング実施を検討すべきである	意見	実質市が行う委員会方式の契約
	② 小学校での出納事務におけるリスクを低減させるため、領収書保管等を徹底すべき	意見	内部統制
	③ 指導員に対する謝金の支給基準がないためルール化すべき	意見	内部統制

実質市が行う委員会への委託契約について意義が不明である旨の意見が出ているが、今回、再度確認しても内部委託する意義はないものと判断された。市によると実務の煩雑性の観点から、現状この内部委託形式を取りやめる計画はないとのことであるが、兵庫県下の他市では内部委託せずに体験活動を実施している。そのため明石市においても委託せずに実行可能であると考えられる。

市は過去の包括外部監査の意見に対して適切に検討及び対応されたい。

(5) 小学校人権教育研究事業、中学校人権教育研究事業

① 小学校人権教育研究事業

事務事業名		事業所管課
小学校人権教育研究事業		教育委員会事務局 学校教育課
事業の目的		
明石市立小学校・特別支援学校の教職員に対して、人権尊重を基盤とする教育をより推進させるとともに、教職員の人権感覚・人権意識の高揚を図る。		
成果指標		
指標名	考え方・定義・式	単位
参加者数	指定研究発表会の参加者数	人
令和5年度実績	令和6年度目標	令和6年度実績
50	50	(隔年実施)
令和6年度事業費	当初予算(千円)	決算(千円)
報償費	50	0
委託料	160	160
合計	210	160
人件費(参考値)	5,162	5,162
総事業費(参考値)	5,372	5,322

② 中学校人権教育研究事業

事務事業名		事業所管課
中学校人権教育研究事業		教育委員会事務局 学校教育課
事業の目的		
明石市立中学校・特別支援学校の教職員を対象に、人権教育を基盤とする教育をより推進させるとともに教職員の人権感覚・人権意識の高揚を図る。		
成果指標		
指標名	考え方・定義・式	単位
参加者数	指定研究発表会の参加者数	人
令和5年度実績	令和6年度目標	令和6年度実績
(隔年実施)	20	50
令和6年度事業費	当初予算(千円)	決算(千円)

報償費	50	30
委託料	160	160
合計	210	190
人件費（参考値）	3,542	3,542
総事業費（参考値）	3,752	3,732

なお、小学校・中学校人権・道徳教育研究事業委託については、実質市が行う委託契約の問題点等として「5-1（3）委託契約」を参照のこと。

(6) 中学校教育振興事業

事務事業名		事業所管課
中学校教育振興事業		教育委員会事務局 学校教育課
事業の目的		
研究指定や各種研究会に参加することにより、教職員の資質向上を図るとともに、子どもたちが連合音楽会に参加することで、互いに合唱や演奏を聞き合い、音楽的情操を養う。また、外国語指導助手(ALT)を中学校に派遣し、外国語(英語)の授業が充実するよう教員を支援するとともに、生徒の外国語(英語)への興味・関心・意欲を高める。		
成果指標		
指標名	考え方・定義・式	単位
外国語指導助手(ALT)の指導が生徒の関心・意欲を引き出しているか	アンケート結果で「児童・生徒はALTの授業を楽しみにしていますか」という問いに対して「非常に楽しみにしている」「楽しみにしている」と答えた割合	%
令和5年度実績	令和6年度目標	令和6年度実績
90	90	84
令和6年度事業費	当初予算(千円)	決算(千円)
報償費	50	0
委託料	19,038	19,038
負担金補助及び交付金	1,076	1,002
合計	20,164	20,040
人件費(参考値)	9,330	9,330
総事業費(参考値)	29,494	29,370

なお、中学校教科・総合研究事業委託、中学校美術部合同展委託事業、中学校連合音楽会委託については、実質市が行う委託契約の問題点等として「5-1(3)委託契約」を参照のこと。

(7) トライやる・ウィーク推進事業

事務事業名		事業所管課
トライやる・ウィーク推進事業		教育委員会事務局 学校教育課
事業の目的		
明石市立中学校及び明石養護学校の2年生の生徒が、地域や自然の中で、生徒の主体性を尊重した様々な体験を通して、豊かな感性や創造性などを自ら高めたり、自分なりの生き方を見つけることができるよう支援する。地域に学び、共に生きる心や感謝の心を育み、生徒の自律性を高めるとともに、学校・家庭・地域三者の連携を推進し、地域の子どもは地域で育てるという観点と教育支援を活性化させる。		
成果指標①		
指標名	考え方・定義・式	単位
参加生徒にとって充実した活動であったか	アンケートで生徒が「この期間は充実していたか」という問いに対して「はい」と答えた割合	%
令和5年度実績	令和6年度目標	令和6年度実績
82	100	69
成果指標②		
指標名	考え方・定義・式	単位
市民は今後も続けた方がよいと考えているか	保護者が「トライやる・ウィーク」のような活動の機会があれば「参加させたい」と答えた割合	%
令和5年度実績	令和6年度目標	令和6年度実績
72	90	91
令和6年度事業費	当初予算(千円)	決算(千円)
報償費	464	40
委託料	15,136	14,706
合計	15,600	14,746
人件費(参考値)	5,302	5,302
総事業費(参考値)	20,902	20,048

「トライやる・ウィーク」とは、主に兵庫県で1998年度から実施されている、中学校2年生を対象とした5日間連続の職業体験活動をいう。

明石市教育委員会はこのトライやるウィークの経費を、各中学校のトライやるウィーク推進委員会へ内部委託している。

トライやる・ウィーク推進事業委託としての問題点等に関しては「5-1(3)委託契約」参照のこと。

(8) 生涯スポーツ推進事業

事務事業名		事業所管課
生涯スポーツ推進事業		教育委員会事務局 学校教育課
事業の目的		
市内園児、児童が自らの健康・体力の維持増進を図れるよう、小学校のプールを開放する等、スポーツをする機会等を提供し、生涯スポーツの推進を図る。		
成果指標		
指標名	考え方・定義・式	単位
希望する小学校区プールの開放実施率	実施校数/希望する小学校区	%
令和5年度実績	令和6年度目標	令和6年度実績
100	100	100
令和6年度事業費	当初予算(千円)	決算(千円)
委託料	1,316	135
合計	1,316	135
人件費(参考値)	1,517	1,517
総事業費(参考値)	2,833	1,652

市内園児、児童が自らの健康・体力の維持増進を図れるよう、小学校のプールを開放する等、スポーツをする機会等を提供し、生涯スポーツの推進を図ることを目的とした事業である。

主に「明石市立小学校プール活用事業委託事業」を行っているが、当該事業は小学校のプールを地区の児童や市民向けに開放しているわけではなく、特定のクラブチームやスポーツ21へ管理委託料を支払った上で、当該チームやクラブにプールを使用させている。

[指摘－23] 目的外使用許可の検討について

市民向けにプールを開放する場合、その管理等を民間事業者に委託することはよくある事例であるが、特定のクラブやチームに学校施設を目的外使用させる場合は目的外使用として許可したうえで、行政財産に関する使用料を徴収すべきであろう。仮に使用料について、減免したとしても、委託契約を締結して管理料を支払う必要があるのか疑義がある。

市は目的外使用許可の要否や委託料を支払うこととの妥当性を検討する必要がある。

[意見－36] 事業の適切性について

明石市では市民生活局においてもスポーツ推進計画に基づき生涯スポーツを推進している。一方教育委員会で所管している生涯スポーツ推進事業では少数の小学校のプールを特定のクラブチームへ開放しているのみである。

生涯スポーツ推進事業として適切であるのか、漫然と事業を継続しているだけでないのか、疑義がある。

市は当該事業が生涯スポーツ推進として適切であるのか、事業の意義についても再検討されたい。

(9) 少年クラブ育成事業

事務事業名		事業所管課
少年クラブ育成事業		教育委員会事務局 学校教育課
事業の目的		
各中学校区の少年クラブ振興会が認めるスポーツ及び文化クラブ におけるスポーツ・文化活動を通じて、各中学校区の少年クラブ活動の育成を図り、青少年の心身ともに健全な成長を促す。		
成果指標		
指標名	考え方・定義・式	単位
入部率	入部者数／在籍生徒数	%
令和5年度実績	令和6年度目標	令和6年度実績
83	90	83
令和6年度事業費	当初予算（千円）	決算（千円）
役務費	102	71
委託料	8,260	8,260
合計	8,362	8,331
人件費（参考値）	1,517	1,517
総事業費（参考値）	9,879	9,848

全般的な委託事業の概要及び問題点については「5-1（3）委託契約」参照のこと。

このうち明石市中学校区少年クラブ育成事業委託では各中学校の運動部、文化部への部費の補助を行っている。委託事業の収支報告書を確認すると委託料と支出が同額になっているが、学校視察で委託先であるクラブ振興会の管理帳票等を確認したところ、保護者からの部活徴収金と市からの委託料を合算して、管理・支出しており、また委託費と保護者からの徴収金とを合算した出納簿では多額の繰越金が発生しているケースも見受けられた。委託契約では委託費の剰余金に関しては市へ返還する旨の記載があるが、出納簿上は、市の予算から先に消費したことになっているため、全体として剰余金が発生していたとしても市への返還金は生じていない。

[指摘-24] 委託事業と補助事業の区別について

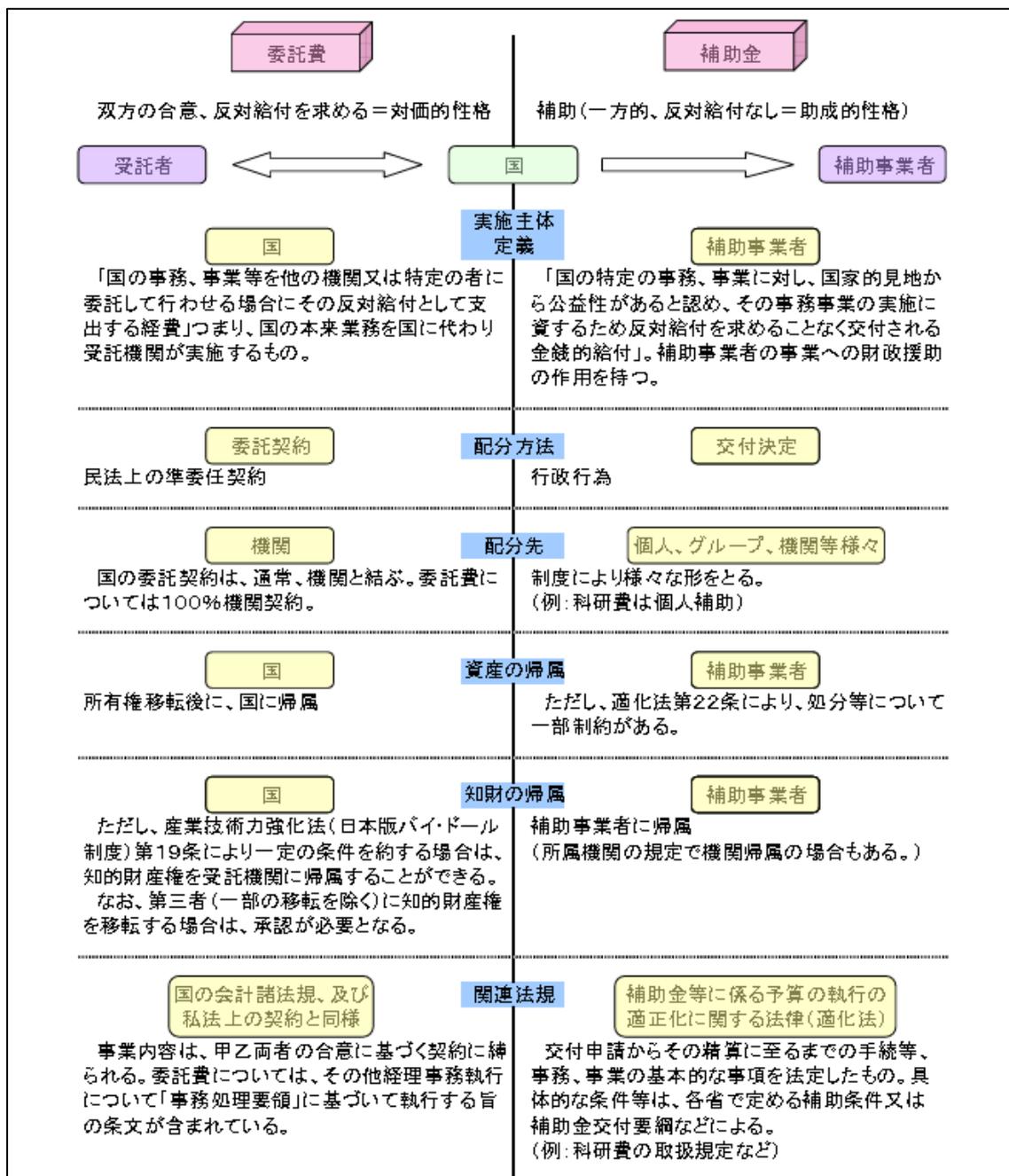
学校における部活動は学校教育の一環であるものの、法的には学校の「正式な業務」には含まれないものとされている。これは、部活動が学習指導要領に定められた「教育課程」に含まれず、生徒の「自主的、自発的な参加」に依るものと位置づけられていることによる。

こうした考え方によると、当該支出は委託事業ではなく部活動に対する補助事業だと考えられる。市は補助事業として取り扱うように変更されたい。

また、一般的に補助金は補助事業経費に対して、適切な補助率を設定し補助金を支出すべきとされる。補助事業とした際には、多額の繰越金が発生することがないよう、適切な補助率⁸を設定する必要がある。

⁸ 補助金適正化のガイドラインや指針を設定している地方自治体では、原則として補助率は補助対象経費の1/2と定めていることが多い。

【参考：委託費と補助金の違い】



(出典：文部科学省 HP の図表)

(10) 学校体育関係団体助成事業

事務事業名		事業所管課
学校体育関係団体助成事業		教育委員会事務局 学校教育課
事業の目的		
明石市立中学校及び高等学校の運動部活動等を通じて、生徒の健全育成を図るとともに、休日における部活動地域展開のモデル事業を実施する。		
成果指標		
指標名	考え方・定義・式	単位
運動部入部率	運動部入部者数／在籍生徒数	%
令和5年度実績	令和6年度目標	令和6年度実績
64	70	62
成果指標②		
指標名	考え方・定義・式	単位
実施回数	明石市剣道連盟による派遣型練習・集合型練習（合同部活動）及び指導者研修会の実施回数	回
令和5年度実績	令和6年度目標	令和6年度実績
-	48	49
令和6年度事業費	当初予算（千円）	決算（千円）
報償費	290	129
旅費	34	16
需用費	6	3
負担金補助及び交付金	1,945	1,924
委託料	3,600	3,600
合計	5,875	5,672
人件費（参考値）	26,272	26,272
総事業費（参考値）	32,147	31,944

部活動の地域展開の説明については「5-1（2）部活動の地域展開」を参照のこと。

このうち、休日部活動地域移行モデル事業では、令和6年度より剣道部において、明石市剣道連盟と連携し、教員以外の地域・民間指導者が指導を行う休日練習を、全中学校を対象とした「集合型」と、地域・民間指導者を派遣する「派遣型」で、試行実施している。また令和7年度より柔道部でも同様の取り組みが試行されている。

生徒・保護者のアンケート結果等を確認すると、概ね評価が高い。その一方で運営に係る事務が受託先の負担になるなど課題も多く見受けられた。また、全国的に外部指導者不足が課題とあげられる中で、剣道部・柔道部以外の部活動において同様の形式で、持続可能な活動が可能であるのかも課題である。

[意見-37] 計画に基づく確実な実行について

明石市では令和9年9月より休日部活動が廃止され、地域クラブ活動に移行することが発表されている。また、平日の部活動においても可能なものから地域クラブ活動へ移行することが予定されている。

一方で令和7年10月監査時現在、剣道部、柔道部がモデル事業として試行されているにすぎず、これは近隣市が指導員の募集を始めていることに比して進捗状況について懸念される状況である。また、移行時までの具体的かつ詳細なスケジュールが提示されておらず、現状どの程度の進捗であるのか不透明である。

市は確実な移行が行えるように、具体的な計画を立て、マイルストーンを設定し、進捗確認を行われたい。

(11) 特別支援学校教育振興事業

事務事業名		事業所管課
特別支援学校教育振興事業		教育委員会事務局 学校教育課
事業の目的		
明石養護学校において、肢体不自由の児童生徒がその特性及び個別のニーズに対する適切な支援や医療的ケアを受け、共に学ぶことにより、一人一人にたくましく生きる力を育成するとともに、教職員に対して機能回復訓練等についての研修を行い、専門性の向上を図る。		
成果指標①		
指標名	考え方・定義・式	単位
支援体制に係る保護者の満足度	アンケートで保護者が「支援体制は充実していたか」という問いに対して「はい」と答えた割合	%
令和5年度実績	令和6年度目標	令和6年度実績
85	85	85
成果指標②		
指標名	考え方・定義・式	単位
通学保障に係る保護者の満足度	アンケートで保護者が「通学保障は充実していたか」という問いに対して「はい」と答えた割合	%
令和5年度実績	令和6年度目標	令和6年度実績
85	85	85
令和6年度事業費	当初予算（千円）	決算（千円）
報償費	560	553
旅費	180	178
役務費	80	38
委託料	109,182	103,579
使用料及び賃借料	32	79
その他	210	114
合計	110,244	104,541
人件費（参考値）	648,540	648,540
総事業費（参考値）	758,784	753,081

(出典：令和6年度及び令和7年度「事務事業点検シート」)

明石市肢体不自由児療育キャンプ事業委託については、実質市が行う委託契約の問題点等として「5-1(3)委託契約」を参照のこと。

(12) 特別支援学校交流・体験チャレンジ事業

事務事業名		事業所管課
特別支援学校交流・体験チャレンジ事業		教育委員会事務局 学校教育課
事業の目的		
明石市立明石養護学校の小学部高学年・中学部の児童生徒が、自然とのふれあいや集団生活等の経験を通して、豊かな心情や社会性を養うとともに、障害の状況を改善または克服しようとする知識、技能や習慣の一層の育成、自立の促進を図る。		
成果指標		
指標名	考え方・定義・式	単位
自然体験活動への参加者数	明石養護学校に在籍する児童生徒の中で、自然体験活動に参加した人数	人
令和5年度実績	令和6年度目標	令和6年度実績
19	32	32
令和6年度事業費	当初予算（千円）	決算（千円）
報償費	30	30
委託料	390	390
合計	420	420
人件費（参考値）	6,112	6,112
総事業費（参考値）	6,532	6,532

（出典：令和6年度及び令和7年度「事務事業点検シート」）

なお、「心のバリアフリー」推進事業委託については、実質市が行う委託契約の問題点等として「5-1(3)委託契約」を参照のこと。

(13) 学校体育研究助成・教員実技研修事業

事務事業名		事業所管課
学校体育研究助成・教員実技研修事業		教育委員会事務局 学校教育課
事業の目的		
明石市立幼・小・中学校園の体育科教育の充実を図るとともに、実技研修を通して教職員の資質・指導力の向上を図る。		
成果指標		
指標名	考え方・定義・式	単位
研究指定校数	幼・小・中学校の実施校 園数	校園数
令和5年度実績	令和6年度目標	令和6年度実績
2	3	2
令和6年度事業費	当初予算（千円）	決算（千円）
報償費	200	210
旅費	52	40
需用費	5	0
委託料	300	300
使用料及び賃借料	20	11
負担金補助及び交付金	10	5
合計	587	566
人件費（参考値）	2,872	2,872
総事業費（参考値）	3,459	3,438

（出典：令和6年度及び令和7年度「事務事業点検シート」）

明石市立幼・小・中学校教科（体育科）研究事業委託については、実質市が行う委託契約の問題点等として「5-1（3）委託契約」を参照のこと。

(14) あかしっ子元気・体力アップ推進事業

事務事業名		事業所管課
あかしっ子元気・体力アップ推進事業		教育委員会事務局 学校教育課
事業の目的		
子どもたちが体を動かす楽しさや心地よさを味わうことができるようにするとともに、体力の向上を図り、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を育てる。また、児童生徒の体力・運動能力向上に向けた研修会を実施し、教職員の資質向上を図る。		
成果指標		
指標名	考え方・定義・式	単位
教職員研修会参加者数	あかしっ子体力向上指導者研修会への参加合計者数	人
令和5年度実績	令和6年度目標	令和6年度実績
112	120	112
令和6年度事業費	当初予算（千円）	決算（千円）
報償費	160	90
委託料	731	731
合計	891	821
人件費（参考値）	2,872	2,872
総事業費（参考値）	3,763	3,693

（出典：令和6年度及び令和7年度「事務事業点検シート」）

あかしっ子元気・体力アップ推進事業委託については、実質市が行う委託契約の問題点等として「5-1（3）委託契約」を参照のこと。

(15) 学校保健研究会等開催事業

事務事業名		事業所管課
学校保健研究会等開催事業		教育委員会事務局 学校教育課
事業の目的		
学校保健をつかさどる担当職員に対して、講演会等を通じ資質向上を図るとともに、本市児童に対して、健康の保持増進を図る。		
成果指標		
指標名	考え方・定義・式	単位
よい歯の児童表彰児童数	一定の表彰基準を満たした小学校6年生の割合	%
令和5年度実績	令和6年度目標	令和6年度実績
7	8	8
令和6年度事業費	当初予算（千円）	決算（千円）
報償費	20	20
需用費	309	297
委託料	260	260
合計	589	577
人件費（参考値）	1,436	1,436
総事業費（参考値）	2,025	2,013

明石市医師会、明石市歯科医師会、明石市薬剤師会、明石市立学校園長・養護教諭、連合PTA、明石市教育委員会で組織される学校保健会へ委託事業が主な内容である。

その中で、教育委員会の職務分掌上、「学校の食育推進に関すること」については、学校給食課ではなく、保健体育係が所管することになっており、その一環として、この事業において毎年朝食に関するチラシを作成し、配賦を行っている。

なお、明石市薬物乱用防止教育・エイズ教育（性教育）等研究事業委託については、実質市が行う委託契約の問題点等として「5-1（3）委託契約」を参照のこと。

[意見-38] 委託内容の見直しについて

学校保健会への委託事業の主な実施事項として、市立学校食育推進協議会が
 充足した平成20年度より毎年「朝食を食べよう」といった旨のチラシを作成
 し、全児童へ配賦している。下図は令和5、6年度のものである。

令和5年10月19日発行 毎年10月は「ひょうご食育月間」、毎月19日は「食育の日」です！
朝食は元気のはじまり 朝石市学校保健会 朝石市教育委員会

朝食をはんで、いきいきスタート!

朝食は1日のエネルギー源です。子どもが通学や学校でしっかり活動できるように、バランスのとれた食事を摂りましょう。朝食をしっかりと食べるためには、朝早く起きて、ゆとりをもつことが大切です。

毎朝、目を覚ますときは、ベッドの上で深呼吸を繰り返して目を覚ましてから起きると、心身の健康にもつながります。

しっかり睡眠をとって、おいしく朝食を食べよう!

睡眠時間をしっかりととることで、朝すっきり目が覚めて、おいしく朝食を食べることができます。

早起、早起きをする...

21:00 就寝
6:00 起床
7:00 朝食

夜ふかしをしてしまうと...

24:00 就寝
7:30 起床
8:00 朝食

令和6年10月19日発行 毎年10月は「ひょうご食育月間」、毎月19日は「食育の日」です！
朝食は元気のはじまり 朝石市学校保健会 朝石市教育委員会

朝食をはんで、いきいきスタート!

朝食は1日のエネルギー源です。子どもが通学や学校でしっかり活動できるように、バランスのとれた食事を摂りましょう。朝食をしっかりと食べるためには、朝早く起きて、ゆとりをもつことが大切です。

毎朝、目を覚ますときは、ベッドの上で深呼吸を繰り返して目を覚ましてから起きると、心身の健康にもつながります。

しっかり睡眠をとって、おいしく朝食を食べよう!

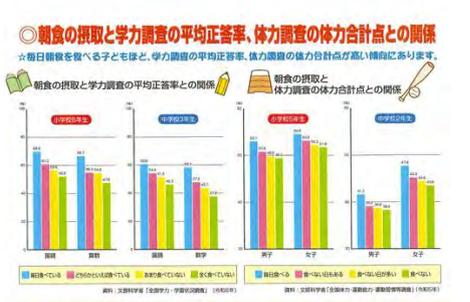
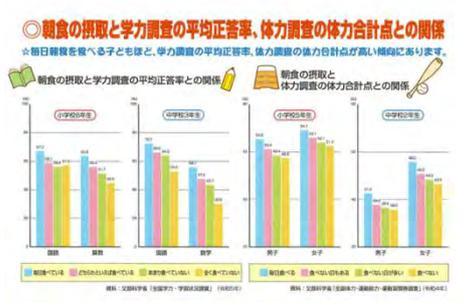
睡眠時間をしっかりととることで、朝すっきり目が覚めて、おいしく朝食を食べることができます。

早起、早起きをする...

21:00 就寝
6:00 起床
7:00 朝食

夜ふかしをしてしまうと...

24:00 就寝
7:30 起床
8:00 朝食



「早寝早起き朝ごはん」は「共食」から!

☆共食(誰かと一緒に食事をすること)で、規則正しい生活習慣を!

「共食」とは、「誰かと一緒に食事をすること」を指します。「誰か」には、家族全員、家族の一部(親など)、友人、親せきなどが含まれます。

1 共食をすることは、生活リズムと関係しています。

①起床時間や就寝時間が早いことが報告されています。
 ②小学生を対象とした研究では、睡眠時間が長いことが報告されています。

2 共食をすることは、規則正しい食生活と関係しています。

①乳幼児を対象とした研究では、食事や間食の時間が規則正しいことが報告されています。
 ②小学生から高齢者を対象とした研究では、朝食欠食が少ないことが報告されています。

朝食は心と体の目をさます!

朝食を食べないとどうなる? 朝食を食べるとこんな良いことが!

脳の活動エネルギーは、体内に大量にためておくことができないので、すぐに不足してしまいます。朝食をしっかりと食べないと、一日の元気がでないだけでなく、イライラしたり、勉強がはかどらなったりと、心にも悪い影響が出やすくなります。

朝食を食べると集中力や記憶力が高まり、いきいきと一日を過ごすことができます。他にも、早寝・早起きの習慣が身につくことや、免疫力のアップ、便秘の予防など、心や体に良いことがたくさんあります。

時間や食欲がなくても、何か! ロでも食べて家を出ることが大事です! ご飯やパンなどを少しでも食べて、脳にエネルギーを届けましょう!

(令和5年度及び令和6年度の食育リーフレット)

朝食は大切な食育の1つの項目ではあるものの、食育の活動として、チラシを配布するのみで十分なのか疑義もある。どの程度効果があるのか検討することもなく、漫然と予算消化のために同じ事業を行っていないか検討が必要である。

令和8年度より委託事業を行わず直営化することであるが、市は事業内容についても適切に見直されたい。

[意見-39] 効率的、効果的な食育推進について

他市を見ると、学校における食育というと、給食を中心とした形で食育推進が行われることが多いように見られるが、市によると、明石市では給食関連の食育は学校給食課の管轄であり、学校教育課が実施しているのは食育に対する研究等だという。加えて、明石市では「あかし健康プラン21」を管轄する福祉局あかし保健所健康推進課においても食育推進が行われており、学校教育課で食育を所管する意義は不透明である。

市は事務の見直しや関係各課の連携により、効率的、効果的に食育推進を進められるようされたい。

6 児童生徒支援課に対する監査結果

6-1 児童生徒支援課の事務事業

(1) 学校園指導事業

事務事業名		事業所管課
学校園指導事業		教育委員会事務局 児童生徒支援課
事業の目的		
明石市立小・中・特別支援学校・高等学校の教職員、児童・生徒の生徒指導・不登校対策等における教職員の資質向上を図り、生徒指導の積極的、かつ円滑な推進を図る。		
成果指標		
指標名	考え方・定義・式	単位
なし		
令和6年度事業費	当初予算（千円）	決算（千円）
報償費	60	50
旅費	100	110
需用費	290	285
委託料	3,290	3,290
使用料及び賃借料	180	151
合計	3,920	3,886
人件費（参考値）	8,100	8,100
総事業費（参考値）	12,020	11,986

（出典：令和6年度及び令和7年度「事務事業点検シート」）

学校園指導事業として、生徒指導研究を明石市立中学校生徒指導研究協議会に委託し、各中学校で生徒指導に関する研究会を実施している。研究期間は2年間として、令和3年度、4年度は魚住東中学校を研究校に指定し、令和5年度、6年度は高丘中学校を研究校に指定し、それぞれ研究期間の最終年度に研究主題に関する研究発表を行っている。

また、児童生徒の生活指導の充実のため、明石市内の全小学校、中学校、養護学校及び高等学校に対して不登校対策と生徒指導を委託している。委託金額は、毎年、各学校の児童生徒数、問題行動件数、長期欠席者数等を勘案して決定しており、詳細な金額は下記のとおりである。

生徒指導委託事業 委託金

学校名	問題行動 件数等(※ 1)	R7年度 生徒児童 数	R5年度 配当額	R6年度 配当額	R7年度 配当額
明石商業高等	-	801人	80	80	80

錦城中	39件	218人	75	60	60
朝霧中	79件	563人	120	150	150
大蔵中	177件	599人	135	160	160
衣川中	93件	522人	150	150	150
野々池中	92件	790人	195	210	210
望海中	120件	762人	195	200	200
大久保中	109件	928人	225	230	230
大久保北中	124件	912人	170	200	210
高丘中	69件	347人	120	110	100
江井島中	67件	376人	130	100	100
魚住中	235件	696人	230	200	200
魚住東中	106件	521人	150	140	140
二見中	219件	725人	235	220	220
小計	1,529件	7,959人	2,210	2,210	2,210

明石小	36件	539人	25	25	25
松が丘小	26件	349人	22	22	20
朝霧小	54件	840人	34	34	36
人丸小	33件	985人	38	40	40
中崎小	14件	391人	20	20	20
大観小	35件	257人	20	15	15
王子小	12件	443人	20	20	20
林小	30件	508人	26	26	26
鳥羽小	45件	654人	32	32	32
和坂小	54件	373人	20	20	20
沢池小	50件	1,002人	37	40	40
藤江小	25件	909人	39	39	39
花園小	18件	441人	23	23	23
貴崎小	18件	212人	20	15	15

大久保小	55 件	1,194 人	50	50	50
大久保南小	87 件	861 人	38	38	38
高丘東小	30 件	337 人	20	18	18
高丘西小	32 件	449 人	24	24	24
山手小	146 件	1,157 人	44	48	48
谷八木小	179 件	659 人	25	30	30
江井島小	65 件	767 人	38	38	38
魚住小	55 件	713 人	38	38	38
清水小	121 件	653 人	38	38	38
錦が丘小	24 件	363 人	21	21	21
錦浦小	79 件	767 人	42	42	42
二見小	29 件	368 人	24	22	22
二見北小	43 件	604 人	30	30	30
二見西小	121 件	639 人	32	32	32
小計	1,516 件	17,434 人	840	840	840
明石養護	17 件	43 人	20	20	20
事務局費	-		80	80	80
合計	-	-	3,150	3,150	3,150

(出典：児童生徒支援課提供資料を元に監査人作成)

※1：問題行動件数等は、児童生徒支援課が集計した問題行動件数、暴力行為件数及び長欠数を合算した数値を記載

[意見-40] 生徒指導研究指定の実施対象について

児童生徒支援課では、生徒指導研究を明石市立中学校生徒指導研究協議会に委託しているため、当該委託対象に小学校は含まれておらず、小学校は生徒指導研究の対象となっていない。

下記の資料によれば、小学校においても生徒を指導すべき問題行動・いじめ行動が相当程度の件数が発生しており、単純な件数、人数の集計では既に中学校の数値を上回っており、小学校を指導研究事業の対象に含めない合理的な理由は考えられないが、児童生徒支援課においては、過去からの慣例にそって中学校のみを生徒指導研究指定の対象とし続けている。

小学校における問題行動等の件数の増加は、問題行動等が低年齢化してきていることを示すものであり、問題行動が起こり始める小学生に対しても生徒指導を適切に実施するため、生徒指導研究指定に小学校も含めることを検討されたい。

問題行動・いじめ件数【小学校】

	令和5年度		令和6年度	
	件数合計	人数合計	件数合計	人数合計
問題行動	703件	1,217人	823件	1,400人
いじめ	1,013件	-	1,044件	-

(出典：児童生徒支援課提供資料を元に監査人作成)

問題行動・いじめ件数【中学校】

	令和5年度		令和6年度	
	件数合計	人数合計	件数合計	人数合計
問題行動	591件	838人	655件	942人
いじめ	270件	-	239件	-

(出典：児童生徒支援課提供資料を元に監査人作成)

[指摘-25] 委託事業の見直しについて

児童生徒支援課では、明石市内の全小学校、中学校、養護学校及び高等学校に対して不登校対策と生徒指導を委託しているが、「[指摘-26] 委託費予算の固定化について」、「[指摘-27] 委託費の使い切りについて」、「[指摘-28] 購入品の管理について」、「[指摘-29] 購入金額の妥当性の確認について」、「[指摘-30] 切手の管理、報告について」、「[指摘-31] 報告書に添付される領収書について」、「[指摘-32] 委託費としての支出内容について」に記載のとおり、委託事業としての管理が十分に行われておらず、委託費による支出内容も事業との整合性が十分に確認できない備品の購入等に充てられており、実質的には各学校に対する運営費補助となっている。このような実態に即さない委託費の支出は適切でなく、支給形態の変更を含めた当該事業の見直しを検討する必要がある。

[指摘-26] 委託費予算の固定化について

委託費の配分については、毎年、問題件数等や生徒数に応じて見直しを実施しているということだが明確な規定等はなく、令和7年度の支給実績において、山手小学校では、問題行動件数等及び児童生徒数もいずれも大久保中学校を上回っているにもかかわらず、委託金額は大久保中学校よりも少なく、問題件数等や生徒数に応じた一律的な計算がなされているわけではなく、その計算根拠が不明であり、委託費の配分に関する明確な規定を設け、より明確な計算方法に改める必要がある。

また、令和5年度から7年度の委託金額において、全小学校への支給総額は840,000円、全中学校への支給総額は2,210,000円に変更が生じておらず、毎年、問題件数等や児童生徒数に応じて見直す前提ではあるものの、実際には全小学校と全中学校に委託する金額が固定化されている。小学校においても、中学校を上回る問題行動件数が既に発生しており、小・中学校の区分を超えて、現状の問題件数等や児童生徒数に応じて委託金額が適切に決定される必要がある。

[指摘-27] 委託費の使い切りについて

不登校対策と生徒指導として各学校に支出した委託費は、過去3年間において全ての学校で1円残らず使用されており、一度も委託費の返還が生じていない。これは、当該委託費を実質的な運営費補助として学校側もとらえ、積極的に委託費を使用していること以外に合理的な説明がつかない。実際に、委託費にて購入した備品等の管理状況を確認するために学校を訪問した際に、校長及び教頭に委託費の使用について確認したところ、他の予算より優先して使用する傾向があり、委託費を使い切るために業者と価格交渉を行うことや当該委託費と他の予算を合わせて備品等を購入することで委託費を使い切るとの証言があった。

委託費は、本来であれば明石市が実施する事業を委託する代わりに明石市が費用を負担するものであり、児童生徒支援課はその趣旨を各学校に説明するとともに、委託費に返還が生じない理由も含め、委託費の使用実態について確認する必要がある。

[指摘-28] 購入品の管理について

本来であれば、委託費で購入した備品等の管理については、委託契約でその扱いが決められるべきであるが、明確な取り決めがなく、児童生徒支援課は委託費にて購入した備品等の管理について、指導もしていない。そのため、委託費を受領している学校側においても、委託費を使用した場合にはその領収書を添付して報告さえすれば良いとの認識で、委託費により購入した備品等を管理する意識がない。結果、実際に備品等の管理状況を確認した学校においては、下記の問題点が検出されている。児童生徒支援課は委託費により購入した備品については、管理ルールを定めるとともに、学校側での運用状況を確認すべきであり、適切な管理ができないのであれば、委託費を見直す必要がある。

①備品等の購入及び使用実績が適切に管理できていない

同じ備品を令和4年度から6年度にかけて複数購入しているピンライトについて、過去の購入数と現在の使用実態を学校側で把握できていなかった。また、学校側から提出された領収書においても、但し書きに「ピンライト代」としか記載されていないため購入本数がわからず、児童生徒支援課でも購入実態を把握できていない。

②余剰となる可能性のある備品等の購入

下記の購入品については、令和4年度から6年度にかけて、毎年同じ物を同じ個数購入しているが、購入及び使用実績が適切に管理されていないため、結果として余剰となる可能性がある。

- ・体操帽子（校外学習時に貸出用として各クラスに2個ずつ配布）を3年間で90個購入しているが、訪問時点で未使用品が20個残っていた。

- ・ホイッスル（防犯対策等として各教員が使用）を3年間で144個購入しているが、訪問時点で未使用品が46個残っていた。



(監査人撮影、左からピンライト、体育帽子、ホイッスル)

[指摘-29] 購入金額の妥当性の確認について

委託費にて購入した備品等の管理状況を確認するために学校を訪問した際に、下記の購入品について、実際の購入価額とインターネットサイトでの販売価額を比較して結果、インターネットサイト等で購入するとより安価に購入できる可能性があり、委託費予算が厳しいことを認識しているにもかかわらず、委託費を効率的に活用するという学校側の意識が欠如している。

また、デジタルカメラやトランシーバーについては訪問した学校以外でも購入が行われているが、各学校での購入価額が異なっている。スペック等が異なれば当然に価額も異なるが、当該購入品が委託事業の内容に照らし合わせて本当に必要なものであれば、各学校で異なるスペックの物を個別に購入するのではなく、児童生徒支援課で各学校の必要台数を確認し、まとめて発注することでより安価に購入できる可能性が高い。

児童生徒支援課では、各学校の支出額の妥当性を確認できるように領収書だけではなくその明細の添付も義務付け、必要な備品等については市全体として、より安価な購入方法にて購入することを検討する必要がある。

校外活動用デジタルカメラ	
品番	Kodax 5X WIDE FULL HD
購入台数	3台(令和4年から令和6年度まで毎年1台ずつ)
購入金額	31,000円/台
同様の品番の物が、当該報告書記載時点において、価格比較サイトにおいて最安値21,900円で販売されていることが確認できた。	

行事等の連絡用トランシーバー	
品番	KENWOOD UBZ-LPZO DEMITOSS
購入台数	3台（令和4年から令和6年度まで毎年1台ずつ）
購入金額	20,000 円/台
同様の品番の物が、当該報告書記載時点において、通販サイトにおいて最安値 16,478 円で販売されていることが確認できた。	



（監査人撮影、左からデジタルカメラ、トランシーバー）

〔指摘－30〕 切手の管理、報告について

複数の学校において、委託費にて切手を購入していることが報告されているが、切手の購入、管理等についてもルールが設定されておらず、各学校に委ねられている。切手については、未使用品であれば換金可能であり、切手を購入した場合には管理台帳を作成し、購入枚数、金額、使用用途及び、実際の使用実績も管理台帳に記載し、報告してもらいルールを設定する必要がある。

〔指摘－31〕 報告書に添付される領収書について

各学校から事業実績報告書が提出され、当該報告書には支出に関する領収書が添付されているが、領収書の添付に関する詳細なルールが定められていないため、明細書が添付されておらず、領収書だけではその金額の妥当性を確認できない支出が散見された。また、このような明細書の添付がなく、支出内容、金額の妥当性が十分に確認できない領収書に対しても、児童生徒支援課は報告額と支出額の一致確認のみで終わってしまっており、実質的な内容の確認が行

われていないと言わざるを得ない。一定金額以上の支出に対しては領収書だけではなく、その内容が確認できるような明細書の添付を義務付けるなどのルールを設定し、児童生徒支援課でも支出内容の妥当性を十分に確認する必要がある。

[指摘-32] 委託費としての支出内容について

令和4年度から6年度の各学校の支出内容を確認した結果、当該委託事業との関連性が十分に確認できない支出が散見された。下記は、主な内容であり、これらの支出が学校運営において本質的に必要なものであれば、委託事業としての支出は適切でなく、全学校を対象として、学校の運営費予算として支出することを検討する必要がある。

- ・文房具等の消耗品（ボールペン、インク代、バインダー代等）
- ・通常時に使用される備品（台車等）
- ・卒業アルバム代
- ・体育祭等の警備費用
- ・会議の飲料代 など

なお、支出内容の妥当性を確認するためには、下記の手続きを実施する必要がある。

①学校単位での支出について経年比較を実施すること

各学校で過去3年度の支出内容を確認し、毎年度同じような支出が行われている場合には、その適切性について慎重に検証すること。

②他の学校との支出内容を比較すること

支出内容を他の学校と比較し、他の学校では行われていない支出がある場合には、その支出が委託事業の遂行上、どのような理由が必要であったかを確認すること。

(2) 不登校対策事業

事務事業名		事業所管課
不登校対策事業		教育委員会事務局 児童生徒支援課
事業の目的		
明石市立小・中・特別支援学校の児童生徒における不登校の未然防止や早期発見・早期対応の促進、学校への支援等を行う。また、児童生徒の個々の状況に寄り添った丁寧な対応を実施することにより、社会的自立に向けた支援を行う。		
成果指標①		
指標名	考え方・定義・式	単位
不登校児童生徒が関係機関等と関わりを持った割合（小学校）	不登校児童生徒が学校内外の機関や専門家等に相談・指導を受けた割合（小学校）	%
令和5年度実績	令和6年度目標	令和6年度実績
67.2	100	72
成果指標②		
指標名	考え方・定義・式	単位
不登校児童生徒が関係機関等と関わりを持った割合（中学校）	不登校児童生徒が学校内外の機関や専門家等に相談・指導を受けた割合（中学校）	%
令和5年度実績	令和6年度目標	令和6年度実績
62	100	58
令和6年度事業費	当初予算（千円）	決算（千円）
報償費	23	20
旅費	110	78
需用費	1,856	1,642
使用料及び賃借料	228	155
備品購入費	1,163	1,156
その他	155	124
合計	3,535	3,175
人件費（参考値）	91,420	91,420
総事業費（参考値）	94,955	94,595

（出典：令和6年度及び令和7年度「事務事業点検シート」）

不登校対策事業としては、不登校を未然に防止するための「早期対応マニュアル」を活用した対策、不登校対策担当者向けの研修に加え、実際の不登校児童生徒への対応として、もくせい教室の運営、もくせいサテライト教室の実施、居場所サポーターの配置、校内フリースペースの配置を重視し、取り組んでいる。

居場所サポーターは、教室に入りづらい児童生徒や不登校の状態にある児童生徒に対し、個々の状況に応じた支援を行うため、市内全13中学校、7小学校に配置している。

校内フリースペースは、児童生徒が校内で安心できる大切な居場所となるよう、教職員及び居場所サポーターがフリースペースに通ってきた児童生徒に寄り添い、自発的な取組を大切にするための場所であり、市内全13中学校、7小学校に設置している。

[意見-41] 居場所サポーターの配置について

児童生徒支援課では、教室に入りづらい児童生徒や不登校の状態にある児童生徒に対し、個々の状況に応じた支援を行うため居場所サポーターを配置しているが、全ての小学校に居場所サポーターの配置が完了していない。当該事業の開始時に、全中学校での配置を優先したため、小学校は中学校での配置完了後から配置が始まり、児童数の多い小学校から順次配置しているが、まだ全小学校の半数で設置が未完了の状態である。「[意見-40] 生徒指導研究指定の実施対象について」にて記載のとおり、問題行動・いじめについては、既に小学校でも中学校の数値を上回る件数が発生しており、また小学校においても学校内外の機関等で相談・指導を受けた不登校児童の人数が中学校と同数程度発生しており、中学校を優先して居場所サポーターを配置する合理的な理由は存在していなかったと考えられる。

今後の居場所サポーターの配置においては、児童数のみでなく、問題行動件数や不登校児童の数も考慮して優先的に配置する小学校を検討されたい。

学校内外の機関等で相談・指導を受けた不登校児童生徒の人数

	小学校	中学校
相談・指導を受けた人数	259人	280人

(出典：児童生徒支援課提供資料を元に監査人作成)

[意見-42] 校内フリースペースの設置について

児童生徒が安心できる大切な居場所となるよう、教職員および居場所サポーターが校内フリースペースに通ってきた児童生徒に寄り添い、自発的な取組を大切にする場として、校内フリースペースの配置を進めている。

令和7年度において市内全13中学校と14小学校にフリースペースが設置され、居場所サポーターも配置されているが、14小学校においては校内フリースペースが未設置の状況であり、全小学校での設置は完了していない。

校内フリースペースが設置された小学校、中学校に居場所サポーターを配置しており、校内フリースペースの設置が完了しないと居場所サポーターも配置されない状況となっている。既に小学校においても不登校児童が相当程度発生しており、そのような児童にとって学校へ通学するきっかけともなり得る校内フリースペースの存在意義は非常に高いとのことであるので、早急に校内フリースペースを設置することが望まれる。

また、今後の校内フリースペースの設置においては、既に設置が完了している小学校、中学校から児童生徒のけがの防止やより快適な居場所づくりの観点から意見を聴取し、今まで設置した以上に安全、安心かつ快適な施設を設置できるように工夫されたい。

[意見-43] 校内フリースペースの設置場所について

校内フリースペースの設置場所が確保できない学校では、過去には、代替的な対応として校長室や保健室を開放し、校長先生や保健室の先生が不登校児童の対応をしている事例もあったとのことである。

代替スペースの活用は、小学校の生徒数増加により教室の確保ですら十分でない状況下において、場所が確保できないことを理由に校内フリースペースの設置が遅れ、居場所サポーターも配置されない状況を打開するための一時的な施策としては有用であると考えられる。

校内フリースペースは、不登校児童にとって学校に登校するきっかけとなる場所であり、いつでも同じ場所に存在し、しかるべき対応者が存在することが重要である。そのため、今後も新規に校内フリースペースの確保が難しいのであれば、他の自治体での取り組みを参考に図書室や他の特別教室の一部転用についても検討されたい。

[意見-44] 支援先リーフレットの作成及び周知について

不登校児童生徒への支援先として、明石市内の相談機関や保護者の会、教育支援センター、フリースクール・校内フリースペース等の情報をまとめたリーフレットを作成、周知し、不登校児童生徒の保護者支援を行っている。

リーフレットは、「明るく元気に登校するために」という表題で、「不登校とは」、「家庭での対応」、「学校での対応」や相談窓口が掲載されている。当該リーフレットには、各種の相談窓口に関する電話番号と明石市の不登校対策に関する取組にアクセスできる二次元コードが掲載されており、保護者支援としては一定の効果が期待できるものである。

当該リーフレットは、明石市教育委員会のHPの【不登校未然防止「早期対応マニュアル」の活用】欄に保護者向けのリーフレットとして掲載されており、アクセス性が良くない。また、リーフレット内に掲載されている二次元コードを読み込んでも、保護者向けリーフレットが掲載されているページと同じページに飛ぶだけであり、既にHPを拝見されている保護者にとっては新たな情報の入手はない。

より多くの保護者が当該リーフレットにたどり着くように、掲載場所を変更する、リーフレットではなく、リーフレットの情報自体をHPに掲載するなど工夫を検討されたい。

→ コンテンツ一覧

→ 各課から探す

→ よくある質問

→ 教育委員会

→ 学校教育

- 学校園一覧
- 通学区
- 通学区画議会
- 大久保小学校の過大規模対策
- 山手小学校の通学区変更
- 全国学力・学習状況調査
- 高校入試
- 教育の指針
- 体験活動
- 特別支援教育
- 学校保健・安全
- 通学路の安全対策
- 学校給食（小学校・特別支援学校）
- 学校給食（中学校）
- 学校体育
- あかしっ子元気・体力アップ推進事業
- 学校施設
- いじめ対策
- 不登校対策
- あかし教育研修センター
- 学校防災訓練
- 学校美化・緑化推進
- のびのびパスポート
- 道徳教育
- 教科書
- 明石市学力向上推進事業
- 教育実習
- 小中一貫検討委員会

学校教育

トップページ > 学校教育 > 不登校対策

不登校対策

明石市においては、小中学校の在籍者数に対する不登校の割合が、全国と同様に高い数値となり、特に中学校においては、全国平均を上回る状況が長く続いていることから、本市の大きな教育課題の一つとなっています。

児童生徒支援課では、不登校が生じないように取組や効果的な支援の充実を図るため、次のような様々な取組を行っています。

- [不登校を未然に防ぐ取組](#)
- [不登校生への支援](#)
- [保護者への支援](#)
- [その他の取組](#)

【不登校を未然に防ぐ取組】

不登校未然防止「早期対応マニュアル」の活用

1. 予兆への対応を含めた初期段階からの組織的・計画的な支援
2. 学校と関係機関との連携

- 📄 [不登校未然防止「早期対応マニュアル」](#)（PDFファイル：1339KB）
冊子の著作権は、明石市教育委員会に属します。
- 📄 [保護者向けリーフレット](#)（PDFファイル：453KB）

▲ ページトップ

● 校種関連推

(出典：明石市教育委員会 HP より)

(3) いじめ対策事業

事務事業名		事業所管課
いじめ対策事業		教育委員会事務局 児童生徒支援課
事業の目的		
明石市内就学前児童、小中特別支援学校の児童・生徒、教職員及び保護者、一般市民 学校において、「いじめは絶対に許されない」という意識を育成し、あわせて、学校・家庭・地域が一体となり、いじめを許さない市民意識の高揚を図ることにより、いじめのない社会づくりをめざす。		
成果指標		
指標名	考え方・定義・式	単位
いじめ解決率	いじめを認知した件数のうち、解消または一定の解消が図られた件数の率	%
令和5年度実績	令和6年度目標	令和6年度実績
94	100	93
令和6年度事業費	当初予算(千円)	決算(千円)
報償費	520	530
旅費	25	21
需用費	155	187
役務費	7	0
使用料及び賃借料	38	79
合計	745	817
人件費(参考値)	12,030	12,030
総事業費(参考値)	12,775	12,847

(出典：令和6年度及び令和7年度「事務事業点検シート」)

いじめ対策事業は、児童生徒のよるいじめ防止の取組として、明石こどもサミットの開催、いじめ防止月間において標語、ポスターの表彰、児童生徒及び保護者を対象とするネットいじめ等ネットトラブル防止研修会を開催している。

[意見-45] ネットいじめネットトラブル防止研修会の実施について

児童生徒や保護者等を対象に、インターネットの最新情報と対策に関する学習機会を提供し、ネット社会を正しく生きていく力を養うために、令和6年度は下記の5校で研修会を実施しているが、研修会の開催方法を各学校に任せているため、学校により全校生徒を対象とする学校や特定の学年だけを対象にする学校があり、参加割合が大いに異なる。

ネット社会を正しく生きていく力を養うという趣旨に鑑み、実際に各学校での実施内容を確認すれば、敢えて特定の学年だけに対象を限定する必要はないと考えられる。また、下記のとおりそれぞれの学校で別々に研修を開催しているが、実施内容は似通っており、毎年、数校だけを選んで実施する意義も乏しい。

ネットトラブルの防止という課題は、全ての児童生徒に共通であり、研修素材は小学校用、中学校用でそれぞれ1つ作成し、その素材を全校集会の際に視聴する方法であれば、全児童生徒がネットトラブルに関して考えられる機会が得られるので、外部講師の派遣制度は残しつつも、全児童生徒が同じ研修を受けられる方法を検討することが望まれる。

参加実績

	衣川中	大久保北中	野々池中	朝霧小	魚住小
参加児童生徒数	167人	837人	0人	825人	220人
全児童生徒数	521人	912人	789人	840人	713人
参加割合	32.1%	91.8%	0%	98.2%	30.9%
教職員参加数	12人	51人	5人	50人	12人
保護者参加数	30人	0人	5人	16人	8人
その他参加数	0人	0人	25人	0人	45人
総参加数	209人	888人	35人	891人	285人

(出典：児童生徒支援課提供資料を元に監査人作成)

研修内容

学校	実施内容
衣川中	ネットトラブルの未然防止について
大久保北中	課金トラブルの事例、ゲーム障害、肖像権・名誉棄損、SNSにおける個人特定、情報モラルについて
野々池中	「スマホやネットに潜む危険から身を守る方法」として、スマホやネットの使い方や昨今の軽犯罪につながる事例の紹介

朝霧小	スマホやゲームに潜む危険性について
魚住小	SNS の危険性や使い方について

(出典：児童生徒支援課提供資料を元に監査人作成)

[意見-46] 明石こどもサミットの開催について

明石市では年に1度、各小学校、中学校の代表児童、生徒が集結して、明石こどもサミットを開催している。当該サミットでは、事前アンケート結果の共有、外部専門家による現状の共有が行われたのちに、小学生、中学生混合のチームにより、グループワークとして現状の課題に対する意見交換等が行われており、児童・生徒が自ら現状の課題を考える機会としては非常に有意義なサミットである。

一方で、当該サミットには各学校の代表者しか参加していないので、サミットで認識した現状、課題に対して代表者が考え、議論したことが各学校において共有され、良い取組が実践されることが重要であるが、サミット開催後の対応については、各学校任せになっているため、児童生徒支援課の主導により、サミットの内容を広く共有できる環境を整えることが望まれる。

令和6年度 明石こどもサミット プログラム

- (1) 教育長のあいさつ
- (2) 講師とサポーターの紹介
- (3) ネット等に関する事前アンケート結果の発表
- (4) ネットトラブル事案の現状について
- (5) グループワーク
- (6) 公開検討会
- (7) 感想交流
- (8) 終わりのあいさつ

(出典：明石こどもサミット 2024 より抜粋)

(4) 教育相談事業

事務事業名		事業所管課
教育相談事業		教育委員会事務局 児童生徒支援課
事業の目的		
市内の園児、児童、生徒、保護者及び教職員等 いじめや不登校、問題行動等に関する教育相談を通じて、相談対象となる子どもの健全育成を支援する。		
成果指標①		
指標名	考え方・定義・式	単位
一般・専門相談件数	教育相談員・専門相談員による相談件数	件
令和5年度実績	令和6年度目標	令和6年度実績
761件	800	683件
成果指標②		
指標名	考え方・定義・式	単位
S S W相談件数	スクールソーシャルワーカーによる相談件数	件
令和5年度実績	令和6年度目標	令和6年度実績
4,131件	4,000	4,369件
令和6年度事業費	当初予算(千円)	決算(千円)
旅費	2	21
需用費	24	12
合計	26	33
人件費(参考値)	29,090	29,090
総事業費(参考値)	29,116	29,123

(出典：令和6年度及び令和7年度「事務事業点検シート」)

教育相談事業では、教育相談員(教員OB)、専門相談員(臨床心理士、精神科医)、社会福祉士資格を有する主任スクールソーシャルワーカー、臨床心理士の資格を有する主任スクールソーシャルワーカーがそれぞれの専門性を活かして相談に応じており、近年の相談件数は下記のとおりである。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談件数	786件	761件	683件

(出典：児童生徒支援課提供資料を元に監査人作成)

[意見-47] 明石市スクールソーシャルワーカーの対応状況について

各学校においては、明石市スクールソーシャルワーカーを全13中学校区に配置し、いじめ・不登校・虐待（ヤングケアラーを含む）等の対応等の更なる支援を進めてり、スクールソーシャルワーカーが相談を受けた事案については、個別の評価シートを作成し、記録・保存されているが、当該資料を活用した全体での傾向分析等が行われていない。

相談内容についても多様化が進んでいる状況下においてこそ、情報を整理し、共通する課題、増加傾向にある課題等を研修テーマとして活用することを検討されたい。

(5) 青少年健全育成事業

事務事業名		事業所管課
青少年健全育成事業		教育委員会事務局 児童生徒支援課
事業の目的		
市内の園児、児童、生徒、保護者、教職員及び一般市民 地域や学校、関係機関との連携のもと、青少年の健全育成・非行防止を行うとともに、保護者や地域の大人たちが青少年の非行・被害防止についての関心を高め、見守り育てていく環境を醸成する。		
成果指標①		
指標名	考え方・定義・式	単位
青少年補導委員活動延べ人数	各地区青少年補導委員活動報告に基づく活動延べ人数により、地域における子どもたちに対する見守り、寄り添いなどの頻度を表す。	人
令和5年度実績	令和6年度目標	令和6年度実績
7,943	9,000	8,322
成果指標②		
指標名	考え方・定義・式	単位
児童生徒の問題行動件数(暴力行為)	小学校児童・中学校生徒の問題行動件数(暴力行為)	件
令和5年度実績	令和6年度目標	令和6年度実績
64	80以下	69
令和6年度事業費	当初予算(千円)	決算(千円)
報償費(青少年補導委員謝金)	7,140	7,098
報償費(ネット監視員(コンサルタント)、青少年補導委員研修講師謝金等)	440	482
旅費	65	64
需用費	125	111
委託料	988	988
その他	189	177

合計	8,947	8,920
人件費（参考値）	28,230	28,230
総事業費（参考値）	37,177	37,150

（出典：令和6年度及び令和7年度「事務事業点検シート」）

青少年健全育成事業では、明石市青少年補導委員による街頭補導・環境浄化活動等の実施、中学校校区ごとに組織する地区青少年愛護協議会と委託契約を結び、各地区における青少年の健全育成等に取り組んでいる。

明石市青少年補導委員会 補導活動実績

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
街頭補導延べ出勤回数	1,111回	1,132回	1,108回
街頭補導延べ出勤人数	8,871人	8,553人	8,322人
補導・相談件数	47件	50件	77件

（出典：児童生徒支援課提供資料を元に監査人作成）

令和6年度地区青少年愛護協議会への委託金額及び決算額

地区	委託金額	決算額
錦城地区青少年愛護協議会	70	70
朝霧地区青少年愛護協議会	102	102
大蔵地区青少年愛護協議会	98	98
衣川地区青少年愛護協議会	107	107
野々池地区青少年愛護協議会	105	105
望海地区青少年愛護協議会	112	112
大久保地区青少年愛護協議会	127	127
大久保北地区青少年愛護協議会	130	130
高丘地区青少年愛護協議会	76	76
江井島地区青少年愛護協議会	107	107
魚住地区青少年愛護協議会	91	91
魚住東地区青少年愛護協議会	122	122
二見地区青少年愛護協議会	113	113
合計	1,366	1,366

（出典：児童生徒支援課提供資料を元に監査人作成）

[指摘－33] 明石市青少年補導委員会と地区青少年愛護協議会での活動重複について

令和6年度の地区青少年愛護協議会の事業実績報告書によれば、8地区青少年愛護協議会で事業活動としてパトロールや街頭補導が行われており、中には明石市青少年補導委員会と協同して実施されているケースも確認できるものの、結果として委託事業の一部が他の事業と重複している。

児童生徒支援課においては地区青少年愛護協議会が単独でパトロール等を実施する意義を確認し、地区青少年愛護協議会でのパトロール活動を委託事業の内容として容認するのであれば、明石市青少年補導委員会の活動について、予算の見直しを検討する必要がある。

[指摘－34] 委託事業の見直しについて

児童生徒支援課では、中学校区ごとに組織する地区青少年愛護協議会に対して青少年健全育成のための取組を委託しているが、「[指摘－35] 委託費の使い切りについて」、「[指摘－36] 備品の管理について」、「[指摘－37] 切手の管理、報告について」、「[指摘－38] 報告書に添付される領収書について」、「[指摘－39] 委託費としての支出内容について」に記載のとおり、委託事業としての管理が十分に行われておらず、委託費による支出内容も事業との整合性が十分に確認できない支出等に充てられており、実質的には各地区青少年愛護協議会に対する運営費補助となっている。このような実態に即さない委託費の支出は適切でなく、支給形態の変更を含めた当該事業の見直しを検討する必要がある。

[指摘－35] 委託費の使い切りについて

青少年健全育成のための取組として各地区青少年愛護協議会に支出した委託費は、過去3年間において全地区青少年愛護協議会で1円残らず使用されており、一度も委託費の返還が生じていない。これは、当該委託費を実質的な運営費補助として地区青少年愛護協議会がとらえ、積極的に委託費を使用していること以外に合理的な説明がつかず、青少年健全育成に直接関連しない支出も確認されている。

委託費は、本来であれば明石市が実施する事業を委託する代わりに明石市が費用を負担するものであり、児童生徒支援課はその趣旨を各地区青少年愛護協

議会に説明するとともに、委託費に返還が生じない理由も含め、委託費の使用実態について確認する必要がある。

[指摘-36] 備品の管理について

本来であれば、委託費で購入した備品等の管理については、委託契約でその扱いが取り決められるべきであるが、明確な取り決めがなく、児童生徒支援課は委託費にて購入した備品等の管理について、指導もしていない。そのため、実際に委託費で購入された備品の活用状況を確認した施設において、下記の課題が検出された。

魚住地区青少年愛護協議会では、委託費で令和4年から6年にかけてさすまたを毎年購入し、幼稚園、小学校、中学校に配布している。配布先である幼稚園に訪問し、現物を確認した結果、令和4年から6年度に配布されたさすまた3本とそれ以前に配布されたさすまた1本の計4本を園内に保管していた。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
清水幼稚園	2本	1本	1本
錦浦幼稚園	1本	1本	1本
清水小学校	1本	1本	1本
錦浦小学校	1本	1本	1本
魚住中学校	1本	1本	1本
合計	5本	5本	5本

(出典：児童生徒支援課提供資料を元に監査人作成)

①児童生徒支援課で使用実績を把握できていない

当該地区青少年愛護協議会では、さすまたの購入実績と配布先を管理していたが、実績報告書には詳細な記載はなく、児童支援課では購入本数と配布先を把握できていなかった。本来、毎年複数の物を購入している場合には、委託事業におけるその必要性を確認するべきである。

②配布先への指導ができていない

さすまたの保管状況を確認するために訪問した幼稚園では、配布された4本のさすまたを1階の教員室の横に1本、教員室内に1本、2階の廊下に2本という配置で保管していた。

さすまたについては、幼稚園から地区青少年愛護協議会に依頼したものではなく、地区青少年愛護協議会から一方的に配布されたものである。仮に他の地区でも同様に地区青少年愛護協議会で地域の学校園からの要望を確認することなく購入した物品を配布するのであれば、物品の使用に関しても指導を行うことを検討されたい。今回現物を確認したさすまたであれば、毎年購入して配布するのであれば、適切な設置場所の指導も合わせて実施することが考えられる。



(監査人撮影、さすまたの保管場所)

[指摘-37] 切手の管理、報告について

複数の地区青少年愛護協議会において、委託費にて総会の案内状の送付のために切手を購入したことが報告されているが、切手の購入、管理等についてもルールが設定されておらず、各地区青少年愛護協議会に委ねられている。切手については、未使用品であれば換金可能であり、切手を購入した場合には管理台帳を作成し、購入枚数、金額、使用用途、及び、実際の使用実績も管理台帳に記載し、報告してもらうルールを設定する必要がある。

[指摘-38] 報告書に添付される領収書について

各地区青少年愛護協議会から事業実績報告書が提出され、当該報告書には支出に関する領収書が添付されているが、領収書の添付に関する詳細なルールが定められていないため、明細書が添付されておらず、領収書だけではその金額の妥当性を確認できない支出が散見された。また、このような明細書の添付が

なく、支出内容、金額の妥当性が十分に確認できない領収書に対しても、児童生徒支援課は報告額と支出額の一致確認のみで終わってしまっており、実質的な内容の確認が行われていないと言わざるを得ない。一定金額以上の支出に対しては領収書だけではなく、その内容が確認できるような明細書の添付を義務付けるなどのルールを設定し、児童生徒支援課でも支出内容の妥当性を十分に確認することが必要である。

[指摘-39] 委託費としての支出内容について

令和4年度から6年度の各地区青少年愛護協議会の支出内容を確認した結果、当該委託事業との関連性が十分に確認できない支出が散見された。下記は、主な内容であり、これらの支出が地区青少年愛護協議会運営において本質的に必要なものであれば、委託事業としての支出は適切でなく、全地区青少年愛護協議会を対象として、地区青少年愛護協議会の運営費予算として支出することを検討する必要がある。

- ・総会冊子代
- ・講師手土産代（アルコールとつまみ）
- ・体育祭等の警備費用
- ・横断幕、看板代
- ・夏祭り協賛金 など

なお、支出内容の妥当性を確認するためには、下記の手続きを実施する必要がある。

- ①地区青少年愛護協議会単位での支出について経年比較を実施すること
各地区での過去3年度の支出内容を確認し、毎年度同じような支出が行われている場合には、その適切性について慎重に検証すること。
- ②他の地区青少年愛護協議会との支出内容を比較すること
支出内容を他の地区と比較し、他の地区では行われていない支出がある場合には、その支出が委託事業の遂行上、どのような理由が必要であったかを確認すること。

7 あかし教育研修センターに対する監査結果

7-1 あかし教育研修センターの事務事業

(1) 学校情報通信機器運用事業

事務事業名		事業所管課
学校情報通信機器運用事業		教育委員会事務局 あかし教育研修センター
事業の目的		
GIGA スクール構想を実現し、誰一人取り残すことのない個別最適化された学びを継続的に実現することをめざして、明石市立小学校・中学校・養護学校に機器を整備し、情報教育の充実及び効率化を図る。		
成果指標①		
指標名	考え方・定義・式	単位
国が示す推奨帯域を満たしている学校の割合	1人1台端末の利活用を更に進めるため、各学校の回線や接続機器の見直しを行い、文部科学省から示された学校規模ごとのネットワーク推奨帯域を確保する。	%
令和5年度実績	令和6年度目標	令和6年度実績
2	100	5
成果指標②		
指標名	考え方・定義・式	単位
ICT 支援員派遣回数	授業の ICT 化を推進し、誰一人取り残さない学びを実現するために、各学校へ ICT 支援員を派遣し、授業の支援等を行う。	回
令和5年度実績	令和6年度目標	令和6年度実績
287	280	261
令和6年度事業費	当初予算 (千円)	決算 (千円)
需用費	40,025	49,713
役務費	5,163	4,728
委託料	147,755	135,471

使用料及び賃借料	130,278	130,229
備品購入費	5,325	3,766
その他	50	6
合計	328,596	323,913
人件費（参考値）	36,350	36,350
総事業費（参考値）	364,946	360,263

（出典：令和6年度及び令和7年度「事務事業点検シート」）

学校情報通信事業は、GIGA 構想の実現に向けて、大型掲示装置の設置、児童生徒及び教員のタブレット端末、無線 LAN 機器等の保守管理、ICT 機器を活用した学びの提供とその支援を実施している。

[意見-48] 学校情報通信機器運用事業の管轄について

あかし教育研修センターでは、「GIGA スクール構想を実現し、誰一人取り残すことのない個別最適化された学びを継続的に実現することをめざして、明石市立小学校・中学校・養護学校に機器を整備し、情報教育の充実及び効率化を図る。」ことを目標として掲げ、学校情報通信機器運用事業に取り組んでいるが、当該事業の対象に明石市立商業高等学校が含まれていない。

そのため、市立明石商業高等学校事務局においても「GIGA スクール構想に基づき、ICT 環境を整備し、生徒の更なる情報活用能力の育成と、深い学びの実現を目指す。」ことを目標とした事業を実施しており、GIGA 構想を実現するための取組を同じ教育委員会内の異なる2つの組織で異なる事業として担っている。

これは、明石商業高校においては GIGA スクール構想以前から商業高校としての独自の校内ネットワーク、サーバー管理、フィルタリング、セキュリティ対策等の情報管理システムが構築されていたのに対し、GIGA スクール構想後に取組が始まった小学校・中学校・養護学校とは、事業主体が異なっているものであり、小学校・中学校・養護学校では、タブレットを生徒に貸し出しているのに対し、高等学校では、タブレットは生徒の持ち込みという違いも存在するためである。

現状では、あかし教育研修センターの職員2名が市立明石商業等高等学校事務局も兼務しているので、両事業間で一定の情報共有は行われているとのことだが、ICT 環境の整備という専門性の高い分野に携わる人員を集約することで、個人の技量向上と組織としてのノウハウ・経験等が蓄積されることで、当

該事業の更なる効率化も期待できるため、あかし研修センターと市立明石商業高等学校事務局でそれぞれ実施している GIGA 構想の実現するための事業をあかし研修センターで一括して実施することの可否についても検討されたい。

(2) 教育研究事業

事務事業名		事業所管課
教育研究事業		教育委員会事務局 あかし教育研修センター
事業の目的		
<p>○教職員が、各学校の教育課程及び各教科等の指導内容・方法に関して深く理解する。(知識)</p> <p>○特に若手教員が、高い専門性と指導能力を身に付けている先輩の教育技術を受け継ぐ。(活用)</p> <p>○管理職が、信頼される学校運営を推進するための危機管理意識を高める。</p> <p>○ベテランや中堅が若手の育成に進んで取り組む。</p>		
成果指標		
指標名	考え方・定義・式	単位
受講後アンケート	研修内容を受講後の自らの教育実践に生かした(よく生かした、だいたい生かした)と自己評価した受講者の割合	%
令和5年度実績	令和6年度目標	令和6年度実績
90	90	90
令和6年度事業費	当初予算(千円)	決算(千円)
報償費	4,500	4,056
旅費	430	232
需用費	338	337
委託料	800	730
使用料及び賃借料	44	0
負担金補助及び交付金	5	0
合計	6,117	5,355
人件費(参考値)	28,500	28,500
総事業費(参考値)	34,617	33,855

(出典：令和6年度及び令和7年度「事務事業点検シート」)

教育研究事業は、教職員研修の実施、研修支援及び「研究紀要」の発行が主な業務であり、研修支援としては、スーパーバイザー等講師派遣事業、教科等研修講座の開設、研究グループへの研究委託を実施している。スーパーバイザ

ーについては、大学教員を中心に選考・依頼しスーパーバイザーとして登録し、市内学校園等の校内研究・研修について学校園からの要請に基づき、適切なスーパーバイザーを派遣しており、スーパーバイザーの登録及び派遣実績は下記のとおりである。

スーパーバイザーの登録者数及び派遣回数

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
登録者数	65人	63人	67人
派遣回数	117回	119回	120回

(出典：あかし研修センター提供資料を元に監査人作成)

[意見-49] スーパーバイザー等講師派遣事業について

あかし教育研修センターでは、学校園等からの派遣要請に基づき、研究・研修内容を確認して、適切と考えられるスーパーバイザーをあかし教育研修センターで選定し、派遣しており、毎年度120回近く学校園に派遣しているが、結果として下記のとおり年間を通じて派遣実績がなかった学校園が複数存在している。各学校園への派遣回数の上限は設定されていないため、令和6年度において最も多い施設には年間で3回派遣を実施しており、また、令和4年度からの3年間で派遣回数が最多の学校は10回であったのに対し、最少の学校は1回のみであり、当該事業に対する各学校園の取組に大きな違いが生じている。

スーパーバイザー派遣時用の追加資料においても「多くの学校園において研究推進を活性化させ、教職員の指導力向上に寄与するために、すべての学校園に1回は派遣することを第一義とする。」ことが記されており、学校園ごとにスーパーバイザーの派遣回数を制限する必要はないが、市内にあるすべての学校園にとって有用な事業となるように派遣要請がない学校園については、派遣要請がない理由や問題・いじめ件数などの現状を把握し、その状況に応じて適切な研修内容に関するアドバイスや適任なスーパーバイザーを紹介することが望まれる。その際には、令和6年度に改訂されたスーパーバイザー派遣事業設置要綱にある、年度途中からでも新規講師の委嘱が可能となった制度を積極的に活用し、学校園の現状に沿ったスーパーバイザーの派遣が適時に実施されるように努められたい。

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
派遣総回数	117回	124回	106回
未派遣施設数	12施設	15施設	2施設

(出典：あかし研修センター提供資料を元に監査人作成)

8 明石商業高等学校事務局に対する監査結果

8-1 明石商業高等学校事務局の事務事業

(1) 明石商業高等学校運営事業

事務事業名		事業所管課
明石商業高等学校運営事業		教育委員会市立明石商業高等学校事務局
事業の目的		
明石商業高等学校の生徒一人ひとりが、社会人としての教養、知識を身につけ、それぞれが希望する進路へ進み、社会で活躍できる人材となる。		
成果指標		
指標名	考え方・定義・式	単位
生徒満足度	生徒アンケートの質問「明商に入学してよかったか。」の回答で「そう思う。」「大体そう思う。」の回答割合は生徒満足度の指標となる。	%
令和5年度実績	令和6年度目標	令和6年度実績
90	100	100
令和6年度事業費	当初予算(千円)	決算(千円)
報酬	100	0
報償費	55	0
旅費	5,841	4,144
委託料	9,396	9,217
使用料及び賃借料	120	118
負担金補助及び交付金	1,087	831
合計	16,599	14,310
人件費(参考値)	9,483	343,960
総事業費(参考値)	26,082	358,270

(出典：令和6年度及び令和7年度「事務事業点検シート」)

明石商業高等学校施設整備事業では、専門性の高い部活動における外部講師等を採用しており、令和6年度は採用面談を実施して12名の外部講師を採用している。外部講師採用における採点基準は下記のとおりである。

採点基準

採点基準に基づき、合計で13点以上であれば合格

採点項目	採点基準
志望動機	(5点) 優れている (3点) 普通 (1点) 劣っている
知識・技能	(5点) 優れている (3点) 普通 (1点) 劣っている
意欲・態度	(5点) 優れている (3点) 普通 (1点) 劣っている
協調性	(5点) 優れている (3点) 普通 (1点) 劣っている
使命感	(5点) 優れている (3点) 普通 (1点) 劣っている
職務経験	(5点) 活かせる (3点) 普通 (1点) 活かさない

(出典：市立明石商業高等学校事務局提供資料を元に監査人作成)

[意見-50] 外部講師の採用基準について

明石商業高等学校では、部活動の活性化の一つとして専門性の高い部活動には外部講師を採用している。

当該外部講師の採点基準は、6項目からなっており、各項目に対して1点、3点、5点のいずれかを採点し、合計で13点以上であれば合格する。そのため、当該採点基準においては、6項目中2項目で5点を取れば、残りの4項目については、全て1点でも、合計で14点となり合格基準を満たすことができる仕組みとなっている。

専門性の高い部活動においても、外部講師として招聘する者には、専門性だけでなく、教員と同等程度の人間性が求められるべきであり、現状の採点基準は無意味に合格最低点が低すぎるので、合格最低点の引き上げや項目単位で最低点を複数とった者は採用しないなどの基準をおりこんだ採点基準に改正することが望まれる。

なお、令和6年度の採点結果を確認した結果、12人中10人が30点であり、他の2名も28点だったため、実質的に採点基準を引き上げても現在の採用状況には影響を与えない。

[意見-51] 外部講師への謝礼金について

明石商業高等学校では、外部講師への謝礼金は委任状にて「1時間あたり1,631円 但し、1月につき12時間を上限とする」ことが定められている。指導時間数に上限を設けない場合には、外部講師の裁量により指導時間数が決まり予算管理が難しくなるため、上限時間を設けることには一定の合理性があると考えられる。

一方で、令和6年度の給与の支給実績によれば、12人中8人に対しては毎月上限時間に基づく額を支給している状況のため、外部講師が実際に何時間程度、部活動に関与しているかを把握し、上限時間の見直しを定期的に検討することが望まれる。

(2) 明石商業高等学校福祉科運営事業

事務事業名		事業所管課
明石商業高等学校福祉科運営事業		教育委員会市立明石商業 高等学校事務局
事業の目的		
今後、ますます必要とされる福祉分野の知識・技術の学習を通じ、資質や能力を身に付けた生徒が、介護福祉士の国家資格を取得し福祉分野へ就職することはもとより、福祉系・医療系の大学等に進学し更なるスキルアップを目指すなど、生徒の自己実現を促進し、将来についての可能性を広げることを目指し、市立明石商業高等学校で福祉科を運営する。		
成果指標		
指標名	考え方・定義・式	単位
介護福祉士国家資格取得	卒業時（高校3年1月）に介護福祉士国家試験を受験し合格する。	%
令和5年度実績	令和6年度目標	令和6年度実績
-	100	0
令和6年度事業費	当初予算（千円）	決算（千円）
報償費	196	0
旅費	600	988
需用費	604	599
役務費	270	166
委託料	1,700	1,524
負担金補助及び交付金	566	328
合計	3,936	3,605
人件費（参考値）	7,580	7,580
総事業費（参考値）	11,516	11,185

（出典：令和6年度及び令和7年度「事務事業点検シート」）

明石商業高等学校福祉科運営事業は、令和6年度に創設された福祉科の運営に関する事業である。現在、福祉科の生徒は1期生と2期生の2学年であり、令和8年度に1期生の生徒が介護福祉士国家試験を受験するので、その際の国家試験全員合格を目標に掲げている。

明石市はSDGs先進都市として指定され、17の目標の中に「健康と福祉」が入っており、明石市がイメージする「健康と福祉」を市民に広げ、安心なま

ちづくりを進めていく中で、明石商業高等学校福祉科を通じて人を育て、次世代を担う子どもたちに福祉の心が浸透していくことが期待し、また明石市保健福祉協議会施設協会からの要望等もあり、福祉科は創設されている。

福祉科の創設に向け明石市立明石商業高等学校福祉科創設検討会が3回行われており、最終的には令和3年11月に下記の報告書が取りまとめられている。

設置趣旨

本市では、高齢者や障害者等、誰もが住み慣れた地域で、安心して自分らしく生活できる、福祉のまちの実現に向けた様々な取り組みを実施している。このような福祉のまちづくりのなかで、今後ますます必要とされる福祉分野の専門的かつ実践的な知識・技術の学習を通じ、地域福祉の推進と持続可能な福祉社会の発展を担う専門職業人として必要な資質・能力を育み、将来にわたり自己実現を図ることができる人材の育成を目指し、市立明石商業高等学校に福祉科を創設することにつき、関係者による検討を行うため、検討会を設置する。

(1) 福祉科創設にあたっての重要事項

①中学生のニーズ

市立中学校の生徒の高等学校進学に関する現状としては、「公立」、「市内」を志望する傾向が強く、福祉科を含む専門学科への進学者数は少ない。福祉科については、市外の私立福祉系高等学校に数名が進学している状況である。

市内に福祉系高等学校が無い状況で、少数ながらも福祉科への進学者がおり、「公立」、「市内」を志望する全体の傾向も踏まえると、市内に公立福祉系高等学校が設置されれば、今以上に福祉科に興味を持つ生徒が増え、進路指導に当たる教員の意識も変化すると予想される。福祉科への入学ニーズが少数であったとしても、福祉を学びたいという生徒の学習意欲に添えていくことは、公立高等学校の役目である。入学ニーズの増加については、市内小・中学校と明石商業高等学校が、「誰ひとり取り残さない、持続可能なまちづくり」という考えのもと、共同して子どもを育てるという共通認識を持ち、福祉教育を充実させることが重要である。また、明石商業高等学校福祉科の魅力や、同科に進むことで描ける福祉分野への就職はもとより、幅広い分野への進路（進学・就職）といった将来像について、小・中学生や保護者、教員に積極的な情報提供（体験授業、動画配信、高等学校生との対話など）を行うことで、福祉分野全般はもとより、職業としての福祉への理解と

関心を持ってもらうことができれば、入学ニーズの増加につながると考えられる。

②定員数

福祉科では、実技指導や、国家試験対策等、きめ細やかな教育を行う必要があるため、1学年1クラスとし、生徒数については、法律で標準とされている1クラス40人を下回る少人数学級とすることが望ましい。少人数学級でない場合は、クラスを少人数に分け授業を実施すること等の対応が考えられる。

③施設整備

福祉科創設にあたり、整備が必要となる実習棟の場所は、明石商業高等学校の敷地内で、他の学校活動に支障が無い所が望ましい。規模については、1クラスの定員数が40人未満になった場合でも、社会人向け国家試験対策講座の開催等を想定し、40人に対応できる規模が望ましい。

(2) 福祉科の教育活動における特色づくりなど

- ・修学旅行でヨーロッパなどの福祉先進国に、学校等からの費用助成により少ない自己負担で行くことができれば魅力の一つとなる。
- ・高等学校生による高齢者との触れ合いや、みんな食堂※でのボランティア活動、中学校での福祉の出前講座、また中学生による実習棟での介護体験等、商業科の生徒も巻き込んだプログラムも含めて、様々な人と一緒に何か出来るような企画を考えていくことで、地域と連携しながら、明石の福祉教育の拠点となるような取り組みを行う。
- ・全国高校生介護福祉研究発表会など、日頃の学習の成果を発表できる機会に積極的に参加する。

(出典：明石市立明石商業高等学校福祉科創設検討会報告書より抜粋)

なお、現在の福祉科の生徒状況は、下記のとおりである。

	募集人数	入学者数	在籍者数
令和6年度	40人	40人	36人
令和7年度	40人	32人	31人

(出典：市立明石商業高等学校へのヒアリングを元に監査人作成)

[意見－52] 福祉科の今後について

福祉科は、明石市保健福祉協議会施設協会からその創設に関する要望を受け、明石市立明石商業高等学校福祉科創設検討会での協議を経たのち、令和6年度に創設されている。

明石市立明石商業高等学校福祉科創設検討会において、中学生の福祉科に対するニーズが高くないことは認識しつつも、「少数ながらも福祉科への進学者がおり、「公立」、「市内」を志望する全体の傾向も踏まえると、市内に公立福祉系高等学校が設置されれば、今以上に福祉科に興味を持つ生徒が増え、進路指導に当たる教員の意識も変化すると予想される」との見込みのもと創設されたが、「[意見－53] 事業の運営目標について」に記載のとおり、年度における事業の成果指標や目標値が設定されておらず、また「[指摘－40] 応募人員について」や「[意見－54] 退学者について」に記載のとおり、創設2年目で既に応募者は定員割れとなっているだけでなく、初年度入学者においても既に1割が退学している。

福祉科創設時には定員を超える志願者があり、福祉に関心を持つ生徒が少なくないことがうかがえるので、福祉科を創設した趣旨が児童・生徒に伝わるように各小・中学校で福祉や介護に関する啓蒙活動を継続的に実施することに努められたい。また、今後の応募人員や退学者の状況を見守りつつ、市民から望まれる福祉科のあり方についても継続的に検討を行うことが望まれる。

[意見－53] 事業の運営目標について

福祉科は、「誰ひとり取り残さない、持続可能なまちづくり」という明石市の「健康と福祉」の方針等に基づき創設されており、その創設に際して具体的な運営目標が設定されていない。そのため、「[意見－59] 目標値の設定年次について」で記載のとおり、明石商業高等学校福祉科運営事業の成果指標と目標値は、令和8年度の介護福祉士国家試験の合格率100%のみとなっており、年度における事業の成果指標や目標値が設定されていない。

福祉科の創設においては多額の予算が投じられているにもかかわらず、具体的な成果指標が将来的な介護福祉士国家試験の合格率だけでは不十分である。福祉科の創設が明石市の社会福祉にもたらす効果、貢献等を単年度で測定することが難しいことは理解するものの、明石市の介護人材が不足している状況を鑑みると、将来的には明石市の介護人材確保にも貢献する必要がある、例えば、明石市内施設との共同での研修回数を成果指標として設定するなど、明石市の福祉施設及び福祉科の生徒の双方にとってメリットのある取組を後押しす

るきっかけにもなると考えられるような成果指標を事業の運営目標とし設定し、適切なPDCAサイクルを構築し、福祉科の運営に努められたい。

〔指摘－40〕 応募人員について

明石市立明石商業高等学校福祉科創設検討会においても、明石市内の中学生のニーズが高くないことは認識していたが、福祉を学びたいという生徒の学習意欲に応じていくことは、公立高等学校の役目であるとの認識のもと福祉科を創設している。

県内福祉科における定員割れの状況は、明石市立明石商業高等学校福祉科創設検討会の資料においても認識されており、創立前から福祉科について様々な方法でアピールを続けてきたが、結果として創立2年目で定員割れを起こしている。

今後は、明石市立明石商業高等学校福祉科創設検討会においても取りまとめられている福祉科の教育活動における特色づくりなどの実践と発信により、入学者の増加に努める必要がある。

兵庫県内の福祉系高等学校の現状（令和3年度）

学校名	募集定員	出願者数
龍野北	40人	38人（0.95倍）
日高	40人	28人（0.70倍）
武庫荘	40人	38人（0.95倍）
須磨ノ浦	26人	42人（1.62倍）

（出典：市立明石商業高等学校事務局提供資料を元に監査人作成）

[意見-54] 退学者について

明石市立明石商業高等学校福祉科創設検討会においても、ミスマッチ防止について議論が行われているものの、明石商業高等学校では、従前からオープンハイスクールや授業体験、部活動体験を年3回実施していること、福祉科は「福祉を勉強したい、将来介護士になりたいという、強い気持ちを持った生徒が進学すると思われ、ミスマッチは起こりにくい」との考えから、福祉科独自のミスマッチ防止について、十分に議論が行われていなかった。令和6年度入学者に対しては、必要に応じて補修を行い、必要単位数の取得に向けた支援を実施しているものの、既に1割が退学している。退学者が増加すると、様々な風評が生じ、入学者数にも悪影響を及ぼす可能性があるため、退学理由を適切に把握し、それらを人員募集活動に活かすことで、ミスマッチを生じさせないように努め、また、入学者に対しては学習面、メンタル面等を含めた丁寧な支援体制を構築し、それでも今後も入学者数が伸び悩み、退学者が毎年一定程度発生する場合には、募集人員の見直しについても改めて検討することが望まれる。

(3) 明石商業高等学校施設整備事業

事務事業名		事業所管課
明石商業高等学校施設整備事業		教育委員会市立明石商業 高等学校事務局
事業の目的		
明石商業高等学校の生徒が充実した学校生活を過ごせるよう校舎等の施設を改修、整備し、教育環境を整える		
成果指標		
指標名	考え方・定義・式	単位
老朽化施設の改修必須箇所対応率	改修を必要とする施設箇所に対する対応率	%
令和5年度実績	令和6年度目標	令和6年度実績
70	100	90
令和6年度事業費	当初予算(千円)	決算(千円)
使用料及び賃借料	4,018	4,018
工事請負費	157,300	115,179
合計	161,318	119,197
人件費(参考値)	7,243	7,243
総事業費(参考値)	168,561	126,440

(出典：令和6年度及び令和7年度「事務事業点検シート」)

明石商業高等学校施設整備事業は、普通教室に空調機を整備することで、夏季冬季の学習環境を良好にし、学力向上につなげること及びB棟校舎の第2期改修工事の実施に取り組んでいる。

[意見-55] 特別教室への空調設備の設置について

明石商業高等学校には、普通教室以外に普通科が使用する特別教室があるが、そのうち準備室、物理室や被服室にはまだ空調設備が設置されていない状況である。準備室については、生徒の使用はなく、教員が授業の準備のための使用している部屋となっており、物理室についても使用頻度が高くないとのことであるが、被服室ではミシンの使用など実際に家庭科の授業で頻繁に使用されている。被服室を使用する際には、窓を開けて最大で7台の扇風機を使用することで熱中症対策を講じているとのことであるが、夏場の暑い時期において

空調設備のない環境で授業を受けることは生徒の体調面の課題も懸念されるため、必要に応じて空調設備の設置について予算要求することを検討されたい。



(監査人撮影、被服室の様子と使用されている扇風機)

[意見-56] 体育館1階への空調設備の設置について

体育館棟は昭和54年に完成しており、完成から46年が経過している。全校集会などを実施する2階部分については空調設備が整備されているが、1階部分については未だに空調設備が設置されていない。1階は、剣道場・柔道場（現在は未使用）、トレーニングルームと卓球練習場となっており、卓球部には部員が24名在籍しており練習を実施しているが、空調設備が設置されておらず、送風機2台のみで対応しているとのことであった。実際に卓球練習場を視察したが、風のとおりが悪く、夏場などの暑い時期にはとても2台の送風機だけ、激しい運動を実施するには適切な場所でないと感じた。生徒の体調面の課題も懸念されるため、必要に応じて空調設備の設置について予算要求することを検討されたい。

なお、空調設備の設置には時間と費用を要する場合には、空調設備の設置までの間に、せめて送風機や扇風機を新たに追加で設置するための予算要求することを合わせて検討されたい。

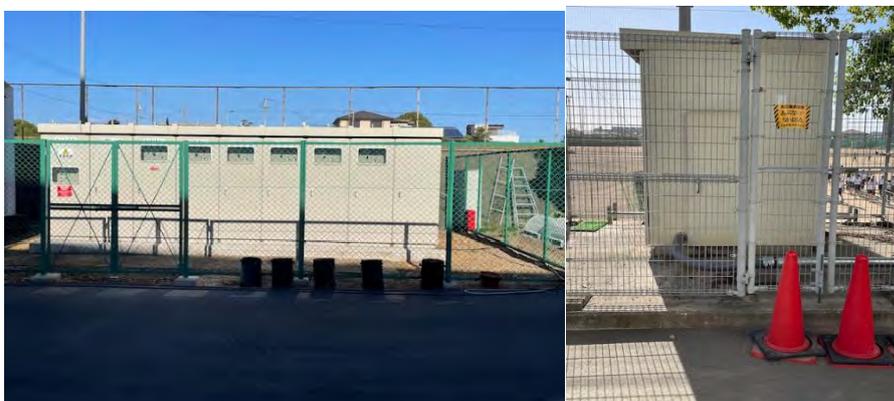


(監査人撮影、体育館1階の様子と使用されている2台の送風機)

[意見-57] 今後の施設整備計画について

明石商業高等学校では、今後の施設整備計画として廊下外壁改修工事、第2キュービクルの改修工事が予定されている。新たな空調設備を設置するためには、既存のキュービクルだけでは容量的に対応不可能とのことで、第2キュービクルの改修工事が必要とのことである。

施設整備計画では、令和8年度にキュービクルの改修などを含めた基本設計を実施し、早くて令和9年度にキュービクルの改修に取り掛かるとのことであり、その場合には、空調設備の設置が令和10年度以降になる可能性があるが、生徒の健康面等を考慮し、必要な空調設備が早期に整備されるように予算等を見直し、早急にキュービクルの改修等に取り組み始めることが望まれる。



(監査人撮影、改修後のキュービクルと改修前第2キュービクル)

9 成果指標に対する監査結果

令和6年度当初予算における事務事業（一般会計及び特別会計では職員費を除く予算の小事業。）を対象として、各所管課は事務事業点検シートを作成している。

事務事業点検シートにおいて、各事務事業の目標及び成果の記載があり、下記の「事務事業点検シートの見方」に記載のとおり、各所管課が事務事業の自主的な見直しを効果的に行うための目安として設定されており、各所管課が自主的にPDCAサイクルによる点検を行っている。

<事業の目的・目標欄>

事業の成果を数値で表す指標とその目標値を記載しています。なお、これらの目標値は、基本的に、事業所管部署における事業の自主的な見直しを効果的に行うための目安として設定しているものであり、目標の達成度合いが、ただちに事業の拡大・縮小に結びつくものではありません。

また、複数の事業に共通の目標を設定している場合や、事業の性質上、目標値の設定になじまない等の理由から、目標値を設定していない事業もあります。

<事業の成果欄>

事業の目標として設定した成果指標とその実績を記載しています。

目標の達成状況や進捗度合を明確にすることにより、その事務事業の有効性や効率性の評価に結び付けるために、事業の成果として記載しています。

なお、数年間で1つの成果物（施設・計画等）の完成を目指す事業の場合は、完成までの過程の進み具合を指標として設定している場合があります。

（出典：令和6年度「事務事業点検シートの見方」）

監査を実施した結果、各事務事業の成果指標や目標値について共通の監査結果が見受けられたため、意見を集約して記載することとする。

[意見－58] 適切な成果指標の設定について

各事務事業において下記のとおり成果指標が適切に設定されていなかった。

- 教育企画室（学校管理担当）

事務事業名	成果指標名	目標値	内容
小・中・特別 支援学校管 理運営事業	電気使用量	小 4,000 千 Kwh 以下 中 2,000 千 Kwh 以下 特別 120 千 Kwh 以下	電気使用量の削 減を目標とすべ きではない
小・中・特別 支援学校施 設整備事業	エレベータ ー整備率	小 令和7年度に100% 中 なし 特別 なし	アクションプラ ンの成果指標を 目標とすべき

小・中・特別支援学校管理運営事業に関して、「明石市立小学校（28校）において教育課程を実施するための必要な経費を負担し、義務教育を円滑に実施する。」という事業の目的を鑑みると経費削減を図る趣旨は理解できるが、電気使用量について前年度から少し削減した目標値を設定していた。しかし、空調設備の増加などに伴い熱中症対策等を前提とすると必ずしも電気使用料の減少のみに着目することは適切とは言えない。

また、小・中・特別支援学校施設整備事業について、アクションプランの成果指標である「トイレ改修率」、「トイレ洋式化率」、「性別や障害の有無に関わらず使用できるトイレの整備率」が掲げられているが、当該事業で成果指標として設定していなかった。

今後、事務事業を実施する際には適切な成果指標の設定が望まれる。

➤ 学校教育課

事務事業名	成果指標名	目標値	内容
小学校体験活動 事業	環境体験事業参加 児童数	2,785 人	全員参加の事業の 参加者数は目標値 とすべきでない。
	自然学校参加児童 数	2,657 人	

環境体験及び自然学校は兵庫県下の児童は原則として全員参加する行事であり、参加人数は所与であり、目標値として設定することは相応しくない。

今後、事務事業を実施する際には、適切な成果指標の設定が望まれる。

➤ 児童生徒支援課

事務事業名	成果指標名	目標値	内容
不登校対策 事業	不登校児童生 徒が関係機関	不登校児童生徒が学 校内外の機関や専門	目標値が達成さ れていない原因 が十分に把握・

事務事業名	成果指標名	目標値	内容
	等と関りを持った割合	家に相談を受けた割合が100%	分析されていない
いじめ対策事業	いじめ解決率	いじめを認知した件数のうち、解消または一定の解消が図られた件数の率が100%	実施事業と成果指標が整合していない
教育相談事業	一般・専門相談件数	いじめや不登校、問題行動等に対する教育相談員・専門相談員による相談件数が800件	過年度実績に応じた目標値数値として据え置かれ、更新されていない
	SSW 相談件数	いじめや不登校、問題行動等に対するスクールソーシャルワーカーによる相談件数が4,000件	

不登校対策事業の成果指標及び目標値は、小学校と中学校にそれぞれで設定されており、実際の割合は令和4～6年度で70%程度である。児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の項目として全学校を調査し、集計を行っているが、目標値は理念上の100%として設定しているものの、実際には現状を見越した70%程度を妥当なラインとしてとらえている。問題行動や不登校に至った経緯については、様々な背景があること、各家庭の判断として学校内外の機関への相談を控えるケースも想定されるため、必ずしも100%の相談割合にならないことは理解できるものの、学校内外の関係機関に相談することのメリット等を説明、周知することがまだ十分に行われていない。

また、相談等を実施していない場合に、なぜ相談等を実施しなかったかの把握、分析が十分に実施できていない。問題の早期発見、解消につなげるためには、止むえない事情がある場合を除き、全員が学校内外の関係機関に相談できるように説明、周知するとともに、それでも相談に至らなかった場合には、その理由を把握することが必要であり、達成不可能な目標値ではなく達成可能な目標値を設定するとともに、学校内外の機関への相談を控えた場合の理由の確認を100%実施するなどの目標設定の追加を検討されたい。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校 学校内外への相談割合	65.5%	67.2%	71.5%
中学校 学校内外への相談割合	74.4%	61.8%	57.7%

(出典：児童生徒支援課提供資料を元に監査人作成)

いじめ対策事業の成果指標として、「いじめを認知した件数のうち、解消又は一定の解消が図られた件数の率」を掲げ、その目標値を100%として設定しているが、事業内容は、「児童生徒によるいじめの防止の取組」、「いじめ防止月間における取組」、「ネットいじめ等ネットトラブル防止研修会」、「ニコニコあかし事業」など、いずれもいじめ等の発生を防止するための取組であり、実際にいじめが認識された後の解消に直接つながるものではないので、成果指標の設定としては適切とは言えず、いじめ対策の効果が測定できる成果指標を設定することなどを検討されたい。

教育相談事業として、教育相談員（教員OB）、専門相談員（臨床心理士、精神科医）、社会福祉士資格を有する主任ソーシャルワーカー、臨床心理士資格を有する主任スクールカウンセラーがそれぞれの専門性を活かして、電話相談及び面談相談を受けている。現状、相談員・ソーシャルワーカーは会計任用職員として11名在籍し、当該11名で全中学校区13区を掛け持ちで担当している。児童支援課としては、専門家への相談のハードルを下げ、気軽に相談できることが1つの指標となると考え、事業開始当初、相談件数を目標値として設定したものが、事業が進むにつれても目標値の見直しが行われていない。既に相談件数としては、相談員・ソーシャルワーカーの体制に見合うものとなっているので、いつまでも相談件数を目標値として設定し続けることは適切ではない。なお、不登校対策事業において、不登校児童生徒が学校内外の機関や専門家等に相談・指導を受けた割合は、上述のとおり70%程度となっており、中には相談したくても相談できなかった児童生徒がいる可能性もあるので、不登校対策事業とも情報共有等で連携し、適正な人員配置を含めた成果指標及び目標値の設定を検討されたい。

➤ あかし教育研修センター

事務事業名	成果指標名	目標値	内容
教育研究事業	受講後アンケート	研修内容を受講後の自らの教育実践に生かしたと自己評価した受講者の割合	目標値が受講者全体に対しての割合ではなく、アンケート回答者に対する割合として設定されている

教育研修事業の目標値「90%」は、アンケートに回答した者のうち、研修内容を受講後に自らの教育実践に活かしたと自己評価した受講者の割合を設定しているが、実際にはアンケートに回答していない者もいるため、アンケートに回答した者の「90%」を目標値とすると、研修受講者全体における実態が把握できないため、適切ではない。まずは、受講者全員によるアンケート回答を促すとともに、受講者全体に対する目標値を設定することが望まれる。

➤ 明石商業高等学校事務局

事務事業名	成果指標名	目標値	内容
明石商業高等学校運営事業	生徒満足度	100%	毎年、生徒満足度は100%となっていないが、その要因の把握ができていない

明石商業高等学校運営事業に関して、生徒アンケートの質問「明商に入学してよかったか」の回答で「そう思う。」「大体そう思う。」との回答割合100%を事業目標としているが、実際に100%となったことはない。また、「そう思う。」「大体そう思う。」以外の回答を選択した生徒に対して、なぜ、当該回答を選んだのかを確認できないようなアンケート形式となっており、100%にならなかった要因の把握ができていない。100%にならなかった要因の把握を行わずに、同じ目標を設定し続けても改善の余地がないので、実績値が目標値に満たない場合には、その要因の把握も実施することが望まれる。

[意見-59] 目標値の設定年次について

令和6年度の各事務事業において下記のとおり、令和7年度または令和8年度を目標年次として目標値を設定していた。

➤ 教育企画室（学校管理担当）

事務事業名	成果指標名	目標値	目標年次
小学校施設整備事業	エレベーター整備率	100%	令和7年度

➤ 明石商業高等学校事務局

事務事業名	成果指標名	目標値	目標年次
明石商業高等学校福祉科運営事業	介護福祉国家資格取得	100%	令和8年度
明石商業高等学校施設整備事業	校舎等の外壁改修率	100%	令和8年度

上表のとおり令和7年度または令和8年度の目標年度を設定しているが、事務事業は単年度で実施するものであるため、令和6年度の目標値を設定することが望まれる。

なお、計画等において令和6年度以降に達成すべき目標値を設定している場合であっても、当該目標値に対して令和6年度までに到達すべき目標値を算出したうえで、令和6年度の成果指標の目標値とすることが望ましい。

[意見-60] 著しく低い目標値の設定について

令和6年度の各事務事業において下記のとおり、過去の実績や令和6年度の実施見込みに対して、著しく低い目標値が設定されている。

➤ 教育企画室青少年教育担当

事務事業名	成果指標名	目標値	内容
少年自然の家運営事業	顧客満足度	95%	前年度95%で達成済み

➤ 学校教育課

事務事業名	成果指標名	目標値	内容
学校園指導事業	明石っ子造形展及び書初め展の来場者数	5,000人	前年度実績8,234名より著しく目標値が低い。
トライやる・ウィーク推進事業	参加生徒にとって充実した活動であったか	100%	
	市民は今後も続けた方がよいと考えているか	90%	前年度実績が既に100%である。
中学校人権教育研究事業	参加者数	20人	過去の実績及び令和6年度見込みが既に50人である。
学校体育関係団体助成事業	運動部入部率	70%	
	実施回数	48回	令和6年度見込みが既に72回である。

実績や見込みに比して著しく低い目標値の設定に意義があるのか疑問である。また十分に達成している成果指標の場合、その他の課題に対して目標値を策定することが望ましい。

[意見-61] 目標値の設定がない事業について

下記のとおり、成果指標及び目標値が設定されていない事業が存在した。

事業所管課	事務事業名	成果指標
教育委員会事務局学校教育課	教職員人事・指導事業	目標値が設定されていない
教育委員会事務局教育企画室学校管理担当	学校園運営支援事業	
	学校体育施設整備事業	
	学校保健管理事業	
	小学校施設維持補修事業	
	中学校施設維持補修事業	
	中学校施設整備事業	
	特別支援学校施設維持補修事業	
	特別支援学校施設整備事業	
教育委員会事務局教育企画室青少年教育担当	子ども育成活動推進事業	
	社会教育団体振興事業	
	青少年活動施設管理運営事業	
	青少年活動促進事業	
教育委員会事務局教育企画室総務担当	教育委員会事務局運営事業	
	就学事務事業	
教育委員会事務局児童生徒支援課	学校園指導事業	

事務事業点検シートの成果指標・目標値の考え方について、明石市ホームページの事務事業点検シートの見方には、以下の記述がある

事業の成果を数値で表す指標とその目標値を記載しています。なお、これらの目標値は、基本的に、事業所管部署における事業の自主的な見直しを効果的に行うための目安として設定しているものであり、目標の達成度合いが、ただちに事業の拡大・縮小に結びつくものではありません。また、複数の事業に共通の目標を設定している場合や、事業の性質上、目標値の設定になじまない等の理由から、目標値を設定していない事業もあります。

(出典：事務事業点検シートの見方より監査人抜粋)

上記のとおり、必ず目標値を設定しなければいけないわけではなく、複数の事業に共通の目標を設定している場合や、事業の性質上、目標値の設定になじまない等の理由から、目標値を設定しない事業も許容されている。

しかしながら、成果指標や目標値は、目標の達成状況や進捗度合を明確にすることにより、その事務事業の有効性や効率性の評価に結び付けるために、重要である。また、各事務事業の遂行にあたり、明石市としてPDCAを回して適切に事務事業を実施していることを確認することができる資料として、事務事業点検シートは重要である。さらに、事務事業点検シートの成果指標・目標値に基づく評価は、PDCAのC（check）の機能を果たすものとして、非常に重要である。そのため、成果指標・目標値に基づく評価を行わないことにつながる成果指標・目標値の未設定については、極力少なくすべきであり、仮に未設定とする場合には、事務事業点検シートの見方に記載されている、理由（複数の事業に共通の目標を設定している場合や、事業の性質上、目標値の設定になじまない等）を明確にし、未設定の理由の妥当性についても外部から検証できるよう検討されたい。

第5 学校往査の結果

1 往査の対象とした学校

教育委員会が所管する学校は中学校が13校、小学校が28校、商業高等学校が1校、特別支援学校が1校となっている。

このうち、生徒・児童数等をはじめとした規模の重要性や、校舎の建設年度、1学級あたりの延床面積、教員の超過従事時間数、月平均の超過従事時間が45時間以上の教員数を対象に、監査対象として可能な限り多くのバリエーションの学校を選定するという方針のもと、以下の中学校3校（大久保北中学校、江井島中学校、魚住中学校）及び小学校3校（沢池小学校、大久保小学校、二見北小学校）と、高等学校として明石市立は1校しかない商業高等学校（明石商業高等学校）を選定し、校舎の外壁の状況のみを視察した高丘東小学校及び高丘西小学校を加えた合計9校の学校往査を行った。

【中学校】

名称	延床面積 (㎡)	建築 年度	生徒 数 (人)	学級 数 (学級)	1学級 あたり 延床面積	教諭平均超過時間		45時間 超の 教員数	学校 往査 選定
						合計	平均		
錦城中学校	5,426	1954	218	11	493.3	504:54	42:04	5	
朝霧中学校	9,419	1975	563	18	523.3	539:56	45:12	12	
大蔵中学校	8,752	1968	598	19	460.6	423:11	35:49	7	
衣川中学校	10,343	1969	521	19	544.4	488:19	40:52	13	
野々池中学校	9,024	1977	789	26	347.1	434:20	36:13	8	
望海中学校	10,590	1971	766	26	407.3	486:26	40:32	13	
大久保中学校	11,050	1960	928	27	409.3	447:12	37:20	11	
大久保北中学校	8,171	1986	912	27	302.6	387:21	32:34	7	○
高丘中学校	9,065	1975	346	14	647.5	505:17	42:06	9	
江井島中学校	7,011	1978	376	14	500.8	634:12	53:10	10	○
魚住中学校	8,933	1957	745	29	308.0	510:40	43:06	19	○
魚住東中学校	8,875	1981	521	19	467.1	477:51	39:49	11	
二見中学校	10,887	1972	725	24	453.6	478:07	39:50	16	

(出典：明石市ホームページ「学校園一覧」、「教育データ」、「明石市立学校施設長寿命化計画」、「月別超過勤務集計表<明石市教委>」を監査人が加工)

【小学校】

名称	延床面積 (㎡)	建築 年度	児童 数 (人)	学級 数 (学級)	1 学級 あたり 延床面積	教諭平均超過時間		45 時間 超の 教員数	学校 往査 選定
						合計	平均		
明石小学校	6,765	1978	539	22	307.5	344:12	28:41	0	
松が丘小学校	7,942	1967	350	15	529.5	437:55	36:29	3	
朝霧小学校	6,805	1969	840	30	226.8	410:09	34:10	8	
人丸小学校	7,736	1983	985	34	227.5	380:57	32:08	3	
中崎小学校	6,600	1980	391	15	440.0	245:51	21:06	0	
大観小学校	5,689	1967	258	16	355.6	368:31	30:42	2	
王子小学校	6,383	1969	443	19	335.9	359:05	29:55	1	
林小学校	6,829	1969	509	23	296.9	455:13	41:56	10	
鳥羽小学校	6,953	1970	654	25	278.1	384:35	32:02	2	
和坂小学校	5,966	1983	373	17	350.9	384:45	32:03	2	
沢池小学校	6,506	1979	1,001	38	171.2	431:20	35:56	12	○
藤江小学校	7,788	1968	909	36	216.3	373:24	31:45	4	
花園小学校	7,525	1969	441	19	396.1	335:22	27:56	0	
貴崎小学校	6,223	1969	212	10	622.3	285:26	23:47	0	
大久保小学校	9,476	1955	1,194	43	220.4	326:00	27:14	0	○
大久保南小学校	8,808	1998	859	35	251.7	406:58	33:54	3	
高丘東小学校	7,452	1975	337	16	465.8	356:51	29:55	3	○
高丘西小学校	6,809	1975	449	22	309.5	354:47	29:59	2	○
山手小学校	8,345	1967	1,157	41	203.5	319:04	26:44	3	
谷八木小学校	5,640	1978	659	25	225.6	398:30	33:26	3	
江井島小学校	9,426	1959	767	31	304.1	324:35	27:57	1	
魚住小学校	7,104	1970	713	31	229.2	337:03	28:37	1	
清水小学校	7,291	1980	653	30	243.0	274:31	23:35	0	
錦が丘小学校	5,933	1973	363	15	395.5	300:37	27:18	2	
錦浦小学校	7,385	1971	767	30	246.2	349:43	30:30	1	
二見小学校	6,758	1963	368	15	450.5	244:19	20:31	0	
二見北小学校	7,968	1962	604	24	332.0	426:41	35:33	6	○
二見西小学校	7,111	1997	639	25	284.4	314:51	26:28	0	

(出典：明石市ホームページ「学校園一覧」、「教育データ」、「明石市立学校施設長寿命化計画」、「月別超過勤務集計表<明石市教委>」を監査人が加工)

2 大久保北中学校

2-1 概要

1. 名称	明石市立大久保北中学校												
2. 所在地	兵庫県明石市大久保町大窪 2030												
3. 学級数、 生徒数（令 和7年5月 1日時点）	<table border="0"> <tr> <td>第一 学年</td> <td>8学級</td> <td>300名</td> </tr> <tr> <td>第二 学年</td> <td>8学級</td> <td>287名</td> </tr> <tr> <td>第三 学年</td> <td>8学級</td> <td>312名</td> </tr> <tr> <td>特別支援学級</td> <td>3学級</td> <td>13名</td> </tr> </table>	第一 学年	8学級	300名	第二 学年	8学級	287名	第三 学年	8学級	312名	特別支援学級	3学級	13名
第一 学年	8学級	300名											
第二 学年	8学級	287名											
第三 学年	8学級	312名											
特別支援学級	3学級	13名											
4. 学校概要	<p>①校訓 『友愛・錬磨・向学』</p> <p>②教育目標 『夢に向かって前進する生徒の育成』</p> <p>③めざす生徒像 素直で謙虚な生徒、思いやりのある生徒、課題解決に向け、自ら律し前向きに学び行動する生徒</p> <p>④学校教育方針 ～誰一人取り残さない教育の推進～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒一人一人を大切にし、愛情のある教育の推進 ・生徒個々の多様性を認めた柔軟な教育の推進 ・特別支援教育の視点を取り入れた教育の推進 <p>⑤本年度の重点目標（令和7年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習指導の充実 教師間での情報共有を深め、指導方法の改善、授業力の向上を図る。 ・生徒指導の充実 いじめや問題行動の未然防止に努める。 （研修の実施。情報共有スピードの向上。） 不登校の未然防止の意識をもち、気になる生徒へのアプローチはチームでおこなう。 関係機関の役割を把握し、適切なタイミングで連携する。 ・特別支援教育の充実 教室に在籍する特別な支援が必要な生徒への支援体制を整備する。 ・職員のゆとりの創造 時間管理意識をもって、業務の質を高める。 学校全体の業務の見直しをおこなう。 整理整頓をおこなう。 ・めざす教職員像 生徒への愛情が豊かであること 生徒と喜び楽しさを共有できること 												

互いに尊重し合い、協力できる教師集団
イメージを共有できる教師集団
危機管理力があり、自らに振りかえることができること
夢を持っている大人であること

5. 沿革
- 昭和 62 年 4 月 学校施行条例により「明石市立大久保北中学校」開設
- 昭和 63 年 3 月 体育館，コミセン竣工式実施
- 平成 4 年 8 月 コンピュータ室完成
- 平成 8 年 11 月 10 周年記念式典
- 平成 11 年 8 月 運動場改修（エコマック工法）
- 平成 12 年 3 月 コンピュータ室改修
- 平成 14 年 4 月 武道館「北武館」竣工式実施
- 平成 21 年 11 月 明石市保健体育科研究発表会
- 平成 28 年 11 月 30 周年記念式典
- 令和 5 年 4 月 校舎完成



(出典：明石市ホームページ「教育データ」、学校ホームページ)

2-2 監査結果

(1) 備品・ICT機器の管理

学校が管理する備品及びICT機器が適切に管理されているか確認するため、備品15件及びICT機器10件を管理台帳から抽出して現物を確認した結果、下記の監査結果が見受けられた。

【備品】

No	備品番号	物品名	形式メーカー	取得年月日	個数	購入価格(円)	配置場所	備考
1	01-01-01-00042	書画カメラ	エルモ L-12i	H25.10.1	1	55,335	理科室(準備室含)	理振
2	01-01-01-00246	ビデオカメラ	パナソニック HC-V360MS-W	H30.9.1	1	32,184	職員室	
3	01-01-01-00260	3Dプリンター	YAMAZAKI ダヴィンチ Jr. wifi Pro	R1.7.1	1	73,000	木工室・金工室(準備室含)	
4	01-01-01-00376	デジタルカメラ	キャノン IXY200 シルバー	R3.4.1	1	15,950	職員室	
5	01-01-06-00587	複写機 さわぎく			1	0	未設定	H3購入
6	01-01-09-00007	トレーニングタイマー	TRT10	H24.7.1	1	25,200	体育館	
7	01-01-09-00073	ボールかご	B3027	H26.3.1	1	36,500	その他	体育倉庫
8	01-01-12-00011	顕微鏡	ケニス FK-CN	H24.11.1	1	30,240	理科室(準備室含)	
9	01-01-12-00012	試験管乾燥機	ナカ F35-2655	H24.11.1	1	86,100	理科室(準備室含)	
10	01-01-17-00008	ローポンプ	アサダ R72070Y	H24.9.1	1	15,600	その他	用務員室
11	01-01-17-00013	ガス湯沸器	リンナイ RUS-V560	H24.11.1	1	21,800	職員室	
12	01-01-17-00023	ウォータークーラー	ホシザキ AT-18HWG	H25.7.1	1	89,250	職員室	
13	01-01-19-00076	心肺蘇生ダミー人形	リトルアン(ウェア付)		1	17,850	保健室	保健室備品費
14	01-01-19-00077	オージオメーター(ケース付き)	本体 6623500YAM-55 人用両耳用		1	191,730	保健室	保健室備品費
15	01-01-20-00168	牛乳保冷庫	MR-180X-DC-ML 特 ホシザキ(株)	H29.11.1	1	896,400	給食室	学事給食課

【ICT 機器：iPad 等】

No	学校名	付属品名	端末番号	端末区分	保管場所	学年
16	36 大久保北中	キーボード	2000151	児童生徒	2年3組	2年
17	36 大久保北中	キーボード	2000153	児童生徒	職員室	予備機
18	36 大久保北中	キーボード	2018958	児童生徒	1年6組	1年
19	36 大久保北中	キーボード	2025141	先生	職員室	教師
20	36 大久保北中	キーボード	2200027	先生	職員室	予備機

【ICT 機器：その他】

No	機器用途	型名	端末種別	導入日	設置場所	備考
21	メール用 PC (教頭用)	LIFEBOOK A577/R	パソコン	2018/1/1	職員室	教頭のメール確認用
22	学校給食員用 端末 PC-2121	LIFEBOOK A577/S	パソコン	2018/4/1	職員室	セキュリティーワイヤーで固定
23	PC 室 タブレット端末用サーバ	PRIMERGY TX1310 M1	サーバ	2015/7/14	技術科準備室	鍵付きロッカーで保管
24	教育用 タブレット端末	HP Elite x2 1011 G1	タブレット端末	2015/6/1	技術科準備室	鍵付きロッカーで保管
25	タブレット端末用無線アクセス点	SKY-AP- 301AN	その他	2015/7/14	技術科準備室	鍵付きロッカーで保管

[指摘－41] 現物が確認できなかった備品について

備品台帳に登録されている備品のうち、15件を現物照合の対象として抽出し現物確認したところ、No.11（ガス湯沸器）の1件の現物を確認できなかった。

明石市立学校園物品取扱要領（以下、「取扱要領」という。）によると、不用な物品を処分する場合、「学校園管理備品処分申請内訳書」を学校管理担当に提出し、学校管理担当課長の物品不用の決定並びに廃棄の決裁を受ける必要があったが、この対応が漏れており、また備品台帳に処分した事実を反映できていなかった。

学校が管理する備品とは、学校財務事務の手引きにおいて「庁用器具、機械器具等その性質、形状をかえることなく、比較的長期にわたり反復使用に耐えるもので取得価格が1万円以上のもの」と定義されており、また取扱要領において「物品は、教育活動に有効に活用できるよう保管し、教職員と園児・児童・生徒が大切に使用する必要があります。」と記載されており、備品管理の重要性について明記されている。さらに、備品は換金性のある電子機器等も含まれていることから、適正に管理することは重要である。

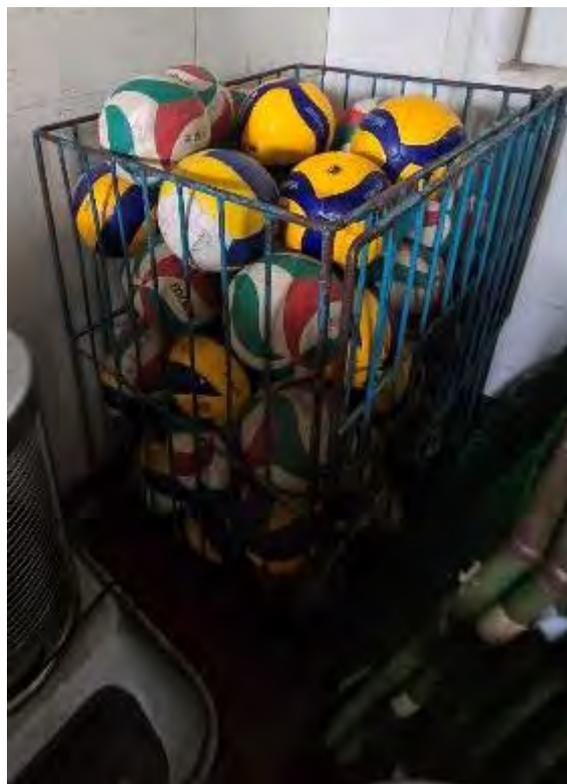
今後、備品を適切に管理するとともに、不用な備品が生じた際には漏れなく処分手続を進める必要がある。

[指摘-42] 適切な備品ラベルの貼付について

備品台帳に登録されている備品のうち、No.5（複写画 さわぎく）及びNo.7（ボールかご）の2件について備品ラベルが貼付されていなかった。また、No.6（トレーニングタイマー）の1件について貼付された備品ラベルの記載内容が不明瞭となっていた。

備品ラベルは備品台帳等の管理簿に登録する備品と現物を紐づけるために極めて有効な手段であることから、備品ラベルを現物に貼付することは重要である。また、取扱要領に備品ラベルの取扱について、「備品には管理のため備品ラベルを貼り付けます。備品番号のラベルは、学校事務職員が付与し備品に貼り付けます。」と明記されており、適切な情報を記載した備品ラベルの貼付は適切な備品管理のため必要な手段である。

今後、備品を適切に管理するために必要事項を記載した備品ラベルを貼付するとともに、不明瞭となっている備品ラベルを発見した際には新たな備品ラベルを作成し、貼りかえる必要がある。



(監査人撮影：No.5 複写画さわぎく、No.7 ボールかご)

〔意見－62〕 使用していない備品・ICT 機器の処分について

備品・ICT 機器の現物を 25 件確認したところ、No. 3 (3D プリンター)、No. 10 (ローポンプ)、No. 12 (ウォータークーラー)、No. 14 (オーディオメーター (ケース付き))、No. 23 (PC 室 タブレット端末用サーバー)、No. 24 (教育用 タブレット端末)、No. 25 (タブレット端末用無線アクセスポイント) の 7 件について使用していなかった。

使用していない備品・ICT 機器の中には過去 10 年以内に取得したものもあり、使用価値のあるものもあることから、他校を含め市全体として他に転用できないかといった有効活用を検討することが重要である。そのうえで、使用していない備品・ICT 機器については処分手続を進めるとともに、使用していない旨を台帳や一覧表に記載するなどにより、使用状況を明確にすることが望まれる。



(監査人撮影：No. 3 3D プリンター、No. 10 ローポンプ)



(監査人撮影：No. 12 ウォータークーラー、No. 14 オーディオメーター (ケース付き))

[意見-63] 現物確認の実施結果の保存について

取扱要領に備品の点検について「備品がなくなっていないか、壊れていないか、年1回必ず備品点検を行うこととします。」と明記されている。

この点、学校では備品の現物確認をしているとのことであるが、特定の日と特定の調査員を決めて行うような大がかりな作業の形では行っておらず、現物確認した結果について保存されていなかった。

今回の現物確認において、前述のとおり現物確認した備品・ICT機器25件の中に現物確認ができなかったのが2件、備品ラベルの未貼付が2件、使用していない備品・ICT機器が7件あったなど、学校が実施する備品・ICT機器の点検が適切にできていたのかについて疑問が生じる結果となっている。

今後、備品・ICT機器を点検した際にはその点検結果に関する資料を残すことで、点検内容について事後的にも確認できるようにすることが望まれる。

(2) 教員の時間外管理について

教員は出勤した際に、出退勤システムで出勤ボタンを押し、退勤する際に退勤ボタンを押すことで出退勤の時間を管理するとともに、教員の時間外時間も当該システムで把握している。

当該システムにおいて教育委員会が集計した令和6年度の「月別超過勤務集計結果」のデータを集計・分析したところ、大久保北中学校の教員数34名中、月平均で時間外従事時間が45時間超となっている教員は7名であり、また全教員の月平均時間外従事時間数は32時間34分となっていた。

【出退勤システム画面イメージ】



(出典：出退勤操作手引)

[指摘－43] 土日等の週休日の出退勤時間の把握について

教員の出退勤の時間について、平日等の学校が通常に運営されている日は出退勤システムを利用することにより出退勤の時間を把握していたが、土日等の週休日の出退勤時間については把握していなかった。

教員は週休日に4時間以上の部活動を指導した場合、手当3,000円（4号業務手当）が支給されることとなるが、当該手当は教員からの申請に基づくものであり、出退勤システムで管理しているわけではない。

「[指摘－12] 在校等時間の正確な把握と目標の設定について」に記載のとおり、教員の在校等時間を長時間化させている大きな要因である休日の部活動への参加時間が集計できていない状況となっている。

また、土日等の週休日に業務のため出勤する教員もいないわけではないことから、部活動指導時間も含め、適切な出退勤時間を把握することで時間外従事の時間を把握することが必要である。

[意見－64] 時間外従事時間が多い教員に対する面談について

令和6年度において、年間で一度でもひと月に80時間超の時間外従事を行った教員は5名となっていたが、学校の管理職である校長及び教頭は時間外従事時間が多い教員に対して面談を行っていない。

この点、校長及び教頭は面談の形までは取っていないが、時間外従事時間の多い教員に対して声掛け等を行っており、コミュニケーションを図っているとのことである。また、時間外従事時間が多い要因についてもおおよそ把握できているため正式な面談といった形までとっていないとのことであった。

時間外従事時間が多い教員は過度なストレスを抱えている可能性があり、心身の健康状態の把握や職場環境の改善を検討する上でも面談することは極めて重要である。そのため、例えば月に80時間超の時間外従事時間などの一定の時間を超える教員に対して面談することが望まれる。

(3) 準公金の取り扱いについて

市は保護者から集めた学年費や給食費等の公金以外の現金等を準公金と定義し、明石市立小・中・特別支援学校準公金取扱マニュアル（以下、「マニュアル」という。）を定めたうえで、準公金を公金と同様、適正に管理することとしている。

[指摘-44] 部活動費の取り扱いについて

部活動のために保護者から集めた現金について準公金として取り扱っていなかった。

マニュアルにおいて、準公金を「保護者から集めた学年費や給食費等の公金以外の現金等」と定めており、部活動費においても保護者から集めている現金等であるため、準公金に該当する。しかし、学校では準公金として管理できておらず、顧問の教員等が独自で管理しているため、マニュアルに定める出納簿の作成や通帳の作成・管理などの必要な手続について適切に実施できているかが不明となっていた。

また、1つの部活動費の収支の状況を確認したところ、転勤する教員へのプレゼント代なども含まれており、生徒が部活動をするうえで必要最低限の部費の徴収とはなっていないように見受けられた。仮に部活動費が準公金として取り扱われた場合、校長の検認の際にこのような不要な支出の有無の確認も可能となるため、部活動費を準公金として取り扱うことは重要である。

部活動費は当然に準公金と整理したうえで、マニュアルに順守した手続を実施することが必要である。

[指摘-45] 年度の違う予算執行について

準公金の支出の状況を確認したところ、生徒会会計について令和7年度用の花代 32,000 円、生徒会スローガン横断幕 17,820 円を令和7年4月に購入していたが、令和6年度の決算に含めていた。

上記のような年度の違う事務用品等を購入する行為は予算消化のための購入であり、令和6年度に使用しない事務用品等を購入すべきではない。

今後、事務用品等については年度当初に使用する分のみを購入するなど、適切な執行計画に基づく予算化と、適切な予算執行が必要である。

[指摘－46] 出納簿の未作成について

日本スポーツ振興センター災害共済給付金について準公金として取り扱っているが出納簿が作成されていなかった。

マニュアルで「3 出納について（1）出納簿を作成すること。」と明記されており、適切な準公金の管理を図るため、出納簿を作成することが必要である。

[指摘－47] 過剰な予備費予算の計上について

生徒会会計の令和6年度の支出予算総額が1,711千円のうち、予備費として572千円計上しており、予備費予算が支出予算総額の33%を占めていた。

予備費はあらかじめ予測できない事態が発生した場合に使用するための財源であり、生徒会会計として過剰に必要とする予算ではない。また、令和6年度の予備費の決算額を確認したところ1千円にも満たない金額となっており、その内容も学年費で負担した両替手数料の清算のみとなっていた。

上記のとおり予備費を過大計上する理由は、生徒会費として必要となる総額を把握せずに毎年徴収する金額単価に変更していないため、徴収する金額が想定以上に多くなったことから予備費として計上せざるを得なかったものと考えられる。

今後、生徒会会計として1年間に必要な金額を見積り、それに対して全生徒で除算した金額単価を算出したうえで、それぞれの生徒から徴収することが必要である。

[指摘－48] 請求書の金額と支払額との差額について

2年生の学年会計で購入したオーロラクロックについて、業者からの請求額1,126千円に対して学校が支払った金額が1,062千円となっており、差額が64千円生じていたが、差額が生じた原因が不明となっていた。

また、支払回数も2回となっており、納品書日付が令和6年9月22日であるが、支払日は令和6年12月18日(1,008千円)と令和7年2月7日(54千円)となっているが、納品日に対して支払日が遅く、また2回に分けて支払っている理由も不明となっていた。

上記について、事前に2学年の全生徒分を購入し、未使用分を返却したため請求額と支払額が相違しているのではないかと推測されるが、返却した事実を示す顛末や証拠書類は残っていなかった。

今後、支出の際の証拠書類は適切に入手し、保管することが必要である。また、校長が出納簿を検認する際に、上記のような相違を適切に発見する必要がある、不足する証拠書類がある場合は適宜入手することが必要である。

[意見－65] 同窓会会計の必要性の検討について

学校は卒業生から1人600円の同窓会費を徴収し、同窓会会計の収入として令和6年度に154千円(600円×257名分)を計上しているが、支出額は0円となっていた。

同窓会会計としては各年度において支出が生じるものではなく、例えば学校創立50周年などの周年事業の記念行事の際に記念となる冊子の作成や航空写真の撮影を行うなどの使用例はあるものの、大久保北中学校では具体的な周年事業の開催や支出額の算定などの計画はされていなかった。

また、明石市立大久保北中学校同窓会会則によると、同窓会は卒業生で組織するもの、事務局も卒業生で組織すべきであるが、同窓会費の出納管理を学校が行っている。当該会則では年1回定期総会を開催し、会計報告の承認も受ける必要があるが、総会自体の開催もしていないような状況となっており、同窓会費の管理責任が学校側に転換されているように外見上はなっている。

令和6年度末時点で同窓会費の残高が2,064千円となっているが、このような多額の金額の管理を学校側ですべきではなく同窓会組織に受け渡す必要がある。また、同窓会として支出計画や今後の活用予定等が無いような場合であれば同窓会組織の継続の必要性についても協議したうえで、必要な対応が望まれる。

(4) その他の手続結果について

[指摘－49] 学校評価の評価漏れについて

令和6年度の学校評価報告書において、自己評価結果や学校関係者からの評価や意見の箇所が空欄となっていた。

空欄となっている理由は、あくまで内容を重視しており学校は教育委員会と面談を重ねて学校を評価し、課題点等の改善を図るといったPDCAサイクルを重視しているとのことである。

しかし、明石市立中学校・小学校・幼稚園及び特別支援学校の管理運営に関する規則第7条の4において、「校長は、当該学校の教育活動その他の学校運営の状況について、当該学校の実情に応じた適切な項目を設定して評価を行い、その結果を公表するものとする。」と規定されており、学校評価の結果を公表することが求められていることから、公表結果を生徒や保護者、近隣住民などの市民が把握できる明瞭な内容とすることが重要である。

学校評価を学校と教育委員会だけが理解できるものとせず、公表結果を市民が理解できるように学校評価報告書の記載内容に過不足が無い内容となるようにする必要がある。

[指摘-50] 校舎等の施設整備について

学校で現地視察した際に、校舎等の老朽化の状況を確認したところ、下記のとおり雨漏りが生じている痕跡や故障して開けられない扉が見受けられた。

校舎等の教育施設は、児童・生徒が適切な教育を受ける前提として極めて重要である。そのため、このような状況が生じないように、「明石市立学校施設長寿命化計画」と「施設保全ガイドライン」で洗い出した保全工事を適宜適切に実行する必要がある。また、発生してしまった場合でも、早期の修繕が可能となる施設整備体制の構築が必要である。



(監査人撮影：雨漏りの痕跡)

3 江井島中学校

3-1 概要

1. 名称	明石市立江井島中学校												
2. 所在地	兵庫県明石市大久保町西島 680-5												
3. 学級数、 生徒数（令 和7年5月1 日時点）	<table border="0"> <tr> <td>第一 学年</td> <td>4 学級</td> <td>129 名</td> </tr> <tr> <td>第二 学年</td> <td>4 学級</td> <td>124 名</td> </tr> <tr> <td>第三 学年</td> <td>3 学級</td> <td>110 名</td> </tr> <tr> <td>特別支援学級</td> <td>3 学級</td> <td>13 名</td> </tr> </table>	第一 学年	4 学級	129 名	第二 学年	4 学級	124 名	第三 学年	3 学級	110 名	特別支援学級	3 学級	13 名
第一 学年	4 学級	129 名											
第二 学年	4 学級	124 名											
第三 学年	3 学級	110 名											
特別支援学級	3 学級	13 名											
4. 学校概要 (令和7年度)	<p>①学校教育目標 「自ら考え 学び 育つ」 ～持続可能な社会の創り手となる生徒の育成～</p> <p>②学校経営方針 校訓 自主（自ら進んで決定し行動する） 協同（仲間とともに心と力を合わせて取り組む） 創造（新しい考えやものを産み出す） めざす生徒像 自ら進んで、知力を磨き、真理を探究する生徒 知 豊かな心を持ち、自他を尊重する生徒 徳 心身ともに、たくましく健康な生徒 体</p> <p>③重点目標 研鑽精励 「学問や技能を磨き上げながら、精一杯励む」 (1) 夢を持ち実現に向け、自ら学び続ける (学力の向上) (2) 挨拶や礼儀作法を徹底し、人間力を高める (人格の育成) 切磋琢磨 「仲間同士励まし合いながら、向上する」 (1) いじめを起こさない、許さない (正義の通る集団の育成) (2) 集団の一員として、誰かのために貢献する (自己有用感の向上) 進取果敢 「積極性に富み、強い決断力を持って行動する」 (1) ありのままの自分を受け入れ、自分を信じ る（自己肯定感の向上） (2) 自らの手で、よりよい集団をつくる (自治力の向上)</p>												

5. 沿革	昭和 52 年 2 月	大久保中学校分離説明会開催。市議会に於て明石市条例案議決、江井島中学校と名称正式決定開校
	昭和 54 年 7 月	プール竣工式・プール開き
	昭和 55 年 3 月	開校記念式、体育館落成式
	昭和 61 年 5 月	プレハブ特別教室完成(図書室)
	昭和 63 年 2 月	特別教室完成(金工、木工、被服、図書室)
	3 月	プレハブ教室(技術室)撤去
	5 月	創立 10 周年・特別教室棟竣工記念式典
	平成 4 年 10 月	コンピュータ教室完成
	平成 6 年 3 月	休憩室完成
	平成 10 年 3 月	防球ネット全面張替え、体育館緞帳新調
	平成 12 年 8 月	本館一階南側外壁補修工事完了
	11 月	体育館外側大時計取付け完了
	平成 13 年 3 月	体育館スピーカ取替作業完了
	4 月	武道場放送設備設置
	平成 14 年 3 月	職員室、図書室、理科室等のコンピュータ設置
	平成 15 年 4 月	職員室拡張のため、玄関を縮小・印刷室設置
	平成 15 年 10 月	中庭テニスコート整備
	平成 16 年 4 月	2・3・4 階廊下の西隅教具庫、2 階西端教育相談室、4 階西端学習室を設置
	平成 17 年 3 月	増築普通教室完成(普通教室 2、新学習用 2)
	平成 18 年 11 月	創立 30 周年記念式典挙行。大時計設置
	平成 29 年度	わかば学級前廊下バリアフリー工事
	令和 元年 8 月	働き方改革に係る留守番電話対応開始
	11 月	江井島資料館オープン



(出典：明石市ホームページ「教育データ」、学校ホームページ)

3-2 監査結果

(1) 備品・ICT機器の管理

学校が管理する備品及びICT機器が適切に管理されているか確認するため、備品15件及びICT機器10件を管理台帳から抽出して現物を確認した結果、下記の監査結果が見受けられた。

【備品】

No	備品番号	物品名	形式メーカー	取得年月日	個数	購入価格(円)	配置場所	備考
1	01-01-01-00015	ワイヤレスチューナーユニット	TOA WTU-1830	H26.5.1	1	43,200	体育館	
2	01-01-01-00018	ビッグファン	ナカトミ I P B F-100V	H26.7.1	1	30,780	体育館	
3	01-01-01-00080	マイクロホンコード	100M	H27.9.1	1	27,000	放送室	
4	01-01-04-00011	マグネット黒板	ウチダ 8-230-0100	H26.5.1	1	16,200	教具室	
5	01-01-05-00025	セラミックファンヒーター	シャープHX-C120-W	H26.12.1	1	24,800	音楽室(準備室含)	
6	01-01-06-00012	3連クリアートレー付整理棚	BSS 5626型	H26.5.1	1	51,600	図工室・美術室(準備室含)	
7	01-01-08-00029	書画カメラ	エルモ M0-1	H27.5.1	1	39,096	家庭科室(準備室含)	
8	01-01-09-00108	ホースリール50m巻	X809479	H28.9.1	1	16,524	その他	グラウンド
9	01-01-12-00081	顕微鏡用デジタル画像システム	ヤガミ YDB-510E	H27.9.1	1	147,420	理科室(準備室含)	
10	01-01-17-00006	掃除機	日立 CV-SY8	H26.5.1	1	21,600	その他特別教室(準備室含)	PC室
11	01-01-17-00007	黒板消しクリーナー	ライオン EC-1	H26.5.1	1	10,723	理科室(準備室含)	
12	01-01-17-00184	デジタルカメラ	SONY	H30.3.1	1	14,904	事務室	
13	01-01-17-00302	移動式PAアンプ一式		R2.7.1	1	423,500	放送室	ワイヤレスマイク3本
14	01-01-18-00239	50型液晶テレビ(専用台付)	テレビ三菱 LCD-50ML7H、台ウチダ 6-728-5250	H30.8.1	1	178,200	図書室	入札
15	01-01-20-00189	牛乳保冷庫	ホシザキ MR-150X-DC-ML特	H29.8.1	1	820,800	給食室	

【ICT 機器：iPad 等】

No	学校名	付属品名	端末番号	端末区分	保管場所	学年
16	38 江井島中	キーボード	2003838	児童生徒	3 年 1 組	3 年
17	38 江井島中	キーボード	2023469	児童生徒	1 年 1 組	1 年
18			2023596		予備機(生徒用)	
19	38 江井島中	キーボード	2200187	先生	職員室	先生
20	38 江井島中	キーボード	2300858	先生	職員室	先生

【ICT 機器：その他】

No	機器用途	型名	端末種別	導入日	設置場所	備考
21	ネットワークカード [※] デスク (校務用 本番機)	TeraStation WS5420DN04S6	その他	2019/9/1	事務室	修理以降ラベルなし
22	校務用 PC	LIFEBOOK A579/A	パソコン	2019/9/1	職員室	インクジェットプリンタとの接続用
23	学校給食員用 端末 PC-2121	LIFEBOOK A577/S	パソコン	2018/4/1	職員室	学事給食課配 備分(学校給食員)
24	PC 室 タブレット 端末用サーバ	PRIMERGY TX1310 M1	サーバ	2015/7/14	コンピュータ室	デジタル教科書のデータ保管に使用
25	教育用 タブレット 端末	HP Elite x2 1011 G1	タブレット 端末	2015/6/1	職員室	chromeOS zoom 接続用

[指摘-51] 使用していない備品・ICT 機器の処分について

備品・ICT 機器の現物を 25 件確認したところ、No. 8（ホースリール 50m 巻）について使用しておらず、当該備品は放置していると危険と判断し、ゴミ捨て場に放置している状況となっていたが、廃棄の手続をしていなかった。



(監査人撮影：No. 8 ホースリール 50m 巻)

使用していない備品は明らかに使用不可能と判断できるものであることから処分手続を進めるとともに、使用していない旨を台帳や一覧表に記載するなどにより、使用状況を明確にすることが必要である。

[指摘-52] 適切な備品ラベルの貼付について

備品台帳に登録されている備品のうち、No.1（ワイヤレスチューナーユニット）について備品ラベルが貼付されていなかった。



(監査人撮影：1 ワイヤレスチューナーユニット)

備品ラベルは備品台帳等の管理簿に登録する備品と現物を紐づけるために極めて有効な手段であることから、備品ラベルを現物に貼付することは重要である。また、取扱要領に備品ラベルの取扱について、「備品には管理のため備品ラベルを貼り付けます。備品番号のラベルは、学校事務職員が付与し備品に貼り付けます。」と明記されており、適切な情報を記載した備品ラベルの貼付は適切な備品管理のため必要な手段である。

今後、備品を適切に管理するために必要事項を記載した備品ラベルを貼付する必要がある。

[指摘－53] 現物確認の実施方法について

取扱要領に備品の点検について「備品がなくなっていないか、壊れていないか、年1回必ず備品点検を行うこととします。」と明記されているが、備品の点数が多すぎるため全件確認しておらず、部屋の整理等に併せて現物確認しているとのことであった。

今後、備品を年1回必ず点検するとともに、点検した際にはその点検結果に関する資料を残すことで、点検内容について事後的にも確認できるようにすることが必要である。

[意見－66] 備品台帳の配置場所について

備品台帳に登録されている備品のうち、下記の4件について備品台帳に記載されている配置場所と実際の保管場所が相違していた。

No	物品名	配置場所（備品台帳）	実際の保管場所
5	セラミックファンヒーター	音楽室（準備室含）	教具室
7	書画カメラ	家庭科室（準備室含）	職員室
10	掃除機	その他特別教室 （準備室含）	音楽室
14	50型液晶テレビ(専用台付)	図書室	体育室

備品台帳の配置場所は、備品の現物を確認するための重要な情報であるため、配置場所を変更した際には適宜変更することが望まれる。

(2) 教員の時間外管理について

教員は出勤した際に、出退勤システムで出勤ボタンを押し、退勤する際に退勤ボタンを押すことで出退勤の時間を管理するとともに、教員の時間外時間も当該システムで把握している。

当該システムにおいて教育委員会が集計した令和6年度の「月別超過勤務集計結果」のデータを集計・分析したところ、江井島中学校の教員数16名中、月平均で時間外従事時間が45時間超となっている教員は10名であり、また全教員の月平均時間外従事時間数は53時間10分となっていた。

[指摘-54] 出退勤ボタンの押し忘れについて

学校訪問した日の前々日である令和7年9月22日の出退勤時間を確認したところ、1名の教員が出勤または退勤のボタンを押しておらず、適切な在校時間及び時間外の従事時間を把握することができなかった。また、1名の教員がアラート情報として「遅刻」と出ていたが、当該教員から休憩時間を事前に申請するための休暇申請の提出がなかった。

出退勤のボタンを押していない理由は、押し忘れている可能性があるとのことであった。特別な理由があり、出退勤のボタンを押せない場合は正当な理由があると考えられるが、押し忘れについては限りなく0にすることが重要である。また、押した場合であってもアラートが出ている場合は適切な対応が必要である。

適正な出退勤の時間と時間外従事時間の把握のため、押し忘れが生じないように注意喚起することが必要である。また、正当な理由があり出退勤のボタンを押せない場合は、適宜理由を説明する手続が必要である。

[指摘－55] 土日等の週休日の出退勤時間の把握について

教員の出退勤の時間について、平日等の学校が通常に運営されている日は出退勤システムを利用することにより出退勤の時間を把握していたが、土日等の週休日の出退勤時間については把握していなかった。

教員は週休日に4時間以上の部活動を指導した場合、手当3,000円（4号業務手当）が支給されることとなるが、当該手当は教員からの申請に基づくものであり、出退勤システムで管理しているわけではない。

「[[指摘－12]] 在校等時間の正確な把握と目標の設定について」に記載のとおり、教員の在校等時間を長時間化させている大きな要因である休日の部活動への参加時間が集計できていない状況となっている。

また、土日等の週休日に業務のため出勤する教員もいないわけではないことから、部活動指導時間も含め、適切な出退勤時間を把握することで時間外従事の時間を把握することが必要である。

[意見－67] 時間外従事時間が多い教員に対する面談について

令和6年度において、年間で一度でもひと月に80時間超の時間外従事を行った教員は4名となっており、80時間超となっている月が年間7か月以上あり、また令和6年度の月の平均時間外従事時間が80時間超となっている教員は2名（96時間、87時間）となっていたが、学校の管理職である校長及び教頭は時間外従事時間が多い教員に対して面談を行っていないかった。

この点、校長及び教頭は面談の形までは取っていないが、時間外従事時間の多い教員に対して声掛け等を行っており、コミュニケーションを図っているとのことである。また、時間外従事時間が多い要因についてもおおよそ把握できているため正式な面談といった形までとっていないとのことであった。

時間外従事時間が多い教員は過度なストレスを抱えている可能性があり、心身の健康状態の把握や職場環境の改善を検討する上でも面談することは極めて重要である。そのため、例えば月に80時間超の時間外従事時間などの一定の時間を超える教員に対して面談することが望まれる。

(3) 準公金の取り扱いについて

市は保護者から集めた学年費や給食費等の公金以外の現金等を準公金と定義し、マニュアルを定めたうえで、準公金を公金と同様、適正に管理することとしている。

[指摘-56] 部活動費の取り扱いについて

部活動のために保護者から集めた現金について準公金として取り扱っているものの、一部の部活動において令和5年度の会計報告の繰越額が通帳額と一致しておらず、また領収書がほとんど貼付されていないなど、部活動会計について準公金として適切に扱われているとは考えられない事例が見受けられた。

マニュアルにおいて、準公金を「保護者から集めた学年費や給食費等の公金以外の現金等」と定めており、部活動費においても保護者から集めている現金等であるため、準公金に該当する。しかし、学校では準公金として管理できておらず、顧問の教員等が独自で管理しているため、マニュアルに定める出納簿の作成や通帳の作成・管理などの必要な手続について適切に実施できているかが不明となっていた。

部活動費は当然に準公金と整理したうえで、マニュアルに順守した手続を実施することが必要である。

[指摘-57] 不要なキャッシュカードの廃棄について

生徒会会計を確認したところ、キャッシュカードが保管されていた。

マニュアルによると、「(5) キャッシュカードの保有は避けること。(やむを得ず保有する場合は、金庫等の施錠できるところで保管し、その暗証番号は定期的に変更するなど、校長が厳重に管理すること。)」とあるが、学校はキャッシュカードがなぜ存在しているのかを把握しておらず、キャッシュカードを保有すべきやむを得ない理由が見受けられなかった。

キャッシュカードの作成・保管している理由について調査し、不要なキャッシュカードの保有となっている場合は廃棄手続する必要がある。

[指摘－58] 領収書の原本保管について

明石市立学校児童・生徒指導委託事業の準公金に貼付されている領収書のうち1枚が原本ではなくコピーが貼付されていたがその理由が不明となっていた。

領収書について、コピーの貼付を認めた場合、複数の支出の証拠書類とすることができることからコピーの領収書の貼付は認めるべきではない。そのため、校長が検認する際にコピーの領収書を発見した場合、原本の提出・貼付を求める必要がある。

[指摘－59] 立替金の取り扱いについて

明石市立学校児童・生徒指導委託事業の準公金について、領収書が30枚貼付されていたが、通帳から出金されたのは1回のみとなっていた。また、生徒指導委託金について領収書が12枚貼付されていたが、通帳から出金されたのは5回のみとなっていた。

この点、マニュアルでは「出納簿に記載された金額と、領収書及び通帳に記載された金額を一致させる」と明記されているため、出金額と領収書の内容を一致させる必要がある。

[指摘－60] 切手の購入について

明石市立中・特別支援学校進路指導事業の準公金について、年度末付近の令和7年3月17日に切手が1,952円購入されていたが、当該切手の出納簿が作成されていなかった。

年度末付近で購入する切手は翌年度以降で使用することを目的としていることや、切手は金券類として換金可能性も高いことから適切に管理することが重要である。

準公金で切手等の金券類を購入した場合、当該金券類の出納簿を作成することで適切な管理を図ることが必要である。

[指摘－61] 過剰な予備費予算の計上について

PTA 会費の令和 6 年度の支出予算総額が 2,721 千円のうち、予備費として 901 千円計上しており、予備費予算が支出予算総額の 33%を占めていた。

予備費はあらかじめ予測できない事態が発生した場合に使用するための財源であり、PTA 会費として過剰に必要とする予算ではない。また、令和 6 年度の予備費の決算額を確認したところ 0 円となっていた。

上記のとおり予備費を過大計上する理由は、PTA 会費として必要となる総額を把握せずに毎年徴収する金額単価に変更していないため、徴収する金額が想定以上に多くなったことから予備費として計上せざるを得なかったものと考えられる。

今後、PTA 会費として 1 年間に必要な金額を見積り、それに対して全 PTA 会員で除算した金額単価を算出したうえで、それぞれの PTA 会員から徴収することが必要である。

[意見－68] 同窓会会計の必要性の検討について

学校は卒業生から 1 人 600 円の同窓会費を徴収し、同窓会会計の収入として令和 6 年度に 69 千円（600 円×116 名分）を計上しているが、支出額は 0 円となっていた。

同窓会会計としては各年度において支出が生じるものではなく、例えば学校創立 50 周年などの周年事業の記念行事の際に記念となる冊子の作成や航空写真の撮影を行うなどの使用例はあるものの、江井島中学校では具体的な周年事業の開催や支出額の算定などの計画はされていなかった。

また、同窓会会則等の規則も無く、同窓会の事務局等の存在は不明であるが、令和 6 年度末時点で同窓会費の残高が 2,087 千円となっており、このような多額の金額の管理を学校側ですべきではなく同窓会組織に受け渡す必要がある。また、同窓会として支出計画や今後の活用予定等が無いような場合であれば同窓会組織の継続の必要性についても協議したうえで、必要な対応が望まれる。

(4) その他の手続結果について

[指摘-62] 学校評価の評価漏れについて

令和6年度の学校評価報告書において、自己評価結果や学校関係者からの評価や意見の箇所が空欄となっていた。

空欄となっている理由は、あくまで内容を重視しており学校は教育委員会と面談を重ねて学校を評価し、課題点等の改善を図るといったPDCAサイクルを重視しているとのことである。

しかし、明石市立中学校・小学校・幼稚園及び特別支援学校の管理運営に関する規則第7条の4において、「校長は、当該学校の教育活動その他の学校運営の状況について、当該学校の実情に応じた適切な項目を設定して評価を行い、その結果を公表するものとする。」と規定されており、学校評価の結果を公表することが求められていることから、公表結果を生徒や保護者、近隣住民などの市民が把握できる明瞭な内容とすることが重要である。

学校評価を学校と教育委員会だけが理解できるものとせず、公表結果を市民が理解できるように学校評価報告書の記載内容に過不足が無い内容となるようにする必要がある。

[意見-69] 校舎等の施設整備について

学校で現地視察した際に、校舎の状況を確認したところ、下記のとおり武道館の畳の下にカビが生えている状況が見受けられた。また、教員の更衣室についても下駄箱に簡易的にロッカーを設け、男女の更衣室に分けるために間仕切りを設置するなどの状況となっていた。

校舎等の教育施設は、児童・生徒が適切な教育を受ける前提として重要である。そのため、可能な限り教育施設を清潔に保ち、教職員が働きやすい職場環境を整えるため、施設整備体制の構築が必要である。



(監査人撮影：畳の下のカビが生えている状況の痕跡)



(監査人撮影：男女の教職員が利用する更衣室)

4 魚住中学校

4-1 概要

1. 名称	明石市立魚住中学校
2. 所在地	兵庫県明石市魚住町清水 364
3. 学級数、 生徒数（令 和7年5月1 日時点）	第一 学年 6 学級 213 名 第二 学年 7 学級 241 名 第三 学年 6 学級 222 名 特別支援学級 10 学級 69 名
4. 学校概要 (令和7年度)	<p>①校訓 「正しく・清く・逞しく」</p> <p>②学校教育目標 「生きる力を育み 未来を切り拓く力を養う」</p> <p>③めざす学校像 「スタンダード教育」の実現を目指して 「全ては、子どもたちの未来のために」を合い言葉に、全教職員が一枚岩となって協働する学校</p> <ul style="list-style-type: none">・生徒一人一人が主役となり、生き生きとした活動であふれる学校・生徒一人一人を大切に「人権教育」を基軸とし、信頼であふれる学校・生徒が意欲をもって学び、「わかった、できた、楽しい - 学びの達成感」であふれる学校・教職員が、自信と誇りをもって教育活動に取り組み、明るく活気にあふれる学校・保護者から、「安心」、「安全」、「安定」の学校として信頼感であふれる学校・地域から理解・協力を得ながら、地域の子どもたちを地域といっしょに育てる学校 <p>④めざす生徒像</p> <ul style="list-style-type: none">・自己実現に向け、自ら考え進んでやり抜く生徒・自他を尊重し、正しい判断に基づき責任を重んじ他社と協力する生徒

- ・ 伝統と文化を尊重し、自然と郷土を愛し、広く社会に貢献しようとする生徒

⑤めざす教師像

- ・ 生徒の心情に共感し理解し励まし支援する教師（深いこども理解）
- ・ 生徒がわかりやすい授業を実践し、生徒の学ぶ意欲を引き出す教師（授業力、教材研究力）
- ・ 生徒の豊かな感性と良さを引き出し、自己実現を支援する教師（ジェネレーター）

⑥実現のための重点目標

- (1) 一人一人の「生きる力」を育む、きめ細やかで温かい教育の推進
- (2) 一人一人の「自ら主体的に学ぶ力」を育む、確かな授業の推進
- (3) 一人一人の「豊かな人間性」を育む、質の高い自主的活動・体験学習の推進
- (4) 教えるプロとしての自覚（法令順守）に基づく「活力あふれる教職員組織」の構築
- (5) 学校・保護者・地域が三位一体となった「行動連携」「双方互惠関係」の構築

⑦安全対策（健康・安全目標）

「事故防止と生徒自ら安全に行動する能力と態度の育成」

5. 沿革	昭和 22 年 3 月	明石群魚住村立中学校として設立
	昭和 23 年 5 月	第 1 期校舎改造工事竣工（現在地）
	昭和 26 年 1 月	明石市、魚住村の合併により、校名を明石市立魚住中学校と変更
	昭和 33 年 5 月	新校舎第 1 期工事竣工
	昭和 41 年 7 月	水泳プール竣工
	昭和 44 年 4 月	屋内体育館竣工式
	昭和 47 年 11 月	新校舎への移転
	昭和 51 年 2 月	増築校舎竣工
	昭和 57 年 4 月	魚住中学校分離 新設校魚住東中学校開校

平成 4 年 4 月	体育倉庫完成
平成 4 年 10 月	コンピュータ設置
平成 5 年 6 月	プール竣工式
平成 5 年 10 月	北校舎改造改築工事終了
平成 12 年 4 月	武道館竣工記念式典（清心館）
平成 14 年 3 月	インターネット接続工事完了
平成 18 年 4 月	体育館竣工記念式典
平成 21 年 2 月	南校舎耐震補強工事完了
平成 25 年 3 月	屋上防水ネット張り替え工事終了
平成 28 年 9 月	明石市中学校給食モデル校給食開始
令和 5 年 4 月	LED 取替工事完了



(出典：明石市ホームページ「教育データ」、学校要覧、学校提供データ)

4-2 監査結果

(1) 備品・ICT機器の管理

学校が管理する備品及びICT機器が適切に管理されているか確認するため、備品15件及びICT機器10件を管理台帳から抽出して現物を確認した結果、下記の監査結果が見受けられた。

【備品】

No	備品番号	物品名	形式メーカー	取得年月日	個数	購入価格(円)	配置場所	備考
1	01-01-01-00071	デジタルカメラ	キャノン I X Y 1 5 0 シルバー	H27. 1. 1	1	0	校長室	
2	01-01-01-00130	自転車	赤 BOBBYTOWN		1	0	その他	倉庫
3	01-01-01-00611	大判プリンタ	SC-T545SC2	R4. 3. 1	1	401, 060	その他特別教室(準備室含)	コンピュータ室
4	01-01-01-00665	インクジェットプリンタ	EP-806AB	H26. 6. 1	1	17, 820	事務室	備品番号00011
5	01-01-01-00807	マグネットスクリーン	KIC WOL-FXLV		1	0	教具室	備品番号00590
6	01-01-01-00808	プロジェクター	EPSON EB-S04		1	0	その他	備品番号00591-明石学園
7	01-01-04-00480	斜眼白板			1	15, 180	その他	清水が丘学園
8	01-01-17-00049	エバックハイローリングマットDXグリーン	ヤマザキ F-1 2 1-1 8	H26. 12. 1	1	2, 200	体育館	プレハブ予算
9	01-01-17-00081	冷蔵庫 350	シャープ S J P W 3 5 A	H27. 3. 1	1	89, 748	職員室	
10	01-01-17-00339	パンフレットスタンド	コクヨ ZR-PS9	H10. 3. 1	1	49, 140	図書室	コミ推課より
11	01-01-17-00341	ラック		H16. 3. 1	1	67, 083	図書室	コミ推課より
12	01-01-19-00024	オージオメーター	ヤガミ 6623500 YAM-5 5 人用	H26. 4. 1	1	383, 460	保健室	保健室予算
13	01-01-20-00144	牛乳保冷库	MR-150X-DC-ML	H28. 3. 1	1	918, 000	給食室	
14	01-01-20-00210	片袖机		H28. 10. 1	1	0	給食室	
15	01-01-20-00211	事務椅子		H28. 10. 1	1	0	給食室	

【ICT 機器：iPad 等】

No	学校名	付属品名	端末番号	端末区分	保管場所	学年
16	39 魚住中	キーボード	2000146	児童生徒	3 年 4 組	3 年
17	39 魚住中	キーボード	2017972	児童生徒	教具室	予備機
18	39 魚住中	キーボード	2290083	児童生徒	3 年 1 組	3 年
19	39 魚住中	キーボード	2200080	先生	職員室	教師
20	39 魚住中	キーボード	2200091	先生	職員室	共用機

【ICT 機器：その他】

No	機器用途	型名	端末種別	導入日	設置場所	備考
21	ネットワークハードディスク (校務用 写真・ 音楽・動画用)	BUFFALO HDD LS210D	その他	2015/1/16	事務室	学校購入
22	学校給食員用 端末 PC-2121	LIFEBOOK A8290	パソコン	2018/4/1	職員室	学事給食課 配備分
23	PC 室 教育用 先生 用 端末 PC-41	ESPRIMO D956/P	パソコン	2017/9/1	コンピュー ター室	
24	PC 室 タブレット 端末用サーバ	PRIMERGY TX1310 M1	サーバ	2015/7/14	コンピュー ター室	
25	教育用 タブレッ ト端末	HP Elite x2 1011 G1	タブレット端 末	2015/6/1	教具室	

[指摘－63] 現物が確認できなかった備品について

備品台帳に登録されている備品のうち、15件を現物照合の対象として抽出し現物確認したところ、No.4（インクジェットプリンタ）及びNo.11（ラック）の2件の現物を確認できなかった。

明石市立学校園物品取扱要領（以下、「取扱要領」という。）によると、不用な物品を処分する場合、「学校園管理備品処分申請内訳書」を学校管理担当に提出し、学校管理担当課長の物品不用の決定並びに廃棄の決裁を受ける必要があったが、この対応が漏れており、また備品台帳に処分した事実を反映できていなかった。

学校が管理する備品とは、学校財務事務の手引きにおいて「庁用器具、機械器具等その性質、形状をかえることなく、比較的長期にわたり反復使用に耐えるもので取得価格が1万円以上のもの」と定義されており、また取扱要領において「物品は、教育活動に有効に活用できるよう保管し、教職員と園児・児童・生徒が大切に使用する必要があります。」と記載されており、備品管理の重要性について明記されている。さらに、備品は換金性のある電子機器等も含まれていることから、適正に管理することは重要である。

今後、備品を適切に管理するとともに、不用な備品が生じた際には漏れなく処分手続を進める必要がある。

[指摘－64] 現物が確認できなかった ICT 機器について

ICT 機器の一覧に記載されている ICT 機器のうち、10件を現物照合の対象として抽出し現物確認したところ、No.23（PC 室 教育用 先生用 端末 PC-41）の1件の現物を確認できなかった。

現物が確認できなかった理由は、令和5年度中にリース会社に返却したとのことであったが、一覧表に記載されたままになっており、令和6年度の棚卸においても現物があると誤って記載していたことが原因であった。

今後、ICT 機器の棚卸の際には確実に現物を確認したうえで現物ありと報告することについて徹底する必要がある。

[指摘-65] 適切な備品ラベルの貼付について

備品台帳に登録されている備品のうち、No.3（大判プリンタ）及びNo.8（エバックハイローリングマットDXグリーン）の2件について備品ラベルが貼付されていなかった。また、No.1（デジタルカメラ）の1件について貼付された備品ラベルの記載内容が不明瞭となっていた。さらに、ICT機器の一覧に記載されているICT機器のうち、No.21（ネットワークハードディスク（校務用 写真・音楽・動画用））の1件について備品ラベルが貼付されていなかった。

備品ラベルは備品台帳等の管理簿に登録する備品と現物を紐づけるために極めて有効な手段であることから、備品ラベルを現物に貼付することは重要である。また、取扱要領に備品ラベルの取扱について、「備品には管理のため備品ラベルを貼り付けます。備品番号のラベルは、学校事務職員が付与し備品に貼り付けます。」と明記されており、適切な情報を記載した備品ラベルの貼付は適切な備品管理のため必要な手段である。

今後、備品を適切に管理するために必要事項を記載した備品ラベルを貼付するとともに、不明瞭となっている備品ラベルを発見した際には新たな備品ラベルを作成し、貼りかえる必要がある。



(監査人撮影：No.1 デジタルカメラ)

[意見-70] 現物確認の実施結果の保存について

取扱要領に備品の点検について「備品がなくなっていないか、壊れていないか、年1回必ず備品点検を行うこととします。」と明記されている。

この点、学校では夏休み期間を利用して年1回の現物確認を行っているとのことであるが、現物確認した結果について保存されていなかった。

今回の現物確認において、前述のとおり現物確認した備品・ICT機器25件の中に現物確認ができなかったのが3件、備品ラベルの未貼付が3件あったなど、学校が実施する備品・ICT機器の点検が適切にできていたのかについて疑問が生じる結果となっている。

今後、備品・ICT機器を点検した際にはその点検結果に関する資料を残すことで、点検内容について事後的にも確認できるようにすることが望まれる。

(2) 教員の時間外管理について

教員は出勤した際に、で出勤ボタンを押し、退勤する際に退勤ボタンを押すことで出退勤の時間を管理するとともに、教員の時間外時間も当該システムで把握している。

当該システムにおいて教育委員会が集計した令和6年度の「月別超過勤務集計結果」のデータを集計・分析したところ、魚住中学校の教員数36名中、月平均で時間外従事時間が45時間超となっている教員は19名であり、また全教員の月平均時間外従事時間数は43時間6分となっていた。

[指摘-66] 出退勤ボタンの押し忘れについて

学校訪問した日の前日である令和7年9月16日の出退勤時間を確認したところ、5名の教員が出勤または退勤のボタンを押しておらず、適切な在校時間及び時間外の従事時間を把握することができなかった。

出退勤のボタンを押していない理由は、出張先からの直行直帰などもあるため、教員本人がボタンを押せない場合もあるとのことであるが、一方で押し忘れていた場合もあるとのことであった。特別な理由があり、出退勤のボタンを押せない場合は正当な理由があると考えられるが、押し忘れについては限りなく無くすることが重要である。

適正な出退勤の時間と時間外従事時間の把握のため、押し忘れが生じないように注意喚起することが必要である。

[指摘-67] 土日等の週休日の出退勤時間の把握について

教員の出退勤の時間について、平日等の学校が通常に運営されている日は出退勤システムを利用することにより出退勤の時間を把握していたが、土日等の週休日の出退勤時間については把握していなかった。

教員は週休日に4時間以上の部活動を指導した場合、手当3,000円（4号業務手当）が支給されることとなるが、当該手当は教員からの申請に基づくものであり、出退勤システムで管理しているわけではない。

「[指摘-12] 在校等時間の正確な把握と目標の設定について」に記載のとおり、教員の在校等時間を長時間化させている大きな要因である休日の部活動への参加時間が集計できていない状況となっている。

また、土日等の週休日に業務のため出勤する教員もいないわけではないことから、部活動指導時間も含め、適切な出退勤時間を把握することで時間外従事の時間を把握することが必要である。

[意見-71] 他の勤務地の教員の出退勤時間の把握について

魚住中学校では、兵庫県立明石学園と兵庫県立清水が丘学園に対して教員を配置しているが、配置されている教員の出退勤管理について出退勤システムを使用しておらず、出勤簿に押印する方法となっていた。

出勤簿に押印する方法は、出勤の有無は確認できるものの、出退勤の時間や時間外従事時間を把握することができない。この点、兵庫県立明石学園と兵庫県立清水が丘学園で勤務する教員は時間外従事時間がまったく発生していないため、出退勤の時間を把握することは不要と判断しているとのことであったが、時間外従事時間が1分も発生していないとは考えにくく、あまり発生していない場合であってもそれを裏付ける資料として正確な出退勤の時間を把握することは重要である。

兵庫県立明石学園と兵庫県立清水が丘学園で勤務する教員に対して、魚住中学校で使用している出退勤システムと同様の方法で出退勤の時間と時間外従事時間を把握することが望まれる。

[意見-72] 時間外従事時間が多い教員に対する面談について

令和6年度において、年間で一度でもひと月に80時間超の時間外従事を行った教員は9名となっており、このうち1名の教員は80時間超となっている月が年間7か月あり、また令和6年度の月の平均時間外従事時間は79時間となっていたが、学校の管理職である校長及び教頭は時間外従事時間が多い教員に対して面談を行っていなかった。

この点、校長及び教頭は面談の形までは取っていないが、時間外従事時間の多い教員に対して声掛け等を行っており、コミュニケーションを図っているとのことである。また、時間外従事時間が多い要因についてもおおよそ把握できているため正式な面談といった形までとっていないとのことであった。

時間外従事時間が多い教員は過度なストレスを抱えている可能性があり、心身の健康状態の把握や職場環境の改善を検討する上でも面談することは極めて重要である。そのため、例えば月に80時間超の時間外従事時間などの一定の時間を超える教員に対して面談することが望まれる。

(3) 準公金の取り扱いについて

市は保護者から集めた学年費や給食費等の公金以外の現金等を準公金と定義し、マニュアルを定めたうえで、準公金を公金と同様、適正に管理することとしている。

[指摘-68] 部活動費の取り扱いについて

部活動のために保護者から集めた現金について準公金として取り扱っていなかった。

マニュアルにおいて、準公金を「保護者から集めた学年費や給食費等の公金以外の現金等」と定めており、部活動費においても保護者から集めている現金等であるため、準公金に該当する。しかし、学校では準公金として管理できておらず、顧問の教員等が独自で管理しているため、マニュアルに定める出納簿の作成や通帳の作成・管理などの必要な手続について適切に実施できているかが不明となっていた。

部活動費は当然に準公金と整理したうえで、マニュアルに順守した手続を実施することが必要である。

[指摘-69] 立替金の取り扱いについて

明石市立学校児童・生徒指導委託事業の準公金について、領収書が29枚貼付されていたが、通帳から出金されたのは2回のみとなっていた。

この点、マニュアルでは「出納簿に記載された金額と、領収書及び通帳に記載された金額を一致させる」と明記されているため、出金額と領収書の内容を一致させることが必要である。

[指摘-70] 出納簿の未作成について

日本スポーツ振興センター災害共済給付金や生徒会費、修学援助費について準公金として取り扱っているが出納簿が作成されていなかった。

マニュアルで「3 出納について(1) 出納簿を作成すること。」と明記されており、適切な準公金の管理を図るため、出納簿を作成することが必要である。

[指摘－71] 切手の購入について

明石市立中・特別支援学校進路指導事業の準公金について、年度末付近の令和7年3月5日、6日に切手が合計8,734円購入されていたが、当該切手の出納簿が作成されていなかった。

年度末付近で購入する切手は翌年度以降で使用することを目的としていることや、切手は金券類として換金可能性も高いことから適切に管理することが重要である。

準公金で切手等の金券類を購入した場合、当該金券類の出納簿を作成することで適切な管理を図ることが必要である。

(4) その他の手続結果について

[指摘-72] 校舎等の施設整備について

学校で現地視察した際に、校舎等の老朽化の状況を確認したところ、下記のとおり雨漏りが生じている痕跡や教員の男女兼用の更衣室、また平成7年に発生した阪神・淡路大震災で生じた廊下のひび割れが現在も残っている状況が見受けられた。

校舎等の教育施設は、児童・生徒が適切な教育を受ける前提として極めて重要である。そのため、このような状況が生じないように、「明石市立学校施設長寿命化計画」と「施設保全ガイドライン」で洗い出した保全工事を適宜適切に実行する必要がある。また、雨漏り等が発生してしまった場合でも、早期の修繕が可能となる施設整備体制の構築が必要である。



(監査人撮影：雨漏りの痕跡)



(監査人撮影：男女兼用の更衣室)



(監査人撮影：阪神・淡路大震災で生じた廊下のひび割れ)

5 沢池小学校

5-1 概要

1. 名称	明石市立沢池小学校		
2. 所在地	兵庫県明石市明南町 3-3-1		
3. 学級数、児童数（令和7年5月1日時点）	第一 学年	6 学級	175 名
	第二 学年	5 学級	165 名
	第三 学年	5 学級	175 名
	第四 学年	5 学級	169 名
	第五 学年	4 学級	133 名
	第六 学年	5 学級	153 名
	特別支援学級	8 学級	49 名
4. 学校概要（令和7年度）	<p>①学校教育目標(SEG's) 「主体的に学び 感じ、考え、判断できる 自律した人を育成する」</p> <p>②めざす子ども像</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広い視野を持つ子 ・深く考える子 ・チャレンジ精神を持つ子 <p>③めざす学校像</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誰もが通いたくなる学校 <p>④学校経営方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いのちと人権を大切にする人間尊重の精神の徹底 ・認め合い、協働する支持的風土に満ちた学級づくり ・個別に最適化され、わかる喜びを感じることができる授業の創造 ・子どもの成長を第一とし、教育の本質を見極める教師集団 		
5. 沿革	昭和 55 年	明石市立鳥羽小学校より分離 19 学級にて開校 体育館建設工事着工、プール竣工	
	昭和 56 年	住居表示変更 (鳥羽 1976 の 1 から明南町 3 丁目 3 番 1 号)	
	昭和 57 年	体育館東に学習園完成	
	昭和 60 年	第 5 回卒業記念「のぞみの庭」完成	
	平成 2 年	創立 10 周年記念式典を挙行	
	平成 7 年	阪神・淡路大震災による体育館照明灯落下被害甚大	

平成 9 年 障害児学級開設
平成 10 年 算数科教育研究発表会(市教育委員会指定)
平成 11 年 創立 20 周年記念植樹 ふれあい音楽会
平成 16 年 西棟普通教室(1 階 2 教室)完成
平成 17 年 道徳教育研究発表会(市教育委員会指定)
平成 18 年 西棟普通教室(2 階 4 教室)完成
平成 21 年 創立 30 周年を祝う会 ふれあいフェスタ
平成 23 年 体育館竣工 西校舎耐震工事終了
平成 24 年 南校舎耐震工事・トイレ改修工事終了
令和 元年 外国語活動・外国語科研究発表会
(市教育委員会指定)
東棟普通教室(2 階 4 教室)完成
令和 3 年 新館普通教室(2 階 10 教室)完成
令和 4 年 エレベーター完成 児童玄関改修完成
令和 5 年 学校食育実践研究大会(播磨東地区大会)



(出典：明石市ホームページ「教育データ」、学校ホームページ)

5-2 監査結果

(1) 備品・ICT機器の管理

学校が管理する備品及びICT機器が適切に管理されているか確認するため、備品15件及びICT機器10件を管理台帳から抽出して現物を確認した結果、下記の監査結果が見受けられた。

【備品】

No	備品番号	物品名	形式メーカー	取得年月日	個数	購入価格(円)	配置場所	備考
1	01-01-01-00008	ワイヤレスAVコントロールアンプー式	RX-V703	H24. 8. 1	1	325, 290	放送室	
2	01-01-01-00035	ビデオカメラ	ビクター-GZ-E265	H24. 10. 1	1	38, 640	職員室	
3	01-01-01-00047	ビデオカメラ	ビクター-GZ-E265	H25. 6. 1	1	30, 450	職員室	
4	01-01-01-00125	デジタルカメラ	カシオ EX-ZS27	H27. 5. 1	1	10, 216	通常学級	
5	01-01-01-00560	プロジェクター			1	0		
6	01-01-01-00561	プロジェクタースクリーン			1	0		
7	01-01-05-00011	バスドラムスタンド	ヤマハ BS-752	H24. 8. 1	1	56, 700	音楽室（準備室含）	
8	01-01-05-00211	スピーカースタンド	ローランド ST-A95	H28. 8. 1	1	8, 640	音楽室（準備室含）	
9	01-01-06-00062	書画カメラ	L12	H25. 7. 1	1	68, 670	図工室・美術室（準備室含）	
10	01-01-17-00013	ガスファンヒーター	リンナイ KN-361E	H24. 12. 1	1	15, 800	教具室	
11	01-01-17-00586	スタックテーブル	FR-H-615S	H18. 3. 1	1	0		
12	01-01-17-00594	軽量椅子	MC-422S	H18. 3. 1	1	0		
13	01-01-20-00319	食器食缶洗浄機	日本調理器 DWU15-8MCG-22N00	H30. 8. 1	1	4, 212, 000	給食室	
14	01-01-20-00492	給食台	コクヨ S-KT	R3. 4. 1	1	0	その他	
15	01-01-20-00582	殺菌庫	インダ厨機 DS114-C	H8. 4. 1	1	0	給食室	

【ICT 機器：iPad 等】

No	学校名	付属品名	端末番号	端末区分	保管場所	学年
16	11 沢池小	キーボード	2000037	児童生徒	5年3組	5年
17	11 沢池小	カバー	2006013	児童生徒	1年3組	1年
18	11 沢池小	キーボード	2006597	児童生徒	5年3組	5年
19	11 沢池小	キーボード	2006617	児童生徒	5年2組	5年
20	11 沢池小	キーボード	2006716	児童生徒	職員室	予備機

【ICT 機器：その他】

No	機器用途	型名	端末種別	導入日	設置場所	備考
21	ネットワークハードディスク (校務用バックアップ機)	TeraStation WS5420DN04S6	その他	2019/9/1	事務室	
22	PC室 教育用先生用 端末	ESPRIMO D587/S	パソコン	2018/9/1	放送室	
23	PC室 タブレット端末用サーバ	PRIMERGY TX1310 M1	サーバ	2015/7/14	放送室	
24	教育用 タブレット端末	HP Pro Tablet 10 EE G1	タブレット端末	2015/6/1	印刷室	
25	タブレット端末用無線アクセスポイント	SKY-AP-301AN	その他	2015/7/14	印刷室	型：WSR-1166DHP4-BK

[指摘－73] 現物が確認できなかった備品について

備品台帳に登録されている備品のうち、15件を現物照合の対象として抽出し現物確認したところ、No.8（スピーカースタンド）、No.11（スタックテーブル）、No.13（食器食缶洗浄機）の3件の現物を確認できなかった。

明石市立学校園物品取扱要領（以下、「取扱要領」という。）によると、不用な物品を処分する場合、「学校園管理備品処分申請内訳書」を学校管理担当に提出し、学校管理担当課長の物品不用の決定並びに廃棄の決裁を受ける必要があったが、この対応が漏れており、また備品台帳に処分した事実を反映できていなかった。

学校が管理する備品とは、学校財務事務の手引きにおいて「庁用器具、機械器具等その性質、形状をかえることなく、比較的長期にわたり反復使用に耐えるもので取得価格が1万円以上のもの」と定義されており、また取扱要領において「物品は、教育活動に有効に活用できるよう保管し、教職員と園児・児童・生徒が大切に使用する必要があります。」と記載されており、備品管理の重要性について明記されている。

今後、備品を適切に管理するとともに、不用な備品が生じた際には漏れなく処分手続を進める必要がある。

[指摘－74] 適切な備品ラベルの貼付について

備品台帳に登録されている備品のうち、No.2（ビデオカメラ）の1件について備品ラベルが貼付されていなかった。また、No.3（ビデオカメラ）の1件について貼付された備品ラベルの記載内容が不明瞭となっていた。

備品ラベルは備品台帳等の管理簿に登録する備品と現物を紐づけるために極めて有効な手段であることから、備品ラベルを現物に貼付することは重要である。また、取扱要領に備品ラベルの取扱について、「備品には管理のため備品ラベルを貼り付けます。備品番号のラベルは、学校事務職員が付与し備品に貼り付けます。」と明記されており、適切な情報を記載した備品ラベルの貼付は適切な備品管理のため必要な手段である。

今後、備品を適切に管理するために必要事項を記載した備品ラベルを貼付するとともに、不明瞭となっている備品ラベルを発見した際には新たな備品ラベルを作成し、貼りかえる必要がある。



(監査人撮影：No. 2 ビデオカメラ)



(監査人撮影：No. 3 ビデオカメラ)

[指摘-75] 現物確認の実施方法について

取扱要領に備品の点検について「備品がなくなっていないか、壊れていないか、年1回必ず備品点検を行うこととします。」と明記されているが、備品の点数が多すぎるため全件確認しておらず、部屋の整理等に併せて現物確認しているとのことであった。

今後、備品を年1回必ず点検するとともに、点検した際にはその点検結果に関する資料を残すことで、点検内容について事後的にも確認できるようにすることが必要である。

(2) 教員の時間外管理について

教員は出勤した際に、で出勤ボタンを押し、退勤する際に退勤ボタンを押すことで出退勤の時間を管理するとともに、教員の時間外時間も当該システムで把握している。

当該システムにおいて教育委員会が集計した令和6年度の「月別超過勤務集計結果」のデータを集計・分析したところ、沢池小学校の教員数39名中、月平均で時間外従事時間が45時間超となっている教員は12名であり、また全教員の月平均時間外従事時間数は35時間56分となっていた。

[指摘-76] 土日等の週休日の出退勤時間の把握について

教員の出退勤の時間について、平日等の学校が通常に運営されている日は出退勤システムを利用することにより出退勤の時間を把握していたが、土日等の週休日の出退勤時間については把握していなかった。

土日に学校に出勤する教員は開錠のために鍵等を借りる必要があるが、令和6年度は鍵の貸出簿を作成しておらず、どれだけの出勤者がいるかが不明ではあるが土日の週休日に業務を行っている教員が何人かはいるとのことであった。

「[指摘-12] 在校等時間の正確な把握と目標の設定について」に記載のとおり、教員の在校等時間を長時間化させている要因でもある休日時間が集計できていない状況となっている。

土日等の週休日に業務のため出勤する教員の適切な出退勤時間を把握することで時間外従事の時間を把握することが必要である。

[意見-73] 出退勤システムの休憩時間の登録について

出退勤システムに登録されている休憩時間を確認したところ、出退勤管理をする管理職の認識と相違した時間が登録されていた。

沢池小学校の勤務時間は8時15分から16時45分までとなっており、休憩時間は45分となっているが、この休憩時間について学級担任などの給食指導をする教員とそれ以外の給食指導をしない教職員で休憩時間が異なっていない。そのため、全教職員の休憩時間は12時30分から12時45分までの15分間と16時から16時30分までの30分間の合計45分となるが、一部の管理職は給食指導なしの場合は12時から12時45分までの45分間が休憩時間であると認識していた。

そのため、給食指導のない事務員が早退するために1時間の休暇を申請していたが、30分の休憩を除いて出退勤システム上は算出されるため、休暇時間が15時15分から16時45分までの1時間30分となっており、当該事務員の退勤時間も15時34分となっていた。管理職は認識している休憩時間の場合、事務員が申請している休暇時間が誤っていることから事実確認すべきであったが、この確認ができていなかった。結果的に出退勤システムに登録している休憩時間は正しかったため、上述した事務員の退勤時間もおかしな点はなかった。

休憩時間は学校によって異なることもあり、また休憩時間があっても学校で勤務する教職員は本当に業務から解放されるような休憩を取ることは事実上不可能であり、児童や保護者からの問い合わせがあった場合は対応せざるを得ず、休憩時間の感覚が希薄化されている点もうかがえる。

そのため、休憩時間がいつなのかの認識が薄れることも考えられるが、休暇時間との影響もあることから、今回のような休憩時間がいつなのかについては校支援システムや職員室内に掲示することなどにより、周知徹底することが望まれる。

(3) 準公金の取り扱いについて

市は保護者から集めた学年費や給食費等の公金以外の現金等を準公金と定義し、マニュアルを定めたうえで、準公金を公金と同様、適正に管理することとしている。

[指摘-77] 年度末付近の購入について

準公金の支出の状況を確認したところ、下記のとおり年度末付近に大量の事務用品を購入している事例が見受けられた。

【年度末付近の購入事例】

- ・特別支援学級学年費の出納簿において、令和7年3月19日にかかるたやクレパス等の事務用品を96,935円支払い
- ・第1学年会計の出納簿において、令和7年3月19日に事務用品を55,367円支払い
- ・第2学年会計の出納簿において、令和7年3月21日に事務用品を39,816円支払い
- ・第3学年会計の出納簿において、令和7年3月21日に事務用品を18,209円支払い
- ・第4学年会計の出納簿において、令和7年3月21日に事務用品を18,483円支払い

上記のような年度末付近で事務用品等を購入する行為は予算消化のための購入であり、購入した年度内にすべて使用することは考え難い。また、上述した会計については残高が0円になるように最終的に使用されている。

この点、学校は年度末に購入した事務用品は翌年度の新学期で使用しているとのことであり、そのため第6学年については残高を精算し、返金対応していた。しかし、新学期用に購入している事務用品について、余った残高分で購入していることから、翌年度に過不足なく使用できる分を購入できているのかが不明となっており、また保護者への報告ではその旨が記載されていない。

今後、事務用品等については年度当初に使用する分のみを購入するなど、適切な執行計画に基づく予算化と、適切な予算執行が必要である。

[指摘－78] 請求書の金額と支払額との差額について

第1学年会計で購入した事務用品について、業者からの請求額31,596円に対して学校が支払った金額が55,367円となっており、差額が23,771円生じていたが、差額が生じた原因が不明となっていた。

上記について、請求書の貼付漏れの可能性もあるが、支払額と請求書の金額に差額が生じた際は検認の際に事実確認することは重要であるが、その対応が漏れていた。

今後、支出の際の証拠書類は適切に入手し、保管することが必要である。また、校長が出納簿を検認する際に、上記のような相違を適切に発見する必要がある、不足する証拠書類がある場合は適宜入手することが必要である。

[指摘－79] サービス品の取り扱いについて

第4学年会計で購入したクリヤーファイルについて266冊71,280円購入した際に、業者からサービス品として8冊を同梱されていたが、サービス品については無料の取り扱いとなっていた。

サービス品については学校で使用することになるが、サービス品のクリヤーファイルは児童用のものと同じものであり、学校で使用するサービス品のみを無料として取り扱うことは不適切である。そのため、無料として取り扱うのではなく値引を受けた際の処理と同様に、合計274冊のクリヤーファイルを71,280円で購入したものと考え、このうち児童分の266冊の金額は69,199円（ $\div 71,280 \text{円} \div 274 \text{冊} \times 266 \text{冊}$ ）となり、学校用が2,081円となる。

今後、サービス品や値引を受けた際には、単価を再計算したうえで児童用と学校用の負担額を算出し、このうち児童用の分については学年費から負担する必要がある。

[意見－74] 修学旅行の取扱業者の選定について

修学旅行の取扱業者について、過去に1度選定したが、その後選定を見直すルールが定められていなかった。

現在の業者は修学旅行の旅費の徴収から施設の入場料の支払等を一括で対応してくれる業者を選定した結果、旅費の徴収に長期間を有することから複数年で業務が発生し、業者を変更するタイミングが無い状況である。

令和6年度の修学旅行にかかる代金は3,562千円となっており、高額な発注金額となることから金額の経済性や業者との癒着を防止する観点から何年かに1度は業者選定する等のルールを設けることが望まれる。

(4) その他の手続結果について

[意見-75] 学校評価の保護者アンケートの徴収漏れについて

令和6年度の学校評価報告書において、学校関係者からの評価のための保護者に対するアンケートを取っていなかった。

明石市立中学校・小学校・幼稚園及び特別支援学校の管理運営に関する規則によると、下記のとおり学校評価のうち学校関係者による評価を行うこととしている。

(学校自己評価)

第7条の4

校長は、当該学校の教育活動その他の学校運営の状況について、当該学校の実情に応じた適切な項目を設定して評価を行い（以下「学校自己評価」という。）、その結果を公表するものとする。

(学校関係者評価)

第7条の5

校長は、学校の自己評価を踏まえた当該学校の児童又は生徒（以下「児童生徒」という。）の保護者その他の当該学校関係者（当該学校の職員を除く。）による評価を行い（以下「学校関係者評価」という。）、その結果を公表するよう努めるものとする。

(学校評価等の結果の報告)

第7条の6

校長は、学校自己評価の結果及び学校関係者評価を行った場合はその結果を、教育委員会に報告するものとする。

(出典：明石市立中学校・小学校・幼稚園及び特別支援学校の管理運営に関する規則)

学校評価において、学校が自己評価しただけでは主体的な評価にとどまるため、学校関係者による評価を受けることは重要である。規則によると努力義務となっているが、特別な理由があって保護者へのアンケート等ができない場合を除き実施すべきである。

今後、学校評価の際には保護者へのアンケートを取ることで、学校関係者評価も行うことが望まれる。

[指摘-80] 校舎等の施設整備について

学校で現地視察した際に、校舎等の老朽化の状況を確認したところ、下記のとおり雨漏りが生じている痕跡や、校舎の天井のコンクリートの剥落が見受けられた。

校舎等の教育施設は、児童・生徒が適切な教育を受ける前提として極めて重要である。

そのため、このような状況が生じないように、「明石市立学校施設長寿命化計画」と「施設保全ガイドライン」で洗い出した保全工事を適宜適切に実行する必要がある。また、発生してしまった場合でも、早期の修繕が可能となる施設整備体制の構築が必要である。



(監査人撮影：雨漏りの痕跡、コンクリートの剥落)

6 大久保小学校

6-1 概要

1. 名称	明石市立大久保小学校																					
2. 所在地	兵庫県明石市大久保町 430																					
3. 学級数、児童数（令和7年5月1日時点）	<table> <tr> <td>第一学年</td> <td>6学級</td> <td>191名</td> </tr> <tr> <td>第二学年</td> <td>6学級</td> <td>203名</td> </tr> <tr> <td>第三学年</td> <td>6学級</td> <td>198名</td> </tr> <tr> <td>第四学年</td> <td>5学級</td> <td>174名</td> </tr> <tr> <td>第五学年</td> <td>6学級</td> <td>187名</td> </tr> <tr> <td>第六学年</td> <td>6学級</td> <td>196名</td> </tr> <tr> <td>特別支援学級</td> <td>8学級</td> <td>45名</td> </tr> </table>	第一学年	6学級	191名	第二学年	6学級	203名	第三学年	6学級	198名	第四学年	5学級	174名	第五学年	6学級	187名	第六学年	6学級	196名	特別支援学級	8学級	45名
第一学年	6学級	191名																				
第二学年	6学級	203名																				
第三学年	6学級	198名																				
第四学年	5学級	174名																				
第五学年	6学級	187名																				
第六学年	6学級	196名																				
特別支援学級	8学級	45名																				
4. 学校概要 (令和7年度)	<p>①教育目標 「未来を生き抜く力の育成」（自律と尊重） 予測不能な未来を自分の力で切り拓いていくために、社会を創造する一員として自覚をもち、学校での学びを活かし、直面する課題を解決していく資質・能力を育成する</p> <p>②めざす児童像 ○よく学び考え合う子ども ○友だちと支え合う子ども ○体と心を鍛え合う子ども</p> <p>③育成すべき資質・能力 「課題解決力」・「創造力」・「協力」・「忍耐力」等</p> <p>④本年度の努力目標 「子どもが真ん中」 学力向上、特別支援教育の充実、学校に来ることを楽しみに思える学校、校内研究・研修の充実、凡事徹底、保護者との連携、地域との連携、学級経営力の向上、体力・運動能力の向上、働きがいのある職場環境づくり</p>																					
5. 沿革	<p>明治6年 大久保小学校創立 (大久保町静修小学校と大窪村明善小学校と合併)</p> <p>明治18年 校舎新築にともない、大久保町大久保町 430 番地の現在地に移る</p> <p>明治20年 大久保尋常小学校に校名を改称する</p> <p>明治24年 大久保高等小学校を設置する</p> <p>明治41年 明石郡大久保村立尋常高等小学校に校名を改称する</p>																					

大正 5 年	講堂新築 (昭和 12 年まで 3 期にわたり校舎の増築を進める)
昭和 16 年	大久保国民学校に校名を改称する
昭和 17 年	兵庫県女子師範学校代用附属国民学校の契約を行う
昭和 22 年	兵庫県明石郡大久保小学校に校名を改称する
昭和 26 年	明石市と明石郡大久保町と合併にともない、明石市立大久保小学校に校名を改称する 明石市立谷八木小学校新設にともない、校区を変更する
昭和 28 年	明石市立山手小学校新設にともない、校区を変更する
昭和 36 年	プール完成
昭和 52 年	創立百周年記念式典を挙行し、記念碑をすえ付ける
平成 3 年	プール竣工
平成 6 年	大規模改造工事の完了
平成 11 年	明石市立大久保南小学校の新設にともない、校区を変更する
平成 22 年	体育館竣工式をおこなう
平成 24 年	プレハブ校舎が完成する
平成 26 年	プレハブ校舎増築完成
平成 30 年	普通教室空調設備設置工事完了
令和 元年	特別教室空調設備設置工事完了
令和 3 年	エレベーター棟 (本館 1~4 階) 設置工事完了



(出典：明石市ホームページ「教育データ」、学校ホームページ)

6-2 監査結果

(1) 備品・ICT機器の管理

学校が管理する備品及びICT機器が適切に管理されているか確認するため、備品15件及びICT機器10件を管理台帳から抽出して現物を確認した結果、下記の監査結果が見受けられた。

【備品】

No	備品番号	物品名	形式メーカー	取得年月日	個数	購入価格(円)	配置場所	備考
1	01-01-01-00016	ハイビジョンメモリームービー	ビクター-CZE265	H24.6.1	1	35,800	放送室	32GB 内蔵
2	01-01-01-00050	書画カメラ	エルモ L-lex	H24.9.1	1	62,790	理科室 (準備室含)	準備室
3	01-01-01-00563	トランシーバー 中継器	アイコム IC-RP4100	R1.7.1	1	0	その他	生徒指導 委託金
4	01-01-01-00564	トランシーバー	アイコム IC4110D	R1.7.1	1	0	その他	生徒指導 委託金
5	01-01-05-00008	メモリーポータブル	ビクター-RDM15	H24.5.1	1	32,000	音楽室 (準備室含)	シルバー 音楽室2
6	01-01-09-00622	跳び箱		S59.3.1	1	40,400	体育館	和坂小より R1.12
7	01-01-09-00623	跳び箱	NTK A-8	S60.6.1	1	23,100	体育館	和坂小より R1.12
8	01-01-17-00010	乾湿両用掃除機	マキタ 490	H24.6.1	1	39,963	作業室	
9	01-01-17-00072	事務いす	ライオン 287S 青	H25.3.1	1	9,975	特別支援学級	旧本館 1F ひまわり 教室
10	01-01-17-00882	スタックテーブル	FR-H-615S		1	0	体育館	
11	01-01-17-00883	スタックテーブル	FR-H-615S		1	0	体育館	
12	01-01-20-00119	扇風機 壁掛け	パナソニック F-G401P	H24.5.1	1	20,000	給食室	1階配膳室
13	01-01-20-00581	配膳車 3段		H24.5.1	1	0	その他	大久保南 小より
14	01-01-20-00602	食器食缶洗浄機	日本調理機 DWTNH2-8-G-NL	H27.3.1	1	3,920,400	その他	
15	01-01-20-00878	バススルー冷蔵庫	GPD-080RM1-G		1	386,100	給食室	

【ICT 機器：iPad 等】

No	学校名	付属品名	端末番号	端末区分	保管場所	学年
16	15 大久保小	カバー	2000041	児童生徒	1 年 5 組	1 年
17	15 大久保小	カバー	2008492	児童生徒	職員室	予備機
18	15 大久保小	カバー	2008657	児童生徒	2 年 6 組	2 年
19	15 大久保小	キーボード	2009251	児童生徒	職員室	予備機
20	15 大久保小	キーボード	2000222	先生	音楽室	教師

【ICT 機器：その他】

No	機器用途	型名	端末種別	導入日	設置場所	備考
21	教育用 PC	LIFEBOOK A579/A	パソコン	2019/9/1	2 F 教具 室	鍵付きロッカーで 保管起動すると画 面が大きく表示さ れるためサポート デスクに連絡中
22	PC 室 教育用 先生用 端末	ESPRIMO D587/S	パソコン	2018/9/1	P C 室	
23	PC 室 タブレ ット端末用サ ーバ	PRIMERGY TX1310 M1	サーバ	2015/7/14	P C 室	
24	教育用 タブ レット端末	HP Pro Tablet 10 EE G1	タブレット端末	2015/6/1	印刷室	タブレット保管庫 で保管 画面割れ
25	タブレット端 末用無線アクセ ス ポイント	SKY-AP- 301AN	その他	2015/7/14	印刷室	タブレット保管庫 で保管

[指摘－81] 現物が確認できなかった備品について

備品台帳に登録されている備品のうち、15件を現物照合の対象として抽出し現物確認したところ、No.1（ハイビジョンメモリームービー）の1件の現物を訪問日時点で確認できなかった。

現物が確認できない理由について確認したところ、備品はビデオカメラであり、教員がイベント等で利用して返却されていない可能性もあり、廃棄済みとなっているのか返却漏れとなっているのかが不明となっていた。

仮に廃棄済みとなっている場合、明石市立学校園物品取扱要領（以下、「取扱要領」という。）によると、不用な物品を処分する場合、「学校園管理備品処分申請内訳書」を学校管理担当に提出し、学校管理担当課長の物品不用の決定並びに廃棄の決裁を受ける必要があり、また備品台帳に処分した事実を反映することも必要である。

学校が管理する備品とは、学校財務事務の手引きにおいて「庁用器具、機械器具等その性質、形状をかえることなく、比較的長期にわたり反復使用に耐えるもので取得価格が1万円以上のもの」と定義されており、また取扱要領において「物品は、教育活動に有効に活用できるよう保管し、教職員と園児・児童・生徒が大切に使用する必要があります。」と記載されており、備品管理の重要性について明記されている。さらに、備品は換金性のある電子機器等も含まれていることから、適正に管理することは重要である。

今後、備品を適切に管理するとともに、所在不明となっているビデオカメラの所在を調査し、それでも発見できないような場合は処分手続を進める必要がある。

[指摘－82] 使用していない備品・ICT機器の処分について

備品・ICT機器の現物を25件確認したところ、No.22（PC室 教育用 先生用 端末）について使用していなかった。

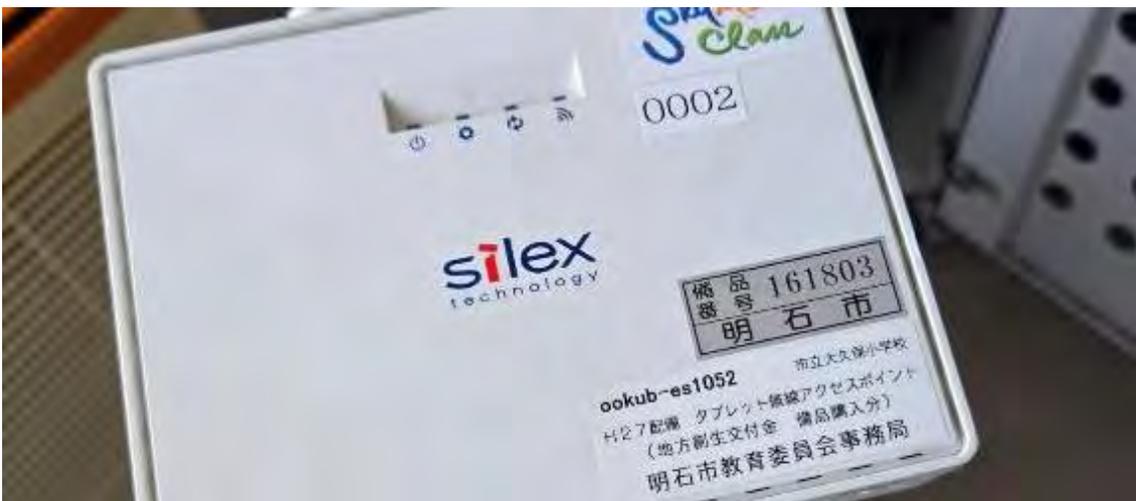
使用していないICT機器は処分手続を進めるとともに、使用していない旨をICT機器一覧表に記載するなどにより、使用状況を明確にすることが必要である。



(監査人撮影：No. 22PC 室教育用先生用端末、No. 23PC 室タブレット端末用サーバ)



(監査人撮影：教育用タブレット端末)



(監査人撮影：教育用タブレット端末)

[指摘－83] 現物確認の実施方法について

取扱要領に備品の点検について「備品がなくなっていないか、壊れていないか、年1回必ず備品点検を行うこととします。」と明記されているが、備品の点数が多すぎるため全件確認しておらず、部屋の整理等に併せて現物確認しているとのことであった。

今後、備品を年1回必ず点検するとともに、点検した際にはその点検結果に関する資料を残すことで、点検内容について事後的にも確認できるようにすることが必要である。

[意見－76] ICT 機器一覧表の設置場所について

ICT 機器一覧表に登録されている ICT 機器のうち、下記の2件について ICT 機器一覧表に記載されている設置場所と実際の保管場所が相違していた。

No	機器用途	設置場所 (ICT 機器一覧表)	実際の保管場所
22	PC 室 教育用 先生用 端末	PC 室	児童クラブ
23	PC 室 タブレット端末用サーバ	PC 室	児童クラブ

上記の PC 室は教室転換されており、現在は児童クラブとして学校ではなく市が使用しているが、現在は上記の機器については使用しておらず、児童クラブに放置されている状況である。

ICT 機器一覧表の設置場所は、ICT 機器の現物を確認するための重要な情報であるため、設置場所を変更した際には適宜変更することが望まれる。

(2) 教員の時間外管理について

教員は出勤した際に、出退勤システムで出勤ボタンを押し、退勤する際に退勤ボタンを押すことで出退勤の時間を管理するとともに、教員の時間外時間も当該システムで把握している。

当該システムにおいて教育委員会が集計した令和6年度の「月別超過勤務集計結果」のデータを集計・分析したところ、大久保小学校の教員数43名中、月平均で時間外従事時間が45時間超となっている教員は0名であり、また全教員の月平均時間外従事時間数は27時間14分となっていた。

[指摘－84] 出退勤ボタンの押し忘れについて

学校訪問した日の三日前である令和7年9月26日の出退勤時間を確認したところ、3名の教員が退勤のボタンを押しておらず、適切な在校時間及び時間外の従事時間を把握することができなかった。

出退勤のボタンを押していない理由は、出張先からの直帰やシステムエラーで教員本人がボタンを押せなかったが、その申請が出てきておらず退勤時間の修正が未了となっていた。申請は翌日中を目途にしているとのことであったため、さらに前日である令和7年9月26日の出退勤時間を確認したところ、1名の教員の退勤時間が入力されていない状況となっていた。

出退勤時間が入力されていない場合、出退勤のボタンを押し忘れや修正漏れが生じている可能性もあり、押し忘れや修正漏れについては限りなく0にすることが重要である。

適正な出退勤の時間と時間外従事時間の把握のため、押し忘れや修正漏れが生じないように注意喚起することが必要である。

[指摘－85] 土日等の週休日の出退勤時間の把握について

教員の出退勤の時間について、平日等の学校が通常に運営されている日は出退勤システムを利用することにより出退勤の時間を把握していたが、土日等の週休日の出退勤時間については把握していなかった。

土日に学校に出勤する教員は開錠のために鍵等を借りる必要があるが、令和6年度のマスターキー&警備カード使用記録簿の利用状況を確認したところ74回の貸し出し実績があることから、土日の週休日に業務を行っている教員が一定数いることが伺える。

「[指摘－12] 在校等時間の正確な把握と目標の設定について」に記載のとおり、教員の在校等時間を長時間化させている要因でもある休日時間が集計できていない状況となっている。

土日等の週休日に業務のため出勤する教員の適切な出退勤時間を把握することで時間外従事の時間を把握することが必要である。

(3) 準公金の取り扱いについて

市は保護者から集めた学年費や給食費等の公金以外の現金等を準公金と定義し、マニュアルを定めたうえで、準公金を公金と同様、適正に管理することとしている。

[指摘－86] 特別支援学級会計について

特別支援学級で保護者から集めた現金について準公金として取り扱っていなかった。

マニュアルにおいて、準公金を「保護者から集めた学年費や給食費等の公金以外の現金等」と定めており、特別支援学級においても保護者から集めている現金等であるため、準公金に該当する。しかし、学校では準公金として管理できておらず、顧問の教員等が独自で管理しているため、マニュアルに定める出納簿の作成や通帳の作成・管理などの必要な手続について適切に実施できているかが不明となっていた。

この点、学校では特別支援学級について物品購入等の支出目的がある都度集金しているとのことで、都度清算しているとのことであったが、収支の状況等を明確にするためにも特別支援学級で集金した現金についても準公金として取り扱うことは重要である。

特別支援学級で集金した現金を準公金と整理したうえで、マニュアルに順守した手続を実施することが必要である。

[指摘－87] テント代の取り扱いについて

1年生から6年生までの全学年の学年費でテント代が支出の部に保護者に対する会計報告に含まれているが、出納簿にはテント代の支出実績がなく、領収書の貼付がされていなかった。

領収書が貼付されていない理由は不明となっているが、テント代は一式レンタルし、かかった費用を全生徒で負担することとなっており、各学年の生徒数にかかる費用がテント代として出納簿に記載すべきであるが、この記載が漏れており、また上述した精算書も貼付されていない状況となっていた。

テント代について領収書を保管するとともに、各学年で負担する金額の明瞭性を確保するため、精算書等を作成したうえで各学年の学年費の支出根拠資料として貼付することが必要である。

[指摘－88] 切手の購入について

スクールガード活動事業の準公金について、切手が合計 52,720 円購入されていたが、当該切手の出納簿が作成されていなかった。

購入した切手の大半は令和 6 年 9 月 26 日に 38,500 円購入されており、令和 6 年度末までに使用する切手を一括購入しているが、一時的に保管期間が生じることや、切手は金券類として換金可能性も高いことから適切に管理することが重要である。

準公金で切手等の金券類を購入した場合、当該金券類の出納簿を作成することで適切な管理を図ることが必要である。

[意見－77] 予算額の適切な見積りについて

スクールガード活動事業の準公金について、通信費の予算額が 2,000 円となっていたが、切手等の購入で決算額は 52,720 円となっており、予算額の約 26 倍となっていた。

令和 6 年度は郵送対応が増えることが想定されており、切手の購入が増えることが見込まれていたが、予算額を前年踏襲で計上してしまったため決算額が予算額よりも大幅に増えたとのことであった。

この結果、消耗品費が予算額 80,000 円に対して決算額 45,137 円となっており、予算額の約半分となっていたが、必要数量の消耗品の購入ができているとのことであった。

予算額と決算額の内訳は大幅に変わっているが支出額の総額は変わっていないため、もともと計上していた予算総額をすべて使用することが目的となっており、予算消化につながっている恐れもある。

予算を策定する際には使用する消耗品や通信費などを想定し、必要十分な支出計画ができるように予算を策定することが望まれる。

(4) その他の手続結果について

[指摘－89] 学校評価の評価漏れについて

令和6年度の学校評価報告書において、自己評価結果や学校関係者からの評価や意見の箇所が空欄となっていた。

空欄となっている理由は、記載して提出しているはずであったが原因は不明であるがなぜか教育委員会が保有する資料では空欄になっているとのことである。

明石市立中学校・小学校・幼稚園及び特別支援学校の管理運営に関する規則第7条の4において、「校長は、当該学校の教育活動その他の学校運営の状況について、当該学校の実情に応じた適切な項目を設定して評価を行い、その結果を公表するものとする。」と規定されており、学校評価の結果を公表することが求められていることから、公表結果を生徒や保護者、近隣住民などの市民が把握できる明瞭な内容とすることが重要である。

学校評価を学校と教育委員会だけが理解できるものとせず、公表結果を市民が理解できるように学校評価報告書の記載内容に過不足が無い内容となるようにする必要がある。

[指摘-90] 校舎等の施設整備について

学校で現地視察した際に、校舎等の老朽化の状況を確認したところ、下記のとおり雨漏りが生じている痕跡が見受けられた。

校舎等の教育施設は、児童・生徒が適切な教育を受ける前提として極めて重要である。

そのため、このような状況が生じないように、「明石市立学校施設長寿命化計画」と「施設保全ガイドライン」で洗い出した保全工事を適宜適切に実行する必要がある。また、発生してしまった場合でも、早期の修繕が可能となる施設整備体制の構築が必要である。



(監査人撮影：雨漏りの痕跡)

7 二見北小学校

7-1 概要

1. 名称	明石市立二見北小学校		
2. 所在地	兵庫県明石市二見町福里 274		
3. 学級数、 児童数（令 和7年5月 1日時点）	第一 学年	3学級	89名
	第二 学年	3学級	98名
	第三 学年	3学級	85名
	第四 学年	3学級	103名
	第五 学年	3学級	91名
	第六 学年	3学級	97名
	特別支援学級	6学級	41名
4. 学校概要 (令和7年度)	<p>①学校経営のキーワード 「つながる学校」</p> <p>②学校教育目標</p> <p style="text-align: center;">「自他を大切にし、たくましく生き抜く子の育成」</p>		

③北小のスローガン

「あいさつ日本一」「音読・朗読日本一」「そうじ日本一」

5. 沿革	昭和 46 年 4 月	明石市立二見北小学校発足
	昭和 47 年 9 月	新校舎（現二見中学校）に移転
	昭和 49 年 4 月	現校舎（二見町福里 274 番地）に移転
	昭和 52 年 3 月	中庭完成、竣工式挙行
	昭和 56 年 3 月	創立 10 周年記念式典挙行
	昭和 57 年 8 月	飼育小屋完成
	平成 2 年 2 月	特別教室増築完了
	7 月	創立 20 周年記念式典・特別教室竣工式典挙行
	平成 4 年 3 月	プール全面改築工事完了
	平成 7 年 3 月	理科室・家庭科室増築工事完了
	平成 10 年 4 月	校区編成により二見西小学校へ約 300 名転出
	平成 12 年 7 月	創立 30 周年記念式典挙行
	平成 26 年 1 月	南校舎エレベーター開通式
	平成 29 年 4 月	普通教室エアコン設置工事完了
	令和 元年 1 月	特別教室 エアコン設置工事完了
	令和 3 年 11 月	創立 50 周年記念式典挙行
	令和 4 年 4 月	通級指導教室新設
	10 月	LED 化工事完了
	令和 5 年 10 月	ランチルーム開設
	令和 6 年 8 月	普通教室にプロジェクター設置



(出典：明石市ホームページ「教育データ」、学校ホームページ)

7-2 監査結果

(1) 備品・ICT機器の管理

学校が管理する備品及びICT機器が適切に管理されているか確認するため、備品15件及びICT機器10件を管理台帳から抽出して現物を確認した結果、下記の監査結果が見受けられた。

【備品】

No	備品番号	物品名	形式 メーカー	取得 年月日	個 数	購入価格 (円)	配置場所	備考
1	01-01-01-00016	モノクロレーザープリンタ	LP-S3200Z	H24.10.1	1	85,050	校長室	
2	01-01-01-00024	CDラジカセ	RC-EZ57	H24.10.1	1	10,000	放送室	
3	01-01-01-00031	デジタルカメラ	EXZS20SR	H24.12.1	1	10,100	事務室	(貸出用)
4	01-01-01-00032	書画カメラ	エルモ L-12	H24.12.1	1	68,670	その他特別教室(準備室含)	コンピュータ室
5	01-01-01-00368	フードプロセッサー			1	0	給食室	学校給食課
6	01-01-09-00288	残留塩素測定器	A T D 200 D A	H30.5.1	1	0	プール	(学校教育課より)
7	01-01-17-00005	ガスパワー耕うん機	ホンダ ビアンタ FV200	H24.6.1	1	99,800	その他	東階段下倉庫
8	01-01-17-00064	液晶テレビ	REGZA 32S7	H25.12.1	1	41,860	職員室	
9	01-01-17-00086	ジェットヒーター	HR330H	H26.3.1	1	0	体育館	卒業記念
10	01-01-17-00506	行事告知板		R5.3.3	1	0		学校運営協議会
11	01-01-19-00048	AED	AED-2100	H25.3.1	1	231,000	その他	(市教委より) コミセン
12	01-01-19-00049	冷凍庫	RF-U11ZF-S	H25.3.1	1	35,850	保健室	(市教委より)
13	01-01-20-00318	食器食缶洗浄機	DWU15-8MCG-22N00	R1.8.1	1	4,465,800	給食室	
14	01-01-20-00502	手洗い器自動水栓	TLE28SS1A		1	47,740		
15	01-01-20-00521	配膳台(給食台)	W-4MTA500		1	99,000		学校給食課 納入業者 田中屋

【ICT 機器：iPad 等】

No	学校名	付属品名	端末番号	端末区分	保管場所	学年
16	27 二見北小	キーボード	2000047	児童生徒	4 年 2 組	4 年
17	27 二見北小	カバー	2016860	児童生徒	職員室	予備機
18	27 二見北小	キーボード	2009467	先生	4 年 1 組	教師
19	27 二見北小	キーボード	2017337	先生	職員室	教師
20	27 二見北小	キーボード	2017361	先生	職員室	教師

【ICT 機器：その他】

No	機器用途	型名	端末種別	導入日	設置場所	備考
21	職員室用ノート PC	HP ProBook 450 G9	パソコン	2022/9/1	職員室	メール確認 用
22	図書室 教育用 端 末 PC-01	Fujitsu LIFEBOOK A748/TX	パソコン	2019/8/1	図書室	青少年教育 課配備分
23	PC 室 タブレッ ト端末用サーバー	PRIMERGY TX1310 M1	サーバ	2015/7/14	旧 PC 室	
24	教育用 タブレッ ト端末	HP Pro Tablet 10 EE G1	タブレッ ト端末	2015/6/1	旧 PC 準 備室	
25	タブレット端末用 無線アクセスポイ ント	PA-WG1200HS2	その他	2015/7/14	旧 PC 準 備室	SKY-AP- 301AN の代替

[意見-78] 使用していない備品の処分について

備品・ICT 機器の現物を 25 件確認したところ、No.3 (デジタルカメラ) について使用しておらず、現物確認の際に電源が入らなかったため故障の有無も確認できなかった。

当該デジタルカメラを使用していない理由を確認したところ、現在はタブレット等で撮影することが可能となっていることから使用機会がほとんどなく、直近では使用した実績は無いとのことであった。ただし、タブレットの郊外への持ち出しについては紛失リスク等もあることから、郊外で撮影する際にはデジタルカメラを使用することもあることから、まったく使用しないわけではないとのことであった。

使用していない備品については今後の使用見込みを検討し、故障の有無を確認したうえで、今後の使用見込みがない・修理不可能と判断したものについては処分手続を進めるとともに、使用していない旨を備品台帳に記載するなどにより、使用状況を明確にすることが望まれる。

[指摘-91] 備品台帳の記載内容の不備について

備品台帳に登録されている備品のうち、下記の 4 件について台帳等に記載されている保管場所と実際の保管場所等と相違していた。

【保管場所の相違】

No	物品名/機器用途	保管場所 (備品台帳・ICT 機器一覧表)	実際の保管場所
8	液晶テレビ	職員室	校長室
15	配膳台 (給食台)	空欄	ランチルーム
23	PC 室タブレット端末用サーバー	旧 PC 室	会議室
24	教育用 タブレット端末	旧 PC 室準備室	放送室

上記の PC 室は教室転換されており、現在は会議室となっており、また PC 室準備室は PTA ルームになっているため、現在の教室名とも一致していない状況であり、旧 PC 室を把握していないような場合は場所の見当もつかない記載内容となっていた。

台帳等に登録されている内容に変更が生じた際には、適宜変更することが必要である。

[指摘-92] 適切な備品ラベルの貼付について

備品台帳に登録されている備品のうち、No. 15（配膳台（給食台））について備品ラベルが貼付されていなかった。

備品ラベルは備品台帳等の管理簿に登録する備品と現物を紐づけるために極めて有効な手段であることから、備品ラベルを現物に貼付することは重要である。また、取扱要領に備品ラベルの取扱について、「備品には管理のため備品ラベルを貼り付けます。備品番号のラベルは、学校事務職員が付与し備品に貼り付けます。」と明記されており、適切な情報を記載した備品ラベルの貼付は適切な備品管理のため必要な手段である。

今後、備品を適切に管理するために必要事項を記載した備品ラベルを貼付するとともに、不明瞭となっている備品ラベルを発見した際には新たな備品ラベルを作成し、貼りかえる必要がある。

[指摘-93] 現物確認の未実施について

取扱要領に備品の点検について「備品がなくなっていないか、壊れていないか、年1回必ず備品点検を行うこととします。」と明記されているが、備品の現実確認をしていなかった。

今回の現物確認において、前述のとおり現物確認した備品・ICT機器25件の中に現物確認ができなかったのが1件、付属品が確認できなかったのが3件、備品ラベルの未貼付が3件あったなど、備品・ICT機器の点検が適切にできていなかったことも原因と考えられる。

今後、備品・ICT機器を年に1回は必ず点検し、点検した結果に関する資料を残すことで、点検内容について適切に保管することが必要である。

[意見-79] 現物が確認できなかった備品について

備品台帳に登録されている備品のうち、15件を現物照合の対象として抽出し現物確認したところ、No.1（モノクロレーザープリンター）の1件の現物を訪問日時時点で確認できなかった。

当該プリンターについて、令和7年9月3日に訪問した際に確認したい備品リストを送付し、訪問した令和7年10月1日までの間である令和7年9月9日に廃棄申請されており、すでに処分されていたため現物確認できなかった。

廃棄理由は修理不能品のため処分しているとのことであるが、今回の監査で現物を確認したいと依頼した備品であるため、本来であれば訪問日までは現物を処分するのではなく、令和7年10月1日の訪問日までは現物を残しておき、監査後に処分してもおかしくない状況である。このように廃棄手続から処分を急いだ理由は、訪問前に事前に調査した結果、現物が確認できなかったことから廃棄処分したことにしたのではないかと推測せざるを得ない。

学校が管理する備品とは、学校財務事務の手引きにおいて「庁用器具、機械器具等その性質、形状をかえることなく、比較的長期にわたり反復使用に耐えるもので取得価格が1万円以上のもの」と定義されており、また取扱要領において「物品は、教育活動に有効に活用できるよう保管し、教職員と園児・児童・生徒が大切に使用する必要があります。」と記載されており、備品管理の重要性について明記されている。さらに、備品は換金性のある電子機器等も含まれていることから、適正に管理することは重要である。

今後、備品を適切に管理することが望まれる。

(2) 教員の時間外管理について

教員は出勤した際に、出退勤システムで出勤ボタンを押し、退勤する際に退勤ボタンを押すことで出退勤の時間を管理するとともに、教員の時間外時間も当該システムで把握している。

当該システムにおいて教育委員会が集計した令和6年度の「月別超過勤務集計結果」のデータを集計・分析したところ、二見北小学校の教員数24名中、月平均で時間外従事時間が45時間超となっている教員は6名であり、また全教員の月平均時間外従事時間数は35時間33分となっていた。

[指摘-94] 出退勤ボタンの押し忘れについて

学校訪問した日の前日及び前々日である令和7年9月29日、30日の出退勤時間を確認したところ、2名の教員が退勤のボタンを押しておらず、適切な在校時間及び時間外の従事時間を把握することができなかった。

出退勤のボタンを押していない理由は不明であるが、押し忘れていた可能性が高い。特別な理由があり、出退勤のボタンを押せない場合は正当な理由があると考えられるが、押し忘れについては限りなく無くすることが重要である。

適正な出退勤の時間と時間外従事時間の把握のため、押し忘れが生じないように注意喚起することが必要である。

[指摘-95] 土日等の週休日の出退勤時間の把握について

教員の出退勤の時間について、平日等の学校が通常に運営されている日は出退勤システムを利用することにより出退勤の時間を把握していたが、土日等の週休日の出退勤時間については把握していなかった。

土日に学校に出勤する教員は一定数いるとのことであったが、出退勤システムを稼働する等の取り扱いを行っていないとのことであった。

「[指摘-12] 在校等時間の正確な把握と目標の設定について」に記載のとおり、教員の在校等時間を長時間化させている要因でもある休日時間が集計できていない状況となっている。

土日等の週休日に業務のため出勤する教員の適切な出退勤時間を把握することで時間外従事の時間を把握することが必要である。

[指摘－96] 直行直帰の場合の出退勤時間の把握について

教員の出退勤の時間について、勤務時間が8時15分から16時45分からとなっており、勤務時間前もしくは勤務時間の終了時刻と出張業務が重なった場合、教員は学校を経由せずに直接出張先に向かうもしくは出張先から帰宅することが可能となっているが、その際の出退勤の時間は入力していなかった。

例えば15時から16時45分の研究会が学校外で開催され、当該会に教員が参加した場合に直接出張先から帰宅することが可能となっており、学校に寄らないため退勤ボタンを押さないことになるが、その代わりに退勤時間の入力もしていないため、もし17時30分に業務を終えた場合であっても出退勤システム上は16時45分に業務を完了したことになる。

適正な出退勤の時間と時間外従事時間の把握のため、出張業務により学校で出退勤システムのボタンを押さない場合であっても正しい開始・終了時間を入力することが必要である。

(3) 準公金の取り扱いについて

市は保護者から集めた学年費や給食費等の公金以外の現金等を準公金と定義し、マニュアルを定めたうえで、準公金を公金と同様、適正に管理することとしている。

[指摘-97] 年度末付近の購入について

準公金の支出の状況を確認したところ、各学年で使用する学年費などにおいて年度末付近に大量の事務用品を購入しており、すべて残高が0円になるように最終的に使用されていた。

年度末付近で事務用品等を購入する行為は予算消化のための購入であり、購入した年度内にすべて使用することは考え難い。また、使用状況を確認したところコピー用紙2枚を2円で購入しているような事例も見受けられ、コピー用紙をバラで購入するような必要性はないため、残高を0円にするための調整のための購入と言わざるを得ない。

今後、事務用品等については年度当初に使用する分のみを購入するなど、適切な執行計画に基づく予算化と、適切な予算執行が必要である。

[意見-80] 飲食費について

学校運営協議会会計の出納簿を確認したところ、お菓子とペットボトルのお茶代が5,059円計上されていた。

上記の飲食に関する費用は学校運営協議会を開催する際に準備していたとのことであったが、飲料の提供は一般的と言えるがお菓子を準備することについては過剰と考えられる。

会議の開催にあたり必要最低限の提供として飲料のみとすることが望まれる。なお、学校は自主的に令和7年度からは飲料のみの提供に変更しているとのことである。

[指摘-98] 年度の違う予算執行について

準公金の支出の状況を確認したところ、一部の学年費で購入した B5 クリアホルダー330 円の領収書日付が令和 6 年 3 月 28 日となっており、令和 5 年度中の購入となっていたが令和 6 年度の購入として清算されていた。

学年費での購入が教員の立替払いとなっているため、新学期が始まる前の準備として購入したものと考えられるが、立替払いが常態化した結果、年度を跨る購入となっているものと見受けられる。

今後、事務用品等については使用するタイミングで購入するとともに年度を跨ぐ立替払い生じないようにすることが必要である。

(4) その他の手続結果について

[指摘-99] 学校評価の公表について

令和6年度の学校評価の結果について、学校は公表していなかった。

明石市立中学校・小学校・幼稚園及び特別支援学校の管理運営に関する規則によると、学校評価のうち学校自己評価の結果を公表することとしており、学校関係者評価の結果については公表することを努力義務としている。

(学校自己評価)

第7条の4

校長は、当該学校の教育活動その他の学校運営の状況について、当該学校の実情に応じた適切な項目を設定して評価を行い（以下「学校自己評価」という。）、その結果を公表するものとする。

(学校関係者評価)

第7条の5

校長は、学校の自己評価を踏まえた当該学校の児童又は生徒（以下「児童生徒」という。）の保護者その他の当該学校関係者（当該学校の職員を除く。）による評価を行い（以下「学校関係者評価」という。）、その結果を公表するよう努めるものとする。

(学校評価等の結果の報告)

第7条の6

校長は、学校自己評価の結果及び学校関係者評価を行った場合はその結果を、教育委員会に報告するものとする。

(出典：明石市立中学校・小学校・幼稚園及び特別支援学校の管理運営に関する規則)

この点、学校の対応としては学校自己評価の結果について、教育委員会への報告は行われているが、外部への公表は実施されていない。また、学校関係者評価である保護者のアンケート結果については保護者及び学校運営協議会に対して連絡しているが、一般市民に対して公表をしていない状況となっていた。

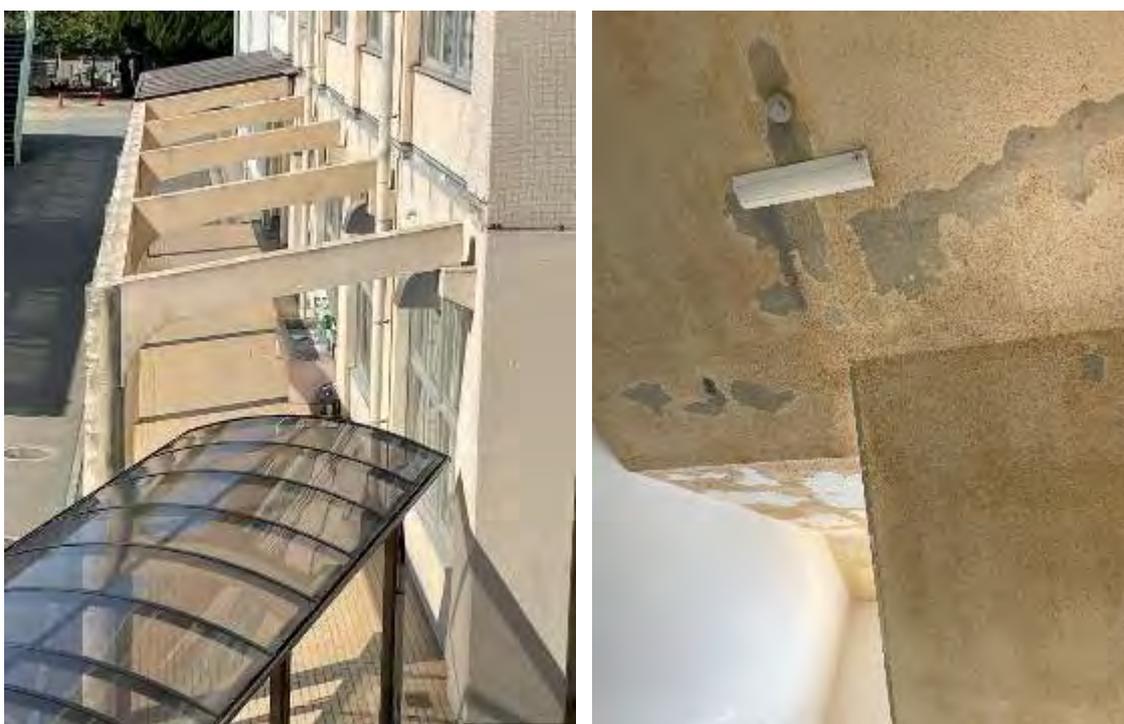
今後、学校評価をした際には評価結果について公表することが必要である。

[指摘-100] 校舎等の施設整備について

学校で現地視察した際に、校舎等の老朽化の状況を確認したところ、下記のとおり教室までの導線となっている外廊下に屋根がなく、児童が教室間を移動する際に傘を差さなければならない状況や、校舎内の階段の天井のコンクリートの剥落が見受けられた。

校舎等の教育施設は、児童・生徒が適切な教育を受ける前提として極めて重要である。

そのため、このような状況が生じないように、「明石市立学校施設長寿命化計画」と「施設保全ガイドライン」で洗い出した保全工事を適宜適切に実行する必要がある。また、発生してしまった場合でも、早期の修繕が可能となる施設整備体制の構築が必要である。



(監査人撮影：屋根のない外廊下、コンクリートの剥落)

8 明石商業高等学校

8-1 概要

1. 名称	明石市立明石商業高等学校		
2. 所在地	兵庫県明石市魚住町長坂寺 1250		
3. 学級数、 生徒数（令 和7年5月 1日時点）	第 一 学年	7学級	271名
	第 二 学年	7学級	274名
	第 三 学年	7学級	256名
4. 学校概要	<p>①校訓</p> <p>(令和7年度) 自立 不屈の精神を基盤として、自己錬磨の生活習慣を培い、専門高校生として自主独立、創造的な実践に生きる。</p> <p>親和 礼儀を基盤として社交道徳を培い、共同体の一員として知性と品位を保ちつつ親和と協調の実践に生きる。</p> <p>感謝 感謝を基盤として敬愛の精神を培い、人間の基本としての誠意と思いやりのある実践に生きる。</p> <p>②教育方針</p> <p>自主自立・協同親和の精神に富み、何事にも感謝する心を持つ人材の育成を図る。そのため次の教育目標を掲げる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門教育の充実と特色ある学校づくりに努め、望ましい職業観を確立し、世界の産業界で活躍できる人材の育成を図る。 ・自らの責任を果たし、規律と義務を尊重し、真の自立心を持つ人材の育成を図る。 ・知性を磨き、節度と礼儀をわきまえ、自信と誇りを持ち、協同親和の精神に富む人材の育成を図る。 ・確かな人権意識を育み、他者を思いやり、自己を尊重し、感謝する心を身に付け、豊かな人間性を持つ人材の育成を図る。 		
5. 沿革	昭和28年4月	学校教育法第4条により学校設置を許可される 仮校舎を明石市立望海中学校と定め授業開始	
	昭和29年4月	仮校舎を明石市立明石小学校に移す	
	昭和30年10月	本校舎を明石市大久保町西島に移転、一部江井島小学校借用	
	昭和31年10月	第2期工事完成、江井島小学校より本校に移転	

昭和 53 年 7 月	明石市魚住町長坂寺に移転
平成 2 年 4 月	情報処理類型発足
平成 5 年 5 月	創立 40 周年記念式典挙行
平成 7 年 4 月	会計類型発足
平成 9 年 3 月	弓道場完成
平成 14 年 3 月	地域イントラネットに接続
平成 15 年 2 月	体育館総リニューアル竣工
平成 15 年 5 月	創立 50 周年記念式典挙行
平成 16 年 4 月	OA 類型発足
平成 17 年 9 月	グラウンド照明設備完成
平成 17 年 11 月	テニスコート照明設備完成
平成 19 年 4 月	類型を総合ビジネス、システム情報、マネジメント会計、スポーツ科学、国際コミュニケーションの 5 類型とする
平成 21 年 4 月	国際会計科開設
平成 23 年 1 月	A 棟耐震化工事 A 棟トイレ改修工事 完成
平成 24 年 1 月	B 棟耐震化工事 B 棟トイレ改修工事 完成
平成 25 年 1 月	体育館耐震化工事 自転車駐輪場増設工事 完成
平成 25 年 5 月	創立 60 周年記念式典挙行
平成 26 年 7 月	エレベーター棟完成
平成 29 年 3 月	第 2 屋内運動場完成
令和 4 年 4 月	商業科コースをアドバンスコース・スポーツ科学コースとする
令和 5 年 10 月	福祉実習棟完成
令和 5 年 11 月	創立 70 周年記念式典挙行
令和 6 年 4 月	福祉科発足



(出典：学校ホームページ、令和 7 年度学校要覧)

8-2 監査結果

(1) 備品・ICT機器の管理

学校が管理する備品及び ICT 機器が適切に管理されているか確認するため、備品 15 件及び ICT 機器 10 件を管理台帳から抽出して現物を確認した結果、下記の監査結果が見受けられた。

【備品】

No	備品番号	品名	型式型番	取得年月	取得価格(円)	保管(設置)場所	備考(取得・管理に係る)
1	09129	シュレッダー	明光商会 231MA	H10.03	95,655	事務室	アサダシステム
2	11001	三脚脚立	長谷川工業(株) GY-300	H11.04	33,390	用務員室	ジョイフル徳永
3	12034	冷蔵庫	三菱 MR-39X	H13.01	73,500	用務員室	しなのや
4	17017	洗濯機	ナショナル NA- F42M6-W	H17.06	27,000	用務員室	木下電機
5	17034	エンジンチェーンソー	マキタ	H17.09	31,290	用務員室	コーナン
6	17039	動力噴霧器(背負)	SHRE20B	H17.10	49,980	用務員室	鍛冶六農機
7	18031	ハンドブロワーバキューム	タナカ THB- 2510N	H18.12	24,800	用務員室	ダイキ
8	18038	耐火金庫	不明	H19.01	不明	事務室	従来から存在。平成19年1月25日、監査より番号を付すよう指導されたため付す。
9	20009	エアーコンプレッサー	LD-1530Typ	H20.07	14,800	用務員室	ダイキ
10		サーバ	NEC N8100-2602Y	H31.03	—	国際 PC 室	日通商事(株)大阪支店 リース期限 R06.2.29
11	020009	AED	日本光電 AED-3150	R02.07	308,000	事務室カクテル	
12	52071-1	3連ロッカー		S53.03	10,000	事務室	石井商店
13	55052	耐火金庫		S55.05	230,000	事務室	石井商店
14	55040	キーケース	KC-4	S55.06	21,000	事務室	石井商店
15	120073	冷蔵庫	不明	S61.05	90,000	保健室	管理換 R5.03 児童生徒支援課より

【ICT 機器】

No	番号	分類	品名	メーカー 型式型番	取得年月 リース開始	保管場所
16	020049	貸出用パソコン	タブレット 端末	レノボジャパン D330 81MDS01000	R03.02	
17		サーバー	外向け WEB サーバー	Express5800/R110j- 1 4*2.5 ドライブモデル	R02.12	サーバー室
18		サーバー	サーバ	NEC NF-8100-247Y	H31.03	サーバー室
19		生徒用パソコン	パソコン	EPSON AT994E	R03.03	第 4PC 室
20	050012	タブレット	タブレット パソコン	Apple iPad MPQ03J/A	R05.06	福祉科
21		デスクトップ パソコン	デスクトップ パソコン	教師機	R04.03	第 1, 3, 5PC 室
22		保管庫	充電保管庫	サンワサプライ CAI-CAB56W	R03.03	図書室
23	11032	保管庫	引き違い保 管庫	コクヨ S-635F1	H11.08	事務室
24	030055	モバイルル ータ	モバイルル ータ	富士ソフト(株) FS030WMB1	R03.09	第 2 職員室
25		教師用パソコン	パソコン	EPSON Endeavor MR4800E	R03.03	第 2PC 室

[指摘－101] 現物が確認できなかった備品について

備品台帳に登録されている備品のうち、15件を現物照合の対象として抽出し現物確認したところ、No.6（動力噴霧器（背負））とNo.10（サーバ）の2件の現物を訪問日時点で確認できなかった。

明石市立学校園物品取扱要領（以下、「取扱要領」という。）によると、不用な物品を処分する場合、「学校園管理備品処分申請内訳書」を学校管理担当に提出し、学校管理担当課長の物品不用の決定並びに廃棄の決裁を受ける必要があったが、この対応が漏れており、また備品台帳に処分した事実を反映できていなかった。

学校が管理する備品とは、学校財務事務の手引きにおいて「庁用器具、機械器具等その性質、形状をかえることなく、比較的長期にわたり反復使用に耐えるもので取得価格が1万円以上のもの」と定義されており、また取扱要領において「物品は、教育活動に有効に活用できるよう保管し、教職員と園児・児童・生徒が大切に使用する必要があります。」と記載されており、備品管理の重要性について明記されている。

今後、備品を適切に管理するとともに、不用な備品が生じた際には漏れなく処分手続を進める必要がある。

[指摘－102] 現物が確認できなかった ICT 機器について

ICT 機器の一覧に記載されている ICT 機器のうち、10件を現物照合の対象として抽出し現物確認したところ、No.18（サーバー）の1件の現物を確認できなかった。

現物が確認できなかった理由はすでに処分済みとなっているが、ICT 機器を管理する規程類はないため、ICT 機器を処分する手続内容は不明となっている。

今後、ICT 機器を適切に管理するとともに、ICT 機器を処分する場合、一覧表から削除するか現物がない旨を明記する必要がある。

[指摘-103] 適切な備品ラベルの貼付について

備品台帳に登録されている備品のうち、No. 11 (AED)、No. 22 (充電保管庫)の2件について備品ラベルが貼付されていなかった。

備品ラベルは備品台帳等の管理簿に登録する備品と現物を紐づけるために極めて有効な手段であることから、備品ラベルを現物に貼付することは重要である。また、取扱要領に備品ラベルの取扱について、「備品には管理のため備品ラベルを貼り付けます。備品番号のラベルは、学校事務職員が付与し備品に貼り付けます。」と明記されており、適切な情報を記載した備品ラベルの貼付は適切な備品管理のため必要な手段である。

今後、備品を適切に管理するために必要事項を記載した備品ラベルを貼付する必要がある。

(2) 教員の時間外管理について

明石商業高等学校では他の市立学校の出退勤システムを利用していないため、出勤簿に押印することで出退勤を管理している。なお、教員の出退勤の時間についてはエクセル「従事時間申告表」のデータを月次で提出させることにより、教員の従事時間と時間外従事時間を把握している。

学校が教員から提出を受けている従事時間申告表を集計した令和6年度の「超過勤務記録表」を確認したところ、明石商業高等学校の教員数62名中、月平均で時間外従事時間が45時間超となっている教員は22名であり、また全教員の月平均時間外従事時間数は36時間22分となっていた。

[指摘-104] 出退勤時間の正確な把握について

令和6年度に教員から提出を受けている従事時間申告表について、記載内容の正確性を確認するために、部活動における特殊勤務手当の支給申請書に記載されている出勤日・時間について整合性を3件確認したところ、すべて相違していた。

教員から提出を受ける従事時間申告表では土日等の週休日についても従事した時間を入力しているものの、別途提出している特殊勤務手当支給申請書と整合していないため、正確な日・時間を入力していないことがうかがえる。また、例えば始業時間についてすべて勤務時間と同時刻である「8:25」が1か月すべて同じであるといった入力結果も見受けられるが、1か月のすべての出勤時間が1分も変わらず同じ時刻であるということは考えられない事例であり、すべて同じ時刻をコピーするなどの方法で効率的に入力した結果であると推測せざるを得ない。

適正な出退勤の時間と時間外従事時間の把握のため、正確な出退勤の時間を記載することについて注意喚起することが必要である。また、エクセルデータによる提出であるため、他の特殊勤務手当支給申請書や出張申請書などの資料との整合性について確認することで、提出された従事時間申告表の正確性を確認することが必要である。なお、他の市立学校で使用している出退勤システムはタッチ画面でボタンを押すだけで出退勤の時間を把握できる効率的なシステムであるため、明石商業高等学校においても同システムを導入することが望まれる。

[意見－81] 時間外従事時間が多い教員に対する面談について

令和6年度において、年間で一度でもひと月に80時間超の時間外従事を行った教員は20名となっており、この中に月平均で時間外従事時間が80時間超となっている教員も1名いたが、産業医面談を受けた実績はないとのことであった。

この点、産業医面談の形までは取っていないが、校長及び教頭は時間外従事時間の多い教員に対して声掛け等を行っており、コミュニケーションを図っているとのことである。また、時間外従事時間が多い要因についてもおおよそ把握できているとのことであった。

時間外従事時間が多い教員は過度なストレスを抱えている可能性があり、心身の健康状態の把握や職場環境の改善を検討する上でも面談することは極めて重要である。特に年間の月平均で80時間超の時間外従事している教員もいることから、適切に産業医面談を受診するよう導くことが望まれる。

[意見－82] 働き方改革の検討について

教員の時間外従事時間が多い教員も複数存在しており、特に令和6年度において一番多い教員は月平均で時間外従事時間が110時間15分となっている状況であるが、教員の働き方改革について検討していなかった。

明石商業高等学校の月平均で時間外従事時間が45時間超となっている教員は22名であり、また全教員の月平均時間外従事時間数は36時間22分となっている状況であり、教員の時間外従事時間は多いように見受けられることから、働き方改革を進めることは重要である。

この点、明石市立の高等学校は明石商業高等学校の1校のみとなっており、明石市内における他の小学校・中学校・特別支援学校での教員の働き方は学校種別の違いから参考にできないため、学校が独自で検討することになると考えられる。

そのため、まずは正確な時間外従事時間数を集計し、その内容を分析することで時間外従事時間数の発生理由を明確にする必要がある。そのうえで市の教育委員会や文部科学省の検討内容などを参考に、時間外従事時間数を削減できる働き方について、学校が研究・検討することが望まれる。

(3) 準公金の取り扱いについて

市は保護者から集めた学年費や給食費等の公金以外の現金等を準公金と定義し、明石市立明石商業高等学校準公金取扱マニュアル（以下、「高校マニュアル」という。）を定めたうえで、準公金を公金と同様、適正に管理することとしている。なお、明石市立の小・中・特別支援学校については当該マニュアルとは別に明石市立小・中・特別支援学校準公金取扱マニュアルを定めているが、ほとんど同じ内容となっている。

[指摘－105] 過剰な予備費予算の計上について

生徒会会計の令和6年度の支出予算総額が16,901千円のうち、予備費として8,646千円計上しており、予備費予算が支出予算総額の50%超となっている。また、PTA会計についても支出予算総額10,268千円のうち予備費4,663千円計上（支出予算総額の45%）や、特別教育活動振興会会計についても支出予算総額32,642千円のうち予備費17,842千円計上（支出予算総額の55%）と高い金額水準となっていた。

予備費はあらかじめ予測できない事態が発生した場合に使用するための財源であり、過剰に必要とする予算ではない。

予備費を過大計上する理由は、必要となる総額を把握せずに毎年徴収する金額単価に変更していないため、徴収する金額が想定以上に多かったことと、前年度からの繰越金が例えば生徒会会計については9,202千円と多額であったことから予備費として計上せざるを得なかったものと考えられる。

この点、生徒会会計について学校も繰越額が多額であるが今後の通常の目的での使用が見込まれないことから、シューズボックスの設置やトレーニング機器の撤去費用として予備費を予算額以上の9,970千円を執行していた。本来であれば過剰に徴収した生徒会費であれば徴収元の保護者に返金すべきであるところ、過去から累積した生徒会費を返還することは卒業生を含む全保護者に対する金額を算定することができないことから事実上不可能であり、学校全般で使用できるシューズボックス等の備品の購入等に使用しているが、学校全般で使用する備品の購入等であれば学校運営費として公費で執行すべきものであり、保護者からの徴収金で購入すべきではない。

過剰に生徒会費を徴収していた結果、本来の使用目的とは異なる支出となっていたため、生徒会会計として1年間に必要な金額を見積り、それに対して全生徒で除算した金額単価を算出したうえで、それぞれの保護者から徴収することが必要である。

[指摘-106] 学校が徴収する金額水準の見直しについて

明石商業高等学校では、新生から入学金・学年費以外で生徒会費 9,600 円、PTA 会費 8,200 円、特別教育活動振興会費 9,600 円、同窓会費 6,800 円を徴収しているが、それぞれの令和 6 年度の会計において多額の繰越金が生じている状況となっており、その詳細は下記のとおりである。

(単位：円)

会計名		前年度繰越金	次年度繰越金
生徒会会計		9,202,186	637,200
PTA 会計	一般会計	5,769,601	7,069,438
	事業費積立金	5,500,283	5,667,439
特別教育活動 振興会計	一般会計	20,835,662	21,801,966
	特別会計	1,381,521	1,685,214
	積立金	2,166,833	2,166,833
同窓会会計	通常会計	3,953,547	2,844,394
	運営基金	3,465,521	3,965,521
	記念事業積立金	1,000,000	6,365,590
合計		53,275,154	52,203,595

生徒会会計について繰越額が多額であったため、上述のとおり令和 6 年度において備品等を購入した結果、次年度繰越金が大幅に減少しているが、その他の会計については依然として高い金額水準で繰越されている。

上記の会計のうち、生徒会会計のみ学校が事務局として出納管理しているが、その他の会計の事務局は学校ではないため、学校の対応としては学年費と一緒に徴収した各会計の年会費を各会計の事務局に振り込むといった対応をしており、各会計からは予算・決算の報告を受けている状況となっている。

特別教育活動振興会費について、部活動の試合の交通費などの部活動に特化した使用目的となっており、また生徒会費についても支出予算総額が 16,901 千円のうちクラブ費として 3,798 千円計上するなど、部活動にかかる費用の負担軽減のために使用されている。この理由として学校は過去から部活動が活発であるといった特色があったものの、令和 7 年 5 月時点での部活動加入率は 57% となっており、全生徒の半分程度の加入となっているため、部活動のために全生徒の保護者から徴収することは、現在の学校運営にそぐわないと判断される。同窓会会計についても同様で、具体的な周年事業の開催や支出額の算定などの計画はされていない中で每期同額の同窓会費を徴収している。

今後、各会計について必要とする支出目的を見直したうえで、1年間に必要な金額を見積り、それに対して全生徒数等で除算した金額単価を算出したうえで、それぞれの保護者から徴収することが必要である。繰越金が過大であることから、今後は徴収単価を減額することで保護者負担を軽減できるよう、検討されたい。

[指摘-107] 部活動費の取り扱いについて

部活動のために保護者から集めた現金について準公金として取り扱っていなかった。

高校マニュアルにおいて、準公金を「保護者から集めた学年費や生徒会費等の公金以外の現金等」と定めており、部活動費においても保護者から集めている現金等であるため、準公金に該当する。

この点、学校では準公金として管理することを認識できておらず、顧問の教員等が独自で管理しているため、部活動によって管理方法が異なっていた。ある部活動については高校マニュアルに定められている方法で部費の入出金の管理ができていたが、その他の部活動については出納簿を作成しているものの領収書等の証拠書類の保管ができていなかった。

また、一部の部活動については過去から一度も出納簿を作成しておらず、また保護者に対しても徴収した部費の使用結果について報告もしていないため、部費の使用状況について透明性が確保できていないどころか、仮に顧問の教員等が私用していても誰もわからない状況となっていた。

部活動費は当然に準公金と整理したうえで、マニュアルに順守した手続を実施することが必要である。

[指摘-108] 不要な学年費の徴収について

令和6年度から学校では福祉科が開設され、新入生から学年費を100,150円徴収していたが、このうち支出した金額は徴収した金額の半分にも満たない42,302円となっており、残額の57,848円については第2学年に繰り越されていた。

学年費について徴収した金額の58%に相当する金額が残った理由は、福祉実習費として40,000円を徴収したところ、福祉実習にかかる費用は公費での負担に決まったが、福祉科の開設初年度でもあったことから公費として予算が承認されるのかが不明であったため福祉実習費として40,000円を徴収したとのことであった。

しかし、新入生から学年費を徴収する段階では予算として承認されているかどうかは明確であり、公費負担が決まっているにも関わらず不必要に福祉実習費を徴収していた。そもそも新たに福祉科を解説することを計画する段階で公費負担とすべき費用を積算し、予算を確保することは当然であるが、学校運営にかかる費用の一部について議会で承認されないと公費負担として認められるかどうか分からないといった市の対応は教育施策を軽視した予算確保の姿勢を示すものであり、改めるべき事項である。

今後の学校運営において、予算が新学期の始まる直前の議会で承認されるかどうかで保護者の負担額が変わるような対応は是正するとともに、不要となった学年費については次年度に繰り越すことなく保護者に適宜返金する必要がある。

(4) その他の手続結果について

[指摘-109] 学校評価の公表について

令和6年度の学校評価の結果について、学校は公表していなかった。

明石市立高等学校の管理運営に関する規則によると、学校評価のうち学校自己評価の結果を公表することとしており、学校関係者評価の結果については公表することを努力義務としている。

(学校自己評価)

第21条

校長は、当該学校の教育活動その他の学校運営の状況について、当該学校の実情に応じた適切な項目を設定して評価を行い（以下「学校自己評価」という。）、その結果を公表するものとする。

(学校関係者評価)

第22条

校長は、学校の自己評価を踏まえた当該学校の生徒の保護者その他の当該学校関係者（当該学校の職員を除く。）による評価を行い（以下「学校関係者評価」という。）、その結果を公表するよう努めるものとする。

(学校評価等の結果の報告)

第23条

校長は、学校自己評価の結果及び学校関係者評価を行った場合はその結果を、教育委員会に報告するものとする。

(出典：明石市立高等学校の管理運営に関する規則)

この点、学校の対応としては学校自己評価の結果を公表しておらず、また学校関係者評価（保護者、生徒）についても公表しておらず、保護者等に対しても共有されていなかった。

今後、学校評価をした際には評価結果について公表することが必要である。

[意見-83] 校舎等の施設整備について

学校で現地視察した際に、校舎等の老朽化の状況を確認したところ、渡り廊下の壁などにおいてひび割れが見受けられ、教育施設として修理すべきと考えられる事象が見受けられた。

他の訪問した小・中学校に比べると軽微な破損状況であるものの、校舎等の教育施設は生徒が適切な教育を受ける前提として極めて重要であるため、施設整備のための予算を確保し、補修することが望まれる。



(監査人撮影：壁のひび割れ)

9 高丘東・西小学校

9-1 概要

1. 名称	明石市立高丘東小学校、明石市立高丘西小学校		
2. 所在地	兵庫県明石市大久保町高丘 3-2、兵庫県明石市大久保町高丘 7-23		
3. 学級数、 児童数（令 和7年5月 1日時点）		<高丘東小学校>	<高丘西小学校>
	第 一 学年	3学級 74名	3学級 65名
	第 二 学年	2学級 53名	3学級 75名
	第 三 学年	3学級 68名	3学級 67名
	第 四 学年	2学級 47名	3学級 67名
	第 五 学年	1学級 28名	3学級 83名
	第 六 学年	2学級 45名	3学級 76名
	特別支援学級	3学級 22名	4学級 16名
4. 学校概要 (令和7年度)	<p><高丘小中一貫教育校></p> <p>①教育目標 「高い志をもち、未来を担う子どもの育成」</p> <p>②校訓 「強く・すなお・思慮深く」</p> <p><高丘東小学校></p> <p>①教育目標 「自ら学び 心豊かに たくましく生きる ひがしっ子の育成」 ～ 楽しい学校・温かい学校・開かれた学校 ～</p> <p>②めざす子ども像 「未来に希望をもち、夢をかたちにする子」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心身ともにたくましく、やり遂げる子 ・すなおで思いやりがあり、協調できる子 ・自ら考え、行動できる子 ・話をよく聞き、自分の考えを表現できる子 <p><高丘西小学校></p> <p>①教育目標 「自ら学び たくましく生きる 心豊かな子の育成」</p> <p>②合言葉 自分から あいさつ そうじ 学び合い</p> <p>③各学年教育目標</p> <p>のぞみ なかよし</p> <p>第1学年 なかよし</p> <p>第2学年 友だちとなかよくする子</p> <p>第3学年 友だちの気持ちを考え 協力し合う子</p>		

第4学年 思いやりをもち 協力し合う子
第5学年 自分に自信を持ち 友だちを大切に思える子
第6学年 主体的に取り組み たがいに高め合おうとする子

5. 沿革

<高丘東小学校>

昭和49年11月 本館、運動場、体育館工事着工
昭和51年7月 プール竣工式
昭和52年3月 第2期工事竣工、普通教室14 音楽室、渡り廊下完成
昭和54年4月 プレハブ教室建設5
昭和56年3月 普通教室4 ピロティ及び体育倉庫竣工
昭和60年6月 丸太ジャングル完成
平成22年3月 水泳用プール完成
令和3年4月 高丘小中一貫教育校 開校

<高丘西小学校>

昭和51年2月 教育委員会において学校設置決定
3月 南校舎・体育館等建設工事完工
7月 プール建設工事完工
昭和52年3月 北校舎等建設工事完工
昭和54年11月 中庭教材池完成
令和3年4月 高丘小中一貫教育校 開校

<高丘東小学校>



高丘東小学校

<高丘西小学校>



高丘西小学校

(出典：明石市ホームページ「教育データ」、学校ホームページ)

9-2 監査結果

(1) その他の手続結果について

学校訪問先を選定する際に、校舎の老朽化が進んでいる学校をヒアリングしたところ、高丘東小学校及び高丘西小学校の校舎の外壁のコンクリートが剥落しているとのことであるため、両学校を訪問し、校舎の外壁の状況を視察した。

[指摘-110] 校舎等の施設整備について

学校で現地視察した際に、校舎等の老朽化の状況を確認したところ、下記のとおり校舎の外壁のひび割れやコンクリートの剥落が見受けられ、教育環境として施設整備が十分にできているとは言い難い状況であった。

高丘西小学校の外壁は多くのコンクリートの剥落が見受けられたが、剥落の可能性の高い箇所を自主的に落として見えている鉄筋に対して錆止めしているため、外見上の見た目は悪いが今後のコンクリートの剥落の可能性は低いとのことである。しかし、このような応急処置は2年程度しか保証できるものではなく、その間に外壁工事をする必要があるとのことであるが、応急処置して約2年が経過しており、コンクリートの剥落が起こる可能性が出てきているとのことであった。

また、高丘東小学校は高丘西小学校に比べてコンクリートの剥落が少ないように見受けられたが、剥落の可能性の高い箇所を自主的に落としていないためであり、こちらもコンクリートの剥落が起こる可能性があるとのことであった。

校舎等の教育施設は、児童・生徒が適切な教育を受ける前提として極めて重要である。

そのため、このような状況が生じないように、「明石市立学校施設長寿命化計画」と「施設保全ガイドライン」で洗い出した保全工事を適宜適切に実行する必要がある。また、発生してしまった場合でも、早期の修繕が可能となる施設整備体制の構築が必要である。



(監査人撮影：高丘東小学校の外壁のひび割れ、コンクリートの剥落①)



(監査人撮影：高丘東小学校の外壁のひび割れ、コンクリートの剥落②)



(監査人撮影：高丘西小学校のひび割れ①)



(監査人撮影：高丘西小学校のひび割れ②)



(監査人撮影：高丘西小学校のひび割れ③)



(監査人撮影：高丘西小学校のひび割れ④)



(監査人撮影：高丘西小学校のひび割れ⑤)

10 学校訪問による全般的な監査結果

明石市立の学校を9校訪問し、監査上問題である事項については指摘・意見として上述のとおりであるが、上述した内容は各学校において問題として認識・改善すべき事項である。本項においては各学校において問題事項として確認した内容ではあるが、教育委員会が主として対応すべき事項として記載する。

10-1 備品・ICT機器の管理

[意見-84] ICT機器の管理に関する規程類の整備について

ICT機器の一覧に記載されているICT機器のうち、下記の2件の現物を確認できなかった。

学校名	No	機器用途
魚住中学校	23	PC室 教育用 先生用 端末 PC-41
明石商業高等学校	18	サーバー

市はICT機器の管理について規程類がないため、ICT機器を廃棄する等の手続内容は不明となっている。

ICT機器について各学校で10件、合計70件抽出し、このうち2件の現物が確認できない状況であり、教育委員会として積極的に関与することが重要である。

今後、同様の事例が生じないようにICT機器を管理する規程類を作成し、教育委員会として学校のICT機器が適切に管理することについて積極的に関与することが望まれる。

[意見-85] 取得価格・取得年月が不明な場合の取り扱いの変更について

備品台帳に登録されている備品のうち、下記の28件について取得価格もしくは所得年月が空欄となっていた。

学校名	No	物品名
大久保北中学校	5	複写画 さわぎく
	13	心肺蘇生ダミー人形
	14	オーディオメーター (ケース付き)
魚住中学校	1	デジタルカメラ
	2	自転車
	5	マグネットスクリーン
	6	プロジェクター
	7	斜眼白板
	14	片袖机
	15	事務椅子
沢池小学校	5	プロジェクター
	6	プロジェクタースクリーン
	11	スタックテーブル
	12	軽量椅子
	14	給食台
	15	殺菌庫
大久保小学校	3	トランシーバー中継器
	4	トランシーバー
	10	スタックテーブル
	11	スタックテーブル
	13	配膳車 3段
	15	パススルー冷蔵庫
二見北小学校	5	フードプロセッサ
	6	残留塩素測定器
	9	ジェットヒーター
	10	行事告知板
	14	手洗い器自動水栓
	15	配膳台 (給食台)

取扱要領において下記のとおり取得価格及び取得年月が不明な場合は空欄とする取扱いが明記されているが、空欄とした場合に登録漏れの空欄なのか不明な場合の空欄なのかが不明確となるため、今後は取得価格及び取得年月が不明な場合は「不明」と記載するなど、空欄とは異なる登録方法とするようにルールを変更することが望まれる。

☆取得価格・取得年月が不明なものの取扱い

取得価格が不明なものについては、カタログや類似の備品から推測できるものは価格を評価し、その価格で備品一覧表兼物品出納簿に記入します。

なお、類似品の見つからない絵画・彫刻などの美術品等、どうしても価格の判明しないものについては、1万円以上か1万円未満かを評価し、1万円以上の場合には備品として台帳に記載します。このとき価格は不明として空欄にします。

また取得年月不明なものについても、カタログや類似の備品から推測できるものについては記入し、なお判明しないものについては空欄とします。

(出典：明石市立学校園物品取扱要領)

[意見-86] 学校における現物確認について

取扱要領に備品の点検について「備品がなくなっていないか、壊れていないか、年1回必ず備品点検を行うこととします。」と明記されているが、ほとんどの学校において年1回すべての備品を点検していない状況となっていた。

上記について学校によっては備品の点数も多く、年1回必ず点検することは実務上煩雑となっている。

一方で、備品の現物が確認できなかった事例も多数見受けられたこともあり、備品の現物を確認する重要性は高いと考えられる。

そのため、年1回必ず点検するとしても移動して使用することが前提となっている備品は年1回必ず点検し、移動させずに使用する備品については3年に1回点検するなど、各学校で必ず現物確認することを促す効率的な方法について検討することが望まれる。

また、学校の現物確認の実施結果の正確性を検証するため、教育委員会の職員等の学校関係者以外の者が、学校が実施した現物確認の結果をもとに、抜き取り調査して学校の現物確認が正しくできているか確認する手続を追加することについても検討することが望まれる。なお、ICT機器についても同様の対応が望まれる。

10-2 教員の時間外管理について

[意見-87] 教員の正確な時間外従事時間の把握について

各学校では教員の出退勤時間について、出退勤システムにより教育委員会では把握しているが、下記の問題により正確な時間外従事時間を把握できていない可能性がある。

【問題点】

- ・ 出退勤システムが導入されていない勤務地（兵庫県立明石学園、兵庫県立清水が丘学園）の教員の出勤時間が把握できていない
- ・ 出退勤システムの出退勤のボタンを押し忘れた教員に対しては翌日に主に教頭が聞き取り調査し、おおよその時間で出退勤の時間を入力している
- ・ 土日等の週休日は出退勤システムを使用していない
- ・ 各学校で勤務時間 7 時間 45 分、休憩時間 45 分と決まっているが、休憩時間が 13 時 10 分から 13 時 20 分と、15 時 50 分から 16 時 25 分とするなど、授業などに弊害の無い時間帯となっているが教員は休息できない
- ・ 在校時間の中に業務以外の時間が把握できていない

上記のとおり、現状の出退勤システムでは把握できない時間外従事時間が多く発生しているものと考えられる。

この点、教育委員会では教員の働き方改革を進めるために、現状の教員の時間外従事時間数を正確に把握したうえで、どういった業務内容に時間数が多くなっているかなどの分析を進めることが重要であるが、その前段となる教員の時間外従事時間数を正確に把握することは極めて重要である。

今後、上記の問題点等で把握できていない教員の時間外従事時間について、その他時間外従事が生じてないかを検討し、そのうえで出退勤時間の捕捉方法の改善を図り、正確な時間外従事時間数の把握を心がけることが望まれる。

[意見-88] 教員数の慢性的な不足について

各学校を訪問した際に、時間外従事時間の発生の多くの要因として教員が不足しているとの意見を伺った。

学校で働く教員のうち、年度途中で退職する場合や産前産後休業や育児休業（以下、「産休等」という。）、病気等により長期で休業する教員も存在するが、この場合の欠員が生じた際の補充がなく、残った教員で工夫して対応している状況となっていた。

市の児童・生徒数は増加する一方で、近年の教員のなり手が不足している影響で、教育委員会としても欠員を補充する教員を集めることが難しい状況となっている。

しかし、産休等で休業する教員は現在の少子化社会において歓迎すべきことであるが、当該休業する教員も学校の現状を認識しており、後ろめたい気持ちになることから、慢性的な教不足の状況は改善することが重要である。十分な教員を確保できていないにもかかわらず一般企業と同水準の休業制度を準備しているが、休業した教員の欠員を残った学校教員で穴埋めする制度は片手落ちの制度と言わざるを得ない。

今後、教員を集めるために時限的に市の財源を上乗せした教員の給与体系を設けるなどにより、必要な教員数を確保することを検討することが望まれる。

10-3 準公金の取り扱いについて

[指摘-111] 準公金取扱マニュアルの充実について

教育委員会では各学校で取り扱う準公金について下記のとおり明石市立小・中・特別支援学校準公金取扱マニュアル（以下、「マニュアル」という。）を定めている。なお、明石商業高等学校については当該マニュアルとは別に明石市立明石商業高等学校準公金取扱マニュアルを定めているが、ほとんど同じ内容となっている。

明石市立小・中・特別支援学校準公金取扱マニュアル

明石市教育委員会

学校においては、保護者から集めた学年費や給食費等の公金以外の現金等（以下「準公金」という。）を取り扱っています。

こうした準公金は、公金と同様、適正に処理されなければなりません。そこで、教育委員会では、適正に準公金を管理するため、教職員が準公金の管理及び出納事務を行う際の取扱マニュアルを策定しました。

このマニュアルは、準公金を取り扱う際の基準と手続きについて定めています。

1 準公金の対象について

(1) 学校教育活動に必要な物

学年（学級）費、児童・生徒会費、修学旅行積立金、卒業アルバム積立金等

(2) 学校関係団体に関するもの

PTA 会費、同窓会費等

(3) その他、校長が必要と認めるもの

2 管理方法について

(1) 準公金の管理は、校長を責任者とし、複数の職員で行うこと。

(2) 原則として個別の口座で管理し、現金での保管は避けること。

（やむを得ず現金を保管する場合は、その金額及び期間は最小限とすること。）

- (3) 印鑑と預貯金通帳は別々に保管すること。(印鑑は校長が厳重に管理すること。)
- (4) 通帳及び現金は、金庫等の施錠できるところで保管すること。
- (5) キャッシュカードの保有は避けること。
(やむを得ず保有する場合は、金庫等の施錠できるところで保管し、その暗証番号は定期的に変更するなど、校長が厳重に管理すること。)

3 出納について

- (1) 出納簿を作成すること。
- (2) 出納簿は各学期末に校長までの検認を行うこと。
- (3) 出納簿に記載された金額と、領収書及び通帳に記帳された金額を一致させること。
- (4) 金融機関のインターネットを介した取引サービス(いわゆるインターネットバンキングやオンラインバンキング等)は使用しないこと。ただし、インターネットを使った伝送はこの限りではないが、明石市情報セキュリティポリシーに抵触しないこと。

4 保存年限について

出納簿及び、それに係る領収書及び通帳の保存年限は5年とする。

(出典：明石市立小・中・特別支援学校準公金取扱マニュアル)

マニュアルの記載内容は簡素化されており、必要十分な情報や管理方法が記載されていないため、各学校で準公金を取り扱う際に混乱が生じる可能性がある。この点、教育委員会は令和6年度の監査委員の定期監査の指摘の対応としてマニュアルの修正を進めている状況であるため、下記に記載の内容を参考にしたうえで、マニュアルを修正されたい。

【修正すべき記載内容】

- ・各学校で部活動費が準公金として取り扱われておらず、マニュアルにおいても部活動費について明記されていないため、「1 準公金の対象について」に部活動費を例示列挙する必要がある。
- ・「3 出納について(3) 出納簿に記載された金額と、領収書及び通帳に記帳された金額を一致させること。」と記載されているため、立替払いした複数の領収書との金額を一致させるため預金口座から複数回の出金処理

が必要となるなど業務が煩雑となるため合計額との一致も認める旨の記載内容に変更する必要がある。

- ・預金利息の取扱いについて明記されておらず、各学校で処理方法について混乱が生じていたため、準公金の取り扱っている会計で雑収入として処理するなどの処理方法を明確にする必要がある。
- ・「2 管理方法について（2）原則として個別の口座で管理」と記載されているため準公金の種類別に通帳を作成しなければならないが、校長が異動した場合に校長名義の通帳の名義変更が生じるなど、煩雑な事務処理を求められることから、1つの通帳で複数の準公金を管理することも認めることについて検討することが必要である。
- ・事務用品等を年度末付近で大量に購入するなどの予算消化している事例が見受けられたため、必ず使用する分しか購入してはならない旨を明記する必要がある。
- ・学年費について5月から徴収することになるが、学年費が入ってくるまでに教材等を購入した場合、教員等の立替が生じることになることから、学年費の繰越しや学年費が入るまでの一時的な立替金の発生分を教育委員会で資金を準備するなどの対応が必要である。
- ・生徒会費などで購入した1万円以上のCD ラジカセやキーボードなどが備品登録されていないが、学校が適切に管理すべきであることから備品登録するルールを設ける必要がある。
- ・生徒会費は準公金として扱っているが徴収した児童・生徒が卒業しても返金対応などの精算行為を行っていないが、本来は精算すべきであることからその対応について明記することが必要である。
- ・会計の中で一般会計と特別会計に区分して、それぞれ出納簿を作成するなども見受けられたが、会計を区分すると事務処理が煩雑となることから原則特別会計の設置は不要と明記することが必要である。
- ・最終的にマイナス残高で終えている会計もあり、このような場合は教員が自ら負担しているものと見受けられ、特に熱心な教員ほど少しでも多く支出する傾向があり、熱心な教員ほど自己負担とならないような工夫・精算方法を検討することが必要である。

[指摘－112] 教育委員会による準公金の積極的な把握について

教育委員会では各学校でどのような準公金があるのかについて一覧表を作成するなど、積極的に把握をしていなかった。

この点、学校教育課の学校指導係が作成する諸帳簿点検リストにおいて学校訪問した際の準公金の確認事項を下記のとおり明記している。

5 準公金

通帳、出納簿、領収書が適切に管理できている（令和6年度）

通帳、出納簿、領収書の整合性がとれている。（令和6年度）

※通帳から引き出した日を指定し、引き落とした金額の領収書を確認する。

※引き出した日と領収書の日付が経過しすぎているか。

（出典：諸帳簿点検リスト（指導主事点検用））

上記について、学校が準公金として認識した現金等の出納状況は確認できるが、準公金に含めていない現金等については把握できないことになる。包括外部監査において学校を訪問した際も学校の管理職である校長及び教頭はどこまでが準公金であるのかを認識できていない学校もあったことから、教育委員会として一覧表を作成するなど、網羅的な準公金の把握を積極的に行うことが必要である。

[意見－89] 準公金の管理方法の効率化について

学校で学年費などの準公金について管理するのは学級担任などの教員となっているが、児童・生徒数が30人から40人程度いる中で、未納付となっている保護者に対する督促や、教材等の発注等で多くの時間を費やすことにつながっている教員も一定存在していた。また、準公金の場合は入出金管理や出納簿の作成、通帳管理などが必要となるが、教員はそのような業務は本来業務ではないことから、特に新任教員などにとっては時間を要することにつながっている。

この点、市の教育委員会が用意するのは上述したマニュアルのみとなっており、具体的な手順等も不明となっていることから教員の学年費等の準公金の扱いの際に参考になっているとは言い難い状況である。

また、文部科学省において、学校徴収金の公会計化等に関する調査結果等を踏まえ、学校・教員の業務負担の軽減等の観点から、学校給食費以外の学校徴収金について公会計化し、その徴収・管理を地方公共団体の業務として行うための取組の推進又は学校を経由せず保護者と業者等の間で直接支払い等を行うなどの取組の推進について通知されており、その内容は下記のとおりである。

市は児童・生徒数が増加している一方で教員数が慢性的に足りておらず、少ない人数で工夫して対応しているとのことであり、教員の業務量を減らすことを前提として、準公金のほとんどを事務員が対応する業務手順の変更と、会計事務の経験者や日商簿記2級を保有する等の人材を増員するなど、事務員の増員を検討することや、準公金の取り扱いを可能な限り公会計化することで、現状の煩雑な準公金の管理方法を効率化することにつながる検討が望まれる。

学校徴収金の公会計化等の取組の一層の推進について（通知）

日頃から、学校教育の充実に御尽力と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

教材費や修学旅行費等の学校徴収金の徴収・管理については、平成31年の中央教育審議会答申で示された「学校・教師が担う業務に係る3分類」（別添1）において「基本的に学校以外が担うべき業務」に分類され、地方公共団体が担っていくべきとされているとともに、本答申を踏まえた令和元年通知等において、学校の負担軽減を図る取組の推進をお願いしてきたところです。

学校給食費以外の学校徴収金については、令和5年12月に閣議決定された「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針」において、各地方公共団体や学校における徴収・管理に係る実務の状況等を把握した上で、当該事務を適正かつ円滑に実施するための方策を検討することが求められるとともに、その提案に関する地方分権改革有識者会議では、学校徴収金の種目別に公会計化できる根拠を整理したものが示されていないことが、地方公共団体において公会計化が進んでいない要因の一つとして指摘されたところです。

このうち学校徴収金の公会計化に係る根拠に関しては、学校の教育活動を効果的に実現するための教材費や修学旅行費等について、学校設置者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）等の規定により当該学校教育活動に対する責任を有していることから、各学校を設置する地方公共団体の公会計により取り扱い、教材の購入等に必要な経費を歳出予算に計上して支出するとともに、保護者からの徴収金を歳入予算として計上することが可能です。

こうした取扱いにより、学校・教師の業務負担の軽減のほかにも、納付方法の多様化による保護者の利便性の向上、徴収・管理業務の効率化、経理面の管理・監督体制や監査機能の充実による透明性の向上、滞納の減少による公平性の確保等の効果も期待されます。（別添2）

その上で、令和6年度に、文部科学省において、学校徴収金の種目別の実務の状況について調査を行い、その調査結果を踏まえて学校徴収金の公会計化等の対応状況や進め方について別添3のとおり整理したところであり、教材費等については公会計化に取り組みやすい一方、修学旅行費や、卒業アルバム、制服・体操服・上履き等の購入に係る費用等については、保護者と業者等の間で直接支払い等が行われている実態が見られ、このような取組も、学校・教師の業務負担の軽減の観点から有効であると考えられます。

各地方公共団体におかれては、学校徴収金の徴収・管理の業務に関し、別添3の種目別の取扱いの例も参考にしつつ、地域の実情に応じて、学校教育活動の効果的な実現に必要な教材費等を公会計化した上でその徴収・管理を地方公共団体の業務とすることや、学校を経由せずに保護者と業者等の間で直接支払い等を行う方法のいずれかを選択するなど、それらの業務を学校以外が担うようにするための適切な推進方策を検討いただき、必要な取組を一層推進いただくようお願いいたします。

なお、既に学校における徴収・管理を取り止めている場合においては、引き続き、適切な対応をお願いします。

都道府県教育委員会におかれては、文部科学省調査結果にある域内の市町村における取組状況を踏まえつつ、域内の市（指定都市を除く。）町村教育委員会及び市町村長に対して、本件の周知を図るとともに、適切な事務処理が図られるよう配慮願います。

(別添1)

学校・教師が担う業務に係る3分類

- 教師が教師でなければできない業務に集中し、教育の質を向上させていくとの観点から、これまで学校・教師が担ってきた業務の仕分けが必要です。このため、平成31年中教審答申では**いわゆる「3分類」を整理**。
- 業務の優先順位を踏まえた**精選・見直し**や、学校と保護者・地域住民との**役割分担の見直し**が求められている。

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
①登下校に関する対応	⑤調査・統計等への回答等 (事務職員等)	⑨給食時の対応 (学級担任と栄養教諭等との連携等)
②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応	⑥児童生徒の休み時間における対応 (輪番、地域ボランティア等)	⑩授業準備(補助的業務へのサポートスタッフの参画等)
③学校徴収金の徴収・管理	⑦校内清掃 (輪番、地域ボランティア等)	⑪学習評価や成績処理(補助的業務へのサポートスタッフの参画等)
④地域ボランティアとの連絡調整	⑧部活動(部活動指導員等)	⑫学校行事の準備・運営 (事務職員等との連携、一部外部委託等)
		⑬進路指導 (事務職員や外部人材との連携・協力等)
		⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応(専門スタッフとの連携・協力等)

(別添 2)

学校徴収金の公会計化によって見込まれる効果について

文部科学省

学校徴収金の公会計化とは

学校徴収金を地方公共団体の会計に組み入れる「公会計制度」を採用すること。それに加えて、学校・教師の業務負担の軽減等の観点から、学校徴収金の徴収・管理を地方公共団体の業務として行うことも重要である。

見込まれる効果

- ① 学校・教師の業務負担の軽減**
→ 督促業務等から解放されて子供に向き合う時間や授業改善の時間を確保でき、学校教育の質が向上する。
- ② 保護者の利便性の向上**
→ 納付方法を多様化することができ、保護者の利便性が向上する。(クレジットカード、コンビニ払い等)
- ③ 徴収・管理業務の効率化**
→ 一括したシステム管理や外部委託等により、財政面を含めた業務の効率化が見込まれる。
- ④ 透明性の向上、不正の防止**
→ 経理面の管理・監督体制や監査の機能が充実する。
- ⑤ 公平性の確保**
→ 効果的な徴収により、滞納が減少する。

別添

(別添 3)

学校徴収金の公会計化等に係る対応状況

令和6年度文部科学省委託事業（「学校における働き方改革の推進に関する調査研究」（委託先：PwCコンサルティング合同会社））を通じて確認された学校徴収金の公会計化等の対応状況について、学校徴収金の種目別に整理すると、以下の通り。

#	費目	対象物品・サービスの例	公会計化等に係る主な対応
1	教材費等	副読本、ワーク・ドリル、実験実習費、調理実習費等	・ 公会計化に係る制度的障壁は確認されず、公会計化の取組が推進されている。
2	調査関係経費	検定料 等	・ 公会計化に係る制度的障壁は確認されず、公会計化の取組が推進されている。
3	芸術鑑賞費	交通費、鑑賞費用 等	・ 公会計化に係る制度的障壁は確認されず、公会計化の取組が推進されている。
4	校外活動費	交通費、宿泊費、食事代、施設見学科 等	・ 公会計化に係る制度的障壁は確認されず、公会計化の取組が推進されている。 ・ 一方で、保護者と業者等の間で直接支払い等を行っている事例もある。
5	修学旅行費	交通費、宿泊費、食事代、施設見学科 等	・ 複数年度の積立により徴収しており、単年度予算への組み入れに課題があると回答したヒアリング自治体においては、保護者と業者等の間で直接支払い等を行っている事例も多い。
6	卒業諸費	アルバム、卒業遠足 等	・ 複数年度の積立により徴収しており、単年度予算への組み入れに課題がある場合において、保護者と業者等の間で直接支払い等を行っている事例もある。
7	入学時一括購入品費	制服、体操服、上履き 等	・ 対象の品目によっては、例えば、購入品を兄弟間で融通する場合がある等の事情から、保護者と業者等の間で直接支払い等を行っている事例も多い。
	スポーツ振興センター掛金	共済掛金	・ 公会計化に係る制度的障壁は確認されず、公会計化の取組が推進されている。

学校徴収金の公会計化の進め方の例(1/2)

公会計化の実施に際しての取組方策や、取り組む際の課題や工夫等について、アンケート調査やヒアリング調査結果を踏まえ、複数の自治体における事例等を取りまとめています。

自治体で公会計化に取り組む際の参考事例としてご参照ください。

※「方針検討」、「取組開始」、「取組実施」における取組方策について、ヒアリング結果を基に記載しており、上記以外の方策も想定されることに留意ください。
想定される課題はアンケート調査で公会計化を実施していない自治体から、公会計を実施していない理由と対応策について回答された内容を基に記載しています。また、課題に対する対応策は、ヒアリング結果を基に、対応策となり得る内容を記載しています。

公会計の対象とする基準の設定

- 公会計化の対象とする資材や、品目を精査。
- 公会計への組み入れに課題がある場合は、**保護者と業者との直接支払い**を行っている事例もある。
- 学校における事務フローの効率化のために、共同学校事務室や自治体職員が発注手続きを一元的に担う事例もある。また、学校教職員の負担軽減につながるシステムを整備する事例のほか、学校職員にも馴染みのあるExcelでのリスト作成・提出による事務フローを整備する工夫を行っている事例も見られる。

学校への周知

- 公会計化を実施した際の各学校における**物品の発注ルール**や、場合によっては教育委員会への計画書提出やシステム入力といった新しい事務フローの丁寧な周知とあわせて、現金徴収の負担軽減、帳簿等の重複トラブルの防止といった公会計化によるメリットについても学校に対して周知。

保護者への周知

- 保護者に負担を求める場合は、各学校で教材等の選定理由を説明。
- 徴収方法は主に口座振替とする場合が想定され、保護者に対して、**口座振替の手続きの依頼**が必要な場合もある。

(次頁記載)

方針検討時に想定される課題

- 希望者のみが購入する物品等の場合は、個別の対応が必要となり、公会計とした際に自治体による効率的な徴収が難しい。
- 複数年度の積立による徴収の場合は、**単年度予算への組み入れに課題がある**。
- 保護者と業者等の間での直接のやり取りによる支払い。

- 公会計として扱わない費用は、基本的に保護者と業者等の間での直接のやり取りによる支払いとする運用も見られる。

取組開始時に想定される課題

- 学校等の特色に応じた教材を利用しに~~く~~なる。

- 設定した上限額と各学校の計画予算内での柔軟な商品等の選定。
- 一括として、あらかじめ教育委員会が教材費等による購入に係る基準を設けた上で、各学校の前年度徴収実績等を基に児童生徒一人当たりの徴収額に一律の上限を設定し、その範囲内で各学校が柔軟に教材等を選定する運用も見られる。
- 上限額を設けずとも、各学校から次年度に必要となる教材等の計画書の提出を促すことで、各学校が柔軟に必要な教材等を選定しつつ、自治体として必要な予算額を把握している事例もある。
- なお、学校が選定した物品の発注手続きを教育委員会が済ませつつ、購入物品を各学校に納品している事例も見られた。

学校徴収金の公会計化の進め方の例(2/2)

(前頁記載)

見込み額算出

- 公会計化が開始された後の年度においては、前年度実績を基に算出する方法。一人当たりの上限額を設けて上限額×児童生徒数で翌年度予算額を算出する方法をとっている事例もある。
- なお、公会計化開始年度の予算を計上する際には、教育委員会が各学校に前年度までの徴収実績額等を確認し、公会計開始年度に必要な予算額を算出する方法をとっている事例もあった。

発注

- 教師が物品等を選定し事務職員が発注するパターン、教職員が発注を希望する物品等を記した計画書を各取組ごとに教育委員会に提出し、教育委員会がまとめて発注するパターンも見られた。

支払い

- 業者から学校への納品が確認できた後、事務職員が自治体の財務会計システム上において起票の上、支出命令処理を行い、首長印局から事業者に対して支払いを行う事例もある。

実績報告

- 各学校が各児童生徒の実績額等をExcel等に取りまとめた教育委員会に提出する運用や、規模が大きい自治体では、学校徴収システム等を用いて、事務職員が直接実績額等をシステムに入力する運用も見られる。

保護者からの徴収

- 各児童生徒の実績額等を基に、口座振替により保護者から徴収している場合が多く、毎月もしくは複数月ごとに引き落としを行い、滞りなく生じる場合は年度末に調整している事例もある。

取組実施時に想定される課題

- 学校や年度により教材費等が異なる**翌年度予算の算定が難しい**。

- 学校ごとの予算計画の策定や**上限額の設定**。
- 各学校から、前年度発注実績等を基にした年度計画を算出することで、教育委員会側で所管の全学校の必要額を算出する。
- その際、前年度実績額等を基に学校ごとの上限額を設定することも想定される。

取組実施時に想定される課題

- 口座振替の対応が難しい保護者がある。

- 納入通知書による徴収や各種手当からの充当による対応。
- 公会計化に伴い、それまで指定金融機関を設けていた場合にも、保護者の多様なニーズに応えることができるよう、対応金融機関数を増やす自治体が見られた。
- 上記対応でも難しい場合は、納入通知書による対応を行う事例や、自治体が保護者に支給する手当(児童手当等)から充当する対応も見られた。

(出典：文部科学省「学校徴収金の公会計化等の取組の一層の推進について(通知)」)

[指摘-113] 準公金と公費の区分の明確化について

学校によってどこまでを公費として支払うかが不明確となっており、マニュアルにも明記されていない結果、学校によって準公金と公費の区分が相違していた。

例えばある学校ではコピー用紙等についてすべて公費で購入しているが、ある学校では計算プリント等の児童・生徒しか使用しない印刷物に使用する用紙については学年費で購入している等が見受けられる。また、製氷機や、人権講演会費用、テント代・イス用のソックス・机の修理代・ホームページの管理費、プール清掃費・グラウンド整備用のにがりの購入などは公費で購入すべきと考えられるが、準公金から購入されていた。

上述した計算プリント等についてはコピー用紙のみが学年費となっているがインク代やコピー機の取得費用については学年費ではなく公費となっている等、公費と学年費とで購入する範囲が不明確になっている点も考えられ、考え方について一貫性がない状況であるため、教育委員会は公費と学年費等の準公金で支出する範囲を明確にすることが必要である。なお、下記は滋賀県教育委員会が定める公費と私費の区分であり、詳細な分類を設けていることから参考されたい。

【参考：滋賀県教育委員会が定める公費と私費の区分】

項目	公費負担とすべき経費	P T A等学校関係団体から支援を受けることが可能である経費	私費負担を求める経費	職員個人負担とすべき経費
(1) 人件費・旅費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県が雇用する職員の給与等 ・ 非常勤講師の報酬・交通費 ・ 生徒健康診断を短期間で実施するための学校医の報酬 ・ 職員が公務で出張した場合の旅費（家庭訪問、学校訪問、修学旅行、校外学習の引率等） ・ 公務上の必要により研修を受講する職員の旅費（防火管理者講習会、救命救急法講習会等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 週休日および休日に開催される部活動で、公式大会、練習試合、校外活動および大会応援等に参加する生徒の引率職員の交通費 ・ 進路指導の充実のために保護者等から要望のあった用務に係る職員の交通費（入試説明会、入試研究会、職場見学等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ P T A等学校団体が雇用する職員の給与等 ・ P T A等学校関係団体の要望を受け、兼職兼業許可により公務外の業務に従事した職員への謝金 ・ 部活動充実のための外部講師謝金等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人で自発的に参加する研究会・研修会等への旅費（公務で出張した場合を除く）
(2) 消耗品費・印刷製本費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理運営に係る消耗品（一般消耗品、学校行事消耗品、管理諸室のコピー機に係る経費、印刷用品等） ・ 管理運営に係る印刷物（指導要録、通知表、卒業証書、生徒名簿、学習指導計画、学校要覧、学校案内等） ・ 生徒募集、進路指導に必要な印刷物（入学のしおり、学校だより、進路の手引き等） ・ 学校誌、図書館報、研究紀要等（※学校管理用、教職員用、外部への配付用） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ P T A等学校関係団体から要望があるもののうち、公費で負担する標準的な水準を上回るもの（主に生徒が使用する進路指導室・図書館の消耗品費等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ P T A等学校関係団体の運営に必要なもの（一般消耗品、印刷用品、P T A総会等のお茶代、コピー機に係る経費等） ・ 生徒個人の所有となるもの（生徒手帳等） ・ P T A等学校関係団体の運営に必要な印刷物（P T Aだより等） ・ 学校誌、図書館報、研究紀要等（※保護者配付用） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人で自発的に参加する研究会・研修会等への出席に必要な資料代（公務で出張した場合を除く）
(3) 保健	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校保健安全法で保健室に備えることが適当とされているもの（机、椅子、ベッド、つ 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒個人の所有となるもの（マスク、保健衛生品等） 	

項目	公費負担とすべき経費	P T A等学校関係団体から支援を受けることが可能である経費	私費負担を求める経費	職員個人負担とすべき経費
衛生費	<p>いたて、消毒殺菌器具、身長計、体重計、体温計等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救急処置用品等 ・換気、採光、照明、保温を適切に行い、清潔保持その他環境衛生の維持、改善を図るために必要なもの(カーテン等) ・環境衛生に必要なもの(清掃用ロッカー、モップ、ほうき、クリーナー等) 		<ul style="list-style-type: none"> ・生徒会活動やP T A活動として行う清掃活動等に係るもの(ほうき、ゴミ袋、軍手等) 	
(4) 図書館運営費	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館消耗品 ・図書館運営に必要なもの(書架、閲覧テーブル、椅子、ブックエンド等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・P T A等学校関係団体から要望があるもののうち、公費で負担する標準的な水準を上回るもの(図書購入費、コピー機に係る経費等) 		
(5) 通信運搬費	<ul style="list-style-type: none"> ・管理運営に係るもの(郵送料、電話料、NHK受信料等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記以外でP T A等学校関係団体から要望があるもの(通知表郵送料等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・P T A等学校関係団体の運営に必要なもの 	
(6) 施設整備費	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育を行う上で必要不可欠な施設に係るもの(校舎、体育館、グラウンド等) ・施設に必要な設備に係るもの(給排水設備、電気設備(受変電、配電設備)、放送設備(屋内、屋外)、教室・管理諸室用エアコン等) ・消防法で設置が義務付けられているもの(消火器、警報設備、誘導灯、避難器具等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・P T A等学校関係団体から要望があるもののうち、公費で負担する標準的な水準を上回るもの(公費負担以外の教室等のエアコン整備費、広報活動を目的とした懸垂幕の装置費、部活動など授業以外に使用するもの等) 		

項目	公費負担とすべき経費	P T A等学校関係団体から支援を受けることが可能である経費	私費負担を求める経費	職員個人負担とすべき経費
	<ul style="list-style-type: none"> 安全管理上必要なもの（防球ネット、囲障等工作物） 			
(7) 維持 管理 費	<ul style="list-style-type: none"> 管理運営に係るもの（光熱水費、燃料費、法定検査の検査料、廃棄物の運搬処分料、樹木剪定・樹木の害虫駆除費、校内サーバー等の保守に係る経費、公用車の維持管理費、エアコンに係る電気代等） 校務に必要なもの（机、椅子、事務用機器、調度品、パソコン、応援セット等） 学校生活に必要なもの（ロッカー、下足箱、傘立て、玄関マット等） 校地、立木の管理に必要なもの（草刈り機、除草剤、防砂ネット、防砂用散水器具、剪定用具、防除機、防除薬等） 固有の施設および設備 備品の修繕料 	<ul style="list-style-type: none"> P T A等学校関係団体から要望があるもののうち、公費で負担する標準的な水準を上回るもの（環境美化のための活動に係る経費（教室床ワックス掛けに係る経費、授業時間確保のための清掃料等）、部活動など授業以外に使用するもの等） 	<ul style="list-style-type: none"> P T A等学校関係団体の管理運営に係るもの（P T A所有物品の廃棄物の運搬処分料等） 使用許可でP T A等学校関係団体が使用している施設設備等に係るもの（P T A等が使用している部屋の共益費等） P T A等学校関係団体等の所有する設備、作業用機械に係るもの 	
(8) 各種 負担 金・ 分担 金	<ul style="list-style-type: none"> 法令で設置が義務付けられている管理者（防火管理者、衛生管理者、特別管理産業廃棄物管理責任者、安全運転管理者等）の受講費用 			

(出典：滋賀県「県立学校の管理運営・教育活動に必要な経費の負担区分について」)

[意見-90] 学年費の水準について

学校で徴収する学年費はそれぞれの学校の学年で使用する教材等の使用料や前年度の徴収額などを参考に金額を決定しているが、学校によって相違しており、通う学校によって保護者間での不公平が生じていた。

例えば第2学年の学年費について、ある学校では月1,700円を徴収していたが、ある学校では月900円を徴収しており、訪問した学校の中だけで2倍近く徴収する金額が異なっている結果となっている。金額が異なる要因は上述したような児童・生徒の計算プリント用の用紙を公費で購入するか学年費から購入しているか等により生じているものと見受けられる。

教育委員会は各学校で徴収する学年費について把握し、金額の多寡について確認するとともに、金額の異なる要因について分析することが望まれる。

[意見-91] 準公金の範囲について

学校で準公金を管理しているが、青少年愛護協議会や学校運営協議会の委託費等について、保護者から預かっている現金等ではないにもかかわらず、準公金として取り扱っていた。

今後は保護者からの現金等のみを準公金として取り扱うように学校に指導することが望まれる。

10-4 その他の手続結果について

[意見-92] 校舎等の施設整備について

市の子供の数は増加しており、小・中学校の児童・生徒数は増加傾向にあるが、校舎の建設に多額な予算を必要とするものであるため、校舎の新設が全体的に難しい状況となっている。

学校は普通教室を確保することは最低限必要であると認識しているため、会議室などの部屋を普通教室に転用するなどにより、現状の校舎内で確保できる普通教室数が児童・生徒数の増加予想を加味して必要と考える教室数を確保できたと整理している。これを満たさない場合は必要な予算を措置し、プレハブ等の校舎を建設している。

市は最低限の教室の確保はしているものの、十分な教育環境を満たしているとは言い難い。

十分な教育環境とはどういったものかについて検討することが望まれる。

[意見-93] 学校評価アンケートの保護者からの回答率の改善について

学校評価アンケートの保護者からの回答率は学校訪問した学校によっては4割前後となっていた。

保護者からの回答方法を確認したところ、学校によってはインターネットを介して無記名で回答する方法も準備しているが、児童・生徒に貸与している端末の中の学習アプリから回答する必要があり、ID等を確認すると個人が特定されることから無記名の意味が無い等の不備も生じていた。

学校評価に関する保護者からのアンケート結果は今後の学校運営を図るうえで重要な意見が多く含まれているため、アンケート結果の回答率を高くすることは重要である。

今後、学校評価アンケートの保護者からの回答率を向上させるため、完全に無記名となる回答方法を準備する等の施策を検討することが望まれる。

[意見-94] 学校評価報告書のPDCAサイクルの活用について

学校評価報告書において、評価項目や取組内容を記載することになるが、その内容が明確に記載されておらず、結果的にPDCAサイクルを適切に運用するための資料として活用されていなかった。

訪問した学校によっては取組の視点に対する評価項目・取組内容の記載が、予定している事象や実施した項目のみを記載していなかった。また、学校評価報告書の内容を教職員に共有できておらず、年始の学校長の学校運営方針の発表時に当該内容も織り込んで上で説明するように意識はしているものの、教育委員会と学校長との面談の際に学校評価報告書が利用されていない学校もあり、有効活用できているとは言えない状況となっていた。

学校評価報告書は学校運営をより良くするために検討・評価・改善すべき事項を検討するために極めて有効であることから、今後は記載内容の充実や評価・改善のための学校と教育委員会との間のコミュニケーション資料として有効活用することが望まれる。

【監査結果の一覧】

課名等	監査結果	
教育企画室 (総務担当)	意見-1	あかし教育プランに掲げられている成果の把握について
教育企画室 (学校管理担当)	指摘-1	明石市公共施設配置適正化実行計画に基づく各施設の具体的な取組内容やスケジュールを定めた計画の未策定について
	指摘-2	明石市公共施設配置適正化実行計画の変更について
	意見-2	明石市立学校施設長寿命化計画の整備計画について
	指摘-3	「明石市立学校施設長寿命化計画」及び「施設保全ガイドライン」の実効性の確保について
	意見-3	学校施設整備についてのマスター計画の策定について
	指摘-4	のびのびパスポートの配付数量の確認について
	意見-4	のびのびパスポートの発注先の選定方法について
	意見-5	のびのびパスポートの利用実績の把握について
	意見-6	学校用のびのびパスポートの表紙について
	意見-7	児童・生徒・教職員・用務員以外の参加者について
	意見-8	学校美化活動の定義について
	指摘-5	学校の備品管理について
指摘-6	理科教育振興費国庫補助金の備品購入の際の検収者について	
意見-9	用務員業務の事業区分について	
指摘-7	必要な修繕工事の実施について	
意見-10	設計業務の不落について	
意見-11	重症化を防止した事例の活用について	
意見-12	学校現場における検収時の押印について	
	意見-13	スクールガードあかし活動補助金に関する繰越規定について

教育企画室 (青少年教育 担当)	意見-14	事業の必要性及び今後の事業の在り方に関する検討について
	意見-15	学校図書館間及び市立図書館との交流について
	指摘-8	学校図書館における蔵書点検について
	意見-16	事務事業点検シートの成果指標の実績について
	意見-17	わくわく地域未来塾の出席者数と学習支援員数について
	意見-18	子ども広場遊具等点検業務委託の随意契約について
	指摘-9	勤労青年活動育成対策事業の今後の在り方について
	指摘-10	子ども会育成活動事業の見直しについて
	意見-19	明石スカウト活動補助金について
	意見-20	明石レクリエーション協会活動補助金について
	意見-21	管理運営業務の随意契約について
学校給食課	指摘-11	学校給食事業に関する業務委託契約の不存在について
	意見-22	学校給食会の業務内容について
	意見-23	学校給食会の解散について
	意見-24	学校給食費の公会計化等について
	意見-25	特別支援学校給食費が小学校給食費よりも 60 円高い理由について
	意見-26	給食調理業務民間委託校のプロポーザルについて
	意見-27	給食調理業務における常勤者数の確認について
	意見-28	業務従事者の確認について
	意見-29	評価結果通知の評価結果に対する改善状況の確認について
	意見-30	小学校給食調理業務に関する今後の方針の適切な検討について
学校教育課	指摘-12	在校等時間の正確な把握と目標の設定について
	意見-31	働き方改革の確実な推進について
	指摘-13	委託料に関する予算消化について
	指摘-14	委託業務に係る領収書及び決算報告書について
	指摘-15	委託先での支出のルールについて

	指摘-16	適切性を確認するための証憑について
	意見-32	委託契約の管理について
	指摘-17	前渡資金から生じた預金利息の取り扱いについて
	指摘-18	委託契約で購入した物品の帰属について
	意見-33	補助金の効果測定について
	指摘-19	補助金の使用状況について
	指摘-20	補助金で購入した物品について
	指摘-21	利息の取り扱いについて
	指摘-22	領収書について
	意見-34	手土産について
	意見-35	過去の意見の改善状況について
	指摘-23	目的外使用許可の検討について
	意見-36	事業の適切性について
	指摘-24	委託事業と補助事業の区別について
	意見-37	計画に基づく確実な実行について
	意見-38	委託内容の見直しについて
	意見-39	効率的、効果的な食育推進について
児童生徒支援課	意見-40	生徒指導研究指定の実施対象について
	指摘-25	委託事業の見直しについて（不登校対策と生徒指導）
	指摘-26	委託費予算の固定化について（不登校対策と生徒指導）
	指摘-27	委託費の使い切りについて（不登校対策と生徒指導）
	指摘-28	購入品の管理について（不登校対策と生徒指導）
	指摘-29	購入金額の妥当性の確認について（不登校対策と生徒指導）
	指摘-30	切手の管理、報告について（不登校対策と生徒指導）
	指摘-31	報告書に添付される領収書について（不登校対策と生徒指導）
	指摘-32	委託費としての支出内容について（不登校対策と生徒指導）
	意見-41	居場所サポーターの配置について

	意見-42	校内フリースペースの設置について
	意見-43	校内フリースペースの設置場所について
	意見-44	支援先リーフレットの作成及び周知について
	意見-45	ネットいじめネットトラブル防止研修会の実施について
	意見-46	明石こどもサミットの開催について
	意見-47	明石市スクールソーシャルワーカーの対応状況について
	指摘-33	明石市青少年補導員会と地区愛護協議会での活動重複について
	指摘-34	委託事業の見直しについて（青少年健全育成）
	指摘-35	委託費の使い切りについて（青少年健全育成）
	指摘-36	備品の管理について（青少年健全育成）
	指摘-37	切手の管理、報告について（青少年健全育成）
	指摘-38	報告書に添付される領収書について（青少年健全育成）
	指摘-39	委託費としての支出内容について（青少年健全育成）
あかし教育研修センター	意見-48	学校情報通信機器運用事業の管轄について
	意見-49	スーパーバイザー等講師派遣事業について
明石商業高等学校事務局	意見-50	外部講師の採用基準について
	意見-51	外部講師への謝礼金について
	意見-52	福祉科の今後について
	意見-53	事業の運営目標について
	指摘-40	応募人員について
	意見-54	退学者について
	意見-55	特別教室への空調設備の設置について
	意見-56	体育館 1 階への空調設備の設置について
	意見-57	今後の施設整備計画について
	意見-58	適切な成果指標の設定について
	意見-59	目標値の設定年次について
	意見-60	著しく低い目標値の設定について
	意見-61	目標値の設定がない事業について

学校往査	指摘-41	現物が確認できなかった備品について（大久保北中学校）
	指摘-42	適切な備品ラベルの貼付について（大久保北中学校）
	意見-62	使用していない備品・ICT 機器の処分について（大久保北中学校）
	意見-63	現物確認の実施結果の保存について（大久保北中学校）
	指摘-43	土日等の週休日の出退勤時間の把握について（大久保北中学校）
	意見-64	時間外従事時間が多い教員に対する面談について（大久保北中学校）
	指摘-44	部活動費の取り扱いについて（大久保北中学校）
	指摘-45	年度の違う予算執行について（大久保北中学校）
	指摘-46	出納簿の未作成について（大久保北中学校）
	指摘-47	過剰な予備費予算の計上について（大久保北中学校）
	指摘-48	請求書の金額と支払額との差額について（大久保北中学校）
	意見-65	同窓会会計の必要性の検討について（大久保北中学校）
	指摘-49	学校評価の評価漏れについて（大久保北中学校）
	指摘-50	校舎等の施設整備について（大久保北中学校）
	指摘-51	使用していない備品・ICT 機器の処分について（江井島中学校）
	指摘-52	適切な備品ラベルの貼付について（江井島中学校）
	指摘-53	現物確認の実施方法について（江井島中学校）
	意見-66	備品台帳の配置場所について（江井島中学校）
	指摘-54	出退勤ボタンの押し忘れについて（江井島中学校）
	指摘-55	土日等の週休日の出退勤時間の把握について（江井島中学校）
意見-67	時間外従事時間が多い教員に対する面談について（江井島中学校）	

指摘-56	部活動費の取り扱いについて（江井島中学校）
指摘-57	不要なキャッシュカードの廃棄について（江井島中学校）
指摘-58	領収書の原本保管について（江井島中学校）
指摘-59	立替金の取り扱いについて（江井島中学校）
指摘-60	切手の購入について（江井島中学校）
指摘-61	過剰な予備費予算の計上について（江井島中学校）
意見-68	同窓会会計の必要性の検討について（江井島中学校）
指摘-62	学校評価の評価漏れについて（江井島中学校）
意見-69	校舎等の施設整備について（江井島中学校）
指摘-63	現物が確認できなかった備品について（魚住中学校）
指摘-64	現物が確認できなかった ICT 機器について（魚住中学校）
指摘-65	適切な備品ラベルの貼付について（魚住中学校）
意見-70	現物確認の実施結果の保存について（魚住中学校）
指摘-66	出退勤ボタンの押し忘れについて（魚住中学校）
指摘-67	土日等の週休日の出退勤時間の把握について（魚住中学校）
意見-71	他の勤務地の教員の出退勤時間の把握について（魚住中学校）
意見-72	時間外従事時間が多い教員に対する面談について（魚住中学校）
指摘-68	部活動費の取り扱いについて（魚住中学校）
指摘-69	立替金の取り扱いについて（魚住中学校）
指摘-70	出納簿の未作成について（魚住中学校）
指摘-71	切手の購入について（魚住中学校）
指摘-72	校舎等の施設整備について（魚住中学校）
指摘-73	現物が確認できなかった備品について（沢池小学校）
指摘-74	適切な備品ラベルの貼付について（沢池小学校）
指摘-75	現物確認の実施方法について（沢池小学校）

指摘-76	土日等の週休日の出退勤時間の把握について（沢池小学校）
意見-73	出退勤システムの休憩時間の登録について（沢池小学校）
指摘-77	年度末付近の購入について（沢池小学校）
指摘-78	請求書の金額と支払額との差額について（沢池小学校）
指摘-79	サービス品の取り扱いについて（沢池小学校）
意見-74	修学旅行の取扱業者の選定について（沢池小学校）
意見-75	学校評価の保護者アンケートの徴収漏れについて（沢池小学校）
指摘-80	校舎等の施設整備について（沢池小学校）
指摘-81	現物が確認できなかった備品について（大久保小学校）
指摘-82	使用していない備品・ICT 機器の処分について（大久保小学校）
指摘-83	現物確認の実施方法について（大久保小学校）
意見-76	ICT 機器一覧表の設置場所について（大久保小学校）
指摘-84	出退勤ボタンの押し忘れについて（大久保小学校）
指摘-85	土日等の週休日の出退勤時間の把握について（大久保小学校）
指摘-86	特別支援学級会計について（大久保小学校）
指摘-87	テント代の取り扱いについて（大久保小学校）
指摘-88	切手の購入について（大久保小学校）
意見-77	予算額の適切な見積りについて（大久保小学校）
指摘-89	学校評価の評価漏れについて（大久保小学校）
指摘-90	校舎等の施設整備について（大久保小学校）
意見-78	使用していない備品の処分について（二見北小学校）
指摘-91	備品台帳の記載内容の不備について（二見北小学校）

指摘-92	適切な備品ラベルの貼付について（二見北小学校）
指摘-93	現物確認の未実施について（二見北小学校）
意見-79	現物が確認できなかった備品について（二見北小学校）
指摘-94	出退勤ボタンの押し忘れについて（二見北小学校）
指摘-95	土日等の週休日の出退勤時間の把握について（二見北小学校）
指摘-96	直行直帰の場合の出退勤時間の把握について（二見北小学校）
指摘-97	年度末付近の購入について（二見北小学校）
意見-80	飲食費について（二見北小学校）
指摘-98	年度の違う予算執行について（二見北小学校）
指摘-99	学校評価の公表について（二見北小学校）
指摘-100	校舎等の施設整備について（二見北小学校）
指摘-101	現物が確認できなかった備品について（明石商業高等学校）
指摘-102	現物が確認できなかった ICT 機器について（明石商業高等学校）
指摘-103	適切な備品ラベルの貼付について（明石商業高等学校）
指摘-104	出退勤時間の正確な把握について（明石商業高等学校）
意見-81	時間外従事時間が多い教員に対する面談について（明石商業高等学校）
意見-82	働き方改革の検討について（明石商業高等学校）
指摘-105	過剰な予備費予算の計上について（明石商業高等学校）
指摘-106	学校が徴収する金額水準の見直しについて（明石商業高等学校）
指摘-107	部活動費の取り扱いについて（明石商業高等学校）
指摘-108	不要な学年費の徴収について（明石商業高等学校）

指摘-109	学校評価の公表について（明石商業高等学校）
意見-83	校舎等の施設整備について（明石商業高等学校）
指摘-110	校舎等の施設整備について（高丘東・西小学校）
意見-84	ICT 機器の管理に関する規程類の整備について
意見-85	取得価格・取得年月が不明な場合の取り扱いの変更について
意見-86	学校における現物確認について
意見-87	教員の正確な時間外従事時間の把握について
意見-88	教員数の慢性的な不足について
指摘-111	準公金取扱マニュアルの充実について
指摘-112	教育委員会による準公金の積極的な把握について
意見-89	準公金の管理方法の効率化について
指摘-113	準公金と公費の区分の明確化について
意見-90	学年費の水準について
意見-91	準公金の範囲について
意見-92	校舎等の施設整備について
意見-93	学校評価アンケートの保護者からの回答率の改善について
意見-94	学校評価報告書の PDCA サイクルの活用について